

目 次

第 1 号（3月8日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	4
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	5
○日程第 6 議案第10号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	8
○日程第 7 議案第11号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	19
○日程第 8 議案第12号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	21
○日程第 9 議案第13号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	21
○日程第10 議案第14号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	22
○日程第11 議案第15号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	24
○日程第12 議案第16号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	25
○日程第13 議案第17号 平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	26
○日程第14 議案第32号 北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1請負契約締結の件	27
○日程第15 議案第33号 北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2請負契約締結の件	27
○日程第16 議案第34号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件	28
○散 会 宣 告	29

目 次

第 2 号（3月9日）

○議 事 日 程	3 1
○出 席 議 員	3 1
○欠 席 議 員	3 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 1
○議会事務局出席職員	3 1
○開 議 宣 告	3 2
○諸 般 の 報 告	3 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 2
○日程第 2 執行方針	3 2
〔町政執行方針〕 町 長 向 山 富 夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 北 川 雅 一 君	
○日程第 3 議案第 1 号 平成24年度上富良野町一般会計予算	3 2
○日程第 4 議案第 2 号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 2
○日程第 5 議案第 3 号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 2
○日程第 6 議案第 4 号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 2
○日程第 7 議案第 5 号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 ...	3 2
○日程第 8 議案第 6 号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 2
○日程第 9 議案第 7 号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 2
○日程第10 議案第 8 号 平成24年度上富良野町水道事業会計予算	3 2
○日程第11 議案第 9 号 平成24年度上富良野町病院事業会計予算	3 2
○予算特別委員会の設置について	6 7
○休 会 の 議 決	6 7
○散 会 宣 告	6 7

目 次

第 3 号（3月14日）

○議 事 日 程	6 9
○出 席 議 員	6 9
○欠 席 議 員	6 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 9
○議会事務局出席職員	6 9
○開 議 宣 告	7 0
○諸 般 の 報 告	7 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	7 0
○日程第 2 町の一般行政について質問	7 0
3 番 村 上 和 子 君	7 0
1 平成24年度の予算編成における重点施策の取り組みについて	
2 東中中学校の今後について	
10 番 一 色 美 秀 君	7 8
1 自衛隊退官者の雇用対策について	
11 番 今 村 辰 義 君	8 0
1 過疎化と高齢化による「限界集落」などの状況と対策について	
2 中学校における平成24年度からの新学習指導要領完全実施に向けた準備状況について	
1 番 佐 川 典 子 君	8 7
1 議場ライブ中継について	
2 葬儀時に弔旗を使う事について	
3 ふるさと納税について	
7 番 中 村 有 秀 君	9 4
1 住民活動の拠点となる住民会館のない地区の計画的建設促進と旭住民会館の早期建設を	
2 協働のまちづくりに町民と職員が一体となって推進する「地域担当職員制度」を導入すべきである	
○散 会 宣 告	1 0 4

目 次

第 4 号（3月15日）

○議 事 日 程	1 0 7
○出 席 議 員	1 0 7
○欠 席 議 員	1 0 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 7
○議会事務局出席職員	1 0 7
○開 議 宣 告	1 0 8
○諸 般 の 報 告	1 0 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 0 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	1 0 8
4 番 米 沢 義 英 君	1 0 8
1 演習場の騒音対策について	
2 子育て応援特別手当交付金について	
3 介護保険制度について	
4 予防接種について	
5 紙おむつ用ごみ袋の支給について	
6 商業振興について	
7 リフォーム制度について	
8 新規就農対策について	
9 予算編成について	
8 番 谷 忠 君	1 1 6
1 鹿柵設置と捕獲対策について	
2 小売店街のなすべき事と購買力の食い止め対策について	
1 2 番 岡 本 康 裕 君	1 2 5
1 まちづくりについて	
2 防災について	
3 観光について	
○休 会 の 議 決	1 3 2
○散 会 宣 告	1 3 2

目 次

第 5 号（3月23日）

○議 事 日 程	1 3 5
○出 席 議 員	1 3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 3 5
○議会事務局出席職員	1 3 6
○開 議 宣 告	1 3 7
○諸 般 の 報 告	1 3 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 3 7
○日程第 2 議案第18号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 3 7
○日程第 3 議案第19号 上富良野町税条例の一部を改正する条例	1 3 7
○日程第 4 議案第20号 上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 ...	1 3 9
○日程第 5 議案第21号 上富良野町公民館条例の一部を改正する条例	1 3 9
○日程第 6 議案第25号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	1 4 0
○日程第 7 議案第26号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条 例	1 4 1
○日程第 8 議案第22号 上富良野町子どもセンター条例	1 4 2
○日程第 9 議案第23号 上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例	1 4 4
○日程第10 議案第24号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	1 4 5
○日程第11 議案第27号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	1 4 8
○日程第12 議案第28号 富良野広域連合規約の変更について	1 4 8
○日程第13 議案第29号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件	1 5 0
○日程第14 議案第30号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	1 5 0
○日程第15 議案第31号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	1 5 0
○日程第16 予算特別委員会付託	1 5 1
議案第 1号 平成24年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算算	
議案第 8号 平成24年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成24年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 5 2
○日程第18 発議案第1号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	1 5 3
○日程第19 閉会中の継続調査申出の件	1 5 3
○日程追加の議決	
○追加日程第1 会期延長の件	
○退任・退職あいさつ	1 5 3
○散 会 宣 告	1 5 5

目 次

第 6 号（3月26日）

○議 事 日 程	1 5 7
○出 席 議 員	1 5 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 5 7
○議会事務局出席職員	1 5 7
○開 議 宣 告	1 5 8
○諸 般 の 報 告	1 5 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 5 8
○日程追加の議決	1 5 8
○追加日程第1 報告第 3 号 専決処分報告の件（和解及び損害賠償の額を定める件）	1 5 8
○追加日程第2 議案第35号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）	1 5 9
○町 長 あ い さ つ	1 6 6
○議 長 あ い さ つ	1 6 6
○閉 会 宣 告	1 6 7

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成24年度上富良野町一般会計予算	3月23日	原 案 可 決
2	平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
3	平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
4	平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
5	平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
6	平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
7	平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
8	平成24年度上富良野町水道事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
9	平成24年度上富良野町病院事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
10	平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	3月8日	原 案 可 決
11	平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原 案 可 決
12	平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
13	平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原 案 可 決
14	平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
15	平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原 案 可 決
16	平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原 案 可 決
17	平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	3月8日	原 案 可 決
18	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
19	上富良野町税条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
20	上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
21	上富良野町公民館条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	上富良野町子どもセンター条例	3月23日	原 案 可 決
2 3	上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
2 4	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
2 5	上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
2 6	上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
2 7	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	3月23日	原 案 可 決
2 8	富良野広域連合規約の変更について	3月23日	原 案 可 決
2 9	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月23日	原 案 可 決
3 0	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3月23日	原 案 可 決
3 1	上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	3月23日	原 案 可 決
3 2	北 1 9 号道路改良舗装工事（H 2 3 国債）その 1 請負契約締結の件	3月8日	原 案 可 決
3 3	北 1 9 号道路改良舗装工事（H 2 3 国債）その 2 請負契約締結の件	3月8日	原 案 可 決
3 4	上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件	3月8日	原 案 可 決
3 5	平成 2 3 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 1 号）	3月26日	原 案 可 決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第 1 号 平成 2 4 年度上富良野町一般会計予算 議案第 2 号 平成 2 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第 3 号 平成 2 4 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第 4 号 平成 2 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第 5 号 平成 2 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第 6 号 平成 2 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第 7 号 平成 2 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第 8 号 平成 2 4 年度上富良野町水道事業会計予算 議案第 9 号 平成 2 4 年度上富良野町病院事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
	諮問		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月23日	適 任
	執 行 方 針	3月9日	
	行 政 報 告	3月8日	
	町の一般行政について質問	3月14日 3月15日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月8日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月8日	報 告
3	専決処分報告の件（和解及び損害賠償の額を定める件）	3月26日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月23日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月23日	原 案 可 決

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 4 年 3 月 8 日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
 第 2 会期決定の件 3月8日～23日 16日間
 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
 代表監査委員 米田 末範 君
 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
 第 6 議案第10号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）
 第 7 議案第11号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 第 8 議案第12号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 第 9 議案第13号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 第10 議案第14号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
 第11 議案第15号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 第12 議案第16号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 第13 議案第17号 平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
 第14 議案第32号 北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1請負契約締結の件
 第15 議案第33号 北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2請負契約締結の件
 第16 議案第34号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件

○出席議員（14名）

1 番	佐川 典子 君	2 番	小野 忠 君
3 番	村上 和子 君	4 番	米沢 義英 君
5 番	金子 益三 君	6 番	徳武 良弘 君
7 番	中村 有秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩崎 治男 君	10 番	一色 美秀 君
11 番	今村 辰義 君	12 番	岡本 康裕 君
13 番	長谷川 徳行 君	14 番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	中田 繁利 君	総 務 課 長	田中 利幸 君
防災担当課長	伊藤 芳昭 君	産業振興課長	前田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅彦 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	北川 和宏 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君
教育振興課長	服部 久和 君	ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君
町立病院事務長	松田 宏二 君		

○議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査	深山 悟 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月5日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会までの議会運営については、1月26日、2月16日及び3月1日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議しました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望の件数は2件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案35件並びに議会における委員会からの報告案件1件及び議員からの発議案1件であります。

また、議案第32号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1及び議案第33号同じくその2の請負契約締結の件の議案は、本日配付いたしました。

なお、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件は、後日配付いたしますので、御了承願います。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成23年度建設工事発注状況及び総括表を配付いたしました。

町の一般行政について、村上和子議員外7名から、一般質問の通告がありました。本日の会議が終了した後、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程調整を行います。

町長から、平成24年度の町政執行方針並びに教育長から教育行政執行方針について、発言の申し出

がありました。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 佐 川 典 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの16日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

さて、この11日で東日本大震災から1年を迎えます。犠牲となられた多くの方々に、改めて哀悼の意を表しますとともに、今なお、避難先や仮設住宅

等で不自由な生活を送られておられる方々にお見舞いを申し上げる次第であります。１日も早い復旧・復興を願ってやみません。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、上川総合振興局、地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会主催で、上富良野町・美瑛両町と北海道上川総合振興局により、２月２３日から２４日の２日間の日程で実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に御協力をいただいたほか、関係機関独自、あるいは共同による訓練も実施いただいたところであります。

当町においては、１日目は非常配備体制構築、自衛隊災害派遣準備、情報の収集と伝達訓練を主体に、２日目は職員非常招集、災害対策本部設置、自衛隊災害派遣要請、避難路確保、避難所開設、避難指示情報伝達、避難、道路閉鎖など各種実働訓練とあわせて、新たに災害発生想定図上訓練を実施いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に８カ所の避難所を開設したほか、草分地区自主防災組織による避難訓練として５カ所の屋外避難所が開設され、１５４世帯、２８７人の参加をいただいたところであります。自主防災組織の訓練参加も年々活発になってきており、さらなる地域防災力向上に努めてまいります。

防災訓練にあわせて行われた関係機関の訓練では、島津球場における救助・救出訓練、避難指示区域における未避難者の確認訓練を陸上自衛隊、北海道警察、消防、消防団が、避難所間における避難者輸送訓練を陸上自衛隊と北海道警察が、また、ヘリコプターによる上空偵察訓練、さらに地上偵察訓練と災害対策本部での野外用指揮システムの運用訓練を陸上自衛隊が、それぞれ実施していただくなど、各防災関係機関の御協力に対して改めて感謝申し上げますとともに、今後、想定される十勝岳噴火災害に備えてまいります。

次に、予約型乗り合いタクシー運行事業についてですが、昨年４月より一部地域を対象に試行運行を実施しているところであり、１月末現在の登録者数は４４９人で、延べ利用者数は３，０８３人、延べ運行回数は１，７６８回で、全体の稼働率は５３．９％となっているところであります。

運行に当たっては、現在のところ特に問題はなく、昨年秋に行いました利用者アンケートにおいても、高い評価をいただいているところであります。平成２４年度からは、試行地域を全町に拡大して実施

したいと考えております。

次に、自衛隊関係であります。１２月１７日には駐屯地及び多田分屯地の年末行事と第２師団音楽隊定期演奏会に出席し、また、１２月２２日には第２戦車連隊の１６周年記念式典に参加し、１月２０日は自衛隊協力会女性部の新年交流会に参加いたしました。

また、要望行動等につきましては、１２月１５日、１９日、２０日に道内自衛隊関係者、防衛省並びに関係国会議員への表敬あいさつを行い、２月１５日、１６日には上富良野町基地対策協議会役員によります防衛施設周辺整備事業要望及び上富良野駐屯地現状規模堅持要望を防衛省、自衛隊関係者並びに関係国会議員に行いました。

さらに、１月２８日には、第２師団で行われましたハイチ派遣国際救援隊の壮行式に出席し、２月８日には上富良野駐屯地において、ハイチ派遣隊員の見送りを行ってまいりました。

次に、第５期介護保険事業計画・高齢者福祉計画についてであります。介護保険事業運営協議会を昨年１０月より開催し、まとめていただいた計画素案をもとに、１月２５日から２月２４日までの間パブリックコメントに付したところであり、その結果等を踏まえ２月２７日に開催した運営協議会において、第１号被保険者の介護保険料の１０％程度引き上げを含めた計画案をまとめたところであります。介護保険料の見直しに当たっては、本定例会に介護保険条例改正案を上程しておりますので、御審議を賜りたく存じます。

次に、災害時要援護者避難支援対策の進捗状況についてであります。昨年１１月の住民会長との町政懇談会において、各住民会及び自主防災組織に避難支援計画の作成を呼びかけたところであります。現在、高齢者実態調査において避難支援を求める方１５４人の情報を提供し、各住民会等で検討している状況にあります。

次に、厚生労働大臣表彰についてであります。平成２３年度公衆衛生事業功労者として、上富良野町が受賞いたしました。これは、多年にわたって特定健康診査受診率が高く、健診結果をもとに住民が生活習慣病予防に取り組んできた功績が認められたもので、今回の表彰を契機にさらに公衆衛生の向上に努め、健康なまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況については、国税徴収法に基づく搜索のほか、預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金など合計１８４件の差し押さえを執行し、６６４万６，０００円の

換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトにおいては、延べ65名の臨戸訪問徴収により町税等59万3,000円を徴収し、2月期においては最終納税催告により297名に対し、夜間納税相談窓口を開設いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者延べ71世帯137名に対しては、国民健康保険証の短期交付をして、納税勧奨をしたところであります。

次に、平成23年分所得税の確定申告の受け付けについてであります。2月16日から3月15日までの期間で、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から4月2日までの期間で実施しており、町民の方が混乱を来さないよう所得税の申告と同時に、相談受け付けの対応を図っているところであります。

次に、上富良野町住生活基本計画についてであります。昨年7月から4回にわたる策定委員の委員会の協議を経て、このたび策定したところであります。

この計画は、町の住宅施策として必要となる取り組みについての基本計画で、平成24年度から平成33年度までの10カ年を計画期間としています。町をめぐる社会や経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、安全・安心・快適に暮らせる住まいづくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光関係についてであります。今回で48回目を数えます「かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に2月5日に開催いたしました。会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき大雪像1基と、商工会青年部制作によるカマクラ及び滑り台が設置され、約1,500人の町民の方々に、冬の1日を楽しく過ごしていただけたものと思っております。

雪像制作から当日の各種イベントまで、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊上富良野駐屯地、建設業協会、商工会青年部、女性団体連絡協議会、自衛隊協力会女性部、上富良野中学校吹奏楽部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に感謝を申し上げるところでございます。

また、翌週の11日と12日の両日には、見晴台公園及び深山峠駐車場を会場に、新たな冬の観光を模索する取り組みとして「ウインターサーカス2012」が開催され、町内外から多くの方が会場に訪れ、特産品のPRや交流など有意義な活動が展開されたと、報告をいただいているところでございます。

次に、成人式についてであります。1月8日、

保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め多くの来賓各位の御臨席を賜り、挙行いたしました。新成人91名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われ、新成人としての門出を祝福したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例会町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月5日現在、件数で24件、事業費総額で2億9,951万2,500円で、本年度累計では72件、事業費総額5億6,233万8,000円となっております。

なお、詳細につきましては、お手元に、平成23年度工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について御報告いたします。概要のみ報告いたしますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行いたしました。同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町総務課、保健福祉課、ラベンダーハイツ所管の平成23年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況について。

平成24年1月17日、18日、19日の3日間、監査いたしました。

監査の方法ですが、財務事務に関して、一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書、契約書など関係書類等の提出を求めて点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から財務事務の執行状況や内容の聴取及びラベンダーハイツへの実地検査もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。なお、保健福祉課所管の社会福祉協議会事業補助金

については、交付規則に定められた補助基準を超えて交付されているものが見受けられましたので、関係書類を十分に精査して処理されるよう、所管課長等に対して講評しております。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告申し上げます。

2 ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成24年1月23日に、上富良野町保健福祉課所管の上富良野町社会福祉協議会事業補助金を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し補助金の実地検査を行いました。

検査の結果、財政援助団体の財政に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、例月現金出納検査の結果について概要を申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成23年度11月分から1月分について、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果の概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

一般会計、各特別会計、各企業会計並びに各会計基金の出納の収支状況は、3 ページから14 ページまでの結果報告書に示すとおりであり、現金、預金は適正に保管されていることを認めました。

なお、結果報告書につきましては、御高覧いただいたものと存じ、御説明を省略させていただきます。

また、町税並びに国民健康保険税の収納状況につきましては、15 ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 1 ページの4 番目の監査の結果のところでございますが、「財務に関する事務はおおむね適正に執行されていた」と認められたとありまして、次、簡単なものは監査の過程で注意をされたようでありますが、上富良野町の社会福祉協議会の事業補助金については、「補助対象事業の事業費の把握が不十分なものと交付要綱に定められた補助基準を超えて交付されていたものが見受けられた」とありますが、余り今までこういうことはなかったかと思いますが、どれぐらい超

えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

○代表監査委員（米田末範君） 御承知のとおり、社会福祉協議会に対する補助金につきましては、総額で言いますと約2,700万円、2,800万円近くをお出ししているようになってございます。それぞれに人件費であるとか、個々の事業であるとかということに分かれてございますが、その中の一部の事業で50%の補助金額のものが、総体事業費を見ますと、全体で6万円の事業を見てございまして、3万円の補助金ということでございますけれども、実質6万円の総事業費を使用してなかったという状況がございましたので、それで対象からこれは要綱と見合わせますと、若干少なくなってくるところに3万円の補助金が出されていたということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13 番長谷川徳行君。

○13 番（長谷川徳行君） 関連なのですが、その事業はどういう事業名か言えたら教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

○代表監査委員（米田末範君） 心配ごと相談事業でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、各委員長から報告を求めます。

初めに、厚生文教常任委員長、佐川典子君。

○厚生文教常任委員長（佐川典子君） 厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成24年2月28日、上富良野町議会議長、西村昭教様。厚生文教常任委員長、佐川典子。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成23年第3回定例会において、本委員会の閉会中の継続調査に申し出した先進市町村行政調査について、平成23年10月から7回の

委員会を開催し、学校施設のあり方について及び高齢者対策についてに関し、現状把握の事前研修を行うとともに、先進市町村の選定調査などを行い、平成23年11月13日から17日までの間、石川県穴水町、内灘町、福井県坂井市、京都府舞鶴市を視察し調査を行った。

なお、調査の結果につきましては、既に御高覧いただいているものと思われますので、朗読を省略し、まとめのみの朗読とさせていただきますと思います。

それでは、6ページをお開きください。

(3)まとめ。

学校校舎の耐震化・耐震補強については、昭和23年6月に坂井市付近を震源とするマグニチュード7.1の直下型地震により、約3,800人のとうとい命が失われた歴史があり、内灘町も平成19年3月25日の能登半島にマグニチュード6.9の地震があったことから、両市町とも耐震対策は公共建物、学校等はすべて終了している。また、両校とも地球温暖化・省エネ対策と環境教育の実践が積極的に推進されている。地域住民とのかかわりを取り入れた協力体制が構築され、家庭・地域との連携が重点目標として実践されている。

エコ活動も学校内での児童、教職員の活動から児童の家庭へ、そして地域へと展開されている。エコ通信の発行も非常にわかりやすく、特に家庭・地域には大きな刺激を与え、成果を上げている。本町の各学校も学校だよりを発行し、住民会・町内会を通じて回覧されて、町民から学校の活動状況がわかると好評であるので、エコ関係についても環境教育の取り組みとともに考えるべきである。

今回の先進地行政調査は、上富良野小学校改築に向けて、町民の関心が高まる大きな課題であったが、鳴鹿小学校のプロポーザルと本町のプロポーザルへの経過の違いなどや、坂井市（鳴鹿小学校エコ改修）でのエコ改修検討会参加者の公募と7回のエコ改修検討会の開催（48団体、352名参加）についての住民の意見聴取と反映が、「地域のシンボルとなる学校へ」につながっていることを実感した。本町もソフト・ハードの両面から、上富良野小学校改築事業について進行計画や進捗状況を情報公開の開示という観点から町民に対し示し、何をテーマとした学校施設を目指し、位置づけをするのかオープンに進めていくことや、また、賛同が得られるような施設にするためには、どのような町民への働きかけと地域住民の声を聞く姿勢があるのか考えられるべきで、利用する子供たちの将来や夢に向かうための土台となる学びやとしての価値観を、町民とともに呼応できる体制の構築が引き続き必要になると思

われる。

次に、高齢者対策について～介護予防の充実についてであります。これにつきましてもまとめのみの朗読とさせていただきますので、御了承願います。

10ページをお開きください。

(3)まとめ。

石川県穴水町での高齢者対策では、ニーズの高い事業のみ受益者の負担を少なくして、利用者への便宜を図っていた。高齢化率37%を超えると、介護保険の中で行っていくサービスや町の負担に影響がある中、要介護3以上の在宅高齢者への無料の理容サービスや、寝具洗濯乾燥消毒サービスなどがあり印象的であった。

在宅サービスの中の訪問サービスにおいては、民間業者が3カ所あり、介護施設も民間と合わせて289床あり、利用者にとって安心である。

舞鶴市においては、平成23年10月より実施されている高齢者健康・生きがいつくり調査研究事業（事業費1,200万円）では、専門的な分野から運動機能の回復をねらい、結果が期待され注目されているが、これは新市長が医師（元病院の理事長）であることから、医療・ケアマネ・包括支援センターとの親密な連携とともに充実が図られるものと思われる。認知症高齢者の増加や介護支援の充実は、民間、行政どちらもどこまでも終わりが無い課題であるが、民間の施設があり病床も十分で利用者にとって満足感がある。

介護予防においても、地域力の支えとなる元気高齢者の推進のためのくらしの便利帳（高齢者の保健福祉サービス利用の手引き）を配るなど、わかりやすい、見えやすい情報冊子を配ることは大事である。2カ所の研修であったが、高齢化率が高く推移しており、本町においては特定健診受診率は73.17%（平成22年度）と全国トップクラスであり、元気高齢者へのサービス事業も充実していることがわかった。

しかし、いろいろな事業に参加しない孤立性の高い高齢者や、多種多様な生き方をする高齢者への尊厳的な生き方への配慮、ふえ続ける認知症高齢者や独居老人、本人や家族の幸福感への配慮など、便利感の充実が求められていると思われる。

国では、平成24年度から平成26年度までの第5次の介護保険計画を策定することになっており、その中で介護予防に対する施策が十分でないことへの懸念もある中で、自治体独自で行う介護予防や、寝たきり・認知症の高齢者にならないような対策と、日ごろからの特定健診の受診や地域全体で取り組む健康づくりが引き続き必要である。また、民間の

参画を促し、協力を推進し、介護難民を出さないことが町の安心へとつながり、今後も求められる。

特に、サービスの精査と見直しを図り、時代に対応した公正な判断とサービスを進めるとした意見を強く示していたことが印象的であり、当然であるがゆえ、本町も再度考慮すべきところがないのか、常に前進していくべきである。

以上、厚生文教常任委員会所管事務調査、先進市町村行政調査の報告とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました議会運営委員会所管事務調査報告について御報告をさせていただきます。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の事件について調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成24年3月1日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成23年第4回定例会において、閉会中の継続調査として申し出た先進市町村行政調査について、平成23年12月から4回の委員会を開催し調査を行い、2月2日、むかわ町議会、2月3日、洞爺湖町議会において、それぞれ議会運営と議会の活性化について、先進事例の調査を行った。

調査の経過につきましては、既にお手元の資料を御高覧いただいたものと思いますので、要点のみ報告をさせていただきます。

むかわ町議会において、上富良野町議会との比較をいたしまして、15点の相違点について項目別に調査をいたしましたので、概略を説明させていただきます。

議会基本条例においては、自治基本条例並びに議会基本条例ともに未制定でございます。

議員報酬について、議長は月額26万5,000円、副議長21万円、委員長19万1,000円、議員17万7,000円、加算額はございません。

期末手当については、6月は100分の190、12月は100分の205、加算が100分の15あり、合計100分の410となっております。

なお、支給基準日による在職任期によって減額の条例がございました。

議員定数としましては、むかわ町議会は16名で、平成18年4月の選挙は合併後の選挙のため定員は20名でありましたが、平成22年度の実選から

16名の定数となっております。

議会議中継につきましては、開かれた議会・議会の情報公開という基本的な視点により、平成22年6月定例会から固定式のカメラを2台設置して、ユー・ス・ト・リ・ームを活用したインターネット中継を行っております。

3ページをごらんください。

議会議報告会について、平成23年4月から二つの地区において実施をし、内容は当初予算の審議状況、一般質問及び答弁の概要、前年度要望事項の処理状況、意見交換と提言を行っております。

なお、重要な意見に対しましては、要望事項を仕分けし、予算・施策において反映すべきものは町長部局へ報告する事項、所管委員会で検討する事項、さらに詳しく調査を行う事項などに分けて対応を図っております。

移動・出前議会につきましては、町民が5人以上集まれば開催できる出前議会として開催し、町民からの問題提起や幅広い意見を聞く機会をつくっております。

むかわ町のまとめについて、要点のみ御報告申し上げます。

むかわ町議会におきましては、議会議報告の開催場所は2地区と少ないが、開催方法、運用内容、要望意見の取り扱いとは当議会と同様であり、所管委員会での検討事項の取り扱いについては、今後の参考にしたいところであります。

出前議会は、むかわ町出前議会実施要綱と実施要領を作成し、それに基づいて実施をして成果を上げているが、当議会としても出前委員会、出前議会についても検討課題でございます。

続きまして、洞爺湖町議会につきましては、上富良野町と相違点、同じく15項目について要点のみ御報告申し上げます。

5ページをごらんください。

議会基本条例につきましては、議会基本条例は現在のところ制定はされてございません。

報酬月額につきましては、議長は月額28万4,000円、副議長23万3,000円、委員長20万9,000円、議員18万5,000円、加算額はございません。

期末手当につきましては、6月100分の190、12月100分の205、加算額はございません。なお、平成23年度に限り25%の削減の条例を制定しております。

議員定数につきましては14名、旧虻田地区から11名、旧洞爺地区から3名、今回の選挙につきましては選挙区はなしで行っているところでございます。

議会中継につきましては、インターネットにより議会中継を行っております。現在のところ、オンデマンド方式はとっておらず、ライブ中継のみでございます。

6 ページをお開きください。

議会報告会について、議会報告会の開催は3月は2日間、10月は2日間。各常任委員会から、新年度の事業予算についてを中心に報告し、参加した町民からの質問や意見を町に対して要望を行うもの、またすぐに回答ができるもの、所管の委員会で調査を行うものに振り分け、住民からの要望を聞き、10月の議会懇談会において、次年度の予算に反映されることを目的として開催をされております。その結果につきましては、議会だより臨時号において、内容を掲載するところでございます。

洞爺湖町のまとめといたしまして、洞爺湖町の広報常任委員会は、広報は常任委員会となっており、広報常任委員会が議会のホームページ等を担当し、編集をしております。我が町についても議会特別委員会を常任委員会として、議会広報の充実を図るなど一考を要するところであります。

また、住民に広く定例会ごとの様子を周知する手段として、インターネットにより同時中継されていたが、これも上富良野町議会として導入の有無を検討すべきであります。

3番、全体のまとめでございます。

今、全国の市町村議会が開かれた議会、住民の声が反映される議会、町民とともに情報共有が求められ、特に議会基本条例の制定や議会報告会・出前議会と委員会について進められている。

今回、調査を行った二つの先進町村では議会報告会を年に2回行い、新年度の予算が審議された後、直ちに予算審議についての報告を行い、10月の次年度予算の確定時期に、再び報告会を通じて住民からの意見を聴取する機会を持っていた。我が町においては、議会報告会についてはまだまだ検討の余地があり、今後も上富良野町にとってふさわしい報告会のあり方を引き続き調査研究をしていく必要がある。

また、両町ともに議会のライブ中継を行っており、議会の状況がライブでインターネットによって町内のみならず道・全国、さらには世界じゅうに中継されることにより、緊張感を持った本議会運営が行われることにつながっている。今後、我が町でも導入について検討されることが望まれる。

今回の所管事務調査で得た成果を議会運営委員会、全員協議会、委員会で検討協議し、議会の持つ二元代表制をより強固なものに確立し、町政への監視機能と議決機能を果たすほか、今後は政策提案や政

策立案時において、住民の声が反映できるよう常に心がけを持たなければならない。

以上、議会運営委員会所管事務調査の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

ただいま報告いたしました内容について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

◎日程第6 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第10号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第10号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費補正であります。9月2日、3日の集中豪雨に伴います災害復旧費国庫補助対象分事業につきまして、繰越明許費の変更をお願いするものでございます。これにつきましては、1月臨時会で繰越明許費の設定について議決をいただいたところですが、このたび国の災害査定の結果を受けまして、事業費が変更になったことから限度額の変更をお願いするものであります。

2点目は、債務負担行為補正であります。まず、追加分として上富良野町議会広報誌印刷製本費外7件の事業につきまして、本年度中に契約を締結し、4月1日からの業務の円滑な推進を図るため、それぞれ新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に、変更分として、平成23年度富良野・上富良野テレビ中継局TVH中継機器整備事業負担についてですが、これにつきましては12月定例会で債務負担行為の設定について議決をいただいたところですが、このたび事業の実施主体であります株式会社テレビ北海道が国に対して補助申請を行った結果、事業費が変更になったことから、限度額の変更をお願いするものであります。

3点目は、地方債補正であります。まず、追加分として9月2日、3日に発生にした集中豪雨に伴います災害復旧費について、北海道財務局と協議を進

めてきた結果、そのうち170件分、事業費にいたしまして2億3,289万6,000円について、災害復旧事業債の採択を受けられる見込みとなったことから、地方債の追加をお願いするものであります。

次に、変更分として、まず町営住宅整備事業につきまして、事業費が確定したことに合わせまして、国の社会資本整備交付金が追加交付されたことに伴いまして、その裏財源である地方債の変更をお願いするものであります。

次に、ピリカ富良野川災害復旧事業外3件につきましては、さきに申し上げましたとおり、国の災害査定の結果を受けまして、事業費が変更になったことから、限度額の変更をお願いするものであります。

次に、廃止分として、地上デジタル放送辺地共聴施設整備事業ですが、これにつきましては当初平成23年度において、清富地区の共聴施設の整備を行う予定としておりましたが、国において設計等の業務に時間を要したため、平成23年度中の実施が困難となり、平成24年度において実施することとしたため、地方債の廃止をお願いするものであります。

4点目は、各事業の確定及び確定見込みに伴います不用額など、歳入歳出それぞれにおいて所要の額を補正するとともに、歳計剰余金につきましては今後の不測の財政需要に備えるため、全額予備費に計上するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

議案第10号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,920万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,590万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3

表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称及び補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税2,900万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金718万2,000円の減、10款地方交付税1億4,286万6,000円の減、12款分担金及び負担金28万5,000円の減、13款使用料及び手数料59万1,000円、14款国庫支出金4,085万4,000円の減、15款道支出金1,016万7,000円の減、16款財産収入154万9,000円、17款寄附金125万5,000円、18款繰入金126万5,000円、2ページに移ります。20款諸収入1,591万5,000円の減、21款町債1億2,440万円、歳入合計は、5,920万9,000円の減となります。

3ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費74万2,000円の減、2款総務費3,502万4,000円の減、3款民生費366万1,000円の減、4款衛生費1,927万3,000円の減、5款労働費135万4,000円の減、6款農林業費2,343万9,000円の減、7款商工費107万6,000円の減、8款土木費297万9,000円の減、9款教育費1,216万1,000円の減、4ページに移ります。10款公債費454万5,000円の減、11款給与費13万7,000円、12款予備費8,517万4,000円、13款災害復旧費4,026万6,000円の減、歳出合計は5,920万9,000円となります。

5ページ、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正につきましては、冒頭説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第10号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 36ページ、3款民生費の

福祉バス運行費のところで、マイナス４０万円の補正予算であります。日ごろから町民の方から、福祉バスは縛りがあってなかなか利用しにくいという声を聞いていたのですけれども、ここが２３年度予算していた額からマイナス４０万円ということになったわけですが、ここのところもう少し利用しやすい使い勝手のいいものにしてはどうかと考えて、マイナス４０万円になりましたところ、そういったところをどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ３番村上議員の御質問にお答えいたします。

福祉バスの利用の関係でございますが、利用されている高齢者の団体また福祉団体、そういったところからも御意見をちょうだいしてございまして、今年度におきましても回数等の見直しを図ったところでございます。年度当初に１１０万円ほど計上していたところですが、利用実態に沿いまして今回の減額になっているということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ３番村上和子君。

○３番（村上和子君） 年１回だとか、町外は制限がありましてだめだとか、そこら辺のところをちょっと見直しをするとかというお考えはどのようなのでしょうか。今回のマイナス４０万円の補正予算に対して、何かお考えになったことございませんでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ３番村上議員の御質問ですが、利用の回数だとかにつきましては、例えば町内何回ですとか、沿線であれば何回というようなことで、利用しづらいというようなお声がありまして、それで見直しを図って対応してございます。そういった中で当初利用の回数、それぞれ団体ですとか、そういった見込みの中で当初予算で１１０万円計上してございます。そういった利用の実態を踏まえて、今回実績の見込みとしまして４０万円ほど、減額になっているというようなことで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

５ページの債務負担行為補正という形で、今年度から町道の維持管理業務が一部、全部ではありませんが、委託されようとしております。この点につい

てお伺いしたいのは、いわゆる仕様書に基づいた業務委託が当然なされるかというふうに思います。一番懸念されるのは、きめ細やかな従来の維持管理体制ができるかという問題であります。今後、予算が議決されると同時に、また契約等も入るかというふうに思いますが、そういうこと。それと同時に一定部分については、町道の維持管理の部分については、これは委託という形になっておりますが、直轄という形で一定部分、町で雇用して対応するというのも一つかなというふうに思いますが、この点も管理業務の中に委託という形に載っておりますが、そういうことは今回の予算の中では計上はされておきませんが、直轄部門の維持というのも必要ではないかなというふうに思いますが、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、１１ページの国有提供施設等市町村交付金助成の問題で、７１８万２、０００円が減額されております。要素としては、自衛隊官舎が使われないという形の中で、防衛施設局においては、この部分については固定資産税として使われてないから使用料も取っていないので、固定資産という形には評価できないという形で、マイナス要素になっているというふうな話であります。しかし、一般的な解釈で言えば、そこに建物、あるいは土地があれば使っていようが使っていないが、固定資産税として市町村所在地に税収として、本来であれば確保されるべきものだというふうに思いますが、これは国の特権としてこういう形でなるといえるのはおかしい話でありますので、この点、今現状でどういう解釈がされて、今後どのように改善を町として求めようとしているのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

次に、１９ページの雑入という形の中で、他市町村から一般廃棄物の処理料の負担という形で、南富良野町だったかというふうに思いますが、粗大ごみでしたか、ちょっと忘れたのですが、一定の量がふえたという形の中で利用料もふえているかというふうに思います。この点。それと合わせてお伺いしたいのは、前年度対比で町においては、どのぐらいごみの処理そのものがふえたのかお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、２９ページのバスの運行という形の中で、予約型乗り合いタクシーという形で、今回当初予算で盛り込んだ部分が、当初よりも予想を下回ったという形の中で２００万円減額になっております。本来でありますと、今年度で予約型乗り合いタクシーの運行試行等が終了して、２４年度から、４月から本試行という形になっていたかというふうに思います。今回、債務負担行為の中にも

予算が盛り込まれておりますが、全地域を対象とした中でこれを運行のもう一度、試行運転をしたいという形の説明であります。

私が言いたいのは、本来であれば試行運転の中で全般を網羅することができなかったのかと、またさらにきめ細やかに運行態勢を見直すという点では、非常にいいのかもしれませんが、行政のあり方としては再三再四試行運転ということには、なじまない部分もあるのではないかなというふうに思いますので、この点もう一度、今後改善される部分、今後の反省点というのはどういうものがあったのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、45ページの予防費の点について、委託料という形で近年インフルエンザ等の接種がふえる状況にあります。町としても国の財政支援も受けながら、無料化枠を拡大する等々が行われておりますが、実績の点についてお伺いいたします。

新型インフルエンザワクチン、高齢者インフルエンザワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種等、実績として大体何名ぐらい予防接種として受けられたのかお伺いいたします。

また、予防接種というのは、重度化するのを軽減するという形の中で、非常に効果のあるものです。そういうことを考えた場合に、重症化したというケースがあるのかどうなのか、この点についてもお伺いいたします。

予算全般について、町長にお伺いしたいのですが、今年度の23年度予算について、各種の事業等もなされてきておりますが、町長みずからとして雇用の拡大やあるいは地域産業の振興、四季彩のまちづくりという形の中で、各種の政策を打ち出されてきておりますが、なかなか地元の特産品の開発、あるいは観光開発にかかわる部分など、まだまだ弱い部分があるかというふうに思いますが、みずからのこの1年間の行政の執行を振り返ってみて、どういった部分が課題として、今後行政の課題としてあるのか。また前進面は、こういった部分があるということがあれば、予算にかかわる問題なのでこの点、町長として、みずからどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の町道の維持管理業務委託に関する債務負担行為にかかわって、その業務内容にどういう配慮がなされるのかという御質問にお答えいたします。

まず、現在まで車両班体制ということで、直営を基本にバス運行、それから道路の維持管理、加えて河川の管理部分も含めて直営部分を多く残してサー

ビス等、随時対応できる体制をとってきておりますけれども、行財政改革の一環として、一般の作業として民間でできるものについては民間の方をお願いして、なおかつ雇用の場を提供する新たな雇用を生み出すという方針で、しばらく新たな車両班の職員を補充するというようなことは行わず、退職に伴って随時人数が減ってきてございます。その結果、24年度をもちまして基本的に直営で職員を置いて、サービスを提供することが困難な状況になったということで、特に道路維持管理業務を加えて、さらに今まで職員の減員と同時に、委託に出しておりました除雪路線につきましても残る1工区を加えて、すべてについて委託に移行する計画となっております。

議員御心配のとおり、我々、町のほうといたしましても、きめ細やかなサービス体系をいかに委託の仕様書の中でつくりこみ、お引き受けいただく事業者との間の信頼関係、それから町民に対するサービスの心をいかに引き継いでいただくかというところに苦心したいと思っております。まだ調整段階で、引き受けいただく事業者については早々に決めなければなりませんけれども、今後、年度内に決まる予定となっております。

あと、直轄の機能を残してサービスの低下を防ぐ方法はどうだという御意見もございましたけれども、現在の流れとしまして先ほど申しましたとおり、民間ででき得るものについて雇用の場を新たにつくるというそういう趣旨で、できるだけ直営部分を減らしていくという方向性を持っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 御質問の3点目になりますか、国有提供施設等の所在市町村助成交付金の関係につきまして私のほうから回答させていただきます。

まず対象となる施設ですが、上富良野演習場、上富良野射撃場、自動車訓練場、多田弾薬支処、これらの固定資産に見合いの部分が、国有提供施設等の所在市町村助成交付金として算定をされるものであります。今回、718万2,000円の減額につきましては、5年に1度の評価替えに伴います減額でございます。これにつきましては、実は会計検査での指摘を受けて、5年ごとの見直しが来年24年以降、毎年評価を見直すべきではないかという指摘を受けて、来年度以降、5年ではなくて毎年見直しがされるというようなことで通知されています。

また一方、固定資産等の所在市町村交付金というのがありまして、これにつきましては官舎を中心と

した住居系の自衛隊の施設、防衛施設について固定資産の評価相当が交付されることになっていますが、こちらにつきましても24年度からですが、今、会計検査から全国的に指摘を受けているいわゆる無人の官舎等、それらの評価についても無人であるから、これらの算定から外しなさいというような指摘を受けたところでございます。いずれにしろ24年度から、それらの影響を受けるわけですが、私どもといたしましては国有施設提供交付金もそうですが、国有資産の提供所在の市町村の交付金も合わせて、以前から固定資産の評価部分が算定されていないのではないかいということで、北海道基地協議会を通じて以前からこれら国に要望しているところがあります。

また、議員御指摘のある無人の官舎についても当然、私どもは適正な評価をしてもらえるような要望活動、これからも進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、予約型乗り合いタクシーの関係ですが、23年度から試行事業を実施する段階でどれぐらいの稼働率になるのか、どれぐらい皆さんが利用していただけるのか、全くかわらない中で460万円ほどの事業費を持ってございましたが、ここに来て実績見込み等が出ましたことから、この200万円を減額させていただくところであります。先ほど行政報告にもありましたように、特に苦情もなく、大変利用者からは喜ばれているという実態でございます。

さて、24年度の全町に拡大して試行事業を実施しようとする点について御質問がありましたが、これにつきましては上富良野町全域に広げようとする場合に、東側・西側・北側ですが、それぞれ沢地帯の地形に上富良野町はなっておりますことから、それぞれの地域ごとに車を用意すること、あと運転手さんを当然用意することが生じますので、この事業者2社については非常に不安もあるところであります。したがって、これらもう1年、24年度試行的に実施をすることでお互い自信をつけながら、25年度の本行に向けて実施をすることで協議を進めてきたところであります。

幸いにも陸運局からですが、有償バスの許可をいただかなければなりません、当初試行事業は1年というふうに言われていたのですが、エリアを広げることで、エリアが変わることで「もう1年試行事業を運行してもいいよ」というような陸運局からの見解が示されたことから、繰り返しになりますが、今回全町に広げてもう1年試行事業を実施をして、検証を進めたいという意図でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の他市町村一般廃棄物処理負担金に関する御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、当初予算につきましては、一昨年の予算要求時におきまして、まだ22年度実績が出ていないことから、21年度の実績の376トンで予算計上させていただいたところでございます。今回の補正につきましては、議員おっしゃっているとおり、南富良野町からのごみの搬入でありまして、実績見込みが408トン、約32トンふえるということで増額補正をするものであります。

また、全体的に量はふえてきているのかという御質問であったかと思いますが、それにつきましても平成22年については384トンで、前年比8トンの増。それから、昨年からことしの見込みにつきましては384トンから408トンということで、24トンほど増加になると思います。

また、町全体でのごみの量についても合わせて質問があったかと思いますが、それにつきましても若干、可燃ごみ等の収集量はふえているところがございます。これにつきましては、平成19年に容器包装リサイクル法の改正によりまして、プラスチック類の回収の内容がかなり厳しくなったことから、若干その部分が可燃ごみにも回ってきているのかなという傾向もあり、そういう状況と合わせて若干ふえている状況にあるところです。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ、高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの実績数と、インフルエンザによる重症化の実態についてでございます。

まず、新型インフルエンザにつきましては、国の取り扱いが変わりまして、新型インフルエンザワクチンが高齢者インフルエンザワクチン、通常のインフルエンザワクチンのほうに同じワクチンとして入りましたことから、新型インフルエンザワクチン接種自体がなくなりましたので、高齢者インフルエンザワクチンと合わせて実施しています。実施数につきましては、60歳から64歳までの身体障害者の1級の方と65歳以上の方、3,071人の方が対象になっておりますけれども、そのうち1,756人、57.2%の方が受けられています。最近の高齢者インフルエンザワクチンは、大体55%から59%ぐらいの間を推移しておりますので、おおむねその中の範疇におさまっております。

あと、肺炎球菌ワクチンにつきましては、今年度は70人の接種予定になっています。20年度から開始しまして、現在延べで220人ほどになりまして、毎年何十人かず自分の状況判断しながら打っているという状況にあります。

あと、未接種者の重症化したケースについてですけども、現在、私どものほうでは聞き及んでいない状況にあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 米沢議員の6点目の質問に私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

内容は、この1年前進や前進されていないもの等振り返ってどうだというようなことかと思いますが、御案内のとおり、今は社会情勢の変化が非常に大きい時代でございます、特にこれはおしなべて国内少子高齢化が進んでいると、経済も極めて深刻な状態であります。円高・デフレ、それから昨年の3.11の東日本大震災、これの後の復旧・復興これにも非常に極めて難しい課題があるかと思えます。

御案内のとおり、私どもの地域にもそういう中であって、大変地域の課題が山積しているところでございます。特に福祉の面でございますけれども、子育てにつきましても、いろいろとニーズにこたえて制度設計をして運用しているものもございしますが、まだまだ足りない面もあります。特に、高齢者につきましても、介護保険制度で十分対応できない面も多々ございますので、これらについては議員の皆さん等も含めまして、地域の知恵を絞ってそういう補完をすることはどういうことなのか、どういうことができるのか、そういうことが引き続く課題かなというふうに思います。

とりわけ障がい者の対策の問題につきましては、町も計画を持っておりますが、なかなか思うように進まない実態にございましたが、おかげさんで事業者の展開もありまして、少し進んでいるような状況がございますが、実態に照らすと、まだまだそういう機能をこの地域に有するのには不足だということでございますので、これらについてはまた今後に向けて、それぞれ鋭意行政も努力したいと思いますが、いかんせん福祉の施策を展開するためには費用が伴いますので、その費用を支えるためには一方では経済の活性化、地域の活性化に向けたこの取り組みは、これはもう必然でございますので、これらについても町として構想を持っています。当面は、町が有している施設を最大限展開することで誘客を図りたいと。これは町だけでは済みませんので、いろいろな関係団体と連携をしながら、活性化の実

現を図るということに尽きるかと思えます。

そういう意味で、まだまだこの年度ですべてを仕上げたという実感はございませんので、これは非常に経済の問題は構造的な問題でございますことから、なかなか簡単に結果を得ることは至難のわざでございますが、やはりこの地域の魅力をしっかりと内外に発信することで、今の現状を最低限維持する、もしくは少しでも向上を図るということが、行政としての果たす役割でございますので、それらを24年の予算に向けて取り組むのが我々の果たす役割だということで、23年度については総括をしてございます。いずれにしましても、年度年度で予定しているものを実践しながら、積み重ねながらそういう理想の、もしくは町民が安全で安心して生活できるような、そういう行政水準になればというふうに思いを馳せているところであります。

いずれにしましても、この1年1年で大きな成果を得ることはできませんので、この積み重ねをしながら、また財源の次年度につなぎながら、そういう取り組みを進めてまいりたいということで、この1年を振り返っているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今の答弁は副町長の答弁で、私が聞いているのは町長の答弁なので、町長はどのようにお考えなのか。副町長は町長ではありませんので、感想的な評価だというふうに思いますので、私は町長に聞いていますので、しっかりと町長、この点、答弁願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま副町長のほうからは、実務を担っていた見地から、23年度の総括を述べさせていただきました。

私から、総括的に申させていただきますが、平成23年度を振り返りますと、非常に自然災害にたびたび見舞われるなど、また国においても予期しない大変未曾有の災害を受けるなど、想定していた1年とは結果的に大きく差異を生じた、思いが違った1年であつたろうというふうに理解をしているところでございます。

そういう中で上富良野町に目を向けてみましても、国はもとより地方経済が非常に活気を失っていて、さらに円高基調もなかなか変わった形があらわれてこないと。ましてや世界的に非常に経済が不安定化している流れも受けまして、さらに震災、あるいはタイの洪水被害等、非常に国内の経済に大きな打撃を受けた余波を地方も受けております。

さらに本町を見ますと、一部農業につきましては、水稻等におきましては一定程度の成果を生むことができましたけれども、畑作につきましてはおしなべて非常に厳しい結果の1年であったということを通じて、町全体としての活気が非常にないということで、私も大きな危機感を持っております。個々具体的な事柄につきましては、副町長から話があったようなことが象徴していると思いますが、とりわけ例えば公共事業の発注等につきましては、できる得る最大限まず町内の業者に発注することを通じて、町内の活気に波及するようにということを常に心がけてきたような気がいたします。

あるいは町の全体の活力が、非常に失われているという思いが私のみならず、それぞれ商工団体、あるいは関係諸団体、あるいは農業団体、さまざまな皆さんとを共有するような足かきがあり、ことしは、平成23年度についてはできたと。そういう話題が、折に触れて皆さん共通の思いとして述べられるようになった機会が、大変多く見受けられました。そういうことから、本当にしっかりとした足腰の座った力強い、そして少子高齢化にしっかりと備えていかなければならない、そういう町をつくっていかなければならないという認識が、全町民の中に私は広がるきっかけを得た年であったというふうに総括しております。

そういう意味におきまして、そういった成果を、町民のそういう思いを共有した成果を平成24年度以降の事業の中で、しっかりと反映させていくことが、新しい上富良野町をつくるスタートになるのではないかなというふうに考えておまして、大変23年度については厳しい中ではありましたが、また一方では、精神的につながる大きな収穫と申しましょうか、残すものもあった、そんな1年であったように理解しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

再開を45分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

10号議案について、御質疑ございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 補正予算の関係で、9点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず12ページ、国有財産の関係で、先ほど同僚

議員からも質問がございました。この関係で、5年に1度の評価替えということを理解をしたいのですけれども、実際には718万2,000円という減額、言うなればこの予算の9.9%減額ということになります。したがって、私は718万2,000円が入ってこないということになると、いろいろな事業の展開がある面で、できたものができなかったのかなという危惧もいたしておりますけれども、一つは評価替えということ、事前にこれらの情報等がなかったのかどうか、ということのお尋ねをしたいと思います。

それから、次に同じ12ページでバスの使用料の関係です。収入が、予算は311万4,000円ということで、16.6%の51万8,000円が減額です。これは乗り合いタクシーの影響があるのか、それともそれ以外の路線の乗車率というか、そういうことが少なくなったのか、減額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

次に3点目、14ページです。葬祭場の使用料です。説明を含めますと、80体が16体になったということでございます。それで当初の利用期間が、富良野の葬祭場の改修事業ということで、一応、文書もいただいておりますけれども、利用期間がいつからいつまで、実際には若干短縮されたように聞いております。見込み数80体が16体ということになると、16体はわずか20%なのです、80%減ということでございます。したがって、それらの見込み等を、富良野等の話し合いの中でどういう状況になっているか、確認をいたしたいと思います。

それから、次に30ページです。総務課総務班の職員福利厚生一般管理費の旅費の関係で特別旅費、当初予算を見ますと114万7,000円でございます。そのうち40万3,000円が減額ということで、35%減額です。これは恐らく退職職員の関係の措置ではないかと思っておりますけれども、これらの減額の理由についてお尋ねをしたい。

それからもう1点、その下に職員互助会があります。これも当初予算100万円が29万円減額ということで、これも29%減額ということになると、非常に見積もりが甘いのかどうなのかという関係でお尋ねをします。

それから、その次の下の乗り合いタクシーの試行運行業務の関係です。先ほど、町長の行政報告によりますと、延べ利用者数3,083人、延べ運行回数は1,768回ということで、稼働率は53.9%ということで、この53.9%はもうちょっと、計算してみたら57.3ぐらいに上がるのかなという気がしましたが、それはいいです。それで1台当たりの

乗車人員、これがどういう状況、できるだけ乗り合いということが多くの人に乗り合いやっていただいて、そして乗り合いタクシーの支払う料金を安くするというのがいいのかなという気がしますけれども、1台当たりの乗車人員について、町長の行政報告の中でありませんでしたので、その点の確認をしたいと思います。

それから、次に60ページです。商工会運営費の関係、商工振興事業補助ということで40万3,000円の減でございます。この減の理由をお聞きをしたい。あわせて、その下にあるかみふらの十勝岳観光協会運営費補助65万8,000円の減額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、次に64ページ、景観づくり推進費の関係です。景観づくり推進会議委員10名ということで、予算を見ますと14万4,000円当初予算になっております。したがって、この推進会議の開催状況、言うならば14万4,000円ということになると、50%減なのですね。そうすると、この開催状況はどうか、それから出席状況はどうかということで、その点確認をいたしたいと思います。

それから、次に78ページ、文化振興対策です。その中の町民芸術劇場負担金ということで当初は50万円、例年50万円を計上しております。今回13万5,000円の減ということで、27%の減なのですが、この減額の理由を明らかにしたいしたいと思います。

それから、次に82ページ、運動公園管理費の光熱水費です。当初予算は94万7,000円です。そうすると、51万5,000円減ということは、54.4%を減ということになります。したがって、光熱水費が高くなるというようなことで、若干上積みの傾向もありますけれども、54.4%の残というのは余り考えられない数字なので、何か理由があるだろうと思います。

以上の点でよろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の何点かの質問にお答えを申し上げます。

まず、総務課部分につきましてお答えをさせていただきます。

まず1点目の国有財産の提供施設等の交付金の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、これにつきましてはいわゆる演習場、射撃場、自動車訓練場と、多田分屯地の弾薬支処にかかわります固定資産相当額が交付されるルールになってございます。

今、議員御質問にありました事前の情報がなかつ

たのかという御質問でございますが、5年に1度の評価替えで恐らく下がってくるだろうと想定は当然してございましたが、実は国において評価、いわゆる施設ごとの評価額は一切示されてはございません。国の一定のルールで、評価した部分を交付決定という形で来ますので、単価、あるいは面積についても事前に情報はございません。したがって、なかなか予想するのは難しい状況にあることを御理解いただきたいというふうに思います。

次、2点目のバスの使用料の減額理由の御質問でしたが、バスの使用料につきましては、実は年々下降している現状にございました。乗り合いタクシーの影響がなかったのかということですが、今、東中路線がちょうど試行事業の中の1路線になっていますので、今、分析をかけている最中ではありますが、中間報告として聞いていただきたいと思います。特に高齢者の利用が若干減っている部分がございますから、これについては乗り合いタクシーの利用が始まったものだというふうに理解をしてございます。その他4路線については24年度の試行事業で、もう少し明らかになってくるかなというふうに考えてございます。

あと、30ページの関係のまず特別旅費の減額の理由でございますが、この23年度において職員の資質向上のために2カ月半余りの長期になりますが、自治大学校への職員の派遣を1名予算化をして、30万円程度予算化をしていた経過にございますが、これについては幹部候補生になる中堅職員を派遣することで予算化をしてございましたが、期間が何せ2カ月半程度になりますことから、仕事の状況、あるいは家庭の状況も含めて、どうしても1人行く者がなかったというようなことから、今回特別旅費を減額をさせていただいたところであります。

あと、互助会の補助金については、互助会員1人当たりの補助の限度額を定めてございまして、7,000円だったと記憶してございますが、それを限度に補助を決めてございますが、互助会の事業の中で、特に職員の福利厚生にかかわる部分についてのみ補助の対象としてございます。それら23年度の事業がほぼ決まっておりますので、これら実績に見合いの補助額を計算して、今回整理をさせていただいたところであります。

あと、次に乗り合いタクシーの1人当たりの乗車人数の関係でございますが、23年4月から1月末までの数字でございますが、1台当たり1.74人でございます。これについては去年の4月から平均になっていますが、今現在、この冬を迎えまして特に2人、2.11だったと記憶していますが、2月の乗り合い率は2人を超えているような実態でございま

す。

総務課関係につきましては、以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 7番中村議員の葬祭場にかかわる御質問でございますが、これにつきましては、当初、6月の折に富良野火葬場の改修が9月から12月の間で行われるということで、その間、富良野の火葬場が使用できないということで、沿線市町村にお願いしたいということで富良野から協議があり、6月の段階において、そのほとんどが上富良野に来るのではないかとということの打ち合わせをしていたところです。

それで大体一月20人ぐらいの平均だということで伺っておりましたので、6月の補正時におきましては、20掛ける4カ月ということで補正をさせていただいたところでございます。しかしながら、実際、工事の発注になったのが9月の中から工事が開始しまして、12月の中過ぎに工事が完了したということで、実質3カ月ちょっとということで伺っておりますが、その間で約一月弱の期間が縮まったこと。また、実際に亡くなった方の上富良野に来る人たちよりも中富良野、やはりより近いところを利用することの比率が非常に高く、そこのところは富良野市、私どもも想定はしてなかったところなのですが、その部分で中富のほうで、うちの何倍か利用されているということで、葬祭業者等においてはより近いところでやるということの関係から、最終的に実績が16体ということになったことで減額補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 中村議員の商工会、それから十勝観光協会のそれぞれの減額の理由についての御説明を申し上げます。

まず、商工会の減額40万3,000円でありますけれども、これにつきましては23年4月1日付で人事異動がございました。人事異動の中で、前任者より安い給料の方が来られたということで、この算定の中で約40万円強の減額になったということで、御理解をいただければと思っております。

次に、観光協会についてでございますけれども、当初予算設定時、予算協議の中においては、これは事務局長の給料、報酬が当初予算時においては35万円の報酬でということでありましたけれども、現実的に観光協会の理事会等で、最終的には30万円で決まったということで、5万円減額して12カ月の60万円ということで、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） 7番中村議員の64ページの部分、景観づくり推進費の減額に対するその内容についての御質問にお答えいたします。

景観づくり推進費のところにおいてあります予算につきましては、大半がもともとが景観づくり推進会議の委員報酬でございます。この委員の活動といたしましては、景観づくりに関する審査、意見をちょうだいするという役割を持っておりまして、23年4月1日から景観法に基づく景観行政団体となった関係で、上富良野町が届け出事務の受け付け窓口となっております。その関係で、この審査にかかわる重要な部分については審議会に諮問して、その意見を聞くという内容になっておりまして、その関係で23年度につきましては、少し例年より多目の4回の開催を見込んだ予算をおいてございました。

現在までの動きの中で、1度も重要案件と目される届け出がございませんでしたので、現時点まで開催がありません。それで2回分を減額したわけですが、実は例年の動きとして2月から3月にかけて雪解けと同時に施工するために、特に電波塔などの工事の届け出が集中する傾向にございます。現時点もかなり出てきておりますけれども、幸いに既存の電波塔、携帯電話、それからスマートフォンなどの電波対応するための改修のレベルでございまして、現時点では開催がございません。今後についても、今のところの届け出では見込みはありませんけれども、届け出から30日以内に判断して回答しなければならないという法律の仕組みになっておりまして、そのために一応2回分は残して現在おいてあるという状況になっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部和久君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町民劇場の負担金の関係でございますけれども、町民劇場につきましては、幼稚園、小学生、中学生に芸術を見る機会を与えるということで、この協議会のほうに負担をしているものでございます。今回の事案につきましては、小学校の部の公演料が予定した額より大幅に安い額でできたということが、減額の理由になっております。

相手を事前に決めてかかっているわけなのでございますけれども、第1候補、第2候補、第3候補ということで、小学校のほうから、これを見たいということで希望をとってやっております。ただ、予算の段階では第1希望が30万円であれば、30万円という額を取っておかなければならないものですから、それが結果、日程等で第2希望、第3希望になったり、

劇団の規模だとかその状況によって金額については、常に変化するということで御理解をいただきたいと思います。

次に、運動公園の光熱水費でございますけれども、これにつきましては運動公園の芝の運動場の水道代を見ていたものでございます。22年度においては芝の養生ということで、その年、雨が余り養生の時期に降らなかったということで、その時期を想定して予算の見積もりを23年度にさせていただいております。23年度、幸いと言っていいかどうか別なのですけれども、非常に雨が多く、管理しなければならぬ夏場に雨が降ったということで、大幅な水道料の減額となったところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） まず12ページの国有財産の関係、事前の情報はないということだけれども、5年に1回ということを考えていけば、ある程度、情報提示を求めていくべきではないかという気持ちがいたします。

それから、バスの使用料ということで、東中が今回乗り合いタクシーの区域に入っていると。高齢者の利用が若干多いということだけれども、今度は全町的になってくると、その試算等も非常に難しい要素があるのかなという感じがいたします。そういう点で、十分対応できるような予算措置、それから過剰な計上をしないような形でやっていただきたいということ。

それから、特別旅費の関係については、自治大学校ということで了解をいたしました。

それから、互助会の関係で1人当たり7,000円ということですが、そうすると、この減額ということでもうちょっと予定どおりいかなかったのかどうか、その点がちょっと精査した段階で、本来の事業でないものということでやったということでは、理解をしたいと思います。

それから、葬祭場の14ページの関係、9月から12月ということで実質的に4カ月が3カ月になった。若干やっぱり情報の収集といいますか、そういう点で確かに葬儀終わって葬祭場へ行く、そして帰って繰り上げ法要ということで時間的の関係を含めば、もうちょっと調整をしてやっていくべきではなかったのか、それで中富良野は何体行ったのか、もし確認していれば教えていただきたいと思います。

それから、あと60ページ、64ページの商工会の事務局長の費用ということで、安い形で40万3,000円減ということであれば、これはもうちょっと早い時点でこの補正ができたのかなと、逆に観光

協会も同じだと思うんですね。4月1日でそれぞれやっていたのであれば、6月か遅くても9月でもある程度補正をして明らかにしていったほうが、私はよかったのかなと。

それから、観光協会の事務局長も35万円ということで、昨年、予特の中でもいろいろ議論をされて、30万円ということで、まあまあの線だなという気がいたします。そういうことで、できれば、決まったものであれば6月か9月の段階で、補正を出しておいたほうがいいのかという感じがいたしました。

それから、景観づくりの関係で、これは恐らく任期は2年と理解をしてあったのですが、4回開催ということで、1回開催すれば3万6,000円、その4回分ということで、恐らく今後も出てくる可能性もあるから2回分は残しておいたということで理解をしたいと思います。

それから、78ページの町民劇場の関係、当初予算を組んでいたけれども、ある面で安い料金で小中学生にも鑑賞はできる段取りになったということ、これは何をやるかによって対象が変わってきますから、これはある面でやむを得ないのかなという感じがいたします。

それから、82ページの運動公園の光熱水費、確かにことは雨が多かったです。上富良野町は4回も集中ゲリラ豪雨でなっている実態からいけば、理解をできました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 7番中村議員の葬祭場に関する御質問であります。6月の予算補正のときに打ち合わせした数カ月後のことなので、概略、窓口の処理に関する、来た場合にどうするかということの協議はさせていただいたところですが、それぞれの人数をどう把握するかということで大分話し合ったところなのですけれども、その時点ではやはり老朽化の建てかえ予定のある中富良野町ではなくて、上富良野町の利用が多いだろうということがそういうことであったので、そのような算定となったところであります。

9月に入った時点で、当町も4人ぐらいしか利用がなかったものですから、「中富良野でどのぐらいあるの」と言ったら、「もう十何体来ているわ」という話があったので、その後の最終的な数字については確認はしておりませんが、富良野の火葬場が使われなくなってからの状態で、その多くが中富良野のほうに利用者が多かったというのが、実態として伺っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 7番中村議員の御質問で、本当に我々のほうもちょっと、観光協会の事務局長については年度当初にある程度、額を決めていましたので、補正の時期については、御指摘のとおりというふうに認識してございます。

ただ、商工会の事務局職員につきましては、まだ不確定要素もございます。時間外ですとか、さまざまな要素がございますので、ある程度確定見込みの中で、今回も補正をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 2点ほど御質問させていただきたいと思います。

まず、54ページ、農林業にかかわるところでございますが、貸付金が、こちら農業振興資金及び営農改善資金のところ、当初予算がたしか2,700万円の予算に対して、今回1,900万円ほど減額になっている。まずこのこと、どのような理由から7割近く減額になっているのかということと、また、恐らくこれに対して貸付金の利率等がいろいろまた問題にしてくるのではないかなと思いますが、貸付元とそのそれぞれ利率についてまず教えていただきたいということと、また、今後の見込みについてもわかる範囲の中で御答弁いただきたいということと。

それと、68ページの土木費にかかわるところでございます。これは補償の賠償金というか、移転補償のところ、16万2,000円が計上されております。恐らく町営住宅のところの緑町に関するところになるのかなと思われるところでございますが、何件の移転補償費であったかということと、また、その内訳、そして現在、何軒残っているのかということについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、農業振興費の中での貸付金等でございますけれども、基本的にそれぞれ前年度の実績を持ちまして、ある程度資金の調達をしておきたいということで、農業振興資金については約650万円ぐらい、それから営農改善資金等につきましては約2,000万円程度の当初予算を組んでおります。

まず、農業振興資金につきましては、今、実際には2件であったのが、ある程度償還も終わった中で1件という状況の中で約630万円ぐらい、ほとんど完済しているような状況になってきております。

それから、もともと営農改善資金等につきまして

も今25件ほど対象者いるのですけれども、そうした中で我々が予想したよりも貸し付けされる、申し込む金額が少なかったという結果を踏まえて、今回補正をさせていただいております。当然、こういう結果踏まえた中で、基本的には新年度予算に向けても実績に向けた形の中で、ある程度予算組みを今変更しているという状況にございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、利率等については、今、資料持ち合わせてございませんので、押さえてございませんので、もしよければ後でまた申し上げたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 5番金子議員の町営住宅管理費にかかわる移転補償費の御質問でございますが、これにつきましては現在何棟、何人残っているのかということについては、5棟、5戸でございます。そのうち年度内に1戸の移転が確定したことから、その分を予算計上させていただいたところであります。

予算につきましては、移転費用についてどれだけかかるかということで、業者等の見積もりを参考にして要求しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 済みません。ちょっと答弁漏れがあるので御指摘したいなと。

まず、貸付金の削減になった原因というか、その部分がちょっとわからなかったのと、あと移転補償の内容について、16万2,000円の内訳というものについてわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 削減の原因、相手主導のどちらかという資金ぐりでございますけれども、基本的には窓口、農協の上富良野支所が請け負っていただきながら進めてはいるのですけれども、基本的には例えば不作であるとか、あるいはそういう状況の中で我々もちょっと予想、拡大ぎみに見ていた部分がございます。ただ、当然、そういう部分の中では共済金が入ってくるだとか、あるいはさまざまな所得保障ですとか、そういう余裕の中で経営ができていたというふうな解釈をするしかないのかなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 5番金子議員の補償費の内訳でございますが、一応、道の歩掛りもありますし、それと見積もりと比較もしているところですが、内容的には住宅内の家具等の移動に

かかる費用、それから外の物置に係る移動の費用も含めまして計上させていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに。

10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 78ページ、見てほしいのですが、78ページの放課後子どもプラン事業ですが、252万円というものが減額になっておりますが、この原因について、この1点だけお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君） 10番一色議員の御質問にお答えいたします。

減額しました理由は、放課後クラブの実績見込みが出てきたということで減額したものでありますけれども、大きく減額した要素は、指導員の謝礼部分が大きく減少したものが主な原因でございます。特に、指導員については過去から保育士の資格をお持ちの方を募集していたわけですが、そういう募集をかけても公募をすると、なかなか希望の方がいらっしゃらないというようなことが、内容的には大きな要素でございます。

あと、事業を実施していく中で、事業日数が減になった部分を含めまして謝礼の部分が、大きく減額したものである補正でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第11号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまし

て提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、四つの要素からなっております。

1点目は国民健康保険税の増額が見込まれること、2点目は療養給付費負担金、国・道調整交付金及び高額医療費共同事業負担金の実績見込みから減額が見込まれること、3点目高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額が確定したこと、4点目は保健事業費の繰入金の増額など一般会計の繰入金が増加したこと、これらを主な要素といたしまして所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、二つの要素からなっております。

1点目は高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額が確定したこと、2点目は保険給付費及び特定健康診査等の保健事業並びにその他の歳出項目の実績見込みから事業費を精査したこと、これらを主な要素といたしまして所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、不足の支出に備え、予備費に充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第11号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成23年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,239万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,316万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税642万9,000円、2款国庫支出金2,871万3,000円の減、5款道支出金599万2,000円の減、6款共同事業交付金543万円の減、8款繰入金104万4,000円、10款諸収入27万2,000円、歳入補正合計は、3

、239万円の減であります。

2ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費95万6,000円の減、2款保険給付費2,215万2,000円の減、6款共同事業拠出金1,234万2,000円の減、7款保健事業費110万9,000円の減、10款諸支出金106万5,000円、11款予備費310万4,000円、歳出補正合計は3,239万円の減であります。

以上で、議案第11号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 8ページのところでですね、国民健康保険税が642万9,000円これの補正ですけれども、一般の滞納繰越分が223万3,000円とある中で、介護保険滞納繰越分なんか29万2,000円ということに記載されておりますけれども、23年度は滞納による短期交付が非常にふえているのではないかとこういうふうに思われるのですが、短期の交付した人でどうなのでしょう、改善された人はいるのかどうか、その点1点お聞きしたいのと、22ページの特定健診の診査ですけれども、ここがマイナスになっているのですけれども、特定健診診査の実績見込みに伴って、このようなことに精査でなると思うのですけれども、何人見込んでいたのか、それで何人ぐらいになったのか。特定健診の受診率、大変いいところに今いっているのですけれども、これから伸ばすというのが大変難しい状況ではないかなと。特に若年者、それから高齢者継続診査、これらにも力入れていらっしゃるわけですが、大体次年度の予算を見ましてもマイナスのような、組んでおりますけれども、ここらについてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 3番村上議員の滞納繰越分の税収の増の部分についてと短期証の交付の成果ということだと思いますが、まず短期証の交付につきましては、先ほど行政報告の中でも、ことし1年間で71世帯に対しまして交付をさせていただいたところでございますけれども、昨年よりは若干ふえている傾向にはございますけれども、その中で窓口対応して解消された方も相当数います。その

実数については、ちょっと詳しくは押さえていないところですが、要するに窓口で相談する回数がふえることによりまして、分納の約束等が滞りがちなのが、やっぱり最低でも3カ月に1度は必ず面談をして、約束の履行を伝えるということで、その部分での対応が非常にできるということで、そういうことで徐々に解消されてきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

特定健診につきましては、今年度は健診を受けた方が1,536人の方が現在受けています。あわせて、病院での検査を行った方でありまして、国保に加入しながら、ほかの事業所で健診を受けた方のデータ受領などを合わせまして、特定健診の受診の受診率というのが出てくる状況になっています。今年につきましては、議員おっしゃいますとおり、最も受診率の高い70代の方たち、受診率が80%を超えている70歳台の100人単位で後期高齢のほうに移られて、そして若い方たちが新たに数字に入ってくるという状況の中で、22年度は北海道で1番の健診受診率になっておりましたけれども、23年度につきましては、昨年よりも実際に受診数が減っている状況にはあります。今現在、データ受領ですとか、医療機関でのデータの持っている方に、個別にかかわりを持ってデータを提供いただいて、その結果を保健指導するという作業を今行っている状況になっています。ずっと伸び続けてきましたけれども、やっぱり今年度苦戦しているというのは事実です。

あわせて、それに伴ってやはり若年者ですとか、後期高齢のほうは非常に希望する方が多いので、そちらのほうの希望者がふえていくというふうに、ちょっと40歳から74歳までの時期と移行の時期の間に、健診に受けていただくときの差があったことが今回の結果につながっています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 先ほどの滞納によります短期証の交付のところですが、ふえているので私ちょっと心配しているのですよね。それで先ほど相当数とおっしゃいましたが、ちょっとあまいので、後でどれくらい改善されたのか教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第12号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれることから、増額補正をしようとするものであります。また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴い、一般会計からの繰入金の減額補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の歳入増額相当分を広域連合納付金として、増額補正をしようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第12号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億551万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険388万円、3款繰入金4万8,000円の減、5款諸収入4万8,000円、歳入補正合計は388万円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金388万円、歳出補正合計は388万円であります。

以上で、議案第12号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ただいま上程されました議案第13号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案の要旨を申し上げます。

1点目は、歳出において保険給付費の年度末までの執行見込みにより、各種の介護サービス給付の所要額を増額、減額補正するものです。この歳出の補正に対応する国・道・町支払基金の歳入をルールに基づいて所要額を増額、減額補正するものでございます。

2点目は、歳出において第5期計画に向けた介護保険事務処理システムの改修経費、約170万円の増額と、年度末までの執行見込みの人件費などをそれぞれ補正するものです。この介護保険システムの改修経費につきましては、国と町で2分の1ずつの負担となるため、歳入に所要の額をそれぞれ補正するものでございます。

3点目は、歳入歳出の差額調整を行った結果、事業基金の繰入金を減額補正するものでございます。

以上によりまして、総額720万円を追加し、合計額8億333万7,000円としようとするものでございます。

それでは、以下、議決項目部分について御説明し、事項別明細書以降につきましては説明を省略させていただきますので、御了承願います。

議案第13号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成23年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億333万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入歳出とも款の名称と補正額のみ読み上げいたします。

1、歳入。

3款国庫支出金、補正額381万5,000円、4款道支出金421万円、5款支払基金交付金184万5,000円、7款繰入金267万円の減額、歳入合計720万円。

2、歳出。

1款総務費114万7,000円、2款保険給付費620万円、3款地域支援事業費7万8,000円の減額、4款特別給付費15万円の減額、7款予備費8万1,000円、歳出合計720万円。

以上、議案第13号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 8ページの居宅介護サービス等給付費の伸びております1,200万円補正という形になっておりますが、この内容等について、いわゆるデイサービス料だとかいろいろあるかというふうに思いますが、その内訳と、どの部分で一番伸びているのかという形をお伺いしたいのと、もう1点は、全体で介護給付費の限度額に対して給付実

態というのは、大体どのぐらい利用率として利用、限度額に対して、わかればいいのですが、教えていただければというふうに思います。

あとは、恐らく介護の重度化によっても伸びているという要素等が、介護施設等の利用等においても見受けられるかと思いますが、そういうものもわかればお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御質問でございますが、居宅介護サービスの給付等の状況につきましては、内容等、今、精査されている中で在宅部分につきまして、それから施設だとかそういった内容につきまして年度途中ということで、今、具体的にどうこうという数字を現在持ち合わせてございません。

それから、限度額の上限の給付の状況につきましては、それぞれ介護度だとかによりまして利用をいただいている、それからみ出た部分だとかを給付費のほうで対応するようなことになってございますが、まだ年度途中ということで、上限を超える給付自体は多少ございますが、そういったことの対応だとかにつきましては現在の数字的な押さえ、今、年度途中ということもございまして、決算確定後には明らかにすることできるかと思いますが、そんなことで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました議案第14号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第

3号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、スプリンクラー新設工事で、居室が一部使用できなかったことなどにより、利用者数の減少に伴うサービス収入の減額でございます。

2点目は、寄附金が1件ございましたので、寄附者の趣旨に沿って介護備品購入費を計上するものでございます。

3点目は、緊急雇用創出推進事業の未経験介護職員雇用事業が完了したこと、精算に伴う減額補正でございます。なお、雇用した職員については、本事業完了後も引き続きラベンダーハイツにおいて雇用を継続しているところでございます。

4点目は、スプリンクラー新設工事の事業完了により、不用額を減額するものでございます。

5点目は、医務室の必需品である滅菌器が、購入後17年を経過して故障により修理不能になったことで、購入費を計上するものでございます。

6点目は、各事業費の精査に伴い、執行残の減額等を行うものでございます。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書以降につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第14号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)。

平成23年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,453万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入604万1,000円の減、3款寄附金10万円、4款繰入金106万7,000円の減、歳入合計額は700万8,000円の減でございます。

2、歳出。

1款総務費65万1,000円の減、2款サービス事業費405万9,000円の減、3款施設整備費1

27万2,000円の減、6款予備費102万6,000円の減、歳出合計は700万8,000円の減でございます。

これもちまして、議案第14号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 4ページの収入の部分で、収入の落ち込みという形で居宅介護、施設介護サービス費が、比較的多く落ち込んでいるという形になっているかと思えます。これは1人当たり平均しますと、大体どのぐらいの勘定になるのかというところを、ちょっとわかればお伺いしたいのと、これからよく利用者の方利用していて、デイサービスのほうで、おふろに入るときに手すりがないというような声が聞かれて、非常に利用するときに利用しづらいという声も聞かれるかと思えます。今後、あの施設の充実という点では、そういった利用者の方の利便を確保するということは大切でありますので、そういった実態等があるかどうか、合わせてお伺いをしておきたいと思えます。

○議長(西村昭教君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) 4番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、サービス収入の減に伴う部分でございますけれども、1人当たりの金額については押さえておりませんけれども、当初予算におきましてショートステイに係る部分につきましては、1日平均で9.0人で見込んでいたものでございまして、スプリンクラーの工事が始まるまでの上半期におきましては、ほぼ9.0を達成していたところでございますが、スプリンクラーの工事が始まりましてからは、7.4とか7.5ぐらいに減っているところでございます。また、特別養護老人ホームの部分につきましては、当初予算で1日平均47人を見込んでいたのが、当初上半期におきましては47.3人ということで、予算設定よりも上回っておりましてけれども、スプリンクラーの工事が始まりましてからは44.5とか44.4とかにとどまったところでございます。そのようなことから、合わせて600万円を超える減収となったところでございます。

また、2点目のデイサービスにおけます手すりの関係でございますが、私自身もデイのほうに月に何

回か顔を出しておりまして、利用者さんのほうから、手すりがあると大した助かるのだよねという話も直接聞いてございます。その手すりを何とか取りつける方法はないものかということで、今、23年度の既存の予算の中で、何とか対応できないものかということを検討している最中でございます。そのようなことで、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

先ほどの村上議員の質疑に対する補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 国民健康保険特別会計の関係で、3番村上議員から質問のありました短期証の解消数につきましては、ただいま調査したところ3件、10人というところでございまして、数的には大きく上がっておりませんが、滞納額は今回補正したとおり、かなりの数字が減少しているということで、やはり分割納付で期間もかかるということで、その世帯数の減少については、これから時間がかかるのかなと。しかしながら、この間で都度、分割納付の相談をしまして、その減少に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 暫時、昼食休憩といたします。

再開は、午後1時からとします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議事に入る前に、先ほどの一般会計補正予算において、5番金子議員の質疑に対する補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番金子議員の先ほど農業振興資金、それから営農改善資金等における利息についての御質問でございますけれども、これらの資金につきましては、それぞれJAさん、それから町とそれぞれ原資を供給しながら、出し合いながら用意をしている資金でございます。利率につきましては、農業振興資金については1.8%、それから営農改善資金につきましては、無利子ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上で、補足説明を終わります。

ありますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ということは、こちらの農業の営農改善資金については0%で、農業振興資金について1.8%ということでございます。これは原資自体、もともと一般財源も入っているということで、町からの一般財源も入っているということで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 一応、拠出金みたい形で出して、また戻す形にはなるのですが、基本的には出し合いながらということで御理解いただければと思っています。もちろん町のほうからの一般財源ということで。

○議長（西村昭教君） 以上で、終了いたします。

◎日程第11 議案第15号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第11 議案第15号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第15号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入に関しましては、1点目として節水傾向が反映されたものと推定される収入額の減額、2点目は東中地区農業農村整備事業に伴う水道管移設が不要となったことから、予定の移設補償金を減額するもの、3点目は歳出の精査によるルール計算に基づいて一般会計からの繰入金を減額するものとなっております。また、歳出では、事業費確定及び執行残の精査と、水道管移設補償工事の取りやめによる不用額を減額するものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第15号平成23年度上富良野町簡易水道事

業特別会計補正予算（第２号）。

平成２３年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２１万６、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６、８３７万７、０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

１款使用料及び手数料２０万円の減、２款繰入金６３万円の減、４款諸収入３８万６、０００円の減、歳入合計１２１万６、０００円の減。

２、歳出。

１款衛生費１２１万６、０００円の減、歳出合計につきましても同じく１２１万６、０００円の減となっております。

２ページ目以降の補正の明細につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いします。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１６号

○議長（西村昭教君） 日程第１２ 議案第１６号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程され

ました議案第１６号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして補正の要旨を御説明いたします。

歳入では、１点目に、一時１、０００名を超える本町駐屯自衛官が、東日本大震災対策派遣として不在になったため、生活人口の減少による下水道使用料の減額があります。２点目といたしましては、水道事業確定による下水道事業債の減額、３点目にはこれら減額を反映して、ルール計算に基づく一般会計からの繰入金を増額するものとなっております。歳出では、管理費と建設事業費の確定及び執行残精査により、また公債費償還元金利子の確定によって不用額を減額するものとなっております。

また、補助金を受けて実施中の長寿命化計画に基づく浄化センターの改修事業に関して、事業費と年度間事業量の配分が変動したことにより、繰越明許費の追加、債務負担行為の変更及び地方債限度額の変更についても補正する内容となっております。

以下、議案を朗読いたします。

議案第１６号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。

平成２３年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０５万１、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６、９９８万１、０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第３条、債務負担行為の変更は、「第３表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第４条、地方債の変更は、「第４表 地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款使用料及び手数料４０２万５、０００円の減、４款繰入金３０７万４、０００円、７款町債１１０万円の減、歳入合計は２０５万１、０００円の減となっております。

2、歳出。

1 款下水道事業費 1 1 2 万 3, 0 0 0 円の減、2 款公債費 9 2 万 8, 0 0 0 円の減、歳出合計 2 0 5 万 1, 0 0 0 円の減となっております。

2 ページへ参ります。

2 ページにつきましては、先ほど申しましたとおり、下水道浄化センターの改修に伴いまして、根幹的施設工事委託の事業費確定により変動するものとなっております。

第 2 表、繰越明許費補正。

1 款下水道事業費 2 項事業費のうち、根幹的施設建設工事委託 3, 6 0 0 万円につきまして、繰越明許として追加する内容となっております。

第 3 表、債務負担行為補正。

根幹的施設建設工事委託（平成 2 3 年度）分につきまして、限度額につきまして 2 億 8, 3 0 0 万円を限度額 1 億 9, 0 0 0 万円に変更する内容となっております。

第 4 表、地方債補正。

公共下水道事業のうち（一般分）につきまして、補正前の 6, 4 9 0 万円を 6, 4 1 0 万円、資本費平準化分につきまして、補正前 8, 0 0 0 万円を 7, 9 7 0 万円と変更する内容となっております。

3 ページ以降、補正についての明細は省略させていただきます。

御審議いただきまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 1 6 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 7 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 3 議案第 1 7 号平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました議案第 1 7 号平成 2 3 年度上富良野町病院

事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、四つの案件で構成されております。

初めに、収益的収入及び支出ですが、1 点目は昨年の子ども手当の制度改正に伴い所要額を減額するものであります。また、子ども手当につきましては、一般会計から繰り出し基準に基づきまして全額繰り出しを受けておりますので、収入では一般会計補助金を、また支出では医業費用と老人保健施設事業費用から、不用額をそれぞれ減額しようとするものであります。

2 点目は、町立病院の院内保育所費用についてであります。院内保育所は、平成 2 2 年 1 月から本施行により運営をしておりますが、運営経費につきましては、一般会計から繰り出し基準に基づきまして、同じく一般会計補助金として繰り出しを受けて運営しておりますが、このたび運営内容が北海道の病院内保育所運営事業の補助規定に該当するに至りまして、補助率 4 分の 1 相当額として 6 3 万 4, 0 0 0 円が交付される見込みとなりましたので、収入に計上するとともに、同額を一般会計補助金から減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出では、3 点目としまして特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で実施いたしました医療器機購入事業と、本年度が整備計画の最終年度となります患者用ベッド更新事業の事業費が確定しましたので、収入では一般会計からの出資金を、また支出では、それぞれの不用額を減額するものであります。

4 点目は、前回の補正後に御寄附を 2 件 1 0 万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 1 7 号平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。

第 1 条、平成 2 3 年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。第 1 款病院事業収益、補正予定額 5 9 万 7, 0 0 0 円の減。第 2 項医業外収益 5 9 万 7, 0 0 0 円の減。

支出。第1款病院事業費用59万7,000円の減。
第1項医業費用49万9,000円の減。第3項老人保健施設事業費用9万8,000円の減。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、補正予定額22万9,000円の減。第1項出資金32万9,000円の減。
第4項寄附金10万円。

支出。第1款資本的支出22万9,000円の減。
第2項建設改良費22万9,000円の減。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、補正予定額59万7,000円の減。

次のページをお開きください。

他会計からの補助金。

第5条、予算第9条に定めた金額「1億3,238万5,000円」を「1億3,115万4,000円」に改める。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 先ほど説明ありました道補助金63万4,000円は了解したのですが、細かいことで申しわけないのですが、院内保育所に通われているお子さんは何名いるのかということと、保育士になるのですか、保育所の先生といわれる方は何名在籍しておりますでしょうか。

よろしく願います。

○議長（西村昭教君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 12番岡本議員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、園児の数になりますが、現在のところ7名をお預かりしております。あと、保育士につきましては、臨時職員という身分の中で、若干動きはあるのですが、一応今のところ5名から場合によっては1人程度ふえるような形で、保育体制を整え

ているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第32号

日程第15 議案第33号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第32号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1請負契約締結の件及び日程第15 議案第33号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2請負契約締結の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第32号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1と、議案第33号同工事その2の請負契約締結の件につきまして、関連しますので合わせて提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省所管の防衛施設周辺整備事業の採択を受け、道道上富良野旭中富良野線から重綱商店地先までの1,607メートルについて、平成22年度と平成23年度の国庫債務負担行為により、実質平成23年度と平成24年度の2カ年で改良舗装を施行するものです。

今般契約分は、平成22年国債工事の残りの区間722メートルについて施行し、完了を見るものですが、前の工区分けと同様に、通行障害の軽減と工期短縮を図るため、その1とその2の2分割工区により実施するものとなっています。

まず、その1ですが、入札に当たりましては、町内業者を含む5社を指名いたしまして、3月5日に入札を行った結果、高橋建設株式会社が5,560万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の5,838万円になっており、落札率につきましては96.84%でした。参考まで、2番札は大北土建株式会社の5,590万円でした。

次に、その2につきましては、同様にその1と重複しない町内業者を含む5社の指名により、同日に

入札を行った結果、株式会社アラタ工業が5,998万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の6,297万9,000円になっており、落札率につきましては95.95%でした。参考までに、2番札は増山建設の6,020万円でございました。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第32号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1請負契約締結の件。

北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、5,838万円。

4、契約の相手方、上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社、代表取締役北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成25年1月31日。

以上、議案第32号の説明といたします。

続きまして、議案第33号へ参ります。

議案第33号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2請負契約締結の件。

北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、6,297万9,000円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成25年1月31日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第32号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その1請負契約締結の件を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号北19号道路改良舗装工事（H23国債）その2請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第34号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第34号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件について提案の要旨を御説明いたします。

当該建設工事委託に関する協定は、昨年6月の第2回定例会において議決をいただき、平成23年度と24年度の2カ年の債務負担行為により、地方共同法人である日本下水道事業団との間で締結したものであります。

総体事業費の執行料と平成23年度と24年度の年度間事業料の配分額が国土交通省と北海道との調整を了して確定したことにより、契約金額を8,200万円減額し、1億9,000万円に変更しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第34号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件。

上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（平成23年6月22日議決を経た議案第14号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項。契約金額、変更前、2億7,200万円。変更後、1億9,000万円。

以上のとおりです。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い

くお願いします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） あす3月9日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、この後、議会運営委員会を13時40分より議員控室で開催いたしますのでお集まり願います。

午後 1時31分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年3月8日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 長 谷 川 徳 行

署 名 議 員 佐 川 典 子

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 4 年 3 月 9 日（金曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君

第 3 議案第 1 号 平成24年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2 号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3 号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 6 議案第 4 号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第 5 号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 8 議案第 6 号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 9 議案第 7 号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第10 議案第 8 号 平成24年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第 9 号 平成24年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（14名）

1 番	佐川 典子 君	2 番	小野 忠 君
3 番	村上 和子 君	4 番	米沢 義英 君
5 番	金子 益三 君	6 番	徳武 良弘 君
7 番	中村 有秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩崎 治男 君	10 番	一色 美秀 君
11 番	今村 辰義 君	12 番	岡本 康裕 君
13 番	長谷川 徳行 君	14 番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	中田 繁利 君	総 務 課 長	田中 利幸 君
防災担当課長	伊藤 芳昭 君	産業振興課長	前田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅彦 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	北川 和宏 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君
教育振興課長	服部 久和 君	ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君
町立病院事務長	松田 宏二 君		

○議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査	深山 悟 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） きのうに引き続き、御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

一般質問は3月6日に締め切り、8名から通告がありました。昨日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程調整を行い、3日目、3月14日5名、4日目、3月15日3名となりました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 小 野 忠 君

3番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 町政執行方針から

◎日程第11 議案第9号まで

○議長（西村昭教君） 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成24年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成24年度上富良野町簡易水道事業特

別会計予算、日程第9 議案第7号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10

議案第8号平成24年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成24年度上富良野町病院事業会計予算の件を関連がございますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

平成24年第1回定例町議会の開会に当たりまして、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国経済は、いまだ長引くデフレから脱却できず、加えて円高基調もおさまらない中、昨年3月に発生いたしました東日本大震災の影響も相まって、経済の低迷は大変深刻さを増し、とりわけ地方への影響は、その深刻度を増している実態にあります。

このような客観情勢の中、平成24年度の政府予算案につきましては、「日本再生元年予算」と位置づけられ、震災からの復興と日本経済の成長戦略の実現を柱に編成がなされ、昨日衆議院を通過いたしました一般会計総額において、6年ぶりのマイナス予算となる90兆3,000億円となっておりますが、東日本大震災特別会計が創設されること、年金国庫負担の増額分に、今後の消費税増税を見込んだ交付国債が充てられること、さらに平成24年度で執行される予算を平成23年度第4次補正予算に計上されていることなどを加味すると、実質の予算規模は、前年度を大きく上回る構造となっております。また、3年連続して国債が税収を上回るという極めて異例の事態にあると言えます。

一方、地方財政政策については、「地域主権改革」に沿った財源の充実を図るため、地方交付税においては、昨年度の「地方再生対策費」、「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合した「地域経済基盤強化・雇用等対策費」1兆4,950億円を創設するなど、地方交付税総額で、昨年よりも800億円増の17兆5,000億円が確保されたところでありますが、長引く経済の低迷から、従来の不交付団体が大きく減少し、交付団体へと移行することなどから、限られたパイをより多くの団体に配分する実態にあります。

加えて、社会保障費などの自然増への対応のほか、地方税収も大きな増収は見込めないことから、地方財政は極めて厳しい状況にあります。

さて、当町におきましても、厳しい経済状況が続

く中、昨年的高温多雨による農業収入の大幅な減収、好転しない購買意欲などの影響を受け、町税収入の減収や人口減などの影響から、地方交付税も大きく減額となることから、歳入一般財源の減収を見込まざるを得ず、一方、歳出面においては、地域の経済対策や少子高齢化対策、「安心・安全なまちづくり」を推進していくため、近年の大雨災害に対する恒久的な復旧対策、学校を中心とした公共施設の耐震化対策への対応など、一刻も早い対応が求められる喫緊の課題が山積しており、これらを含め、財政需要の増大が避けられず、非常に厳しい財政状況となっております。

このような実態から、本年度以降の財政見込みにおいては、大きな財源不足が予想され、今後は持続可能な財政構造の再構築に向けて、不断の行財政の効率化はもとより、地域内の人材・資源など、あらゆる潜在力を見出し、それら秘められた力を発揮できるように、町民の皆様と、これからのまちづくりへの思いを共有しながら、しかもスピード感を持って諸課題に取り組み、経済の活性化を果たし、安定した財政基盤をつくることに全力を注いでまいります。

また、第5次総合計画や自治基本条例の精神である「協働」をこれからも町民の皆様との共有のキーワードとし、町民個人はもとより、さまざまな主体の活力が協働によりますます発揮され、上富良野町が活気に満ち、しかも安心して暮らすことのできるまちとなるよう、改めて果たすべき役割をしっかりと認識し、すべての町民の皆様が、まちづくりへの当事者感覚を実感できるような環境づくりに全力を傾け、確実に実効があらわれるよう取り組んでまいりますので、町民の皆様や、議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示した五つの暮らしづくりに沿って、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」については、ひとり暮らしの高齢者など、支援を必要とする人たちが、地域で心豊かに安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の福祉力を高める社会づくりに努めるとともに、「住生活基本計画」に基づく高齢者も安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

次に、「信頼ときずなで結ばれる産業の実現」についてですが、農業・商工業・観光など、町内の産業連携がさらに円滑に推進されるよう取り組み、各種イベントなどを通じ、町民の皆様が安心して安全な

地場農畜産物を提供することなどを通じ、信頼性を高めるとともに、町外での観光PRなどの機会も活用し、まちの農畜産物の魅力発信に努めてまいります。さらに、加工分野の拡大や商品化が図られるような支援の充実や各種制度などの情報提供に努め、加えて6次産業の創出につながるよう努めてまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、昨年度から一部地域で試行実施してきました予約型乗り合いタクシー事業は、試行運行を1年延長し、対象を全町に拡大して、利用者ニーズを的確にとらえて、本運行に向けて取り組んでまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、協働のまちづくり基本指針に基づき、その推進に努めてまいります。

また、本年度は、津市との友好都市提携15周年を迎えることから、記念事業を実施してまいります。

地域防災力の向上に向けては、まちの防災計画の見直しと連動し、各地域の自主防災組織（25地区）との連携を密にし、災害時要援護者の避難支援体制を含めた防災マップ作成の支援を行うほか、防災士養成を計画的に行ってまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりについてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、高齢者福祉については、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、自立生活や在宅介護の負担を軽減するための住宅リフォーム助成制度の活用促進に努めるとともに、緊急時の備えとして、緊急通報システムの端末装置を更新整備してまいります。

障がい者福祉については、「上富良野町障害者計画」を全面改定し、ノーマライゼーション社会の実現を目指して取り組みに努めてまいります。

ラベンダーハイツは、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、サービスの向上と経営の安定に努めるとともに、トイレ・洗面所を改修整備し、安全で快適な施設運営を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、本年度から第5期介護保険事業計画がスタートしますが、在宅介護を地域で支えるため、計画期間中に小規模多機能居宅介護施設と認知症対応型グループホームの整備を位置づけるとともに、今後3年間、さらには次期計画を見据えて、安定した介護保険事業運営が図れるよう、第5期におきましては、第1号被保険者の介護保険料を現行より350円（9.8%）増の3,950円に改訂をお願いするところであります。

また、これまで喜寿・米寿・白寿の節目を迎えられた方々に対する「敬老祝い金制度」につきましては、経過措置を設けながら、白寿のみの制度に見直すことで、その財源を、今後増加する高齢者の多様な福祉施策に活用を図ってまいります。

国民健康保険事業については、依然として厳しい財政状況にありますが、保健指導に力点を置き、生活習慣病予防を積極的に取り組むことで、医療費増嵩の抑制を図りながら、持続的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

病院運営につきましては、一般病床、介護療養型老人保健施設、また、救急告示病院として、引き続きその役割を担ってまいります。

本年度は、コンピューター断層撮影装置（ＣＴ）と画像保存通信システムを整備し、より一層安全で良質な医療と介護サービスなどの提供に努めてまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子供を産み育てることができる地域を目指し、子育て支援の各施策の充実に努めるとともに、教育委員会と連携による「すくらむかみふ」の活用による一貫した子育て支援の充実に向け、取り組みを進めてまいります。

さらに、子育て家庭に対する経済的支援として、「子育て支援ごみ袋交付事業」を新たに実施します。

また、子どもセンターは、子育て支援の拠点として、就学前親子の交流機会の充実とともに、児童福祉法改正に伴う障がい児相談支援などの役割を果たし得るよう、その体制強化に取り組んでまいります。

核家族化が進み、家庭の養育力が低下する中において、まちにおいては、限られた人的資源をもとに、これからの多様な保育ニーズにこたえるため、保育所運営については、さまざまなノウハウを持つ民間活力を活用する形態への移行が、総体的なまちの保育と子育て環境の向上につながることから、スムーズな移行が図られるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてですが、基幹産業の農業については、「戸別所得補償制度」や「農地・水保全管理事業」、「中山間地域等直接支払い制度」、「環境保全型農業直接支援対策事業」など、各制度の活用による営農支援や交付金の直接払いにより、農業経営の安定化に努めてまいります。

また、農業農村基盤整備事業につきましては、東中興農地区、西山地区の事業を継続実施し、新たに東中の南地区と中央地区について、本年度から着手

してまいります。あわせて、来年度に着手を予定している東中西地区については、その換地計画を策定し、安定した農業経営基盤の整備を図ってまいります。

エゾシカ対策については、駆除活動を担っていただいている猟友会への支援を継続実施するとともに、抜本的な解決に向け、北海道、農協など関係機関と連携し、効果的な対策の検討を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、依然として厳しい経済状況が続いておりますが、活力のある商工業の再生を図るため、商工会の自主的な活動を支援するとともに、さらに連携を密にして、商工業の振興が着実に図られるよう努めてまいります。

また、これからの活力ある産業基盤づくりへの大きな柱となり得る観光産業の振興については、本年度策定予定の観光振興計画と連動させた中で、観光協会を初め、農畜産業や商工業との連携強化を図り、滞留・滞在型観光を推進し、安定した町内への入り込み客数の増加につなげ、地域活力の向上に結ぶよう、支援策もあわせしっかりと取り組みを進めてまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」につきましては、生活の基盤となる社会資本の整備と機能維持は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、施設の長寿命化を基本に置いて、継続的かつ計画的に取り進めてまいります。

なお、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、これまでも段階的に外部委託することを進めてまいりましたが、本年度から全面委託として、行政の効率化を図るとともに、維持管理などサービスの向上に努めてまいります。

環境問題につきましては、地域一体となった温室効果ガスの削減に向けた取り組みを継続してまいります。

特に、昨年度から３カ年計画で進めている省エネ・新エネ型の住宅用設備機器導入事業や、生活灯を省エネルギー型への転換事業、住宅のリフォーム事業に対する助成制度を、だれもがわかりやすいＰＲに努め、推進してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、活火山十勝岳と共生するまちとして、引き続き砂防など防災施設基盤の整備促進が図られるよう、関係機関への要望を行ってまいります。

また、地域防災計画の見直しについては、近年の大雨災害のほか、東日本大震災も一つの教訓ととらえ、さまざまな災害を想定したより実践的な内容と

なるよう、見直しを図ってまいります。

特に大雨災害については、水路や河川の水処理機能の維持と質的改良を促進するとともに、地域や地区集団における農地からなどの土砂流出の抑制と、肥沃な大地を守る活動を支援し、協働の取り組みによる減災対策を推進してまいります。

交通安全、防犯、さらに消費生活の安全などに関する対策につきましては、一人一人の意識喚起につながるような地道な取り組みの継続が必要であり、そのために関係機関と一層連携強化を図りながら、事件、事故のない安全で安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

特に本年度は、町内における交通死亡事故ゼロ1,000日の達成に向け、町民一丸となった啓蒙活動に取り組んでまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり、身体づくりについて」ですが、住民みずから健康づくりを実践するまちを目指し、特定健診受診率の向上と特定保健指導の内容充実に、さらに努めてまいります。

生活習慣病は、ますます低年齢化する傾向にあることから、ライフサイクルを通じた生活習慣病予防を柱に据えて、「第2期健康かみふらの21計画」、「生活習慣病予防ガイドライン」、「食育推進計画」を策定してまいります。

また、各種がん予防のための学習や心の健康のための学習の充実に図るとともに、各種ワクチン接種の助成制度についても引き続き実施し、接種機会の向上に努めてまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、既に「かみふらのパーク」を共通の食材として、「食」による地域のブランド化に向けた活発な活動が行われておりますが、新たな地域ブランド品の開発につながるよう、町民の皆様や各関係団体との連携を深めながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、本年度より公共施設環境整備員を配置して、施設機能の維持向上を図り、「親しみやすく魅力ある公園・緑地づくり」を進めてまいります。

日の出公園については、山頂への車道ルートの見直しやラベンダー園の植えかえ更新などを行い、観光拠点としての再生計画を推進し、魅力アップを図ってまいります。

島津公園については、遊具広場のトイレ改築を実施するほか、昨年度整備したジャブジャブ池を供用

し、子供から高齢者の方々まで幅広い年齢層の集いの場、憩いの場としての充実に図ってまいります。

また、整備計画の最終調整が進められております見晴台公園の再生整備は、今期観光シーズンまでに完了させ、新たな機能を活用した地域振興に寄与できる観光振興の拠点となるよう整備を推進してまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、町民の皆様からの電子申請制度について、対応可能なものから導入するよう、オンライン化条例の制定に向け取り組んでまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・はぐくみ・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、まちの産業を支える担い手づくりは、これからのまちづくりを左右する大きな課題であることから、新たな後継者に対する奨励金制度などを継続して取り組むとともに、地域資源を生かした農業・商工業・観光が一体となった産業連携が確実に推進され、若い力が生かされるよう支援を行ってまいります。

また、先般、中富良野町、美瑛町と3町で、「花人街道連携会議」を発足したところであり、本年度より「花」をテーマにした3町共同の初めての事業として、観光客の誘致が図られるよう取り組んでまいります。

さらに、観光資源の十勝岳連邦や温泉などを活用し、地域の活性化を推進するために、上富良野町観光振興計画を策定し、地域の特性を生かした活力と魅力あるまちづくりに資するよう活用を図ってまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、景観行政団体として、「かみふらのの景観づくり計画」に基づき、引き続き良好な環境づくりを進めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、「町営住宅等長寿命化計画」と、昨年度策定した「住生活基本計画」などに基づき、まちの将来を見据えながら計画的に整備、維持修繕を行ってまいります。

なお、老朽化が著しい緑町団地については、入居者の御理解、御協力をいただきながら解体整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などについては、教育委員会と連携を図り、しっかりとまちの歴史や文化が受け継がれ、また、守られるよう取り進めてまいります。

定住・移住対策については、昨年度町内の関係す

る団体で設立した「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携・協力のもと、目標に向けて着実な成果につなげられるよう、移住準備住宅の改修整備などを行い、施策の推進に努めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かち合える暮らしづくり」についてであります。

「協働のまちづくりは」、自治基本条例に掲げたまちづくりの基本原則であり、「協働のまちづくり推進委員会」の御意見をいただきながら、着実な推進に努めてまいります。

なお、本条例は、時代とともに育てる条例として位置づけられており、その見直し規定に基づき、見直し作業に着手してまいります。

行財政改革について、本年度は町政運営改善プランの3年目であり、取り組むべき事項について、「プラン24」として整理いたしましたので、その着実な実践に努めてまいります。

また、行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上に向けた取り組みとあわせて、行政機能が効率的・効果的に発揮されるとともに、各施策が町民の皆様により近いところで決定され、実践されていく体制の構築に向けて、不断の見直しを行い、真に町民の皆様の期待にこたえ得る組織として進化するよう努力してまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

自衛隊の関係については、これまでに築いてきた共存共栄の関係をもとに、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持と、上富良野演習場の安定的、継続的な使用に向けた対策に取り組んでまいります。

また、演習場隣接周辺3地区の協議会に対しましては、「上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助金制度」を設け、地域の環境保全や生活の改善に寄与するよう対応を図ってまいります。

広域行政の推進については、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう、構成市町村と連携し、さらに相互理解を深めながら取り組んでまいります。

また、北海道後期高齢者医療広域連合に、本年度から2年間の予定で当町の職員を派遣し、知見を積むとともに、広域連合の事業運営に貢献してまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける、成長・学習の政策分野の多くの部分については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを

基本に促進してまいります。

以上、平成24年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成24年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、さきにも申し上げましたように、「地域主権改革」に沿って、国段階においては、地方の一般財源総額は、昨年度の水準が確保されたところですが、当町におきましては、厳しい経済状況などを受け、町税収入の減少、人口減などによる地方交付税の大幅な減少などにより、歳入一般財源が減少する一方、厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応など、喫緊の課題への対応により、財政需要が増大している状況にあることから、非常に厳しい予算編成となったところであります。

一般会計では、総額61億1,000万円、昨年対比プラス1.0%、6,100万円増の規模となっておりますが、これは平成23年度分災害復旧事業分として、約5,800万円計上していることが要因となっており、これを除くと、ほぼ昨年度と同額の予算規模となったところであります。

本年度は、最終的に財源不足を解消するために、災害復旧経費の対応に、北海道市町村備荒資金組合から超過納付金の還付金4,410万円を充用し、さらに喫緊の行政課題などに対応するために、財政調整基金から9,000万円を繰り入れて予算を調整したところでありますが、申すまでもなく、財政の安定化は、町政執行の基本でありますので、本年度以降も予想される財源不足に対応するために、早急に持続可能な財政構造の再構築に向けて取り組みを強化してまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改革に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや、財源確保として妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額13億7,783万4,000円、前年対比0.4%、608万3,000円減となっております。昨年度に保険税率の増額改定をいたしたところでありますが、町内経済の厳しい状況を見据えながら、保険税収入の適正な把握に努め、保険者としての負担すべき保険給付費、後期高齢者支援金及び介護給付納付金などの費用とのバランスを図ったところであります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億1,536万4,000円、前年対比14.1%、1,425万3

、000円増となっておりますが、被保険者数の増加及び保険料率の増額改定によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億1,163万8,000円、前年対比13.4%、6,349万3,000円の減となっておりますが、現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業において、年次ごと事業量にばらつきがあることが要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額6,218万5,000円、前年対比9.7%、665万6,000円の減となっておりますが、農業農村整備事業に伴う東中簡水配水管移設補償工事の減と、里仁簡水における新規配水工事の完了によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額7億7,743万9,000円、前年対比0.3%、224万円増となっています。これは、今年度からスタートする第5期介護保険事業計画により、今後3年間の介護給付見込みに対する介護報酬が改定され、第1号被保険者の介護保険料を、現行より350円増の3,950円に改定をお願いするところでありますが、新たな要介護者の出現率は低水準で推移しているものの、高齢化の進展とともに、要介護者が重度化傾向にあることから、介護給付費の増加が見込まれるためであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億8,843万2,000円、前年対比15.7%、5,369万7,000円の大幅な減となっておりますが、スプリンクラーの新設工事が完了したことによるものであります。本年度は、安全で快適な生活確保のため、利用者のトイレ・洗面所の改修工事に着手し、整備を進めてまいります。

次に、病院事業会計では、予算総額は9億4,625万6,000円で、前年対比0.2%、216万5,000円増の予算規模となっております。

収益的収入及び支出の予算額は8億6,647万3,000円で、前年対比1.1%、963万7,000円の減となっております。これは、事業収益では実績見込みなどを踏まえて、入院収益が減となったことが主な要因であります。一方、事業費用においても事業収益の減に伴い、実績見込みや制度改正などを踏まえ、各費用の縮減に努めながら収支を見込んだところであります。

資本金的収入及び支出の予算額は、7,978万3,000円で、前年対比17.4%、1,180万2,000円の増となっております。これは企業債償還費の減や、事業完了による減要素もありますが、総合計画実施計画に基づき、コンピューター断層撮影装置（CT）の更新と附帯機器の画像保存通信シス

テム（PACS）の整備を行うことによる増であります。

最後に、水道事業会計では、総額2億6,540万4,000円、前年対比2.8%、717万3,000の増となっております。収益的収支においては、消火栓移設工事と消費税納税額の減、資本金的収支では、検漏工事数量の更新周期による増と、配水管新規布設による増があることから、結果として総額では増額となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は、42億4,455万2,000円で、さきに申し上げました一般会計予算とあわせたまち全体の予算では、103億5,455万2,000円、前年対比0.3%、4,309万8,000円減の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、国の財政状況が大変厳しい中、これからのまちづくりにおいては、地域力が大きく将来を左右する時代を迎えております。今こそ町民一丸となって、まちづくりに取り組んでいくことが何にも増して重要と考えているところであり、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成24年度の町政執行方針といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、北川雅一君。

○教育長（北川雅一君） 平成24年第1回定例町議会の開催に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会初め、町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

初めに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と原発事故は、被災地域だけではなく、我が国全体に大きな衝撃を与えると同時に、さまざまな影響を及ぼしました。

一方で、被災地の子供たちや地域住民、各自治体、NPO、企業等の積極的な行動と、全国各地から集まった人々のボランティアなど、世界からも評価される「人のきずな」は、未来への希望を感じることができました。

特に「人と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」、「子供たちの自主的な行動」、「優しく人を思いやる心」などは、教育が目指す原点であり、不易なものであると考えております。

まちづくりは、人づくりの地域の教育によって支えられ、活性化されるものであります。その主体となって次代を担う人材をはぐくむために、教育の果たす役割は、ますます重要になってきております。

このために、教育における不易を大切にした上で、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた学習の機会を提供するとともに、何より町民一人一人が、みずから進んで学ぶことに生きがいや喜びを感じ、「笑顔」があふれる教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、教育委員会といたしましては、町民憲章を踏まえ、「上富良野町教育振興基本計画」並びに「教育目標」を基本として、十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切にし、「次代を担う豊かな人づくり」を推進してまいります。

また、各施策の点検管理や執行状況を明らかにする「教育委員会点検・評価」を継続して実施し、その取り組みをより効果的、かつ円滑に推進するよう努めてまいります。

学校教育においては、「夢広げ、たくましく未来を切り開く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」、「開かれ信頼される学校づくりの推進」、「人間力を磨く教師の育成」、「教育条件整備の充実」を目指してまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査等の結果から、生活面では、家庭生活や学校生活などにおいて、継続して安定した様子が見られています。

また、学力面では、国語・算数・数学ともに基礎的な学力が確実に身につけている様子が見えてきます。

しかしながら、活用力・応用力において課題が残されている状況が見られております。その課題解決に向けて、引き続き基礎・基本の確実な定着と、それを活用して解決するために必要な思考力・判断力・表現力などをはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を育ててまいります。

そのために、各学校においては、「全国学力・学習状況調査」や「学校評価」などの結果をもとに、「学力向上プラン」を作成し、具体的に実践を進めております。

北海道では、平成26年度の学力調査までに、「全国平均以上」とする目標を立てており、本町においても、目標を設定し、さまざまな取り組みを進めてまいります。

学習活動交付金につきましては、学力向上への取り組みを主に活用してまいります。

その他に、確実に学力の定着を図るため、学校と保護者や地域が子供の望ましい生活、学習習慣に向けた家庭生活のあり方について、あらゆる機会を通して発信してまいります。

また、子供たちの学力等の状況を引き続き検証していくため、本年度も全国学力・学習状況調査を北海道と連携を図りながら実施を予定しております。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳の時間をかなめとして、全教育活動を通して人の気持ちを理解し、思いやりの心や規範意識・感動する心、そして生命を大切にする心など、本町の子供たちに定着しつつある「心」をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。

そのために、道徳の時間の充実や総合的な学習時間、特別活動の充実とキャリア教育の一環とした職場体験学習を通し、多様な体験活動を促進させ、自然や人との触れ合いを深めて、「心の教育」の推進に努めてまいります。

また、「いじめ、不登校」などの防止に向けては、学校・家庭・関係機関との連携を密にし、各種の調査やアンケートなどを活用して、早期発見、早期解決に努力をしてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、正しい生活習慣と健康管理の理解と定着を促し、運動する機会をふやし、体力の増進を図ってまいります。

そのために、体育や保健の授業の充実と日課の工夫によって体を動かす時間の確保や習慣化を図ること、家庭や地域と連携しながら「早寝・早起き・朝ごはん」など、正しい生活リズムの確立を図ってまいります。

また、体力・運動技能の向上を図るだけではなく、自主的な協調性・忍耐力など、心身両面にわたる健康の保持増進を図る少年団活動や部活動への支援も努めてまいります。

以上のさまざまな方策とともに、地域に開かれた信頼される学校づくりのために、保護者への授業参観だけではなく、地域の方々や各関係へも授業を見てもらう機会を設けてまいります。

また、学校評議員や学校関係者評価委員会の意見、保護者・地域の外部アンケートなど、多くの声を生かした学校評価を実施し、学校運営の改善を積極的に進めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、薬物・虐待・自殺・有害情報などの問題が依然として後を絶たない現状であります。本町においては、学校・家庭・地域の努力と連携協力によって、問題等の事例は少ない状況にあります。

しかしながら、それぞれの問題は、どこかの学校でも起こり得るもので、日ごろから児童生徒などが発する危険信号を見逃さないよう、早期発見に引き続き努めてまいります。

その手立てとして、教職員の児童生徒理解力を高める「研修活動」の充実と、子供たちの目線に立つ

た「教育相談や相談体制の充実」を図ってまいります。

上富良野中学校には、引き続き「心の教室相談員」を配置するとともに、適宜学校教育アドバイザーを学校の相談のほか、保護者・地域との相談にも対応させてまいります。

僻地・複式教育につきましては、それぞれの地域実態や特色を生かした指導によって、魅力ある学校の推進を実現し、地域に信頼される学校づくりに効果を上げているところであります。今後も地域や保護者と一体となった、小規模ならではの教育活動を推進し、その充実を図ってまいります。

そのために、各学校の特色ある取り組みや行事等への支援はもとより、僻地・複式教育の研究を進めている「上川南部地区へき地複式研究連盟」への支援も継続して行なってまいります。

江幌小学校においては、地域の温かさと自信を育てる少人数指導などを望む児童が、校区外からも就学している「特認校」としてさらなる発展を目指し、情報提供に努めてまいります。

また、少子化による児童生徒の減少に伴い、昨年に引き続き、事務職員の未配置校である東中小学校・東中中学校に、校務の円滑化を図るため、町費で事務職員を配置してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいや困り感のある子供の教育にニーズに応じた校内体制の整備と、その指導法の充実に継続して努めてまいります。

そのために、個別に対応した人的支援が重要であることから、本年度も上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を配置し、指導の一層の充実を図ってまいります。

また、今年度は上富良野西小学校に「病弱学級」、上富良野中学校には「肢体不自由学級」の新設をしてまいります。

そして、乳幼児から中学校まで、本人と保護者が活用できる個に応じた育ちの記録と学びの応援ファイル「すくらむ」を作成し、活用普及をしてまいります。

また、幼稚園の特別支援に対して助成を行い、指導の体制充実に努めてまいります。

さらに、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「就学指導委員会」の活動を通して、関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と特別支援学校や専門機関等の専門的見地から助言指導を得て、自立や進路・社会参加への支援を積極的行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、噴火・大雨・地震など、自然災害や事件・事故の危機から子供たち

の安全・安心を確保するとともに、地域の応急避難所としての役割を学校が果たしていくため、まちの防災計画と連動した防災教育の充実や、各学校の実態に合わせた危機管理マニュアルの点検を行ってまいります。

また、発生時の対応及び連絡等については、関係機関との共通理解と連携を図る取り組みを継続して進めてまいります。

そして、住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」や「青少年健全育成をすすめる会」など、継続して地域総ぐるみで協力体制づくりを進めてまいります。

また、状況に応じて各学校の教職員や教育委員会職員による町内巡視活動も実施し、子供たちにかかわる安全確保や事件及び事故の予防に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備につきましては、上富良野小学校の校舎改築に向けて、昨年上富良野小学校建設検討委員会にて審議をいただき、基本設計をまとめていただきました。今年度は、平成25年度事業着手を目指し、実施設計を行ってまいります。

また、西小学校体育館改修工事や上富良野中学校グラウンドの一部改修工事などを実施し、安全・安心な学校環境の整備を図るとともに、教材備品の充実を図るなど、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、今年度も四季折々の新鮮な食材、しゅんの味覚を味わうことができる地場産の食材を活用した、顔の見える学校給食の提供に継続して取り組んでまいります。

また、「お弁当持参の日」は、親子の触れ合いや家庭への感謝など、親子の「きずな」につながるものとして、継続して実施してまいります。

さらに、栄養士による食の正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせる指導を学校と連携を図り、充実させてまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、各学校の授業やサークル活動を通して国際理解教育の推進とともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めております。

また、小学校の総合的な学習の時間を活用した英語活動や外国語活動のサポート、そして中学校の授業における積極的な活用を進めてまいります。

さらに、幼稚園・保育所への訪問や英会話教室などを利用し、幼児も含めた町民の皆様に国際理解の輪を広げるよう、その推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の上富良野西小学校と三重県津市の「安東小学校

」の姉妹校提携調印以来、15年目を迎えておりますが、本年度は交換交流と物的交流を行い、充実した両校の交流をさらに深めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、富良野地区中学卒業生が前年度よりも少なく、ますます生徒の確保が難しく、その存続の危機に直面している現状にあります。

上富良野高校では、大手予備校と連携し、「ビデオ・オン・デマンドシステム」を富良野地区として初めて取り入れ、能力に応じた学習を進めております。

また、キャリア教育では、町内事業所の協力を得て就業体験などを実施し、「学力だけでなく、人としての生きる力」を育てております。

今後は、引き続き町内中学校との交流・資格取得検定料の補助や入学準備金などの支援はもとより、「上富良野高校教育振興会」、「上富良野高校サポーターズクラブ」や「上富良野高校野球部を応援する会」、そして地元関係各位とともに、我がまち高校の存続に向けて知恵を出し合い、新たな振興策を喫緊の課題として取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、社会教育総合センターなどの社会教育施設を活用しながら、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、社会教育基本方針に基づき、「豊かな心と健やかな体をはぐくみ、潤いある地域づくりを目指す生涯学習」のさらなる推進に向けて社会教育を進めてまいります。

そのために、平成21年度から実施している第7次社会教育中期計画の進捗状況に応じ検証を進め、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携・融合を図りながら、具体的方策の実施・実現を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭こそ子供たちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」をはぐくむことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子のきずな」、「健やかな子育て」の向上を目指して、多様な学習機会や情報の提供とともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、地域の教育力も活用させていただきながら、その充実を図ってまいります。

また、家庭教育学級や子育てサークルなどを通しての相談活動や交流活動・スポーツ活動などを積極的に支援するとともに、明るく安心して子育てを進められる家庭環境づくりを目指し、講演会や研修会の充実に努めてまいります。

さらに、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓

発や普及促進を図り、本町の家庭教育力のさらなる向上に推進してまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年のスポーツや文化活動の推進を図るため、子供会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的な活動を尊重し、継続して支援・協力を行ってまいります。

ことは、「青少年団体協議会」が50周年を迎え、さらに活動への支援をしてまいります。

将来の地域のリーダーづくりを目指し、「なかよしサミット」や「青少年交流事業」などを通して、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダー育成事業を推進してまいります。

ことは、3年ごとに開催している姉妹都市津市へ、小学生4年生から6年生を対象に、第6回青少年国内交流研修を実施し、見聞を広めてまいります。

また、地域・PTA・関係機関との協力をいただいております「学校支援ボランティア」の活動や、「青少年健全育成をすすめる会」などによる活動を通して、青少年が健やかに育つ環境づくりや、まちづくりを継続して行ってまいります。

放課後プラン事業につきましては、保護者・学校・地域などの理解と協力を得ながら、子供たちの放課後の活動が、「より安全で安心な居場所づくり事業」として、放課後スクールと放課後クラブを引き続き運営してまいります。地域の方々のさらなる御理解を得ながら、学校や保健福祉部局との連携をし、上富良野の子供たちを健全に守り育てる事業として推進してまいります。

また、この事業をより円滑にするに当たり、日々子供たちのお世話をさせていただく人材の確保に今後とも努めてまいります。

成人・高齢者教育につきましては、成人の方々の自主的なサークル活動への支援と、各種の学習機会の開設などに取り組み、その活動の活性化に努めてまいります。

成人女性を対象とした女性学級と、「若く老いよう」を合い言葉にした高齢者対象の「いしずえ大学」を引き続き開設し、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

また、「いしずえ大学創立40周年」を迎えるに当たり、さらに自主的な運営のための自治会活動を支援してまいります。

今後も成人者や高齢者の方々が培った知恵や技能を、各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていただくなど、積極的ななかかわりの中で学び合い、支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽・舞台芸術の公演などを文化団体や愛好者と連携し、優れた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求める日常的な練習を行っている文化芸術活動の発表の場として、総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、本年4月からスタートします「子供読書推進計画」をもとに、子供がその成長に応じた読書に親しめる環境づくりを目指すために、読書推進活動に必要な方策を講じてまいります。

子供たちの読書への関心を高めるため、児童書の充実を図るとともに、本と触れあう機会を拡充し、妊婦や乳幼児には、絵本に触れるきっかけづくりのブックスタートや、幼児期での読み聞かせの充実、学童期には、各小学校に朝読書支援や移動図書活動を継続してまいります。

また、読書普及活動など、本を生かした学習活動に御協力をいただいているボランティア活動への活動支援も引き続いて行ってまいります。

今後もさまざまな機会を通して、町民の皆様の御意見、御希望を広く聞き、町民に親しまれる図書館を目指し取り組んでまいります。

郷土館につきましては、収蔵展示物を整理し、郷土学習に活用が図られるよう、情報提供をしてまいります。

また、「郷土館特別展示」を総合文化祭に合わせで開催し、多くの町民の皆様にご覧いただき、郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるよう、充実に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ基本法制定に伴い、継続したスポーツ振興をもとに、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、私たち多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできない大切な役割を果たしております。そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ大会を開催するほか、地域や各スポーツ団体との連携を図りながら指導者への支援を行ってまいります。

また、スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動の支援にも努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化にこたえ、施設の有効利用が図られ

るよう、スポーツ団体や地域との協議を行い、適正な管理運営を目指します。また、学校の協力のもと、引き続き学校開放事業を実施してまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の場として、本年度は開拓記念館の屋根塗装や指定文化財表示塔の改修、社会教育総合センター施設整備など、施設の適切な維持管理を初め、指定管理者や関係団体との連携を十分に図りながら、多くの町民の方々に利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

「豊かな人づくり」の実現に向けて、教育の果たす役割はますます大きく、とりわけたくましく、未来を切り開く子供たちを地域全体で守り育てていくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現を目指し、一つ一つの施策を全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 以上で執行方針の説明を終わります。

続いて、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま町長から、平成24年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは、教育行政の方針につきましてそれぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成24年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明を申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成24年度上富良野町一般会計予算。

平成24年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億1,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税、9億1,624万9,000円。

2款地方譲与税、1億3,350万円。

3款利子割交付金、150万円。

4款配当割交付金、120万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6款地方消費税交付金、1億2,970万円。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、6,520万円。

8款自動車取得税交付金、2,270万円。

9款地方特例交付金、480万円。

10款地方交付税、29億1,700万円。

11款交通安全対策特別交付金、220万円。

12款分担金及び負担金、5,591万8,000円。

13款使用料及び手数料、1億4,256万3,000円。

3ページに移ります。

14款国庫支出金、5億1,008万6,000円。

。

15款道支出金、3億2,802万6,000円。

16款財産収入、1,223万8,000円。

17款寄附金、1,000円。

18款繰入金、2億1,645万2,000円。

19款繰越金、6,000万円。

20款諸収入、2億7,946万7,000円。

21款町債、3億1,090万円。

歳入合計は、61億1,000万円となります。

4ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、6,376万2,000円。

2款総務費、7億691万4,000円。

3款民生費、10億5,502万1,000円。

4款衛生費、7億4,278万5,000円。

5款労働費、69万4,000円。

6款農林業費、4億7,472万1,000円。

7款商工費、1億8,775万5,000円。

8款土木費、5億6,744万9,000円。

5ページに移ります。

9款教育費、3億7,992万7,000円。

10款公債費、9億3,886万7,000円。

11款給与費、9億3,791万3,000円。

12款災害復旧費、3,419万2,000円。

13款予備費、2,000万円。

歳出合計は、61億1,000万円となります。

6ページをお開きください。

次に、第2表ですが、地方債の限度額を述べ12件で、金額にいたしまして3億1,090万円と定め、内容につきましては、各項目ごとに利率や、その償還方法などを記載してございます。

特に将来の財政見通しが、昨今の経済情勢などにより、大変不透明でありますことから、できる限り今年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心とし、その他緊急性、あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債の財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年度に引き続き所要額を計上してございます。

ここまで申し上げましたが、一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北川和宏君) 続きまして、議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成24年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,783万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足

を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

８ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款国民健康保険税、３億１，７１５万２，０００円。

２款国庫支出金、２億９，１８８万６，０００円。

３款療養給付費交付金、７，４１６万２，０００円。

４款前期高齢者交付金、３億５，７２３万円。

５款道支出金、７，２２５万９，０００円。

６款共同事業交付金、１億４，３４４万４，０００円。

７款財産収入、１，０００円。

８款繰入金、１億９３６万９，０００円。

９款繰越金、１，０００万１，０００円。

１０款諸収入、２３３万円。

歳入合計は、１３億７，７８３万４，０００円であります。

９ページをごらんください。

２、歳出。

１款総務費、４，６５５万９，０００円。

２款保険給付費、９億１，２７４万７，０００円。

３款後期高齢者支援金等、１億５，４３４万１，０００円。

４款前期高齢者納付金等、１９万円。

５款介護納付金、７，２２６万５，０００円。

６款共同事業拠出金、１億６，５２４万１，０００円。

７款保健事業費、１，７２１万８，０００円。

８款基金積立金、１，０００円。

９款公債費、１，０００円。

１０款諸支出金、７０万３，０００円。

１１款予備費、８５６万８，０００円

１０ページをお開きください。

歳出合計は、１３億７，７８３万４，０００円であります。

続きまして、議案第３号平成２４年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

１１ページをお開きください。

議案第３号平成２４年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成２４年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１，５３６万４，０００円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

１２ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款後期高齢者医療保険料、７，６４０万１，０００円。

２款使用料及び手数料、１，０００円。

３款繰入金、３，８８４万９，０００円。

４款繰越金、１，０００円。

５款諸収入、１１万２，０００円。

歳入合計は、１億１，５３６万４，０００円であります。

１３ページをごらんください。

２、歳出。

１款総務費、５７万７，０００円。

２款広域連合納付金、１億１，４６７万５，０００円。

３款諸支出金、１１万１，０００円。

４款予備費、１，０００円。

歳出合計は、１億１，５３６万４，０００円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） それでは、議案第４号平成２４年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもって説明申し上げます。

１４ページをお開きください。

議案第４号平成２４年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成２４年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億７，７４３万９，０００円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）。

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の

各項の間の流用。

15ページに移ります。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億2,910万円。

2款分担金及び負担金、128万2,000円。

3款国庫支出金、1億7,710万6,000円。

4款道支出金、1億1,281万9,000円。

5款支払基金交付金、2億602万1,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億4,571万円。

8款繰越金、200万円。

9款諸収入、340万円。

歳入合計、7億7,743万9,000円です。

16ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,909万6,000円。

2款保険給付費、7億566万円。

3款地域支援事業費、2,149万7,000円。

4款特別給付費、10万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、8万5,000円。

7款予備費、100万円。

歳出合計、7億7,743万9,000円です。

以上、説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 次に、議案第5号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

議案第5号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成24年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,843万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

18ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入、2億7,816万6,000円

。

2款使用料及び手数料、1万4,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、500万円。

5款繰越金、500万円。

6款諸収入、25万円。

7款財産収入、1,000円。

歳入合計は、2億8,843万2,000円でございます。

19ページに移ります。

2、歳出。

1款総務費、1億6,812万8,000円。

2款サービス事業費、1億871万3,000円。

3款施設整備費、489万円。

4款基金積立金、1,000円。

5款公債費、655万5,000円。

6款予備費、14万5,000円。

歳出合計、2億8,843万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

再開は、45分いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） 簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成24年度予算について、議案の朗読をもって御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

議案第6号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成24年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

れ6,218万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

21ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,527万7,000円。

2款繰入金、4,659万4,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、31万3,000円。

歳入合計は、6,218万5,000円となっております。

22ページへ参ります。

2、歳出。

1款衛生費、2,023万円。

2款公債費、4,195万4,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計は、6,218万5,000円となっております。

23ページ、公共下水道事業へ参ります。

議案第7号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成24年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,163万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

24ページへ参ります。

第1表につきましては、款ごとの予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、17万1,000円。

2款使用料及び手数料、1億2,999万5,000円。

3款国庫支出金、4,010万円。

4款繰入金、1億2,756万7,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億1,380万円。

歳入合計は、4億1,163万8,000円となっております。

25ページへ参ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億6,985万6,000円。

2款公債費、2億4,128万1,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計は、4億1,163万8,000円となっております。

26ページへ参ります。

第2表、地方債。

起債の目的と限度額のみを申し上げます。

公共下水道事業(一般分)3,730万円、公共下水道事業(資本費平準化分)7,650万円。

次に、27ページ、水道事業へ参ります。

議案第8号平成24年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成24年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,072戸。

(2)、年間総給水量、79万7,840立方メートル。

(3)、1日平均給水量、2,185立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,016万9,000円。

第1項営業収益、1億5,556万8,000円。

第2項営業外収益、460万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,016万9,000円。

第1項営業費用、1億2,198万2,000円。

第2項営業外費用、1,825万2,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、1,993万4,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,723万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,723万5,000円で補てんするものとする。)

収入。

第1款資本的収入、1,800万円。

第1項企業債1,800万円。

支出。

第1款資本的支出、1億523万5,000円。

第1項建設改良費、4,666万3,000円。

第2項企業債償還金、5,857万2,000円。
28ページへ参ります。

(企業債)

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

表内説明は、目的と限度額のみを申し上げます。

配水管布設及び更新事業、1,800万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、3,481万3,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、444万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、1,320万円と定める。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(松田宏二君) 次に、議案第9号平成24年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成24年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成24年度上富良野町の病院事業会計

の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万4,700人、1日平均169人。入院患者、一般病床、年間1万900人、1日平均30人。外来患者、年間3万3,800人、1日平均139人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,500人、1日平均26人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、8億6,647万3,000円。

第1項医業収益、5億9,494万5,000円。

第2項医業外収益、1億3,852万8,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,300万円。

支出。

第1款病院事業費用、8億6,647万3,000円。

第1項医業費用、7億3,053万2,000円。

第2項医業外費用、293万円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,300万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、7,978万3,000円。

第1項出資金、998万3,000円。

第2項補助金、4,680万円。

第3項企業債、2,300万円。

支出。

第1款資本的支出、7,978万3,000円。

第1項企業債償還金、144万3,000円。

第2項建設改良費、7,750万円。

第3項奨学資金貸付金、84万円。

次のページをお開きください。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

以下、起債の目的及び限度額のみ申し上げます。
画像保存通信システム購入事業、2,300万円。
(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、5億7,651万4,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第9条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,147万2,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、1億2,352万7,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産。種類、医療機械。名称、コンピューター断層撮影装置。数量1式。同じく種類、医療機械。名称、画像保存通信システム。数量、1式。

以上で説明いたします。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により概括的範囲とし、1人、1回限りといたしたいと思います。

これより、質疑をお受けいたします。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 町長に何点か質問させていただきます。

2ページにありますように、平成24年度は町税の減収、加えて人口減、人口を減らさないようする取り組みというのは大切かと思います。

富良野市は、国勢調査で810名減、上富良野町は809名ということで、1名しか違いません。そ

れで、今現在1万1,543名ということで、人口の落ち込みは深刻です。それで地方交付税も減額が予想されて、大変厳しい年になりそうなのですが、町長は行政改革の効率化とスピード化をもって諸課題に取り組むということでございますが、まさにそのとおりだと思います。

それで、また行政組織のあり方、組織力が最大限に発揮されるよう取り組みをするということですが、かねがね町長はスタッフ制についていろいろと申されておりましたが、ことしは思い切った組織改革をおやりになるのかどうか、その点、まずお伺いしたいと思います。

それから、6ページのところにあります保育所の運営、これは中央保育所を指しているかと思いますが、私は平成18年、今から6年前ぐらいに、3月の定例議会で、中央保育所の民営化についてはどうなんだということで、町長かわりました。尾岸町長でしたが、そのときは、一般保育もやっているけれども、障がい保育もやっていると。大変障がい保育にも力を入れているので、民間に委託するにはいろいろ考えて検討を要すると、こういうふうなことでございました。

今回、向山町長にかわられたのですが、6年たってまして、いろいろとお考えになることもあるかと思います。一つぐらいは、町立の保育所もあつてはいいのではないかと、いろいろ考えるところでございますけれども、町長は1年かけて、これ移行されるということで、私はあそこは、ちょっと問題をお持ちのお子さん、多動性の方、いろいろな方、障がい児の方がいらっしゃるのですけれども、非常にいい指導をされておまして、保育士さんが本当にしっかり指導されて、そしていつの間にか皆さんの、健常児の方と一緒にすばらしい保育をされておりますので、しっかりこの保育の低下につながらないような、一つぐらいは町立の保育所があつても、競い合う環境があつたり、保育が低下しないのかななんて思うところもありますけれども、幼保一元化とか、いろいろな多様性もあるところでございましょうから、しっかりこのところはお考えいただいて、町長はどのような決断されるのか、しっかり考えていただきたいと思います。

それから、10ページのところで、見晴台公園ですけれども、ここは3回ワークショップをやりまして、それで3回のワークショップで、丘や林を残して、それで観光振興の機能を持たせて、情報ステーションを置くということがまとまったようでございますけれども、そのワークショップでやった以上は、ここで出された意見を取り込んで、町としても再整備を進めるのかどうか、お尋ねしたいと思い

ます。

それから、10ページの下のほうに書いてあります。今回は、中富良野町と美瑛町と上富良野町の3町で花人街道連絡協議会を発足したと。町長もかねがね美瑛と富良野と、上富は埋没しているような感があるとおっしゃっていましたので、この3町で組んで花をテーマにしておやりになるのかと思うのですけれども、以前に占冠から美瑛町まで、花人街道ってやったこともあるのですよね。それでこのことに、今回発足しましたことで、どのような構想を持っていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、環境施設の整備員を配備されるということを申されましたが、何名ぐらいとか、どのような形で考えていらっしゃるのか、これもお尋ねしたいと思います。

次に、教育長にお尋ねしたいと思います。

6ページにあります防災教育ですけれども、今回東日本大震災が、もう1年もたとうとしております。それで、宮城県の石巻市の大川小学校で74名の方が犠牲になりまして、これが遺族の方から人災ではないかと、こういうような話が出ておまして、40分校庭に児童を立たせたということで、危機マニュアルですか、これが何か災害時に児童を保護者に引き渡すための児童の名前とか、緊急連絡先を記した防災用児童カードが整備されていなかったということで、それで上富良野町としては、ことし防災教育を充実されるということでございますが、防災マニュアル不備とか、そういった危機管理意識がどうもなかなか、今回の大きな地震を見て考えるところですが、どういったその防災教育を充実させようと思っていいらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、4ページにあります、いじめや不登校、薬物、虐待、自殺、有害情報、これらが依然として後を絶たないということでございますが、おかげさまで上富良野町は、事例は少ない状況にあるのですけれども、その薬物の教育を中学校の保健体育に、医薬品は正しく使用するという文言が入ったそうですけれども、こういったことですので、この薬物の教育もしっかりしていただきたいと思います。

それから、10ページにあります子供読書推進計画、これは本当にすばらしいものができて、取り組まれたなと思って評価するところでございますけれども、それに合わせて子供の図書司、3年生以上ぐらいで何人かつくと、なお読書が楽しく広まっていくのでないかと、このように考えますけれども、そういうお考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいま、3番村上議員からの何点かの御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねいただきました組織に対してのお尋ね、とりわけスタッフ制についての評価も含めましてのお尋ねだったと思いますが、スタッフ制に移行してから、もう相当程度の年限が経過しております。この功罪については、私の感ずるところ、総体的なやはり効率的な行政運営を進めるという観点から見ますと、スタッフ制というのは、それなりの意義があるというふうに理解しております。

一方、事情が許すことであれば、実際は事情は許しませんけれども、大きな組織力を構築できるという可能性があるとするれば、それは旧来の係制度のような、そういう専門性を持たせた仕事というのも、一方では確かにあってもいいかなとは思いますが、しかし現在のこのスリムな行政機構を目指すとするれば、やはりスタッフ制については、これはそれをどのように生かしていくかということに、やはり力を注ぐべきであろうということで、スタッフ制における課題も、今回現場からいっぱい提起されておりますので、それぞれの職員一人一人が、しっかりと職員としての自覚を持っていただいて、それぞれがそのスタッフ制の本来目指すべき方向に向かって取り組みができるように、今総務課を中心に非常に緻密に、今計画といたしまして、見直しを項目立ててやっておりますので、私はこのスタッフ制がさらに根づくように努力をしていくことと、やはりこれは育てていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、保育所の民間移行についてのお尋ねについてですが、まず基本的な認識の部分でございますが、私といたしましては、実は、私事で恐縮でございますが、議席を預らせていただいていた当時、ちょうど西保育所の民営化のその現場にいた経験から、村上議員がお話しのような、実は私もそういう、当時の理事者に対して、そういう少し心配な向きもないのですかというふうに問答した記憶がございます。しかし、当時の理事者の決断によって、現在のような形に移行されて、結果、非常に民間のノウハウを生かされて、非常に町民から高い評価をいただけるようなことで移行がなされております。

そして、ですからどちらかというと、官だからいいというようなそういう認識は、私は今持ち合わせておりません。むしろ民間のほうが多様なノウハウを持ち合わせていると。

それと議員がお話しにありました、さまざまな形のお子様をどのように今預かっていくかということ

に対しましても、これは何ら町営、官だから、民だからということでのそういう懸念は、私は持つ必要はないと。それはしっかりと、移行する中でそれは形を整えていけば対応できることだと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、3点目にお尋ねありました見晴台公園の整備についてでございますが、議員御説明のように、これまで3回のワークショップが行われまして、一定程度その整備の方向性がまとまってきているというふうに伺っております。近日中に、その報告をいただけることになっておりますが、その中で、それぞれワークショップの中、あるいはまちの思いがその中で合わさって、本来目指しています姿に少しでもお互いの気持ちが通じ合って向かうような計画に、しっかりと構築できるというふうに理解しておりますので、ワークショップでのまとまりました意向については最大限配慮できるよう、また、それを反映できるような形にすることが望ましいのかなというふうには理解しております。

次に、花人街道の連携会議についてでございますが、これにつきましては、実は美瑛の浜田町長さんが非常に、美瑛は特に美しい村連携と申しましたか、そういった関係で非常に海外との交流をなさっておられるのですよね。そういう関係で、それをお聞きいたしますと、開発局とある程度連携した動きをされているようでございまして、そういう中で、台湾とかアジアの諸国をお訪ねする中で非常に美瑛、上富良野、中富良野の、そのガーデンでなくて大きな、例えば美瑛でいうと色彩の丘とか、上富良野でいえば日の出公園、それからフラワーランドさん、それから中富良野でいえば富田ファームなど、そういう大きな花を楽しめる、そういうところに非常に大きな関心を持っておられるというふうに、そういう検証をされてきてまして、ただ残念なのは、1カ所1カ所単独でそれがPRされているというように、これをぜひ結びつけていただけないかと、そういうことを海外の観光に行こうと思われる方は望まれているということで、これをルートとして、開発局さんのアドバイスもいただいて、国道を軸として、そういう大きな花畑と申しましょうか、花を見れる、そういう施設を連携して、そしてまずは手始めですから、今計画している具体的なこととしては、この3町共通のポスターを海外向けにつくって、海外へPRしたいということからまず手がけようという段階でございます。

それから、最後5点目にお尋ねいただきましたのは公園の、公共施設の環境整備員のお尋ねだったかと思いますが、採用予定は、1名というふうに考え

ております。これにつきましては、自衛官の定年退官者をぜひ御活躍いただきたいということで計画させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 3番村上議員の3点の御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の防災関係についての児童カードということでございますけれども、本町においても、各学校に危機管理マニュアルということで、平成21年、記載させていただいてございますけれども、21年度に道の一つの参考にしながら、そのマニュアルを実は作成をさせていただき、その中に、防災ばかりでなく、いろいろな状況の17項目の危機マニュアルを作成実としてはしております。昨年度は、この大震災が起きたときに、再度この十勝岳に関しての部分も含めながら、災害関係についての再度点検をさせていただいてございました。今年度も今防災計画の見直しということでございますので、当然その中に、避難者カード等の部分も載っておりますので、今後の動きの中で、どういうふうな動き方になるかと思っておりますけれども、ちょっと課題として、我々としても子供たちの安全管理については対応していきたいというふうに、実は今のところ考えているところでございます。

それと、2点目の薬物の関係でございますけれども、当然この教育というのは、当然学校のほうで実施をさせていただきますし、今後新学習指導要領の中にも、それぞれ指導体制の部分も書いてございますので、当然ながら議員御指摘のとおり、この部分も十分にやっぱり子供たちに指導していかなければならないということで、課題として持っておりますので、十分な動き方をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

それともう1点目の子供読書の関係でございますけれども、24年度からこの推進計画をスタートをさせていただき、いろいろとアンケートもとらせていただきながら対応していかなければならないと。とりあえず24年度については、児童書の増書という形で、とにかく子供たちに本を読ませて学力向上に向けていきたいと。先ほども申し上げましたように、基礎基本の部分については、ある程度できてございますけれども、応用力の部分がやはり若干弱い、でございますので、一つのその状況の中では、やはり読書力というものが十二分に携わってこなければならないという判断でございます。

先ほど、議員御指摘のとおり図書司書、子供たちの図書司書という考え方かというふうに思いますけ

れども、そういう状況の中で、今後ひとつこの計画に基づきながら、また、対応を各学校と進めていきたいと。なぜかといいますと、この推進計画についても、各学校の先生方、図書の先生方も参画していただきながら、この計画もできてございますので、当然ながら議員御指摘のとおり部分も今後の考え方として、また、御相談しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

近年、国のほうでは消費税の増税等、あるいは人的向上等に見直し、縮小によって、住民の暮らしがますます大変になってきているという現状があります。そういう中で、地方自治体の財政も交付税等の減額、あるいは一時的な財政措置という形の中で、多様な財源が来ておりますが、しかし継続的な雇用対策や子育て支援に至っても、将来が不透明な中で進められているという状況になっております。

そこで、地方自治体がそういう中で、どう必要な財源を住民の暮らしの中に生かせるような財源を確保するのかという点でも問われているというふうに思います。

今回の財政の構成を見ましても、農業所得は一時的に上がったとしても、将来TPPの導入等になれば、所得補償があったとしても、それが目減りし、もしくは農業所得そのものも減ることが予想されております。そういう意味では、上富良野町における自主財源をどう確保するのかというところが問われているかというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、いわゆる人口増をどう勝ちとっていくのか、そういう意味では、定住・移住対策における人的な確保、そういうことも当然必要で、行わなければなりません、しかしそれに対する支援策が、なかなか乏しいというのが現状であります。

いわゆる行政改革プランの中では、人を確保する、人口増を確保する、あるいは移住・定住対策における促進のためのやはり一定の支援策が必要だというふうに書かれておりますが、この点、どう誘導するための支援策を考えておられるのか、この点お伺いしておきたいと思います。

また、同時に、産業振興も問われております。今、商店に至っては、なかなか将来の見通しが立たないという状況の中に、農業と同じように後継者もない、あるいは将来的には、年齢によって店を閉じ

ざるを得ないという状況の中で、とりわけ商工振興策をどう打ち出して、この商業に活性化を与えて、産業にもつながるような政策をとるという点では、なかなか執行方針の中で具体的な対策を示されなかったというのは非常に残念であります、この点について、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、行政改革という形の中で、引き続き特別養護老人ホームと保育所の民間打ち出しを行っております。確かに民間活力を活用した中での保育行政や子育て支援、あるいは老人政策を推進するというのは、それはそれなりに私は大切だと思っておりますが、しかし子育てをやはりする上で、まちの財産であるこの子育て実践という形の中で、保育所をきっちと行政の中で運用するというのは、将来の子育てのノウハウをやっぱ行政が共有するという点で、私は非常に大切なものだと考えておりますので、そういった意味では、保育所そのものを民間委託することなく行政が管理運営する、また、同じく特別養護老人ホームにおいても運営するということが求められていると思いますが、この点について見解を求めます。

次にお伺いしたいのは、防災計画の問題であります。

近年、防災対策というのは非常に叫ばれております。しかし上富良野町に至っては、いわゆる要援護者、お年寄り等々に至っての避難する場合の対策というのは、今始まりつつありますが、地域の支援も得ながら、実践的に解決をしようというふうな形で進められております。

私たちの住民会等においても、実践的にどう援護者を支援するのかということで進めておりますが、課題として上げられるは、だれが支援するのかというところで、目詰まり状態ということもあります、それは将来解決する話だと思っております、そういうものも含めて、避難した後の避難場所における食料や、あるいは備蓄品をどう確保するのかという点では、各避難所の実態を見ますと、備蓄品等が確保されていないという現状があります。この執行方針の中にも、3日以内の体制の中で、いわゆる地方、他方から支援に来るまでどうするのかということが大きな課題でもあります、やはり将来の減災や防災対策を考えた場合に、当面この備蓄品の必要最小限の確保をきっちと行うということ、これが必要かと思っております、この点についての、今後の考え等々についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、温暖化対策による再生可能なエネルギーに対するまちの具体的な方針の考え方についてお伺いいたします。

まちにおいては、この方針の中では、いわゆる大学等の共同によって、再生可能なエネルギーをこの5市町村において取り組みを進めるといふように考えておられるようではありますが、どのように進められるのかというところであります。

今、原子力に頼らない、世論調査でも多くの国民が頼らないまちづくりや、国づくりを求めています。そういう意味では、上富良野町が再生可能なエネルギーを、この上富良野でどう生かすのかという点をきっちりと町民の皆様にも示すということは、今必要になってきているかというふうに考えておりますが、この点、将来どうされようとしているのかお伺いいたします。

最後になりますが、国においては、地方における雇用の拡大にかかわった交付金等が今回盛り込まれておりますが、残念なことに、今回まちにおいては、雇用拡大の独自の対策という点では、まさに薄いと言わざるを得ない予算編成になっております。そういう意味では、今上富良野町においても、また、仕事を求める方おられます。卒業しても仕事につけないという方がおりますので、具体的に予算の中でのやはり計上という点では、必要最小限の予算を確保すべきだったのではないかというふうに思いますが、これらの点について、町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねありましたのは、自主財源確保からスタートいたします、まちの財政力の基盤の強化、それらに関連いたしまして、移住・定住に及ぶ話かなというふうに思っております。

従来から私、皆さん方にこの定住・移住に関しまして一貫して申し上げておりますのは、一般的な定住・移住というイメージから来ます、他からの移住者をまちに呼び込むというようなイメージも一方ではありますが、私はまず第一義的に、上富良野から他の地域へ流出を防ぐことが、一番最大の定住対策だというふうにいつも考えております。

今回、昨年発足いたしました協議会の中でも、そういうことは共通の認識として押さえておりますが、そういう観点から、まちの産業基盤をしっかり整えて、そしてとりわけ若い人が他へ職を求めなくても上富良野に定着していただけるような、そういうまず根っこをきちっと強くするということが、定住・移住の、まず第一の果たすべき役割だろうというふうに考えております。

さらには、他からのそういうふうにはまちの力を、基礎体力を持つことによって、当然そういう中からさまざまなまちの情報を発信することによって、今

までの定住・移住に関するいろいろな取り組みの中から、他の上富良野に関心をお持ちの方、あるいはほかの方のいろいろなお声を聞きますと、上富良野に対しては、しっかり認識を持っていただいております。まして、関心も持っておられるという方が全国津々浦々におられるということも体感しておりますので、両方、上富良野から流出を最大限防げるような力の持ったまちにすること、そしてあわせて他からも魅力を持って上富良野に来ていただける方をどうやって形に結びつけるか、ことしは一步一步、執行方針でも述べていると思いますが、しっかりとそれが根づくように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目にありました商工振興策でございますが、これにつきましても、今まで私就任させていただきましてから丸3年少したちますが、その間、振り返ってみますとお互いに、まちも当局も商工業者の方々、あるいは商工会の皆さん方も、言葉では、思いでは大変だなと、お互いにこれ何とかしなければならぬなということは、いつも言葉では交わされておりました。議会の皆さん方とも同様でございましたが、年を追うごとに、これはただ事ではないぞと、もうお互いの立場を述べ合っている場合ではないと、本当に真から同じ思いを持って進む、この解決に向けて取りもうという兆しが、私は今しっかりと、お互いがそれを確認し合えるようなことまで歩みが進んできたというふうに理解しております。そういうことで、平成24年度はそれらの一つ一つ、今まで細い糸で方々でつながっていたものを、太い糸としてしっかりと結び合えるような、そういう足跡をつけて前へ進められるような取り組みに、ことしは、平成24年度はそういうことに大いに力を注ぎたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の保育所についてでございますが、先ほど村上議員にもお答えいたしました、保育所の民営化につきましては、保育行政、まちといたしまして果たすべき責務は、保育所運営ではなくて、保育行政だというふうに私は考えております。ですから、保育所運営は必ずしも、官だからいい保育所運営ができるということは、私は思っておりませんので、まちは保育行政をどのようにするかということに私は力を注ぐべきだということで、保育所そのものの運営については、民間の皆さんの力をおかりすることが、上富良野全体の保育環境を向上させることに大いに資するものだというふうに理解しているところでございます。

それから次に、防災対策についての質問がございました。とりわけまずことし、平成24年度中に防

災計画をしっかりと見直すということは、もう幾度も申し上げておりますし、実施してまいりたいというふうに考えております。

その中で、かねてから大変皆さん方と意思を共有できておりますのは、災害弱者対策をどうするかということが、まず第1点でございます。これにつきましては、自主防災組織の皆さん方、大変御理解をいただいたり、御協力いただいた中で、少しずつ災害弱者をどういうふうに災害から安心して暮らしていただけるような仕組みを構築するかということが、大分実形になってあらわれてきておりますので、その部分については、さらに助長してまいりたいというふうに考えております。

それから、避難所についての考え方でございますが、これには一次避難所、二次避難所、さまざまな対応が想定されます。これも新しい防災計画の見直しの中で位置づけをしようということで、今考えております。とりわけ、その備蓄品等については、残念ながら備蓄品があるというようなことを声高に申し上げられる実態にないということは、議員お説のとおりでございます。これらについて、一次避難所、二次避難所、あるいは多様な避難所について、どういう備蓄をするべきかということは、まだ具体的に案は持っておりませんが、これもいろいろ検討を重ねながら、しっかりと防災計画の中で位置づけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、再生可能エネルギーについての御質問でございましたけれども、今この分野につきましては、非常に国としては大きな力を注ごうとしている分野でございます。この富良野圏域におきましても、今北大の御協力をいただいて、やっとその研究に着手したというような状況かなというふうに私は理解しております。果たして再生可能なエネルギー源が、この富良野圏域、あるいはこの上富良野町にどういったものがあるのかというような、まだ研究、検討もなされておきませんので、これらについてはまち単独でできることとしては、非常にハードルが高い部分もありますので、国などの御指導あるいは研究等を活用しながら、上富良野町に即したそういった研究をこれからも、研究に私どもも関心を示していく必要があるかなというふうには考えているところでございます。

それから最後に、雇用対策についてのお尋ねでございました。具体的にまちがどういう形で雇用をするというような個別事業計画は、平成24年度の中では置いておりませんが、私はいつの機会かにも申し上げますけれども、限りある予算の中で、例えば公共事業を通じてとか、あるいはいろいろなまち

の事業を通じて、少しでも上富良野町内の中で経済が循環するような、そういうことをまちが主体的に、積極的に取り組むことが、ひいては上富良野町内の雇用拡大、さらには購買力の増強につながっていくというふうに理解しております。平成23年同様、平成24年度もそういうことから雇用へ波及するように心がけて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 何点か御質問いたします。重複することは避けていきたいと思います。

まず、防災関係でございますけれども、非常に努力されまして、25住民会のうち、もう20以上がマップ作成をしているというふうに聞いてます。ただ、その残りなのですよ。残りのほうをまちとしても、作成のための支援をしていくと言われているのですけれども、どのように支援をしていくのか。もう何回言っても言ってもだめなような感じがしますね。ここ支援という言葉というのは、どういうことを考えておられて、今年度中にやはりつくらなければいけないと思うのです。そこのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

ここでもう一つは、先般十勝岳総合防災訓練で、初めて図上演習をやられましたよね。まだ成果はまとまっていないと思いますが、町長のここでの御考え、こういうふうに考えた、今後こうしなければいけないというようなものが、方針等含めてありましたらお示しいただきたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、4ページと1ページあたりなのですが、基幹産業の農業でございまして、戸別所得補償制度とか、中山間地域等直接支払制度等々ここにお書きになっておまして、直接支払いしていると。これはもう直接支払いするのは、そのようになってますよね、国からですね。まちとしてどのように、独自の施策を考えてほしいと思っております。

遡って2ページ、昨年的高温多雨により農業収支の大幅な減収と書いてありますよね。これは、もう昨年でトリプルパンチだったのです。非常に厳しい。今年度もしこう来たら、もう大変な思いになると思って、町長もどうしなければいかんというのを考えておられると思うのです。だからもしそうなった場合、どのようにしようと思っているかということを、町長のお考えをぜひ聞きたい。

例えば、隣町では共済金を農協と出し合って負担してありますよね。町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

あとは、自衛隊関係なのですけれども、12ページの自衛隊について、先ほど同僚議員のほうから、質問でお答えになった、公共施設のところで定年退職者をされると。そこの話の続きになると思いますが、これと1ページの雇用対策費というものの、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、微々たるものだけれども来ると。これらあわせて、来年度の自衛官は、上富の駐屯地で39名定年者されます。そして名寄のほうから1名、定年になったらこっちで住みたいということで、あわせて40名今いるわけですよ。そのうち、この富良野圏域で就職したいという人が32名いるそうでございます。この本当にピークを迎えている再就職について、大変なのですけれども、どのように来年度考えていくか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

今度教育長でございますけれども、多分行間を読まなければいけないと思うのですけれども、この24年度の教育行政執行方針の新学習指導要領について何もないのですね。例えば、中学校は24年度から完全実施ですよ。小学校は昨年から完全実施されて、私はこの新学習指導要領の要点は、三つあると自分で思っています。

一つは、道徳教育をやって、特に愛国心を育てていって、健全な子供を育てるのだと、そういう道徳教育ですよ。あるいは武道を教えて、礼儀、節度をしっかり教えていくのだということとか、あるいは国歌君が代を歌えるようにやるのだということでございます。こういったことがありますね。これどこ見ても全く出てこない。道徳はちょっと載ってますよね。その新学習指導要領が完全実施されることについての教育長の心構えというのですか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

その前に、議長ちょっとお許しをいただいて、先ほど米沢議員から、特養の民営化も含めて、保育所というふうにお尋ねいただいたような、私今思い出しましたが、特養について、今民営化云々ということ課題として内部でも協議している実態にはないという、その部分は少し切り離しておいていただきたいというふうに思います。

まず、今村議員からお尋ねにありました、地域の防災力の件に関しましてお答えさせていただきます。

各地域に、現在25地域に自主防が組織されておりまして、これら活動を支援をして、実の上がる組織になるようにということを私といたしましても切

望しているところでございます。

今までにもいろいろな機会でご説明させていただいてきておりますが、なかなか一足飛びにそれぞれが自主運営できるような組織に成長することは、これは一定程度時間を要することかなというふうに考えております。しかしながら、専門の担当者を配しておりますので、そういった方を通じまして、専門知識をそれぞれ各防災組織の皆さん方と情報交換しながら支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

その一貫といたしまして、平成24年度につきましては、まず各地域に防災士を養成させていただいて、そしてそういう方を中心に、その防災意識、あるいは防災に対する知識がそれぞれの地域で広がって、独自に活動ができるようなものになるきっかけをつくりたいというふうに考えているところでございます。

それから、先般行われました防災訓練におきましては、今回新たに図上訓練等も取り入れまして取り組みさせていただきました。余りにもそこから学習させられたことが多くて、どうやって整理をしようかというぐらい多くの課題を生みまして、私もある種、少しカルチャーショックを受けたようなぐらい、いかにこの防災というものがすそ野が広くて、深めれば深めるほど、限りがないぐらい防災というものの対応について奥深いものかということ、まず学習させられました。まず、これが一つ一番大きな成果かなというふうに思っております。

しかし、一遍にすべてを整える、すべての条件を備えることはできませんが、まず一つ一つ学習させていただいたその想定、まちが今まで取り組んできたさまざまな訓練のあり方、想定の方が非常に画一的であったかということも大きく反省いたしましたので、平成24年度からの防災計画の見直し、さらには訓練に向けて、一つ一つ確実にそれが生かされるように、そして毎年毎年進化するように心がけて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、次に農業の振興策についての部分かなというふうに思っております。

まず、農業の所得の確保の仕組みが、政権交代以来非常に大きく見直されまして、従来農業者の農業所得の根本は価格補償、要するに生産したものの値段で所得を確保するというような仕組みをずっと長く続いておりました。しかし、これはWTO等の関係から非常に、国の農業政策として国際的にいろいろ批判を浴びてきたことなどから、今生産物の価格と所得を補償する部分と切り分けて、国は制度設計を今しておりまして、しかしながらこの所得を直

接補償するという仕組みは、やはり努力をした人が、それに比例して報われるというような仕組みに、大きな部分ではそういう仕組みになっているというふうに理解しております。そういう意味からおきまして、昨年まで被害を受けたような、ああいう大きく減収に結びつくようなことは、そういう中でもありましたけれども、生産基盤がしっかりと整備をされておられました農業者の方々は、一定程度の収穫を得ております。そういうことから、私常々申し上げておりますように、まずまちとしてなすべきことは、そういう安定した生産ができる生産基盤をまずしっかりと整えていくことが、まちの責任であろうというふうに考えておきまして、平成24年度におきましても、東中地区あるいは中山間事業等を通じて、まず生産基盤をしっかりと安定化して、強いものにしていくということに力を注いでまいるというふうに考えているところでございます。

それから、自衛隊の退官者に対する雇用の問題でありますが、実はこれ富良野地域で、議員も御案内だと思いますけれども、雇用協議会が、組織があるわけではございますが、これには150社前後の事業者の方々が参画されておきまして、それぞれの事業所は退官者が一時ふえるということで、非常にこれは何とかしなければならないということで思いを共有できておりますので、まちといたしましても、私といたしましても、それぞれの企業の皆さん方に1人でも2人でも、あるいは今まで雇用をなされていなかった企業に対しましても、ぜひこういう事情を理解していただいて、一人の未就職者も出さないように御協力いただきたいということで非常に苦労はしておりますけれども、おかげさまで今のところは、何とか皆さんがそれぞれ、自分の希望に100%かなうかどうかは別といたしまして、就職に結びつくような方向に、私は行っていただけのものというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

23年度においては、新学習指導要領の完全実施という項目を実はうたわせていただいております。その中には当然小学校は23年度から、中学校は24年度からということの体制整備で、その中でうたい方としては、うたわせていただいておりますけれども、特にあえて言葉的にそういう言葉は24年度入れませんけれども、先ほど執行方針に申し上げましたように、我々といたしまして、その新学習指導要領、子供たちの生きる力をはぐくむという形的前提の中で、この理念は変わってございません

ので、そういう状況の中で、子供たちの学校教育の部分において、確かな学力の向上、それから豊かな心の育成、たくましい体づくりということで、知徳体というこの基本理念は、新学習指導要領の中できちっとたわれてございますので、この理念のもとの中で、我々もこのまちに対応した形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど言いましたように、その中で道徳の問題ですとか武道の問題、それから国歌の問題いろいろこれから新学習指導要領の中ではきちっと対応しなければならないという部分になってございますので、その部分に沿って我々も進めていきたいというふうに、我々の心構えとして持っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 若干早いですが、昼食休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

御質問のある方ございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、24年度の町長の執行方針について、産業を中心に若干お伺いしたいことがございますので、さきの午前中の議員と若干重複するところもあるかと存じますが、新たな立場からお伺いしたいと思います。

まず、3ページにかかわるところになるかと思いますが、この執行方針の中に町長は農業、商業、観光業など、町内の産業が連携を図るべくこと、また、その地場産品を町外にPRをする機会を活用して広めたい。さらには、その魅力発信を含め、町内で加工分野の商品化の支援をされるというようなことで書いてありますが、そのいわゆるこのPR部分でありますが、この執行方針の中にあるような中から、具体的な策というものがなかなか見出せないところにあります。

実務分野でさまざまな取り組みが行われているわけではありますが、現に、その現場に町の職員の顔がなかなか見えない。そういった政策の中で、今後どのようにまちがリーダーシップをとって、これらの発信をしていくかということを、まず1点目でお伺いしたいと思います。

2点目でございますが、7ページにかかわるところでございます。活力ある商工業の再生を図るため

、商工会の自主的な活動を支援するという方針がございしますが、この間、商工会等々の支援におきましても、なかなか国や道の有利な補助金等々があるにもかかわらず、それらの大きな財源確保をするための、その自主財源の支援の部分というの、今までなかなか行われてきていなかった。

また、ここの中でその支援するというくだりがありますが、それらに関して、例えばまちがしっかりとそれらを調整して、図っていく方策がどのようにとられるのか、また、その部分に関して、職員と、その商工会とのつながりがどのようになっていくのかということについて質問をさせていただきます。

また、その次でございます。観光業を初め各種農畜産業、商工業の連携強化を図って滞在型とありますが、これらの連携を図っていくに当たって、その中心者となるのは、だれがそれらの音頭をとっていくのか、また、そのことにまちがかかわっていくとすれば、それらの部分をどのように執行者が管理をしていくのか、他町村においては、既にこういった部分、行政がしっかりとプロジェクトチームを組んで、そのまちのブランド力を推進するべく室長を置いたり、また、各連携を図って、実際に動いていくのは、行政の職員が中心となって、それらまちの産業の当事者等々を引き連れて現場に出向いていっているという現況がある中で、まちとしては、これらについて、連携をどのように図っていくのか、引き続き付随しますので、9ページにかかわります、新たなブランド品の開発というところがございます。既にかみふらのポークというのは、まちも商工業、それから観光業も含めて、ブランド化というのは、これまでに取り組んできたところでありますが、新たなブランド品の開発というものにございます。この間、道は今年度から食による特区というものを高橋はるみ知事が推進をしております。これらのブランド品というものは、それら食にかかわるものを指しているのか、また、上富良野町のほかの産業の部分で、新たなブランド品をつくるというものなのかというところを、はっきりと御呈示をしていただきたいと思います。

観光分野でございますが、さきの同僚議員の中からもございました見晴台の公園整備でございますが、これらのこの執行方針の中においては、この再生整備については、今期の観光シーズンまでに完了というふうに明記されておりますが、この3月までの間にプロジェクトチームを組んで、いろいろなさまざまな専門家の意見、また、地域の御意見、それから関係各位の意見等々が集約されているところがございます。このプロジェクトチームを組んで、わざ

わざ補正、150万円をかけてプロの業者に委託をして、住民からの意見もとった中の意見というの、何も今期で完結させる必要はないというところもうたわれているところでございますが、これらのせつかくプロジェクトチームを組んで、いろいろと考察を受けたそれらの考え方というものは、今後これにおいて、見晴台の再生整備について反映をさせるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

その続きで観光でございますが、先ほど町長は美瑛町の町長さんを中心として、中富良野と花人街道連携協議会というものを発足させたというふうになっております。国道を中心として、これら花人街道を連携していくというものであれば、やはり今まで富良野・美瑛の広域観光連絡協議会というものもある中で、いろいろな動きがありました。それらとどのように連携を図っていくかということもない中で、ただ花による連携をしたいと。隣町の、両隣の美瑛町、それから中富良野町については、既にそれら民間を含めて、そういった受け皿というものがしっかりと整備をされております。先ほど同僚議員の質問の中にも、町長みずから御答弁ありましたとおり、外国、主に東アジアの台湾を含む諸外国からの観光を誘致するために、ポスター等々をつくりたいというお答えがありましたが、実際上富良野町においては、万が一それらのお客様が見えたときに、十分な対応を図れる、そういったインフラの整備もできてない中で、ただ単に外国からの観光客を誘致したところで、本当に満足させられる観光というものができるかというのは、非常に疑問に感じるところでございます。

過去20年以上にわたり、富良野・美瑛の連絡協議会の中においても、外国の対応というものを町長も、もちろん中国、それから職員も含めて、東アジアのほうに大に行っておるところでございますが、それらの結果が伴わない中で、またさらに追い打ちをかけるように国外に目を向けるよりは、やはりもう少しドメスティックな部分に視野を置いていただき、それらを含んで、まず地元の観光のインフラをしっかりと整備した上でやったほうが効果が上がるのではないかとというふうに考えますが、それらの町内のインフラ、花で国道を介するのであれば、深山峠エリアの開発も含めた中の取り組みというものが見られておりませんが、その点いかがかというふうにお伺いいたします。

もう1点、今度は産業ではないところでございますが、定住・移住の問題についてお伺いをいたします。

先ほど町長は、上富良野町から出ていけないことこそが定住のものである。そして、その上で移住の

方を呼びたいという御発言がありましたが、具体的にどの世代というものをしっかりとこのまちに定住・移住をさせたいというふうに考えているのか。また、このまちから出ていけないための方策の一つとして、本来であれば定住・移住も含めて、通信環境の整備というものは、もう必須なものであるというふうに考えます。

これまでも多くの同僚議員がさまざまな質問をしておりますが、この旭川から占冠にわたるこの上川南部のエリアにおいて、光ファイバーが整備されていないのは、我がまちだけというふうになっておりますが、定住・移住も含めた中で、それらの整備計画というものがどのようにになっているのかをお伺いしたいと思います。

それから、自衛隊の関係でこちらは出されているところではありますが、私は自衛隊の関係とは思っているところではないのですが、演習場の隣接周辺3地域の協議会に対して、今年度地域の環境保全や生活の改善に寄与する対応を取り組みたいという、この執行方針がありますが、本来自衛隊と最も友好的な関係を持っており、それからさまざまな部分で協力、そして理解し合っている町民の一人として、本来市街地の皆様というのが、物すごく大きなウェートを占めるというふうに私は考えております。もちろん、この3地区の方たちが全く関係ないということは申しませんが、それ以上に、まち場の市街地に住む住民の方たちという協力があるこそ、この自衛隊のまち上富良野町というものが成り立っているように感じます。その部分について、町長はどのように手当てをするのかということをお聞きしたいと思います。

最後に、病院関係について若干お伺いをさせていただきたいと思います。

現在、上富良野町立病院職員、また医師、それから看護師含め、スタッフの努力によって自治体の中においては、非常に珍しく収益をきちっと確保された病院であるというふうに理解をしておりますが、今後において、医師、看護師を含めスタッフの確保、これらについてどのような計画を持っているかを御質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の何点かの御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1番目に御質問がございました、産業振興にかかわります御質問からお答えさせていただきたいと思います。まず、その中で、特に上富良野の観光PR等について、まず1点目お尋ねあったかと思ひます。

PRの手法につきましては、まちが直接そのPRにかかわる方法もありますでしょうし、さまざまな民間の力によって、そういう取り組みをされることに間接的に御協力させていただくというような方法、多様な方法があるかと思ひます。いずれにいたしましても、それら上富良野町の産業振興にかかわるそういうPR活動については、まちが果たせる、また、果たさなければならない役割を取捨選択と申しましようか、どういう協力ができるかということを整理しながら協力させていただき、また、時によっては主体的に行動すると、それはさまざまな手法があつていいものだというふうに考えているところでございますので、そういうことを基本に24年度についても、あらゆるその上富良野を発信できる機会を通じて、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目は、これも商工業の、特に商工会の自主的な活動についてのお尋ねだったかなというふうに思ひます。

いろいろ私も就任させていただいてから、商工業のみならず観光協会も、あるいは農協さんも含めて、いろいろな方々と将来の上富良野の産業が、すべての業種で強く活力があるように、どのように取り組んでいくかということを通問の課題を持ちまして、産業連携を目指した、名称はちょっと今なかなか思ひ浮かんできませんが、そういう農協さん、それから農業委員会の方、それから商工会、観光協会、それぞれの代表者の方々と我々が一堂に会して、それぞれのこの大きな目的に向かつて、どういうように進もうかということをお今まで幾度となく集まりまして、協議をしてきた経過にござひます。

だんだん会を重ねるごとに、非常にお互いの気持ちに向かうところが一致してきておりまして、どなたかの質問でもお答えしたかと思ひますが、そういう具体的に今のこの置かれた危機感、そういったものの思ひを共有がさらに深まってきておりますので、そういったことを通じて、産業連携をしっかりと整えていけるものというふうに確信しているところでござひます。

とりわけ、商工会とのかかわりの中につきましては、いろいろな商工振興策があるかと思ひます。しかしながら、行政としてどういうような具体的な手立て、手法を用いて振興策を図るかということは、これはやはり事業をなさっている団体の組織の方々が、みずからその自分たちの日々の営みの中から、どういうような振興策を講じていきたいのか、あるいは振興策を講じるべきなのかということをお主体的に発信していただくことが、まず私は前提であろうというふうに考えております。そういったものに

対して、行政がどういうお手伝いを、どういう支援を、あるいはどういう施策につなげるかということと合わせわざでやって、初めて商工振興というのが実を結んでいくのかなということで、そういう商工会さんの主体的な活動に、私どもが行政として果たす役割をしっかりと果たしていきたいというふうに考えているところでございます。私はそう意味におきまして、そういう価値観を共有して、大きな一歩に向けて歩み出しが始まったのかなというふうに理解をしているところでございます。

あわせて、ブランドづくりについてのお尋ねもございました。ブランドづくりについては、具体的に今一つの例として、かみふらのポークも示されておりましたけれども、当然食もあるでしょうし、あるいは食がイメージとして、まず浮かぶものかなというふうに思います。具体的にまちがこれをブランド化したい、これをブランド化できないか、あるいはこういう分野でブランドをつくれなかと、そういうような具体的な構想は、持ち合わせておりません。それはそれぞれの両分野の皆さん方がブランド化をしたいということで、それは取り組みを進めていただきたいという願いを持っているところでございまして、先ほどのお答えと重なる部分がございますが、まちとしてそれらを応援する仕組みをつくるのは、行政が果たす責務だというふうに理解をしているところでございます。

それからお話しありました、見晴台の件もお話しございました。今観光シーズンで完了させるという御説明の少し考え方について、御説明申し上げておきたいと思いますが、間もなく取りまとめが示されるでありましょうワークショップを通じての見晴台公園の利活用について、現在私が情報としていただいている範囲で申し上げますと、非常に見晴台の利活用の存在を高めていこうということに対して、共通の認識を持っていたかというような現在の進捗状況についてお話を伺っております。

私といたしましては、そういう中でお聞きしておりますのは、今すぐ取り組めること、あるいは数カ月、ここで文字としてあらわしております、今期の観光シーズンに間に合わせれる部分、さらには段階を経て、完了ではありますけれども、完結でございませので、本来の見晴台公園が、町民の皆さんが求めておられる機能をしっかり備えるためには、数カ月、あるいは事と次第によっては数年要するものも、そういうような提起もまとめの中に出てくるというようなことを伺っておりまして、まず一つの今の段階の中での区切りを、こういう観光シーズンに合わせてというような表現をさせていただいたということで、その先もあるということで御理解いた

きたいなというふうに思っております。

それから花人街道の連携、なかなかインフラ整備、十分ではないのではないかと、そういったものが先行されるべきでないかというようなお話もございました。それから、インフラについては、まだまだ十分でないということは私も理解しておりますが、しかしそれらが整ってからというようなことよりも、それはできる範囲のことで、それも進めながら、一方ではそういう観光客をまちにお呼びするというような、そういう方策もそれは同時進行で進めていって不可能なものではないというふうに理解しているところでございます。

それから、富良野・美瑛観光、名称はちょっと、とのかかわりでございますが、一番最初そういう提案が、美瑛町さんのほうから提案があって、中富良野町さんも交えて3町でお話をさせていただいた中で、まず真っ先に確認したのが、富良野・美瑛のこの観光推進の中でしっかりと、今我々が取り組もうとすることが、その一つの事業だということで位置づけをするということが確認されておりますので、ですからそれとの兼ね合いは、全くミスマッチは起こしてないというふうに理解しておりますので、ぜひ御協力いただきたいなというふうに思っております。

それから、移住・定住についてお話しがございました。まず、どういう階層の年齢の方が定住していただきたいか、これは申すまでもございません。やはり若い人が上富良野で学業を終えて、そして上富良野で職を持てるということが、私はもうぶれることのない一番の基本でございます。それに向けて、先ほどからいろいろお話しさせていただいております産業の活性化、これなくしてこれが果たせないというふうに考えているところでございます。

それらと少し関連がございしますが、そういう中で通信インフラのお話もございました。その通信インフラ整備の必要性ということについては、私も何ら思いを異にするものではございませんが、私といたしましては、そのまちが主体的にその事業に乗り出すということは、今までも幾度もお話しさせていただいておりますが、非常に多額の投資を要します。それが今こういう財政状況の中で、まちがそこに投資をするということは、果たしてすべての町民が求めている大きな思いとして位置づけられるかということに対しては、まだそこまで成熟してないというふうに理解しておりまして、特に民間事業者の方からの伝わってくるお話によりますと、その採算性が合う中心市街地、人口密集地については、民間ベースでこれは検討、あるいは関心をお持ちだということとは聞いております。であれば、特に私農村部の、

あるいは郊外に他地域から移住していただいております方々とお話しさせていただく中でも、実は私もできれば高速通信回線が整備されているとありがたいのだよなど。とりわけ農村部の若い人たちは、町長、六次産業化を目指してほしいというふうに言われるけれども、やっぱりそういう情報発信には、そういう高速通信網が、やっぱり我々はすぐ目が行ってしまうのだよなど。そういうところで、まちの人がさらにそういうことが整備されて、我々が取り残されるのは少しつらいなということをよく聞きます。全くそうだなというふうに考えておりまして、これは少しその民間事業者の動きと、我々の思いとが、どこかで協力して進められるような環境が整えば、これはいつかは決心をしなければならないことかなというふうに考えているところでございまして、今いろいろ思いをめぐらせているというようなことで御理解いただければなというふうに思います。

次にお話しございました、演習場周辺地域の皆さん方に対する、協議会に対します取り組みでございしますが、少し金子議員と、この思いについて、少し思いが通じ合っていないところがあるのかなというふうに理解しておりますが、このまず協議会が、以前の説明させていただく機会の中でも同じことを申し上げましたけれども、この3地区の皆さん方について、もう十数年も前から協議会が設立されて、そして自衛隊のほうとさまざまな、隣接しているがゆえにあります諸課題について検討を、毎年協議を重ねていかなければならない実態が、そこには横たわっているということに対して、まちとしてこれは自衛隊あるいは演習場が、とりわけ演習場が存在することによる、さまざまなまちで便益を受けたり、あるいは御支援をいただいたりするというところで、共存共栄がまさしく図られております。それには、そういう十数年前から、その演習場の周辺に張りついた地域の皆さん方が、非常に御理解と御協力をいただいた中でそういったものは、ある種こういう関係が、良好な関係が保たれているということを私としては認識しておりまして、そういう方々と申しますか、地域に対してやはりまちとして、その地域活動に対する一定程度の支援をまちが取り組んでいくということは、これは町民の皆さん方の御理解をいただけるものだというふうに理解をしているところでございます。

それから、病院の関係であったと思います。まず、病院運営ということは非常に大きな課題でもありますし、これは何としても継続していかなければならない、まちの非常に大きなウエートを占める事業でございます。その中でとりわけ困難なのは、まず

医師の確保、あるいは看護スタッフの確保、こういったことは非常にずっと課題でございますし、何とか今は富良野の協会病院との病病連携も含めて、あるいは旭川医大の協力もいただきながら、非常に上富良野の町立病院に対しては、医大のほうも思いを寄せていただいておりますし、私も何度となくお訪ねしてお話をさせていただいたり、お願いを申し上げたりしておりますけれども、非常に深い御理解を示していただいております。そういうことで、その年々によりまして、あるいは医師が交代したりすることによる年々の、その病院の実績については、これは変動あることは、私はこれはやはりそういう状況が起きることは理解してあげなければならないなというふうに考えております。

まず基本的には、医師がしっかり確保されて、そして看護スタッフも充足して、そして町民に安心して医療を受けていただけるサービスをまず根っこに据えるのは、私はまちの責任だというふうに考えておりますので、ぜひそういうことでは、皆さんの御理解を賜りたいと思いますし、私が就任した当時、非常に病院の現場から、コンビニ受診というのかな、そういったことが非常に現場の先生方や、あるいは看護スタッフの皆さん方の過重労働感を強くしているということでお話も受けて、それから町民の皆さん方、いろいろな方法を通じて、ぜひ適正な診療を受けるようにということで申し上げてまいりましたけれども、今現場からお聞きしますと、もう本当に改善されたということで、そういう過重労働感も、院長先生に伺いますと、私はないですよということで、非常に温かい御理解をいただいておりますので、これからもそういう熱意を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上。

○議長（西村昭教君） それでは、ほかにございませんか。

7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、3 ページの信頼ときずなで結ばれる産業の実現、それからもう一つは、9 ページにあります、地域の魅力等を満喫する産業環境づくりということで、同僚議員からも若干ありましたけれども、言えれば加工分野での拡大や商品化ということによっております。現実には、また新たな地域のブランド商品ということで、かみふらのポークだとか、それからビーンズカレーの関係だとか、それからリキュールということで、かつてはやった経過があります。したがって、今かみふらのポークがやっておりますけれども、現実の問題として、今後どうなって

いくのかという心配があります。というのは、私はもうちょっとリキュールにしても、それから今ビーンズカレーにしましても、まだ相当残数が残っているというような話も聞いております。したがって、できればこの商品開発に対しては十分な検討と、もう一つは販路を含めた経済性といえますか、一つは継続をしていく、そしてもう一つ、経済効果というような視野から、もう一步脱皮をしていかなければ、似たような形のものになっていくのではないかと、というのが、ちょっと心配しておりますので、その点を町政執行方針の中でどうとらえていくかということで、お尋ねをしたいと思います。

それから次に4ページの関係、町民主体で成り立つコミュニティづくりの関係です。それで、一つは自主防災組織の現状ということで、先ほどから25住民会のうち20あると。20があるけれども、その現状の内容はどうなのかということになると非常に、単なる25のうちの20ということで、ひとり歩きしているけれども、内容は非常に私はまだまだそこまで達してないような気がするのです。その点で、一応執行方針の中で、こういう状況で進めるといのであれば、まず現状認識をきちっと押さえていかなければならないのではないかと、この感じがします。そういうことで、それを一つ。

それからもう1点は、防災士の養成ということで、3年間で約50名やっていくということです。それで、上富良野は十勝岳がある。それから、やっぱり河川水害等もある。そういうことも含めれば、これも永続的にこの組織が必要なのかという私は認識をしております。そうすると、今まちで福祉推進員制度を持って、一つのくくりでやって、その会議等もやっている。そうすると、将来的には、私は防災士の関係等も含めて、防災推進委員が何かそういう名称の中で一つの組織化をして、具体的な行動を年々深めていく、そういう体制をとっていくべきではないかという感じがしますので、その点の確認をしたいと思います。

それから、次に4ページの関係、安心の暮らしを支える福祉医療環境づくりでございます。

ここ最近、孤立死ということで非常に、滝川市でもありましたし、それから札幌でもありました。そういうことでライフラインの関係との提携、それから新聞、郵便等いろいろな関係もあると思いますけれども、一応情報の関係等もありますけれども、できればうちのまちとしてどういう取り組みの仕立てをしていくか、かつて東町という公営住宅なくなりましたね。そういうような状況もありますので、できればこの関係についても、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、次に9ページ、憩いと安らぎ等を提供する快適空間づくりということで、見晴台公園の関係です。今同僚議員からいろいろお話を聞きました。現実には、これに対するワークショップということで、1月31日、2月15日、2月27日、私も3回出席をさせていただきました。したがってこれらについて、やはり基本的には、この配られた主要施策の概要の中で出ております。これによると、町民による検討会議の提案を尊重して、優先する課題に重点化し、今期観光シーズンまでにということで書いてあります。したがって、昨年の9月の定例会の折に、一応設計調査150万と、そして工事の関係については、24年3月から24年6月までです。言うなれば、観光シーズンに間に合うということでございます。それが897万5,000円だろうと思います。したがって、今ワークショップの関係で、恐らく今先ほど町長の言うように、今月早い時期に、恐らくワークショップの報告書が出てきて、それに基づいて検討され、3月中にやる業務は何をやるのかということが、これから検討されるというふうに私は考えております。特に3回このワークショップに出た関係で、皆さん方の意向等も十分わかったような気がいたします。したがって、これらを十分、ワークショップでの報告等を重視しながらやってきて、いずれにしても3月には何らかの形で事業を着工するということで理解をしていいのか、その点ちょっと確認をしたいと思います。

それから、次に10ページ、担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくりということで、特に花人街道連携会議の関係、同僚議員からも出されておりました。3町共同の初めての事業ということでございますけれども、先ほど町長も言ったように、富良野・美瑛広域観光推進会議というのもあります。そういう点では、そこはミスマッチしないようにということでございますけれども、どちらかというと、私は中富良野・美瑛の中に埋没しかねない、ポスターをつくるということですからあれですけども、ポスターをつくるその他の宣伝、それからやはり行動ということになると、埋没しないような形でやっていただきたいという気持ちを持っていますけれども、その点はいかがか。

それからもう一つは、上富良野町の観光振興計画の策定ということで、今回350万円持っております。先般3回やったワークショップの中で、大きな課題については、この観光開発計画がなければだめですよというような話なのです。そうすると、これは1日も早い時期でこの策定をし、それに対する予算づけをして着々進めなければならないと、そういう考え方を私は持っておりますので、この観光振興

計画、350万円計上しておりますけれども、これらの決定の時期は、いつごろを目途に進めておられるかということをお聞きをしたいと思います。

それから、次に教育行政の執行方針の関係でお尋ねをしたいと思います。

まず7ページ、姉妹校提携の関係です。従来人的交流をしていましたけれども、今回はそれに合わせて、交換交流と物的交流ということで言っております。そういうことで、姉妹校の関係で物的交流ということは、どういうことを進めようとして意図しているのかということで確認をしたいと思います。

それから次に、7ページから8ページに至る上富良野高校の振興策についてお尋ねをしたいと思います。

この高校のページの、我が町高校の存続については知恵を出し合い、新たな振興策を喫緊の課題として取り組んでいくということでございます。

私は、上富良野の高校は、上富良野中学校、東中学校以外にもよそから来るということで、上富良野町教育振興基本計画というのがあります。この中に、上富良野高等学校についてはということで、その振興を目指して、資格習得や遠距離通学などの補助や進路に向けての支援を行うということになっております。それでよその小さな学校では寄宿舎があったり、それから通学費用を負担したりというケースがあります。したがって、私はこの平成21年から30年の教育振興基本計画の中でそううたっているの、私はやはり町外から通学する生徒に対しての、遠距離通学費用の補助ということを真剣に考えていかなければならないのではないかと。しかしこれは、今まで考えていたのかどうかということで、お尋ねをしたいと思います。

それから次に、9ページの道民家庭の日の関係です。第3日曜日ということになっておりますけれども、確かに今、前も私は一般質問か議案の審議の中で申し上げました。そうすると、結構上富良野町広報には載ることになっているのですけれども、ただ第3日曜日道民家族の日ということだけで、私は前に言いましたね。トリックアートある、それから土の館ある、それから後藤美術館が上富良野には三つありますよと。それだけ割り引いてくれますよということで、できれば全道、上川管内は要らないですけれども、せめて上富良野の人たちが、ああちょっと行ってこようか、こういうことでというような形のものをつくるということで、やはり広報と連携をしながら、ぜひ広報の周知について配慮していただきたいという気がいたします。

それから次に、11ページの子供読書推進計画です。確かに、素晴らしい計画書ができました。策定

会議の15名の委員と教育委員会事務局4名の皆さん方、本当に御苦労と褒めたいと思います。しかし、これを実現するということになると、大変なそれぞれの立場なのかなという気はいたしますけれども、やはり24年、25年とでやるということでございますけれども、私は今後これらの策定にかかわった人か、もしくはこのセクションの人たちで、これらを年に1回か2回、こういう会議を持って推進状況を確認、それからもう一つは、これはこういうふうにしたほうがいいのか、そういうような方法をしていかなければ、非常にすばらしいその推進計画でございますけれども、それぞれの立場で皆さん方頑張るということではございますけれども、そういうことで、この施策の関係についての会議的なものを持って行って、なお成果を上げるような努力をしてはどうかと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目にお尋ねいただきました産業振興の中で、特産品に対する考え方についてお尋ねございました。

特産品に対する考え方といたしましては、今まで幾つかの議員が、この話しありましたような商品について取り組みがされてきております。その中身と申しましょうか、その実績については、それぞれまだまだ私といたしましては、今評価する段階にはないかと。とりわけ、こういった新しいものに取り組むということは、私はその取り組もうとする、そのエネルギーを私は、行政としては一番尊重すべきだと。それが必ずしも成功しなければだめなのかということでは、私は決してないと思います。むしろそういうような経験から学ぶもののほうが、次につながるエネルギーになりますので、私は一つ一つのものについての、まちとして評価をするというような考えは持ち合わせておりませんので、むしろどういう状況であれ、そこからまたそれをばねに展開していただくことを期待することが、行政としての応援の仕方かなというふうに思っているところでございます。

それから、自主防災組織等の防災の将来に対します考え方、あるいは今の自主防災組織のあり方等について、含めての御質問だったかなというふうに思っております。

自主防災組織の実態につきましては、それぞれ地域によって大きく差があることは実態でございます。しかし、かといって、今その目先でそれらを評価するのではなくて、そういう動きに、まず歩み出し

たということを私は尊重しておりまして、これからそれぞれ各地域の中で、その中に魂を入れていただけるもの、そして育てていただけるものだというふうに考えております。そして、その先に幾つも幾つもその組織をつくって、それをすべて維持・運営していくことが、それがベストかどうかは、ちょっと今は判断できる状況にございませんが、いずれにいたしましても、やはりコンパクトな自治活動というのは、これは防災もそういう中に含めていくことが、そういう形に修練されていくことは、別に否定するものではございません。

それから、防災士等の位置づけにつきましても、今とりあえずそういう動きを、まず各地域に防災士を配置して、そしてそういう方々がリーダーシップをとっていただいて、その防災の意識を高めて、上富良野町民すべてが高い意識を持っていただくための、そういう先達としての働きに期待をして、今回そういう取り組みをさせていただこうとするものでございます。

それから、そういう防災の中の延長上にございますが、災害弱者等についての部分に触れられていたのかなというふうに思いますが、そういう悲しい出来事が、今事象として幾つかニュース等で流れておりますが、ああいう悲しい事象が上富良野町で起きない、そういうようなお互いに声をかけ合ったり、地域の方々がお互いに見守り合うと、そういうような自治活動が行われることは、協働のまちづくりの精神の第一歩でございますので、そういったことも、それが防災組織がそういう機能を担うのか、どこが担うのかは別といたしまして、そういうことは、今まさに求められておりますので、そういうことに意を用いるような仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、見晴台公園の事業の進め方についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、間もなくワークショップを通じての意見がまとめられて、報告がいただけるということは、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。それを受けて、まちとしてどうするかということでございますが、まちとして、先ほど金子議員にもほとんどの部分お答えいたしました。段階的に取り組みを進めてまいりたいと。しかし、そう究極的には、やはり本来あの公園を整備するときに求められたと申しましょうか、そのときに願いがこもっているあの公園の機能に、少しでも機能を発揮できるような方向に近づける努力をまちとしてはしていきたいというふうに考えており、それで予算の置き方につきましては、これからどういう報告書がまとめられて、そしてそれに我々が味つけをして、どうい

うふうに皆さん方にお示しするものができるかということは、今ちょっと断定的には申し上げられませんが、想定と申しましょうか、多分少しはそういう要素もあるのかなと思いますのは、やはり平成23年度の中で予算として置いてきたものが、そのまま24年度の事業の中でコピーのように移行できるかということは、多分それは今までのワークショップの動き等の報告を受けた中では、これは中身の具体的な組み立て方は、少し方向といいましょうか、中身の見直しというのは、これ起きてくるというふうに理解しておりますので、それはどういう形でこれから予算を置いていくかということは、少しそのまとまった計画を見て判断してまいりたいと思いますので、いずれにいたしましても、予算の置き方に一工夫が要するという事は、多分起きてくるのかなということで御理解いただきたいと思います。

それから、次に御質問ありました、3町で取り組みます花人街道の事業についてでございますが、富良野・美瑛の中での位置づけは、先ほどお話ししましたように、ミスマッチは起きておりません。これはぜひ、もし3町で取り組んで、その姿を見て、全体で取り組めるものなら、それもいいねということで、むしろエールを送られている実態でございますが、そういう中で上富良野が埋没しないように、これはもう3町が全く五分で、むしろ1足す3は5にも6にもなるように、そういう成果を期待しているところでございますが、まず平成24年度については、第一歩でございますので、そういうポスターを作成することによって、どのようなお客さんの動きが出てくるのかということは、少し見守る時間をいただきたいなというふうに考えているところでございます。

観光振興計画の策定について、御質問がございました。まず、ワークショップの中でも、そういうことがたびたび取り上げられているということもお聞きしております。今までも多分私幾度か申し上げてきたかと思いますが、私もまちが目指しております観光振興計画というものにつきましては、まず時期といたしましては、これは平成25年度から、その観光振興の中に生かしていく、そういうまず目標を持っております。

それで、策定につきましては平成24年中、です。できれば本年中に、その策定ができればと。25年度に向けては、多少の助走期間も要りますので、そういうような目標を持っているところでございます。

それから、どのような骨格のものを目指しているかということにつきましては、ハード的な整備の計画を、その中に盛り込むような想定はしており

ません。あくまでもソフトを重点にした上富良野の長期の観光振興は、どうあるべきかというようなことを大きくくりの中で計画として展開していこうということをごさいますして、どういう地域にどういうものを、どういうところにどういう整備をというようなイメージでないことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 7番中村議員の御質問、4点の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の西小学校の姉妹校交流事業の交流内容でございますけれども、議員御存じのように、3年ごとに子供たちを派遣する事業、それから交換交流、物的交流を3年ごとに実施をしてござひます。

先ほど御質問の物的交流につきまして、毎年津市のほうから西小学校のほうにお米を届けられている状況にござひまして、そのお返しとして、この上富良野町の地場産でありますジャガイモですとかラベンダー、そういう関係をあちらのほうに送って、お返しの意味も込めながら物的の交流という形で、実はさせていただいている状況にござひます。

また、交換という形でござひますけれども、これについては思い出のスナップ写真ですとかいろいろものを、そういう活動状況を周知したりということ、お互いにその交換の内容で、3年に一遍の交流をしているというふうに聞いてござひます。

それから、2点目の上高の振興策でござひます。例年、議員御指摘のとおり、通学費用についても教育基本計画の中に入っております。我々もいろいろその状況を学校ともやはり調整をしながら実は進めたく、いろいろな御意見をいただきながら実は進めている状況にござひまして、昨年度も振興会の役員会等を開いて、実はその交通費の補助についての話も実は出されたところでござひますけれども、時間的にちょっとずれたという部分もござひますけれども、今後こういうところも踏み込んで、また、組み立てをしながら、皆様方と御協議しながら対応していきたいというふうに実は思っているところでござひます。

その他昨年度のものについては、デマンド方式の出口のベースの、やっぱり学力の向上という形で実は組ませさせていただきまして、いろいろと今後の、少し時間やはりかかる分もあるかと思ひますけれども、その成果を上げるべく対応してござひますけれども、なかなか即実践というふうにはなっていない状況にござひますので、この辺も含めながら

、今後対応させていただきたいというふうに考えているところでござひます。

それと3点目、道民家庭の日でござひます。議員おっしゃるとおり、昨年度もそのお話をさせていただきながら、実は広報、情報の提供という形で、実はさせていただいてござひます。

議員御存じのとおり、町広報は年2回でござひます。そのほかに、防災無線でも何とか随時させていただきながら、それと青少年健全育成で出されております「ほのぼの」という機関誌ござひます。そういう「ほのぼの」という部分の中にも、この道民家庭の日ということで、実は組んでますよということで、実はさせていただいてござひます。それと各子供たちの家庭にリーフレット、道からの作成の分でござひますけれども、リーフレットも各家庭に配付しながら、いろいろな部分で展開をしてござひます。

また、教育委員会の封筒の中にも、このシールを張りつけて、道民家庭の日ということで、第3日曜日は家族で過ごしましょうという形で、実はさせていただいているところでござひます。

協力店についてのお話は、先ほど言われたとおり、お名前は出してござひませんけれども、本町においては4店舗ござひまして、その4店舗についても、今議員おっしゃるとおり、まだ広報等も含めて進めていきたいというふうに考えてござひます。

それと、4点目の読書計画でござひます。時間を少しかけながら読書計画を中心に計画を立てさせていただきまして。ここ2年間ということではなく、実は御存じのとおり、第7次の社会教育中期計画がちょうど25年度で終了するものですから、それに合わせながら2年という形で組みさせていただきまして、その都度やはり評価等も行いながら推進をしていかなければならないということは、十二分に我々も認識しているところでござひますので、また、この中期計画と合わせて対応していきたいというふうに思うところでござひます。そのメンバーの中に、ここの方々のメンバーもまた入れるという一つの方策もあるかと思ひますけれども、そういう形で、何とか鋭意この計画が計画倒れにならないように、我々も進めていきたいというふうに考えているところでござひます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにござひませんか。

10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 私は、町政執行の点で2点、それから教育行政で3点質問をしたいと思ひます。

まず、町の行政執行の5ページを開いていただき

たいと思います。

この介護保険事業についてでございますけれども、近い将来、少子高齢化、3人に1人が高齢化社会を迎えるという時代になりまして、現行で350円、9.8%増の3,950円に改訂をするという、値上げなのでありますが、ただこの値上げもやぶさかではありませんけれども、今現在町民が一番望んでいることは、切実な問題は小規模多機能介護型住宅と、それから認知症対応のグループホームの設置でございます。

昨年の、私の一般質問でもいたしましたけれども、この2点につきまして、町長の考えとしては民間で対応していただきたいと、町としてそういう具体的な施策を持ち合わせていないというようなお答えでございました。

それで、同じこれの23ページを見てほしいのですが、下のほうに介護保険事業につきまして、小規模多機能型住宅の導入と認知症対応グループホームの1ユニットを整備できるように進めているということですが、今現在、小規模多機能の居宅型住宅というのは、国からの支援が3,000万ございます。それから、認知症対応のグループホーム、これもやはり3,000万円の助成があります。現在、これは別々に建てるのではなくて、1階が多機能型の小規模であり、2階がそのまま、悪化した場合に認知症の方の対応できるグループを、そのような形で、約1棟が1億円ですか、そのような形で進めているようなわけであります。

ただ、今介護保険料というのは、国だとか道からのいろいろな支援がございます。そういう助成金を含めまして、7億7,000万円の規模になっております。そういったお金が、民間ですとか他町村に流れてしまうわけですね。なぜもっとそれだけのお金を地元に戻さないのかという、やはり町の姿勢としてやるのだと、その対応でなければ、すべてその大きなお金は流れてしまいます。

さらに、特に地元であればこそ、建設業者も地元であり、さらにまた大きな雇用も生まれてくるのではないかと思います。そういった意味におきまして、再度町長の意見を聞きたいと思います。

それから2点目ですが、これは12ページであります。12ページの広域行政の推進については、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、さらに相互理解を深めながら取り組んでまいりたいと書いてありますが、広域連合は昭和21年にスタートいたしました。3年をめぐりにして見直しを図るということですが、具体的にもっとこういうあれじゃなくて

、これまでどうだったのかと。この3年間を見直して広域連合のメリット、さらにデメリットを再度検証して、本当に我がまちとしてこのままでやるのか、やめるのか、また、ともに携えてできるものがあるものなのか、これはやはり具体的にみんなで、町民にも知らしめて検討する必要があるかと思います。

以上2点に対して、町長にお答えをお願いいたします。

次、教育行政であります。これは7ページです。道立の上富良野高等学校の振興でございますけれども、今現在さまざまに取り組んでおりますけれども、今のままではいけないと思います。もっと実際に生徒たちの希望、どんな学校に行きたいのかと、希望。さらに保護者の意見、現場の教師の意見、さらにそういったものの聞き取り調査をいたしまして、広く町民、さらに大学の先生、識者を集めていろいろ検討して、道立高校であるという枠があるけれども、こういった特色を出していける学校をつくれるかと、そのような方向に進まなければ、現状の振興策では、上富良野高校の存続は危ないと思います。この点を早急にやっぱり考えていただきたいと思います。

それから2点目が、これは上富良野小学校の改築に向けての手法なのでありますが、これは少数の審議会を踏まえまして、一つの手法として、たたき台をつくって、青写真をつくって、皆さんに検討してもらうというような手法だと思います。

ただ、私も昨年、北陸3県を研修してまいりました。これは坂井市の例なのですが、一つの学校を建てるために、子供、地域の住民の方、現場の先生、大学の教授、設計者、建設業者、何度もプロポーザルを重ねまして、430名ほどの中で検討しました。そういった中で、設計者、そして建設業者を決定されております。

さらに、コンセプトとして、エコを中心とした学校づくりをするための環境省、情操教育を中心とするための文科省と、そのような形でしてます。これは確かにこれは手法の違いであって、上富良野町教育委員会がとった手法が悪いとかいいとかでなくて、それなりのすばらしい青写真ができています。ただせっかく私たちが町税を使って研修に行ったことが、結局余り大きく生かされていないかと、それが大変ちょっと残念に思います。

最後に3点目ですが、これは教育に対する姿勢の問題であります。先ほど言っていました北陸3県、どの県もともにやっぱり教育というものに非常に力を入れております。特に人材の育成、指導者の育成ということに力を入れております。まちで自前の教職

員を雇い、低学年の指導に当たらせたり、さまざまな角度から対応しております。これは、一般会計の約10%強は、教育費に充てられております。

我がまちにおいては、5%足らずでないかと思えます。その意味も含めて、このまちの基幹となる子供たちを育てる教育費というものを、もっと底上げして考えていかなければならないのではないかと思います。

以上、3点について伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の御質問でございました、第5期の介護保険事業計画の中で計画を予定しております小規模多機能型の居宅介護、さらには認知症対応型のグループホームの整備についての御質問にお答えさせていただきますが、どういう具体的な手法、あるいはどういう具体的なレイアウト、そういった具体的なものについては、まだそこまで計画を持ち合わせているものではございません。

一色議員からお話しありましたいろいろなその1カ所に、一つの建家の中に両方の機能を持ち合わせると、そういうようなことも考え方としては、当然あり得るだろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、まちが直接この事業を行うというような想定はしておりませんで、先ほど学校のプロポーザルのお話でも、議員お話しのように、多様な民間の意見、アイデアを反映させて、そして町民の皆さん方が望まれるものを最終的にまちとして決定していくような、そういう段取りで進めていきたいなというふうに考えておりますので、まちがこういう形というものを想定して提起していくような予定とはなっておりませんので、ぜひこれから5期計画がスタートした中で、いろいろ皆さん方からまた御意見をいただきながら、具体化に向けて進めてまいりますので、その節はぜひ御協力を賜りたいというふうに考えております。

それから、2点目の御質問でございました広域行政について、平成21年度にスタートいたしまして3年を経過いたしました、非常に私実感いたしました、それぞれの各1市3町1村の中で、まだまだその同床異夢と申しましょうか、そんな大きな違いはないにしても、やはり取り組み方に対する価値観が微妙にまだ違うというところは、なかなか越えられないものがあるのは実態でございます。まずそういうメンタル的なものもありますし、一方では、例えば消防、何かを例えるのが一番わかりやすいかと思いますが、例えば広域の人事なんかも、思いとしてはそういうことがなされることは理想であろう

ということは異論はございませんが、しかしそれぞれ採用町村が違う、それによって職員の身分等に非常にまだ大きな隔りもありますし、そういったこと、一つ一つやっぱりこういったことは、まあある程度年数を経て、そして徐々に徐々にそういう心を通じ合わせて、そして一つの高い目標に向かって歩みを進めていくことが、私はこれは現実的じゃないかなと。理詰めで、理論上で成り立つからそこへ進むのだということは、むしろ少し後で、それによるマイナスの部分も大きくて、やはりここは少し思いを共有しながら、一步一步その思いの違いを埋めていきながら、もし埋まるものであればもう少し、一色議員がおっしゃっておりますような、目標に掲げた広域の組織になっていくことが望ましいというふうに思っておりますが、今まだ緒についたばかりだということで、この1市3町1村がまず思いを本当の意味で共有するというところに、今大きなエネルギーを注いでいる実態でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

3点の御質問かというふうに思います。

まず、1点目の上高の振興でございます。議員おっしゃる内容、生徒、先生、それからいろいろな角度から聞き取りをしながら、上高の振興策という形の方向づけもお話しされました。我々考えている部分について、あくまでもやはり基本的には、道立高校の方向づけがやはり基本的な指針というものがございます。その中で、本町において上富良野高校の位置づけをどうするかということで、実は歩んでいる経過もでございます。子供たちの御意見も聞きながら、上高に進みたいというふうな気持ちをないがしろにもできませんし、我々もそういうところは望むところでございますが、やはり最終的には、希望するのは本人のやはり意思、選択というふうになってくるのが強いかなというふうに思うところでございます。意図的な判断もできませんけれども、何とかそういう範囲の中で、我々もその上高を振興して、上富良野町に高校をなくさない方向づけを今後とも対応していきたいというふうに考えているところでございます。種々いろいろな部分でまた御意見等もあるかと思えます。だけれども、何かまたいい方向があれば、我々も先陣切って対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、上富良野小学校の関係でございますけれども、最終的に手法が違う部分がございましてけれども、本町においてもいろいろやはり地域の方々、先生方の代表者、それからPTAの代表者、それから

上富良野小学校にかかわるもろもろの方々の御意見を取り入れながら、新たにそういう手法で検討委員会を開きながら上富良野小学校を建設するというところでございまして、ことし、24年度に実施設計という形でございますけれども、所管の議員さん方のいろいろ視察した内容も、実施設計のある程度反映できる部分については、これからの動きの中でもできるのかなというふうに思いますし、先ほどお話出されましたように、エコの部分ですとかいろいろな部分の関係もこれからの組み方の中で、やはり具体的にになってまいりますので、そんな内容で上富良野小学校の改築に向けて進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の教育に対しての姿勢でございます。本町においても、それぞれの教育分野の中で指導者等の人材育成含めながら、研修も上富良野教育局、それから道の教育研究センター等も含めながら先生方の資質向上を上げてございますし、本町としても、それだけのやっぱり底上げといいますか、ほかの町村ではやらない内容も実はさせていただいてございます。学校教育アドバイザーですとか、特別支援の先生方の増員ですとかいろいろな部分で、本町についても底上げの部分で教育を図っていくために努力をしているところでございます。とにかく子供たちに、将来立派なやはり大人になっていくための一つの条件づけの過程でございますので、我々も誠意努力をさせていただきたいと思えます。

東北地区についても、家庭教育の充実がかなりできてございます。我々としても、学校教育ばかりでなくて、やはり家庭、地域の中で子供たちをどういうぐあいに育て、はぐくむかということがやはり一番メーンになってきますので、そこのところ連携を深めながら、我々も底上げといいますか、いろいろな部分で対応していかなければならないことも課題として持っておりますので、そういう内容から、本町の子供たちの部分を含めても、対応を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問ございませんか。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 私、町政執行方針というのは、どちらかというと、こういう総括的なものかなというふうに理解をしているのですが、1点のみお伺いをさせていただきます。

2ページになります。全体的に見てみますと、近年なかなか一般財源の伸び悩みがあるというふうなことで、そういうふうから見ていきますと、財政構

造の悪化がだんだん厳しくなってくるのかなと、こんなふうな予想をいたして実はございます。

そんな中で、人間、私どももそうなのですから、一度裕福な生活といいますか、楽な生活をしますと、なかなか質素な生活に戻れないというような嫌いがありますけれども、そんな中で、町財政の運営のあり方といいますか、そういった部分で1点お伺いをしたいのですが、なるべくそういったものまで踏襲されて、慣習に従って財政運営がされるという傾向にあるのかなと、こんなふうに思っております。ただ、この中で学校の耐震化だとか、これは国の法改正によって、当然やらなければならないことに伸びているのだと。持続的なこういう投資的な予算が、あるいは農業、あるいは商工業に対して、見えてこないというような部分があるものですから、そういった部分について、町長の見解を伺っておきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の、まちの財政のあり方の基本的な部分についてのお尋ねというふうに理解させていただきました。

非常にまちの予算を編成する中におきまして、非常に悩ましいと申しましょうか、歳入財源が乏しいから入りに合った出をとすることは、まずこれは大前提にはなりますが、非常にそこで悩ましく思いますのは、負のスパイラルに入ってしまうというようなことは、これは何としても避けなければなりません。そういうことからやはり、やりくりという表現が適切かどうかは別といたしまして、そういう中であっても、やはり将来に展望の明かりが見えるような、そういう感じを受けていただけるような、特に産業の活性化の部分については、配慮していかなければならないと。だからといって、安易に財源を負債だとか借入金で賄うということ、これは避けなければなりません。

これから先のまちの財政を見通す中で、非常に一般財源の歳入、入りの部分で非常に国の、大きく国の財政でも経済でも、大きく好転すれば別ですが、恐らくそういうことは望めないだろうなということを見据えて考えますと本当に、中には非常に町民の皆さん方につらい思いをさせていただいて編成をしなければならないということも一方ではあり、

また一方では先ほど申し上げましたように、やはりまちの活力を失わないような手立てもしていかなければならないということでございます。とりわけ産業、農業、商工業、観光業も含めまして、そういったところには一定程度安定して、そういう皆さん方が希望を持ってなりわいをしていただけるようなことは念頭に置いて、予算編成をしていくことをしていくことを基本としていかなければならないというふうに考えております。

非常に高度なことと申しましょうか、難しい判断を求められる場面が、これからは想定しております。一方によれば一方につらい、やはり思いを強いるというようなことも想定されますので、これを私は議会の皆さん方と、このまちの実態の思いは、もう共有できていると思いますので、ぜひここはお互いが切磋琢磨して、まちの将来を考えたそういう知恵を出し合う、そういういい働きの、議会と私どもがいい働きをお互いにできるように、私も取り組んでまいりますので、むしろお知恵をおかりしたいということで答弁とさせていただきますと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 私も、今ほど谷議員がおっしゃったのと似たような質問になるかと思いますが、今回の予算につきまして、足元固めに力を入れてきているなという感じが大変よくわかっています。特にことしの予算においては、それが見えているなというのもわかるのですけれども、これからの地域主権に向けて、地域独自のその体制というのが求められてきている時代だと思うのです。それで、今はその準備期間であるというふうに考えているのです。そこで、不断の財政の効率化というのですか、そこら辺の形が、町長としての思いが町長伝わってこないというのが一つ。

それと、やるべき課題をこなしていくためのその自主財源、それをどうふやしていくかという、それがもう一つ。

それとまた、地域主権に向けての企画能力ですね。これからは、それがすごく大切になってくると思うのですけれども、その企画能力と戦略能力というのですか、その三つはどういうふうに考えていらっしゃるのか。その戦略能力と企画能力が不十分であるとしたならば、それはどこでどうやって補っていくのか、それが三つ目。

四つ目が、町長になられたとき、トップセールスとして御自分は動くのだというふうにおっしゃった記憶がございます。それについて、四つ目で質問させていただきますと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

財政のあり方について、一部先般の谷議員のお答えでもお答えさせていただきました。非常に財政を運営する中で、私といたしましては、少し緒についてきたかなというふうに思いますが、やはり先ほど谷議員の御質問でもいただきましたけれども、今までの事務事業の執行が、ともすれば去年もやっていたから、ことしもやるわというようなことがなかったかといいますと、それはなかったとは私は言えないと思います。そういうことにみんなが、私はいつも職員に号令かけてますけれども、とにかくそれはいつもリセットしてくれということで、やはりそういう中では、非常に町民の皆さん方につらい決断をお願いすることも想定されます。しかし、それを越えていかなかったら、これからのまちの財政は、私はもたないというふうに考えておりますので、そういうようなこれから適時適切に予算を充てていくというような財政運営、それが地域主権に向ける、まず自分の基礎体力と知識を、そういう財政運営能力を高めていくことが、まずもう既に今そういう取り組みはさせていただいておりますけれども、それをさらに鮮明にしていかなければならないと。そして、常にそういうスクラップ・アンド・ビルドを繰り返し、そういうことでまちの、とにかく筋肉質のまちにしたいというのが、平たく言うと私の思いでございますので、そういうまちづくりに向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

それから、それと関連しますが、ではそういうような今度形を実際具現化するために、まちにそういう戦略とか、企画力というものが十分備わっているかどうかということは、これは永久にそういうことを追い続けなければならない我々は宿命にあると思っています。ですから、当然それぞれ職員の皆さん方は、さまざまな機会を通じてそういうことの知識を高めたり、能力を高めたりすることに、恐らく努力してくれていると思っております。

また、加えて、こういうような機会を通じて、さまざまな町民の皆さん、あるいは議会の皆さん方からまたお知恵をいただいたり、それはお互い切磋琢磨して高めていけるものでないかなというふうに考えているところでございます。

それから、私トップセールスをみずからするぞということを申し上げてまいりました。それは今でも私は一つもぶれてないつもりでございます。それは毎日毎日歩くわけにはいきませんが、しかしあらゆる私として持ち合わせているチャンネルを利用していただいたり、機会を通じて、今でもそういう情報発信なり、情報収集に努めているところでござ

いますので、ぜひ機会あれば、そういうことにこれ
からも意を用いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、これを
もって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま上程されております議案第1号から議案
第9号までの以上9件につきましては、なお十分な
審議を要するものと思われますので、この際、議長
を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員
会を設置し、これに付託の上、審査することにした
いと思います。これに御異議ございませんでしょう
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの以上9
件につきましては、議長を除く13名の委員をもつ
て構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の
上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から13日までの
4日間を休会といたしたいと思います。これに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から13日までの4日間を休
会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全
部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から
報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月
10日から13日までの4日間は、休会といたしま
す。

3月14日は、本定例会の3日目で、開会は午前
9時でございます。定刻までに御参集賜りますよう
お願い申し上げます。

以上であります。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年3月9日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 小 野 忠

署名議員 村 上 和 子

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 2 4 年 3 月 1 4 日（水曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（13名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	一 色 美 秀 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
14 番	西 村 昭 教 君		

○欠席議員（1名）

13 番 長谷川 徳 行 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
防災担当課長	伊 藤 芳 昭 君	産 業 振 興 課 長	前 田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅 彦 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
町民生活課長	北 川 和 宏 君	建設水道課長	北 向 一 博 君
技術審査担当課長	松 本 隆 二 君	農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君
教育振興課長	服 部 久 和 君	ラベンダーハイツ所長	大 場 富 蔵 君
町立病院事務長	松 田 宏 二 君		

○議会事務局出席職員

局 長	野 崎 孝 信 君	主 査	深 山 悟 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議

(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成24年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外7名の議員から一般質問の通告がありました。

3月8日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定しました。

質問の順序は、先例により、通告を受理した順となっており、質問の要旨は本日、配付したとおりであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 米 沢 義 英 君

5番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 皆さんおはようございます。

東日本大震災から1年がたちましたが、被災地の

一日も早い復興と多くの犠牲者の方に哀悼の黙祷を防災無線のアナウンスによりましてさせていただきました。

私はさきに通告してあります2項目、5点について質問いたします。

まず1項目めは、平成24年度の予算編成における重点施策の取り組みについて。

今年度の重点実施施策の取り組みについて、厳しさを増す地方財政の中で、前年対比一般財源が1億6,700万円減少、総額1%増の6億1,000万円の予算規模であるが、地域経済雇用の活性化、福祉施設の充実など、重点的にこたえていくとしているが、必要性、効率性、施策全般にわたる的確な効果性事業などを考え予算編成されたのか、まずお伺いしたい。

1点目、地域経済雇用の活性化について。今までの事業の研修から始めてはどうか。商工会の空き店舗調査後、活性化を見据えての新たな取り組みとプレミアム商品券等の本年度の実施政策は。

国の緊急雇用対策創出事業終了に当たって、町独自の雇用創出の取り組みは。

2点目は、観光の活性化について。日の出公園再生プロジェクトからの日の出公園の今年度の実施施策は。

見晴台公園のワークショップ後の町としての実施取り組みは。

ラベンダーオーナー園への町としてののかかわりは。

3点目、行政力として組織機構の見直しが必要ではないか。

総務課車両廃止の人員増により、各重要課に政策企画職員を配置してはどうか。

4点目は、福祉施設の実施について。福祉施設の充実を重点的な予算編成としているが、障がい者施設なのか、高齢者施設であるのか、小規模多機能型居宅など、平成26年までに整備するということがあるが、障がい者施設については今年度どのような方法で整備されるのかお伺いしたい。町長にお伺いいたします。

2項目めは、東中中学校の今後について、教育長にお伺いいたします。

2年前に質問したが、通学区域を撤廃し、保護者の希望により学校を選択できないか、10年前と比べて東中中学校の生徒は40%減少しているが、小規模校のメリットもあり、部活については限定されるが、上中との交流で補うことはできないか、地域の人との懇談会や通学区域外のチラシなど、もっと

PRすべきではないかと質問したが、それに対し教育長の答弁では子供の数で学校の通学区を動かすことは難しい、東中中学校については地域の方々と今後、十分協議し対応したいということであったが、24年度は中学1年生の入学生がいないと聞いているが、東中中学校の今後についてどのように考えているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目の平成24年度予算編成における重点施策に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の地域経済雇用の活性化についてありますが、空き店舗調査につきましては平成22年に調査を実施し、空き店舗数54件、空き地40件を確認しております。

これらの結果を踏まえ、商店街の活性化を図る上からも空き店舗、空き地の活用とともに、空き店舗、空き地を発生させない必要性を感じておりますことから、町といたしましてもこれらの活用や対策について商工会と情報交換を行っておりまして、現時点においては具体的な方策は得られておりませんが、課題の共有はされておりますので、今後、より具体的な対応が講じられるよう取り組んでまいります。

また、プレミアム商品券発行事業は、平成24年度の当初計画には位置づけしておりませんが、今後の町内の消費動向や経済状況を見つめ、これまでの実施主体であります商工会から御相談等があれば、その時点で判断をしてみたいと考えております。

次に、国の緊急雇用創出事業終了に伴う町独自の雇用創出への取り組みについてであります。緊急雇用対策創出事業につきましては、平成21年度から3カ年の事業といたしまして町でこれまで21事業、事業費で6,085万2,000円、延べ60人の雇用を創出してきたところであります。

町といたしましては、平成24年度におきましては道路維持管理業務の委託など、経済活性化や雇用創出につながるよう予算編成に努めたところであります。

一方、町内で事業展開を行っております主要な企業に対しましても、事業の拡大等を通じ、新たな雇用創出の取り組みをお願いしているところでもあります。

次に、2点目の観光の活性化についてであります

が、最初に日の出公園の平成24年度の実施施策については、今後4年間の年次計画によりますラベンダー園の植えかえと25年度以降の植えかえのための育苗畑の整備を予定しているところであります。

また、あわせて現在、一方通行の山頂連絡道路について、複線化に向けた経路の検討や補助事業適用の可否などについて調整を進めさせていただいております。

なお、植えかえと育苗畑造成につきましては、町の直営で行いますが、その後の管理は協定業務として指定管理者である上富良野振興公社が担うこととなっております。

次に、見晴台公園については整備当初に目指した景観観光と憩いの場、また新たな情報発信の拠点としての機能を十分に果たせていないため、今般、施設改善計画を持ったところであります。

施工に際しましては、隣接する住民の方々や町民の御意見を十分、反映するため、現在までワークショップ方式により3回の見晴台公園利活用に関する検討会議を開催したところであります。

近日中に、この成果が利活用基本計画として報告がなされる予定となっており、これを参考にし、当初計画の見直しも含め、新たな改善計画を早々にまとめるため、現在、作業を行っているところであります。

次に、ラベンダーオーナー園についてであります。ラベンダーオーナー園はかみふらの十勝岳観光協会がラベンダーオーナー事業として実施しておりまして、平成23年度においては134件のオーナー登録がされていると伺っているところであります。町といたしましては、観光協会の収益事業であることから、直接のかかわりは持っておりませんが、町の観光拠点の一つとして位置づけており、今後も観光協会を通じて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の組織機構の見直しについてですが、組織力が最大限に発揮されるよう不断の見直しを行っていくことが重要だと考えております。

議員より、車両班廃止によります人員増を活用し、政策企画職員の配置をとの御提言であります。第4次職員数適正化計画でもお示ししておりますように、これまで車両班が担ってきた公用車両の管理及び町有バスの運行管理業務については、引き続き体制を継続するほか、今年度から実施します町道維持管理業務の全面的な委託に向けた指導体制についても新たな業務が必要となりますことから、これまでの車両班職員の経験と知識を活用した中で、総務課及び建設水道課に配置する予定としていることから

ら、職員数に余力が発生する状況ではないことを御理解いただきたいと存じます。

ただ、重要な施策の企画立案の機能を高めていくことは極めて重要なことでありますので、これまで同様、必要に応じて専門職の配置に関する要領の規定に基づきまして、専門課長、専門主幹の配置を行うなど、適宜、適切に対応してまいります。

次に、4点目の福祉施設の充実についてであります。平成24年度予算の中では位置づけておりませんが、第5期介護保険事業計画の中で、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型グループホームの整備について、計画期間のなるべく早い時期に町が設置するのではなく、民間法人による整備を目指しているところであります。

一方、障がい者福祉施設につきましては、障がいを持つ方が住みなれた地域で社会生活や日常生活を送るためのサービス提供体制整備に非常に重要であると認識しておりまして、現在、町内には身体、知的、精神と障がい者手帳の交付を受けられておられる方が689人おられ、うち18歳から65歳未満の方が247人で、さらに手帳の交付を受けている、あるいは特別支援学級、特別支援学校に在籍している児童が54名おられます。

ところが、現在、自立支援サービスを受けておられる18歳から65歳未満の方は知的障がい者で73.3%、精神障がい者で45%、身体障がい者で1.4%と非常に低率となっている実態であります。

現在、サービスを利用されている方は、町内におけるサービス供給量が限られているため、富良野圏域の通所サービスに24人、グループホームに5人、ケアホームに7人、入所施設に12人のほか、富良野圏域外の入所施設に16人、通所サービスに11人の方々が利用しておられ、特に通所系サービスを利用されている方にとっては、通所時の介護者の身体的負担や交通費の負担が切実な問題となっております。

また、サービスを受けずに家庭内に閉じこもり状態となっている障がい者につきましても、町内において本人のニーズや適正に合った事業所が選択できるなど、町内における通所系の障がい福祉サービス事業所の整備が大きな課題となっているところであり、実態を見きわめ、どのような対応が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 村上議員、2項目めの東中中学校の今後に関する御質問にお答えいたします。

東中中学校につきましては、生徒数の減少により

望ましい学習環境の維持と学校存続について保護者会において生徒数や教職員等の推移を踏まえ、特認校、山村留学など、さまざまな検討を加え協議を進めてきたところであり、教育委員会といたしましても、学校とともに保護者会への情報等の提供をしてきたところであります。

本年、1月20日に開催された東中保護者会の臨時総会において、生徒の激減とそれに伴う教職員の減により、生徒の集団生活、学力問題、各種行事、部活動への影響など、さまざまな観点、また東中地域の絆・伝統・発展等を十分に検討した中で、今後の生徒数などの推移を踏まえ、平成26年3月末をもって東中中学校の閉校について意思の決定がされ、教育委員会では1月23日に保護者会からその報告を受けたところであります。

教育委員会としましては、保護者会の大変に重い決断を受けて、住民会との協議を行い、今年、3月21日、東中住民会総会において最終決定がされる予定となっており、その決定を受けて東中中学校閉校に向けて諸対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1点目の空き店舗調査後の件でございますけれども、はっきり申し上げて商工会も行政もこれという案は持っていらないのではないかと、私はこのように思います。せっかく調査したのですから、やはり町としてもその結果を求めていくべきであって、それでなければ私、提案したいと思います。

54店も今、あいておりますけれども、お店をやめた方というのは高齢化によるものや病気された方とか、物が売れないから商売が成り立たないとか、いろいろな理由でおやめになられたかと思うのですけれども、お店をやめた人がやはり何がしかの家賃で、そしてお店をしようする人がいれば、お店をやめた人も借りてくれれば大変、いいことであります。子供さんお持ちの方には子供さんをちょっと預かるような場所、託児所的なものを町に2カ所ぐらいと、それから買い物のコールセンターみたいなところ1カ所、それに宅配をするような場所を設けるとか、それから農業者のアグリパートナーとか、結婚相談所的なもの、そんなものを町の中に考えて、まず人を集めることから物を売るのもあれなのですけれども、そうするとシャッター街を一つでも二つでもシャッターを開けていただくことに、それについて町が何がしかの支援をしていくということ

を考えられたらどうでしょうか。

それから、プレミアム券の事業のことですけれども、これも商工会から相談があればということですが、その時点で判断した、このようにおっしゃっていますけれども、商工会との連携で何も年末でなくても、夏場のときとか、やはり連携して消費が落ちているときに、そのプレミアム券を発行するとかという、やはり何か経済の活性化に上がるような、商工会と連携を相談があればということではなくて、行政のほうも出向いて、連携をとって、そういう時期、夏場のときとか、そういったときに発行するというのもいかがでしょうかと思います。

それから、国の緊急雇用対策の事業のところですが、国のほうは終わりました。町としても道路の維持管理とか、そういったところで何名か採用していくということですが、1名や2名ではどうにもなりませんので、企業で採用ですけれども、企業も今、経済的に大変ですのではなかなか採用といっても、こういうふうに採用をしてくれると、こういうふうにするよと、きょうも94万のパート労働者が今度、保険に、年金も掛けられるよと、非正規労働者ということで20時間働くと、私も長年にわたって民間会社で人を見つけないところからやりまして、その人を採用しまして、育成しまして、一人前にするという、専門家にして、専門職にして、ずっと長年にわたって民間会社で働いてまいりました。

そういうことで、やはりこの雇用を生み出すというのは、なかなか大変なことですが、やはり雇用の連絡推進、連絡員みたいな方を行政で1人ぐらいを採用して、その方にいろいろな連携の企業とか、いろいろな連携をとっていただくと、こういうことも考えてみてはどうかと思います。

それから、2点目の観光の活性化ですが、日の出公園、どれぐらいの面積の植えかえを考えておられるのか、これから4年にわたって計画的にやっていくということでございますけれども、それをちょっと。

それと、ラベンダーにこだわっていくのか、花ですけれども、花もやはりラベンダーを植えかえしていく計画なのかお伺いしたいと思います。

それから、見晴台公園でありますけれども、3回ワークショップやりました。それで、そこでは丘や木を残して観光振興もという形で、住民に配慮したもので、まとまりができておりますからそれらを最大限生かして、やはり890万、せつかく予算をつけましたので、その予算の範囲内で改修できる、今より利活用が図られるようにすればいいと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、ラベンダーオーナー園につきましては

、町の玄関口ですし、もっと美しくしてもらったらいいなと思って、かねがねあれを見ながらあれしているのですけれども、22年度は190万でしたが、23年度は70万ぐらいしかラベンダーの管理の状況がありまして、ちょっと管理の状況が悪かったのかと思いますけれども、今回、予算を見ますと予算編成されていますので、こしは1年間、この結果を見てからでいいかと考えております。

それから、行政力の組織のところで組織改革ですが、人事権は町長にありますので、私が言いたいのは総務課に今度、車両班廃止に伴って人数がふえましたので、その人数枠を利用してそこに政策企画の方を配置して、それで車両班の方は建設水道課ですか、そういうところに配置をしていただいて、そしてその横断した政策をすることとすれば、スピード感をつくって政策が実施されるのではないかなと、このように専門職だとか、廃止して町長はお考えになるということですが、施政方針のときにも質問させてもらいましたが、これから今の組織を生かしながら考えていくとおっしゃったわけですが、それでも、それも結構ではございますけれども、やはり政策企画する人を総務課に横断的に、専門職でしたら、その課だけの専門になりますので、横断する重要課に横断できる人をシンクタンクとして総務課に置いて、そしてその方が横断的に政策を実行するとなれば、ますますスピード感を持って施策ができていくのではないかなと、このように考えるわけでございます。

それから、福祉施設の充実でございますけれども、小規模多機能型のほうは事務所については、予算づけはしていないけれども、大体26年ぐらいまでということでございますけれども、町が設置するのではなくて、民間法人ということでございますけれども、これについては地元業者が考えておられるのかちょっと確認させていただきたいと思います。

それから障がい者も大変、重要と考えておられるということで、何らかの障がいを持っておられる方が689人もおられるということで、私もびつくりしているところでございますが、やはり今は通所に通ってらっしゃる方の障がい福祉サービス、この整備が大きな課題だと、こういうような御答弁をいただいておりますけれども、既に土地提供等資料を持って示されておられますけれども、これらのことについてこういった条件等考えて整備に向かわれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから教育長にお尋ねいたします。十二、三年前ですか、生徒の減少の傾向があったということで、教育委員会も学校存続について特認校や山村留学と教育委員会で検討したということですが、

余りそういったことをちょっと案としても上がってこなかったのではないかなと思うのですが、特認校につきましては、江幌小学校が特認校になっておりますので、そこらでちょっと2カ所というのは難しかったのかなと思いますけれども、山村留学についてはどうして実現に至らなかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、東中中学校のPTA活動も運動会も小学校と中学校と合同にやっておりますので、小学校も何かしら2年後に保護者の方も住民会の方も重い決断をされたということでございますが、2年後に閉校となりますと、小学校も何らかの影響が出るのではないかと思いますけれども、ことしは東中中学校と中学校に町費で事務職員を配置するということでございますが、これをこの後、2年後も続けていかれるということなのか、25年度、26年度についても同じような措置をとられていくのか、また、25年度、26年度に向けての計画はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問の何点かについて、順次お答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねありました商店街の空き店舗、空き地の利活用についての御質問がございました。

現在、50件以上の空き店舗、あるいは40件程度の空き地もございます。そういった調査結果も承知しておりますが、これは今、議員からお話ありましたさまざまな利活用がお話いただいた中には、町が少し主体的に発信をすることによってきっかけづくりができるのではないかなというようなものも確かにありました。

ただ、私も調査結果を見せていただいて、少しそうなのかなと思ったのは、50件以上の空き店舗があるのですが、もしお貸し願うとしたら、御協力いただけますかというような設問が調査の中であったわけですが、貸してもいいよというような意向を持っておられる方は10件以下だということで、ほとんどの方はお店として再利用は私は望んでいないというような実態ということも報告の中にありまして、非常に町がどの程度の発信力をしていけばいいのかと、あるいは商工会さんが幾ら知恵を出そうとも、なかなかそこでうまくかみ合わすのも大変なのかなという実態も一方ではありまして、議員からお話がありましよう手の届くところからの利活用、これは検討していかなければならないと思っておりますので、これは町が一方的に商工会、あるいは商

工会さんにすべてをゆだねると、こういうわけにもいきませんので、これからは情報、そういう思いを共有できておりますので、議員からお話がありましたような利活用も含めて検討できるものがないかさらに検討を続けてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

それから、プレミアム商品券につきましてのお尋ねでございますが、今まで3回行ってきているのではないかなと思っておりますけれども、どういうタイミングで、あるいはどういう状況を見て判断するのかということはその時々によりますが、私は当初から予算においてことしは時期は別として取り組もうかというような御提案を申し上げるのも一つかとも思いますが、やはりこれは非常に経済の動きと直結している事業だと思いますので、やはりその時々々の経済状況、あるいは商業活動を主体的に行っております、やはり商工業者の集まりであります商工会さんあたりのやはり主体的な意思のあらわし方がやはり大きな町としての態度を決める場合においては大きな影響力がありますので、そういった商工業団体の皆さん方からの御意見を踏まえることが一番、消費者ニーズを、一番身近なところで感じている人たちですから、適正な判断ができるのではないかなということを考えておりますので、今からどうということしの平成24年度に向けての具体的に計画等をお示しする今、状況ではないということで、ただお答えの中でも申し上げておりますけれども、協議したり、相談させていただいたりという、そういう気持ちは持っておりますので、何らこだわりを持っているわけではございませんので、それらは柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、雇用創出についての御質問ございました。町が直接雇用するというのは非常に困難な状況だということは、もう御理解いただけたと思います。

ただ、今年度、公園の整備に直接雇用をさせていただく方1名、これは町が直接雇用を考えておりますが、広い意味で町の雇用創出につながるような施策の一環といたしまして、平成24年度から町道の管理等を全面的に町内の受け皿を整備していただいて、そこにゆだねるというようなことを現在、想定しております。

そういったその移管の委託の中身もやはり、新たな雇用に私としてはつながってほしいというような思いもありまして、それぞれ時期を区切って委託するのではなくて、通年にして委託をさせていただくことのほうが安定した雇用にもつながりますし、そういった一つの方策もことしは講じようと思ってお

ります。

また、公共事業、大変、厳しい状況の中ではありますが、やらなければならない投資的事業も事業計画の中で押さえておりますので、そういったことを通じて間接的に雇用、あるいはその雇用を通じて消費につながるように、消費拡大につながるような、そういうことに意を用いて24年度の予算編成にあつては当たったというふうに私は理解しておりまして、ぜひそういうところから読み取っていただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

それから、観光についての御質問でございましたが、1点目の日の出公園のラベンダーの植えかえの中身については、後ほど担当課長のほうからその面積等のことについてはお答えさせていただきたいと思います。さらに、どういう花の種類を想定しているのかということについてもあわせてお答えさせていただきたいと思います。

それから、見晴台公園につきましては、議会の皆さん方から御理解をいただきまして、改善計画を進めるということは何ら変わるものではございません。

ただ、議会のほうから十分に住民の皆さん方の理解を得て進めるようにということで、御意見もいただいておりますことを踏まえて、このたびワークショップ等を開催し、広く周辺の方々はもとより、町民の方々の御意見も拝聴しております。そういったことを今回、総合的に網羅して報告書をいただくことになっております。

私といたしましては、当初、議会のほうへ御理解をいただきました施設の改善計画、これについてはその方向に向かって進めさせていただこうと思っておりますが、その手法については、その報告書をいただいた中で大きく計画を見直す必要が生じる結果になるのか、あるいは少し工夫をすればいいのかというようなことはまだ見きわめておりませんので、それが見きわめができ次第、また、皆さん方に御報告、御相談申し上げたいというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、当初、平成19年だったかと記憶しておりますが、設置した当初から目指した方向、目的、これについてはやはりぶれることがあつてはいけないというふうに考えておりますので、それが短期的、あるいは中期的、長期的にわかるのか、これはまだ御説明できる段階にはございませんが、いずれにいたしましても最終的に次の世代へしっかりと引き継いでいけるような整備をすることが私どもに課せられた責務だと思っておりますので、そのときにまた御相談申し上げたいという

ふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、ラベンダーのオーナー園につきましては、私も議員と想いを一緒にするところでございます。北のほうから上富良野に入るときが一番、上富良野を印象づける大きなポイントかなというふうに以前から思っておりました。そういうような中で、観光協会さんのほうはかつては非常に多くのオーナーも確保、獲得して、運営に大きく寄与していたというふうに伺っておりました。

しかし、当然、相手が生き物ですし、植物ですし、土壌もだんだん痩せていくというようなことから、非常に維持をするのに御苦労なさっておられるという状況を見ておりまして、加えてあの一体の地域の振興会、名称はちょっとあれですが振興会の方々もあそこの再生をぜひしたいという思いも表明されておりまして、これは何とか新しく再出発するきっかけはやはり町が支援することがあるべき姿だろうということで、今回、再整備のきっかけを町が支援させていただくということで取り組みをさせていただきまので、ラベンダーの町でございまして、ぜひ名に恥じないようなものにできればなということで期待しているところでございます。

それから、組織機構の見直しについての御質問もございました。車両班が廃止に伴う云々につきましては、冒頭の答弁でも述べさせていただいておりますが、私どもやはり職員数の適正化計画の中の範疇で職員を最大限、活躍の場を活躍できるような仕組みを持っていくことが責務となっております。職員数の枠に余裕ができるという状況ではないことをまず御理解いただきたいと思います。

それとあわせて、企画政策等については、これはもう全く議員がおっしゃるとおり、大きな町の中核を担うような役割になるかと思います。今、町ではそういう独立した部署は設けておりませんが、さまざま日々の政策、企画の段階では、課長会議、あるいは政策調整会議、そういったいろいろな横断的な手法を持っておりまして、それらがしっかりと機能すれば、議員から御提言ありましたような機能をそこで果たしていくことができるというふうに考えておりますので、そういったことの機能を高めていくことには、私もしっかりと指示もしていかなければならないですし、指導してまいりたいというふうに考えているところでございまして、御理解賜りたいと思います。

それから、福祉関係についての御質問でございますが、まず小規模多機能型の居宅介護事業所、あるいは認知症に対しますグループホームの整備等につきましては、これは第5次介護保険事業計画の中の

早い時期に、私は設置をすることを望んでおりまして、それに向けてしっかりと取り組み、あるいは準備を進めていこうというふうに考えているところでございます。

町が直営で経営するということは念頭に置いておりませんで、これは民間の方々にその部分をゆだねて、そしてそれが直接、目的ではございませんが、やはり福祉力を向上することが一番の主目的でございますが、町内で雇用にもある種つながっていく、そういう効果も期待できますことから、民間の方々にゆだねて整備を図ってほしいと、そういったことに対する条件整備、あるいは情報提供については、これは町がしっかりサポートしていくべきだというふうに考えております。

現在、具体的にどういうところにゆだねるのか、どういうところと情報交換しているのかという、そういう足跡はございませんが、この議会で新年度の方角づけが決定した段階では、早速、具体化に向けた行動はとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、障がい者施設についても全く同じような、基本的な考えは同じでございます。これは、議員も御理解いただいておりますように、現在、町の障がい者数の実態、あるいは特に通所系の施設にお世話になっている方が非常に御苦労されて通所されているという実態でございます。

現在、町にも事業所がございますが、もう本当にそこはもう目いっぱいのが実態でございますし、何かお聞きいたしますともう許容限度いっぱいの入所者、利用者を抱えているというようなことも伺っておりまして、絶対数待ち望んでおられる人数から比べると、本当にこれは大変深刻な状況だなということが理解できますので、これも先ほど申し上げましたようにそういったこれから現在、いろいろさまざまなハンディを持って暮らしておられる方が少しでも地域の中に溶け込んで、本当に一緒に暮らしていけるような条件整備をしていくことが町としては大変これから大きな責務だというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、具体的な計画については白紙でございますので、これも24年度はスタートする中で大きく力を入れて取り組んでいく必要な事業だろうというふうに理解しているところでございます。

以上、私のほうのお答えとさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 3番村上議員の4点の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど山村留学の実現に向けてと、いろいろお話

をさせていただきましたが、基本的には教育委員会としては地域のやはり特色ある長い歴史の学校でございますので、そういう保護者等の受け入れ体制の考え方もあるかなというふうで、子供を集めるという言葉は失礼かもしれませんが、一応、学区は設けてございますので、そういう中で学区外通学を含めながら、そういう方法もあるよという内容の部分について、地域には御説明をさせていただいたところでございます。

先ほど述べたように、ある程度、そういう長い歴史の地域でございますので、そういう部分についてはなかなか難しい部分もあったのかなというふうに我々思っているところでございます。

地域住民、PTAと一度、市街に向けてのチラシ等も配付をされたようでございますし、そういう中から、では手を挙げてくる方がいらっしゃるかといったら、なかなか現状の中ではないなかったという状況になっているところでございます。

それと、小学校の今後の影響でございますけれども、今の子供たちの推移を見てみますと学年ごとに2名か3名という留学の予定ではあります。その中で、実は学校の先生のお子さんも実はいる状況でございますして、中学校はなくなれば当然とその子供さんたちも移動という形には現実的になってきますし、そういう状況の中から踏まえれば、なかなか今後も難しい状況でございますけれども、小学校の場合は1学年から6学年でございますので、まだ中学校から見れば3学年とちょっとスパンが広いので、そういう状況の中からは今後の動き方としては対応になるのかなというふうに今、思っている状況でございます。

それと、事務職員の今後についてでございますが、当然、議会にお願いをいたしまして予算をつけていただきながら、ある程度、教職員の配置数、子供の数によって、学級数によって配置の数、先生方の数が決めますので、何とかいろいろな状況の中で加配はお願いをするのですが、なかなか厳しい状況でございますので、そういう状況の中からはやはり事務職員を配置、今後もしていきたいというところでございます。

正直なお話、24年度につきましては子供数、東中は10名でございますので、教頭も実は24年度なくなります。校長と教員が5名という状況でございますので、何とか事務職員をつけて継続して東中中学校の事務関係についてはお手伝いいたこうという考え方を持ってございます。

それと、東中中学校の25年、26年につきましては、先ほど申し上げましたように最終的な決定、東中住民会の御意向を確認してからということである

は思っておりまして、その希望で閉校が26年の3月末なので、2年ほどまだちょっと時間がございますので、その2年の中でどういう方向づけをしていくのかというところで、計画を立てて今後、進めたいというふうに思います。

また、まとめ次第、議会のほうにも報告しながら対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上が、御質問の内容でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員からの日の出公園のラベンダーの植えかえのことについての御質問にお答えいたします。

まず、現状を若干お話ししますと、日の出公園の全体面積につきましては19ヘクタールほどあります。そのうち、オートキャンプ場も含まれておりますけれども、花が植えられているエリア、恐らくきちっと積算しておりませんけれども8ヘクタールぐらいに及ぶのかなと思っております。

そのうち、特にメインとなっておりますラベンダーにつきましては4ヘクタール、4.5ヘクタールほど、実はあちこちに分散しておりまして、正確な面積、なかなかはかりにくいところですが、4.5ヘクタールほどと押さえてございます。

そのほかに、現在、急傾斜のところからずっと山頂まで届くセンター通路に沿って、昔の町民花壇の関係でいろいろな一年草の草花が植えられている、混合の花壇がありますけれども、それらは今後、ある程度、一定期間継続しようということになっています。

現在、その4.5ヘクタールほどあるラベンダー園につきましてはおおよそ4分割して、再配置しながら植えかえていく予定となっております。現在、3号という品種、それからこれは早咲きですが、4号という品種、2品種ありますけれども、このほかにいろいろな栽培品種がございまして、それらの見本園的なものも配置するという考え方を今、検討してございます。

そのほかに、ヒマワリとかキガラシ、土づくりに通じる一年草のものもあります。それらの再配置をしながら、この再配置に当たりましては、専門的知見をいただける北海道フラワーマスターという資格者が町内に多くおりまして、それらの方々に御教授いただいて、その配置に役立てていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 3点目の行政力、何と言っ

ても行政力がこれが一番だと思っております。

それで、縦割り行政になっていますので、やはり横断できるような、そういった方、そしてしかも政策企画をやるという方、どうしても今、職員の方も忙しくて大変、業務を持っておられますので、そういったところをよく職員の方もこの配置によっていろいろ考えられると思いますので、町長そのところを組織の改編のところ、今の組織を生かしていただいて、そしてさらにその横断できる、政策立案できる方を何名か課に置かれるということはどうなのでしょうかと思います。

それと、障がい者施設ですけれども、私どもに資料をいただいております。それで、民間業者から土地の提供を求めるようなことの資料をいただいておりますけれども、こういったものは、もうそういったお考えは白紙に戻されてのことなのか、そのところをちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、組織についてのお尋ねでございますが、組織を常に活性化させていくということは、もうずっと、これは普遍のこととございまして、常に私も日常の業務の中でも言葉を発しておりますし、そうなるような、また仕組みもしているというふうに理解しております。

まず、その以前にあるべき姿としては、やはり職員の資質を常に高めるということが、仕掛けを幾らつくってもやはりその能力を高めていかないことには、その力がなかなか生かされませんので、組織力が生かされませんので、私は基本的には職員個々の能力、資質を高めていくことがまず基本にあるべきだということで、ここ何年か職員の研修費等も少しは厚みを持たせるような、そういう配慮もしているところでございます。

なかなか時間はかかりますけれども、確実に前に進むように私は日々見ているつもりでございます。ぜひ、職員、特にこのスタッフ制になってから非常に今まで職員の皆さん方も新しい試みですから、なかなかその功罪が両方出てきているのも実態でございまして、それは今回、組織機構を内部で見直す大きな課題にしておりますので、少し変化が24年度に向けて変化が出てくると思いますので、ちょっと温かく見守っていただければなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町の頭脳といいますか、企画立案の部門は非常に大きな重要な仕事をする部分でございますので、そういう形を持ち合わせることはできないにしても、そういう働きは求めているこ

うと思っております。

それから、障がい者福祉の施設についてのお話でございましたけれども、私が見聞きする限りにおいては、いろいろなと申しましょうか、町外からそのような事業展開をしたいと希望している事業所からの所信を伺ったことも、これはあります。

しかし、それは伺ったということで聞き終えたということが実態でございまして、町といたしまして改めて協議したこともありませんし、協議もスタートもさせておりません。これから24年度はスタートした中で、それをしっかり具現化するために、これは私の気持ちとしてはゼロからスタートするというふうに考えておりますので、白紙という言葉を使わせていただきました。

そういうアプローチが町のほうにあるということは、これは事実ですし、実態でございまして、それによって何ら影響を受けるものではないということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、10番一色美秀君の発言を許します。

○10番（一色美秀君） さきに通告してございます、自衛隊退官者の雇用対策について、この1点について町長にお尋ねいたします。

平成24年度退職者は40名で、かつてないほど多くの方が退官されます。そのうち、居住地域では上富良野24名、中富良野4名、富良野4名、計32名でございます。この32名が富良野管内の就職を希望しております。

（1）現在、採用内定者は何名いるか。

（2）上富良野町として、どのような雇用対策をとっているか。

上記2点について、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の自衛隊退官者の雇用対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

自衛隊退官者につきましては、昭和50年代を中心に上富良野駐屯地の増強がなされまして、それによりましてここ数年、多くの方が退官を迎える時期と伺っております。

さて、議員御質問の1点目についてでございますが、平成23年度の退官者31名は、既に全員が就職採用がされております。また、24年度の退官予定者につきましては、現在の就職採用内定者は3名と伺っておりますが、退官月がそれぞれ一緒でない

ため、今後は順次、就職先が内定していくものと受けとめているところであります。

次、2点目の町としても雇用対策についてありますが、町では現在、自衛隊退官者を非常勤、嘱託職員として17名を直接雇用させていただいているところでありまして、4月からはさらに枠を1名ふやして18名の雇用として、今後もその枠内で計画的に採用を行っていく予定としております。

また、上富良野町自衛隊雇用協議会の会員企業数は39社でございますが、これらの会員企業の御協力を中心に、また富良野管内の雇用協議会の登録企業会員156社にも御協力をいただきまして、退官者の雇用を積極的に進めているところであります。

上富良野駐屯地で退官を迎えられる方々が、この地域で再就職先を見つけられることは町の活性化を初め、上富良野駐屯地の現状希望維持にかかわる重要な要素と考えておりますので、町といたしましても駐屯地援護センターとの綿密な連携のもとに自衛隊雇用協議会会員企業の新規開拓など、今後も自衛隊退官者の雇用対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問、ございますか。

10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 現在、17名の非常勤、嘱託職員も採用されているということなのですが、その方の部署といいますか、配属、その内訳をもしお聞かせ願えれば。

さらに1名増員されるということですが、その方の所属ももし教えていただければお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 10番一色議員の御質問でございますが、今現在17名の非常勤職員のうち、教育委員会関係が11名でございます。あと、保健福祉課関係が2名、町民生活課1名、総務課1名、あと町立病院が2名と、あと1名枠をふやす部分につきましては、今、建設水道課のほうに特に公園管理等を中心とした非常勤嘱託職員を置く予定としてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 一つの町自体で取り組んで、非常勤職員をふやす場合の一つの方法として、今、子育てと放課後プランなんかのいろいろな指導者がございますけれども、そういったものの指導員をもっと強化する、さらにまた各学校の部活動の体育系でなくて文化系、両方においてさまざまな部活動のサポート指導員を補助するとか、そのような形で枠を広げていくような形があるかどうかを町長に

お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の御質問にお答えさせていただきますが、町独自の雇用体系は先ほど申し上げたとおりでございます。直接雇用は申し上げたとおりでございますが、議員からお話がありました放課後スクールのための指導員の採用、あるいは部活動を支援していただくような体制の整備、これらについては現在も取り組みをさせていただいております。

これは、ニーズに合った指導者数の確保ということもございまして、やはりニーズに合ったことにマッチしていなければ、あるいはニーズに合った方、そういう能力を持った方ということになりますので、一概に雇用を促すというところに力点を置くようなものとはちょっとニュアンスが違うかなというふうに考えております。

しかし、現在、そういう方々が非常に放課後スクール、あるいは部活の指導員について現在、活躍いただいていることはもう議員がお話のとおりでございますので、それらの方々がもし交代してほしいとか、あるいはこういう方もいるのだけれどもというような、そういうようなやりとりの中での工夫はできる部分については、教育委員会等が主体になって、また対応していただけると思っておりますのでそういうような取り組みは常にしていくということは普遍でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 非常に自衛隊さんの中に、特に語学力のすぐれた方、それから特に武道、体育系の方、すぐれた方、非常に立派な方が非常に多くいらっしゃいます。

特に、上富良野町の教育の場合、どうしても先生方で対応し切れない場合、特に今言った放課後のいろいろな形、そういった面でもっとやはり大々的に町としても手法を投入して、指導者を育成して補助していかなければならないのではないかと、そのことは事由があるなしではなくて、非常にやはりそれは必要なことなのです。

そのためには、やはりもっと積極的に取り組んでふやしていくような形でとっていただきたいと思います。そのことはやはり、特に自衛隊さんの方々の退職は53歳と非常に若い年代の中で退職されています。それだけの力もあり、指導力もついてくると思われますので、その点について再度、町長に前向きに検討してもらいたいのですが、町長もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

自衛隊の退官者の皆さん方がすぐれたさまざまな能力をお持ちになっているということは、私も全く同感でございまして、そういう方々が現在、放課後スクール、あるいは部活の支援等について大変、お力添えをいただいていることも実態でございまして、そういう働きを高めていくことは教育委員会サイドに対しましても、私からも申し上げますし、それはこれからもしっかりとそういう体制は維持してまいりたいというふうに考えております。

ただ1点、残念ながらそれが雇用という観点から見られるようなことにつながるかというと、これはもうかなりの部分がボランティア的な働きにゆだねているところもございまして、少しそこはちょっと切り分けていかなければならないかなというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても上富良野の子供たちの育成を図るために、退官者の皆さん方の知識、能力を活用させていただくことは、これはますますそういうことに意を用いてまいりたいと、そしてあわせて教育委員会のほうともそういう意思をしっかりと確認してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 続きまして、福祉関係なのですが、特に現在今、保健関係2名、病院が2名という形でございますけれども、これからいろいろ介護の問題、いろいろなことの問題でまだまだそういった面の需要が多くなると思いますが、その点に対してはどのようなお考えか、これは福祉課のほうでちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

退官後の仕事の求め方につきましては、先ほど村上議員の御質問にお答えさせていただきましたが、今後、福祉分野の施設整備等が本町においても恐らくそういうような方向に向かうことを町の政策課題としておりまして、現在、退官予定者の中にもそういった介護等の技能を習得されている方がおられる実態も私、お聞きしておりまして、多分、そういう整備等が今後、進む中では、そういう受け皿となる得る機会は大いに考えられますので、部隊に対しましてもそういう方針が定まりましたら、情報提供もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 今現在、39社の民間企業が協力されているという形なのですが、ただなか

なか民間企業も今現在、新たに雇用を生むというのは非常にやはり力がないような状況であります。

そういった中で努力して、自衛隊員の退職の方を雇用する場合の、何らかの町独自の支援策というものはあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

退官者の雇用、町内のそれぞれの事業所の皆さん方が退官者を採用していただくことに対する町独自の助成策というのは持ち合わせておりませんが、町といたしましては、さまざまな仕事を町内で町が取り組みます仕事を町内の事業者の方々に担っていただく、そういう間接的な手法を通じて、雇用促進につながることを、思いも込めまして、そういう政策配慮をしているということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 町長言われるように確かにそうなのですが、思いだけではなかなか具現化しないということでございます。

町独自する助成策がなくても、もし道なり、また国にそのような応援する支援策があれば、ぜひその部署で精査していただいて、情報提供をいただきたい、そんな形でできるだけ民間としても雇用を進めていくような努力をしていきたいと思えます。

それから最後になりますが、さきの町長の行政執行方針の中で、移住定住の問題について、このように町長はおっしゃっていました。まず、移住をしていただくということは、それはもう大切なだけでも、一番大事なことは現在の定住者が流出しないことなのだと、そのことを第一義に考えているのだと、大変、そのとおりだと思います。私もその意見に大変、同感でございます。

ほかから来ていただくということは、それは本当にこれからのために施策をしなければならないけれども、それ以前にまだ出ていけないこと、この町が住みやすいのだと、特に自衛隊の定年迎える方々も職があればやはり落ち着いていきます、なければ出てしまう、そういった意味においてぜひ、これは自衛隊の現状維持とか、いろいろなことに関して、町長なり皆さんが防衛省なり、国会に要望、陳情されております。

この非常に大事なことなのですから、これが最大のポイントはやはり、自衛隊の退官の方は本当に町に定住されて、安心して住んでいるのだと、そのことを一番強く進めることが現状に対する最大の方策ではないかと思えます。その旨に向けてもっと

やはり行政力、そういったもので力を発揮していただきたい、その点について最後、町長の考えをお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

定住移住のことについてもお触れいただきましたけれども、まさしく特に自衛隊の定年退官を迎えられる方は、まだお子様が学業の途中であったりということで、非常にむしろ言ってみれば働き盛りの方々が退官されるわけでごさいます、そういう方々が町内に定住できないような状況ということは非常に残念でありますし、そういうことは起こしてはならないと、やはりそれを支えるのは雇用でありますので、町でどこまでできるかというのは、これはもう限界があるかと思いますが、しかしさまざまなアプローチは可能だと思いますので、企業活動が活発になるような、何度も申し上げておりますが、企業活動が活発になるような、そういう仕掛けづくり、あるいは商工業者との知恵を出し合って、新しい雇用形態なり、企業形態が生まれるような、そういうことに私ももうこれは福祉を支えるのもそういう部分ですから、大きな最大の町のこれからの存亡をかけた大きなテーマだと思っておりますので、議員の議会の皆さん方からもさまざま御提言等をいただきながら、推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、11番今村辰義君の発言を許します。

○11番（今村辰義君） 先ほど、自衛隊定年のことを言う、退官とか、言葉が20回ほど飛び交っていましたが、その定年退官した今村でございます。

私はさきに通告をしております2項目につきまして質問させていただきます。

まず初めに、過疎化と高齢化による限界集落などの現状と対策について町長にお伺いいたします。

報道によりますと、道は市街地外でおおむね300人以下の住民がまとまって暮らす場を集落と初めて定義しました。限界集落につきましては、65歳以上の高齢者が50%以上いるところ、二つ目といたしまして、共同体機能が低下か、維持が困難と自治体が判断したところと定めています。

今回、道はこの定義に従いまして、昨年11月に全市町村に対して文書で調査を実施し、その結果、高齢化で共同体機能が低下し、消滅のおそれがある限界集落について、12月15日、道内に167カ所存在するとの調査結果を明らかにしました。この

うち、65歳以上が集落住民の7割を超えるのは37カ所に上がるなど、過疎地域で住む深刻な高齢化が浮き彫りになりました。

そこで質問であります、1点目、我が町の限界集落の有無などに関しまして、道から調査を受け、道に文書で報告した内容について。

2点目、限界集落、あるいは限界集落の定義に入らなくても、それに近い集落など、深刻な過疎化、高齢化が進行している現実があります。今後、町はそれらの現状をどのようにしてとらえ、対策を講じようとしているのかなど、限界集落関連につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、2項目めでございますけれども、中学校における平成24年度からの新学習指導要領完全実施に向けた準備状況について、教育長にお伺いいたします。

報道によりますと、来年度から中学校で完全実施される新学習指導要領に対し、全国の主幹教諭、教務主任の87%が教員の多忙化の加速が不安と答えたことが、昨年6月から7月のベネッセ教育研究調査センターの調査で明らかになりました。

不安な点をその他、尋ねますと、「とても」と「やや」を合わせて人員の不足79%、授業時間の確保68%と続き、生徒間の学力の格差の拡大63%、生徒の疲れの増加60%と、生徒への心配も大きかったとあります。

新学習指導要領では、各学年の年間標準時間も以前の980時間から1,015時間にふえています。理数教育や説明や討論など、言語活動の充実への期待は大きいのですが、教員不足や授業時間の確保を不安視する調査結果となりました。

そこで質問であります、1点目、中学校の新学習指導要領は、2008年3月に告示をされていますが、我が町の教員の多忙化、教員不足、授業時間の確保などへの不安の現状について、そしてそれらへの4年間で講じた対策について。

2点目ですが、中学校新学習指導要領にある武道について。

ア、ねらい（技能、態度、知識理解）や内容の取り扱いは一、二年生と3年生とでは違いがあります。学年ごとの教授内容につきまして、教授方法とか要領であります、また教える武道種目は。

イ、4年間の移行期間における武道教諭の養成確保やその他の準備の取り組みについて。

ウ、部外から講師を招くと聞いていますが、その方の地位や役割についてなど、新学習指導要領につきまして、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問に

お答えさせていただきます。

まず1項目めの限界集落と言われる状況等に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の北海道集落実態調査にかかる報告内容についてであります、この調査の趣旨は人口減少や高齢化の進行に伴い、道内の集落では集落機能の低下などのさまざまな問題の深刻化が懸念されていることから、北海道が地域の実情や課題に即した具体的な対策の検討を行い、取り組みを進めていくことが必要なことから、現時点における道内集落の現状を整理し、高齢化が高いなど、特に対策が必要な集落に焦点を当てた生活実態等を把握するために、昨年10月に集落概況調査が実施されたところであります。

この調査の項目につきましては、集落ごとの人口、世帯規模、年齢階層別人口、基幹産業、さらに人口集中地区の有無、町内会名、小学校名等でありまして、これらを報告させていただいたところでございます。

当町におきましては、65歳以上の高齢者の割合が50%以上となる集落はなかったところであります。

次に、2点目の過疎化、高齢化が進行している現状と、その対策についてであります、町ではこれ以上、過疎化が進まないよう、基幹産業であります農業振興策の推進、移動手段の確保のための乗合タクシーの運行、あるいは住生活環境整備のための合併浄化槽の補助事業、定住移住対策の推進など、多様な地域振興策に取り組んでいるところでありまして、今後におきましても俗に言う田舎暮らしのよさもPRさせていただきまして、地域住民の生活向上や集落の維持、活性化に向けた取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 今村議員、2項目めの新学習指導要領実施に向けた準備状況に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の不安の現状と4年間で講じた対策についてですが、初めに本町教育の不安の状況につきましては、教育委員会として調査を実施しておりませんので、私の所見となりますが、本町教員も現状において子供たちと積極的に向き合い、授業を行い、またクラブ活動などにおいても精力的に指導を行っており、大変、多忙であり、新学習指導要領の実施において調査項目の多忙化が加速するなど、少なからず不安を持っていると考えております。

次に、新学習指導要領の実施に向け、4年間で講じた対策についてですが、職員業務の見直し、校内

の組織機関や職員間の連携の見直し、各種大会への取り組みや部活動の見直し、外部団体からの依頼に対する対応の見直し、特別支援教育助手の配置、北海道の教育配置の活用、行事や諸活動の内容の見直しなどを学校単位で実施しております。

また、教科に関しては、小学校では外国語導入に対する研究会として上富良野町外国語活動推進委員会の設置、上富良野町教育研究会及び上川管内教育研究会による研究、研修の実施、北海道教育委員会、教育関係団体主催の研究会、研修会への参加などの実施を行って準備を進めてきましたので、小学校の移行実施同様、中学校においてもスムーズに移行が図れるものと考えております。

次に、2点目の武道についてですが、学年ごとの授業内容につきましては、一、二年の機能は基本動作や基本とする技ができること、態度は武道に積極的に取り組むこと、取り組むとともに相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、禁じ技を用いないなど、健康、安全に気を配ることができること、知識・理解は武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにすることとなっております。

3年生の技能は、技を高め勝敗を争う楽しさや喜びを味わい、得意技を身につけることができること、態度は武道に自主的に取り組むこと、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとするなど、健康、安全を確保することができること、知識理解は伝統的な考え方、技の名称や看取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにすることとなっております。

次に、武道種目であります。当初、当町の武道教育は柔道、剣道、相撲の中からの選択と理解し、柔道を選択しておりましたが、他の武道の選択が可能であることが本年度わかり、上富良野中学校においては集団で一斉に指導、活動が可能な空手を選択し、東中中学校は柔道を選択しております。

なお、上富良野中学校は武道の選択変更については、12月開催の厚生文教常任委員会で御説明させていただいてところであります。

次に、移行期間における武道教諭の養成等や準備の取り組みにつきましては、武道を空手に決定してから、空手協会の練習等に教員が参加し、指導方法等を研修しております。

次に、講師の地位や役割についてですが、授業を担うのはあくまでも教師であり、外部講師の方は技術指導、模範演舞、教師の助手としてその役割を担っていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） まず、1項目めの町長に対する質問に対する再質問をさせていただきます。

まず、65歳以上の高齢者の方が50%いるという定義の限界集落はないということで、私も非常に安心しました。ただ、もう1項目ありますよね。要するに、自治体で判断する、共同体機能が低下か維持が困難と判断したところ、これもなかったというふうにとらえてももちろんいいと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、現在、その年齢で分けるそういう集落機能が果たせないようなところも、もちろんございませんが、実態の機能の中で上富良野町内においても、集落としてそういう機能を果たし得ないというような地域は存在しないということで町としても理解しております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

それで、50%以上とか、そういった限界集落にはないということでございますけれども、町の中では50%以上はいつていないかもしれないけれども、町の中の集落で、一番パーセンテージの高かった集落というのですか、それかどこで、どれぐらいのパーセンテージかというデータはございますか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 11番今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

当町における、集落における一番高い地域名と率だと思っておりますけれども、それにつきましては東中地区で37%でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

いろいろな報道を読みましても、高齢化が進む道内で限界集落が今後10年間で急増する見通しであるということも報道されております。多分、10年もたてば上富良野町もそういったところが出てくるかなというように考えるわけでございますが、その10年後の現状といいますか、その見通しはどのように考えておられますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

よく報道等でその限界集落とかというようなあらわれ方をされておりますが、私どもとして限界集落

というような言葉の用い方はしておりません。集落機能の低下、集落としての機能低下という押さえ方をしておりますけれども、町の将来の推計につきましては、町全体の人口構成、さらにはその年齢別の年齢階層によるシミュレーションは持っておりますけれども、各集落ごとにどういうふうなことになるかという、そういったものは現在、それをシミュレーションしているものではございませんが、ただ一般論で申し上げますと、議員がお話のように高齢化率も高まっていくでしょうし、残念ながら地域から市街地へ出てこれるとか、そういうような生活の仕方が変わる可能性はあるというふうに思っておりますので、冒頭の御答弁でお答えさせていただきましたように、それらにならないような対策を今から講じていかなければならないという認識を持っております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 町長の一番最初の答弁をお聞きしていると、その過疎化が進む、あるいは高齢化が進む集落につきまして、そこを維持しようというお考えであろうというふうに思います。

いろいろな考えがありまして、例えばスペインでは5時間ぐらいかかるところ、マドリッドからグラナダ間、約5時間かかるらしいのですけれども集落が一つもないらしいです。どうやっているかといいますと一極集中しまして、そこから農村部に通って田畑を耕して帰ってくると、そういうやり方です。集中させるというやり方とか、あるいは喜茂別町ですか、この道内の、たしか2年間、1年間200万で10人の若者を雇いまして、そしていろいろなお手伝いをしてもらって、定住してもらえればもっと嬉しいなという、喜茂別町の町長の答弁もございましたが、そういったことでいろいろやっております。

先ほど言いましたように、町長はその集落を何とか守っていこうというお考えであろうと思います。ただ、インフラとか非常にお金のかかりますよね、一極集中するというような考え方でいろいろあると思うのです。もう少し具体的に私はどうしようとしているのかということをお聞きしたいです。

何と言いましょうか、乗合タクシーは、これはわかります。例えば、多様な地域振興策に取り込んでいるところですが、農業振興策を推進する、では具体的にどんなことをやるのか、あるいは定住・移住対策の推進、これらについてももう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ集落を維持するために、各地で取り組みをされている実態も、私も首長としていろいろな首長とお会いする機会を通じてお話を伺う機会もございます。本当に悩ましい皆さん、深刻な行政課題だということで共通認識をしております。

さまざまありまして、人口集中地区へ、市街地へ冬期間出てきていただくとか、そういうようなさまざまなあの手この手で集落機能を落とさないようにということで取り組みをしている実態も聞いております。

逆に、そういう不便な降雪期、積雪期に町へ出てきていただいて、非常にその冬期間の道路確保だとかということで、町と自治体として非常に負担感があるというようなことから、そういうような方法を講じたところもあるというふうに聞いております。

結果的に、やはり不便でも田舎に戻るということで、結果的には戻ったというようなことで苦笑いをしていた首長もございましたけれども、私といたしましてはまず共通して言えるのは周辺、そういう集落の主たる産業は農業であるということは事実でございます。特に、今、国でも非常に農業に対しましてTPPの問題もございまして、農業を何とか強い産業にしなければならないということで、さまざまな今、手が打たれようとしております。

町といたしましても、そういった特にやはり魅力ある産業にすると、まず魅力がないことにはもう定着しませんので、魅力ある産業にするためにはどういうふうに取り組んでいけばいいかと、それは魅力を持たせるというこは若者は定着するということですから、ですから若者が定着してもらえるような産業に成長させていくためにどういう仕組みが必要かと、国の仕組みを利用することはもちろん大事でしょうけれども、やはり尽きるところなりわいとして、要するに商売として安定しているということがやはり大きな魅力を感じる一つかなということでございますので、今、上富良野町で農業の基盤整備にかかわります事業に積極的に取り組みをさせていただいておりますので、そういうことが強い集落を維持・存続していくことにしっかりとつながっていくということで期待をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 私もそのとおりだと思います。

特に、基幹産業である農業が、特に若者がやる気を持っていていただければ定着も可能であろうと、若い人口も育っていくだろうというふうに思います。

何と言っても農業は私たちが生きていく上での本

当に必要な食料を生産しているわけですから、それはやはり農業の衰退ということは、我々の食とか生活に重大な影響を、深刻な影響を与えますので、そこはしっかりと考えていく上で、それを考えることによってまた定住移住にもつながると、集落の発展にもつながるということと理解いたしました。

ひとつ、余り時間ないと思うのです、よろしく対策のほど講じていかれたらいいのではないかと思いますように思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩としまして、再開は10時50分にしたいと思います。まことに申しわけありません。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） それでは、続きまして教育長に2項目につきましてお伺いいたします。

教育長自身の所見ということで、少なからず先生方も不安を抱えているだろうというふうに言われました。そして、その対策としてそれも含めて対策を、こういうことをやっているということだろうと思います。

今現在、いろいろな悩みはもちろんいろいろありますから、解消されているとは思いますが、学校の先生方、いろいろありますよねモンスターペアレントとか、人を教育するという崇高な極めて高い次元からガリすりとか、そういったところまでやらなければいけないですね。先生方として、不安は抱えているかもしれないけれども大丈夫だという認識でよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、少なからず新しい学習指導要領に入っていくわけでございますけれども、それぞれやはり教員としてもいろいろな部分で、また父兄とのかかわりかたもあるかと思いますけれども、今の状況の中では小学校が今までやってきて、いろいろな動きをさせていただきながら、それも参考にしながら中学校の対応もしてございますので、校長からの情報から含めまして、今のところ不安は多少あるとは思いますが、導入に向けて少なからず入っていくのだなというふうに私は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 人を教育する立場の人、その人みずからやはり自信を持ってやはり教育をしないとよい生徒も育たないというふうに思います。ひとつ、納得したというか、安心いたしました。

それで、ちょっとまずお聞きしたいのは、特別支援教育助手の配置でありますよね。それと北海道の教員加配の活用ですか、ここ少し詳しく教えていただきたいなと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 特別支援助手につきましては、本町においても特別支援の子供たちが結構おります。

そういう状況の中で学校自体がいろいろな部分でやはり先生とのかかわり方も含めながら、保健指導等もございますので、そういうもろもろを含めながら対応してございます。

それで、この相談員は別に置いてございますけれども、特にやはり学校教員の資格を持った先生を雇って、そこの特別支援にかかわる子供たちに携わってもらおうというふうに動きを本町としてもしてございます。

それで、特別支援の一つの枠がございまして、人数によって加配を受けたりという部分も若干ございますので、なかなか子供の人数によって変わっておりますけれども、そういう面ではいろいろな部分で活用しながら、道とも協議しながら対応させていただいているという状況もございます。

それで、先ほど申し上げましたように本町としても1名、特別支援助手として配置をさせていただいているという状況でございます。

今、助手で配置しているのは、上小、西小、上中という、昨年から上富良野中学校も1名助手として配置をされさせていただいているということで、支援体制を図っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ちょっと横に置いておきまして、2点目の武道につきまして再質問させていただきたいと思います。

武道は小学校ではないわけです。中学校に来て初めて新たにできると、1年生と2年生はダンスと合わせて必修なのです。

先ほどの答弁でちょっとわからなかったのは、先ほど多分、ねらいとか言われましたけれども、実施内容といいますか、マスタースケジュールというか、LESSONプラン、どのように段階的に上がっていくのかどうか、ことは初めてだから1年生も2年

生も3年生も多分、3年生も教えるとしたら、同じ内容を教えてもいいと思うのです。

逐次、学年が上がっていったら同じことを教えるのか、やはり段階的に高度なことを教えていくような、そういった指導計画はできているのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、武道の関係でございますけれども、今までは必須という、選択必須という形で武道については経過してございました。24年度からは必須科目として対応しているわけでございますけれども、先ほども言いました技能ですとか、そういう面についてはある程度の概念を持って進めますけれども、ちょっと細かいところの動き方にはちょっとこれから対応になるかと思っておりますけれども、今の計画しているのは2学期から武道関係については対応しようということで、今、進めてございますので、当初、24年度の中ではある程度の部分もこれから作成すると思っておりますけれども、我々の中にはまだその組み立て方が情報入ってございませぬので、学校のほうに今度は今は24年度の学校運営計画が立てられますので、その中から情報として我々にも入ってきますので、また申しわけございませぬけれども、後ほどその詳細については御報告したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 一つ、先ほどお聞きしたのですが、3年生も武道を教育するというところで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 3年生になりますと武道とほかにも選択ができるようになってございます。今のところでは、3年までという考え方で今、対応したいというところで組み立てをしている状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

3年生は高校3年間と合わせて4年間で生涯やれるようなスポーツの基盤となるというようなことをうたわれていますので、必修ではありませんけれどもやるということを理解しました。

それと、もう一つ、上中では空手をやると、東中学校では柔道をやるということでございます。これは、それぞれの中学校の独自性に任せているというふうに判断してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問でございます。

そのとおりでございます。初め、上富良野中学校も武道という形で実は組まさせていただきましたけれども、当初、武道場、本町の社協センターにある武道場を使う予定でございまして、その中で3種目先ほどお話ししましたように柔道、剣道、相撲という三択の中で選んだのですけれども、地域、それから学校の実態にあわせて対応ができるよということでございますので、それとやはり外部講師の部分がやはり重要視といいますか、いないとなかなか体育教師2人だけではなかなかまかり切れない部分も実はありますので、そういう指導者もきちっと対応できるような形の中で子供たちにそういう日本固有の武道についての教育をしていこうという形で空手に変更したというふうに状況になってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 特に、安全管理というのですか、非常に柔道のことで言えば、例えば10年間で何件の事故が起きているとか、先般も新聞に載ってしまして、安全管理をどのように配慮されているのか、空手も含めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の安全管理の部分についてでございますけれども、当然、当初は柔道で予定してございましたけれども、やはり目配り、気配りという部分がやはり重要視になってくるのかなと思います。

今後、空手になれば学年1学年、全体でできるという状況、人もふえますけれども、ある程度、そういう部分については外部講師も含めながらきちっと目配りの部分もきちっと対応していきたいと、当然、けがしてはならないことでございますので、そういうことで安全管理については十分に対応していきたいと、我々も学校のほうにきちっとやはりこれからの体制の中についても指導をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ちょっと話は戻るかもしれませんが、教育要領ですけれども、例えば上中がありますが、1学年4クラス、二、三学年3クラス、これを全部まとめてやるから空手にしたのだというようなことを書いてあります。どのような教育実施要領でやっていこうとしているのか、1クラスずつやるのか、1クラスずつだったら非常に教

育時間が多くなりますよね、学年ごとまとめてやるのか、そういったことを2学期だからこれから考えるのかもしれませんが、どういうふうな方針を示されているのか。

それと、先ほど言いましたように当然、示しているとすればやはり段階的な教育というものがあるわけで、先ほどいろいろ言われました、一、二年生と3年生は違うのだと、そういうところを含めましてお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、予定しているのが各クラスごとではなく、学年ごとに体育館、全体の中で実施しようという、そうなってくれば時間、単位数もある程度、狭い状況の中で全体の授業ができますので、それと最終的にやはり新学習指導要領で時間数も延びているという現実も踏まえながら、やはりある程度のほかの方の時間もきちっととらなければならない、個々で入ってきますとその時間数もかなり対応になってきますので、ある程度、今の段階の中では3学年全部ではなく、学年1学年ずつの指導体制をやっていきたいというふうに今、考えているところで、そういう学校からの動き方も聞いている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

空手を選んだと、種目のお話でございますけれども、最初は柔道、剣道、相撲だったけれども、今年度になってほかのやつも選んでもいいということでございました。あえて空手選んだというのは、私はそれでいろいろ考えて結論出されたと思うのですけれども、その日本武道競技会加盟団体の実施項目というところになぎなたとか、銃剣道がございます。ご存じのように、上富良野には自衛隊が駐屯しております。銃剣道の範士、教師等、多数OBもございます。結論は出ているのですけれども、銃剣道ということのを少しは考えていただけたのか、あるいはその銃剣道をなぜ採用しなかったのか、これは先ほどの同僚議員のお話とは連結しないが、再雇用にはいけないと思うのですけれども、町長のお話では。こういったところで活用があったのではないかと、いうふうに思っているのですが、ここについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、先ほどおっしゃいましたように、日本武道競技会の種目の中に当然、銃剣道も入ってございま

す。学校全体でやはり場所的な問題も含めながら、やはり経費もかなりかかってくるのは正直なお話でございます。

当然、空手がかからないかという部分も正直言ってあったと思いますけれども、そういう中で場所的な問題、それから先ほどの金銭的な問題も最大限やはり考慮しなければならないという状況でございますし、また子供たち指導する場合、平日に動くという時間帯もございますので、その指導者体制も全体的に含めながら学校の中で検討されて、空手というふうに私のほうにそういう形で種目を選定したいということで話が来た状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 最後に、日本のこの伝統を重んじると、そういったものを教育しようということで武道も出てきたり、あるいは歴史や伝統教育するために国や郷土の愛する心を教えるとか、いろいろ出てきていますので、私はそれとこの新学習要領そのそのもの変わったねらいというのは、小学校では全学年で国歌君が代を歌えるように指導すると、歌えるという項目が入りました。あとは国や郷土を愛する心とか、武道を取り入れるとか、あるいは国際貢献をやるとか、いろいろ入っています、それがねらいだろうというふうに思っています。

そこで、教育長のお考えをお聞きしたいのですけれども、先般、去年、東中関係の入学式、卒業式に行くと、あそこは国歌君が代を歌っているのです。大きな口を開けて。上富良野中学校、はっきり言って歌っておりません。私は、小学校で歌えるように指導する、それから中学校で歌えるようになるのは3年から5年かかると思うのでありますが、現在、起立はしますが歌っていないことは間違いありません。一部の人は歌っているかもしれませんが、教育長はこの現状をとらえて今後、どのようにおれはなっしてほしいのだというところの教育長の思いがございましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

新学習指導要領という全体のくくりの中で国歌のお話出されましたけれども、基本的には当然、新学習指導要領の中で音楽の時間できちっと歌わせる、歌えるようにということは子供たちにこれからの部分についてはしてくると思います。

当然、指導する側からもそのことを指導するわけですから、当然のこと歌わなければならないという部分の内容になってくると思いますので、今後につ

いても先ほど今村議員おっしゃるとおり、一挙手一投足にいかないかもしれませんが、少し時間をかけながら対応していきたいというふうに私の中では思っている状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、1番佐川典子君の発言を許します。

○1番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3項目について伺いたいと思います。

一つ目は、議場ライブ中継についてです。議会改革など、議会のことは議会運営委員会が主導になって行っておりますが、町長の姿勢による影響がありますので、あえて伺いたいと思います。

町の憲法である上富良野町自治基本条例の第4章、議会の役割と責務（議会の運営）、第11条、議会は町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めますとあり、これに準じて平成23年11月29日は、第2回目の議会報告会を開催し、町民に対し開かれた身近な議会を目指してきています。また、文章化による議会だよりやホームページでの公開により閲覧もできるようになっております。

しかし、最近ではインターネット等により、動画やライブ中継が可能になり、他市町村でも取り入れているところがふえてきています。わざわざ傍聴に行けない、仕事が忙しい、また膝が痛く3階まで行くのはつらいなどの理由が主で議会を見に行けない人のための権利として今後、考えるべき点だと思っております。

また、このライブ中継にはおのずと予算が不可欠で、費用対効果の面もあり、執行権のある町長の姿勢と議会の考え方による動向に左右されますが、今後、議会から予算要求があった場合の対応と、オンデマンドではない安価なユーストリームなどによるライブ中継など、検討する考えについて伺いたいと思います。

二つ目は、葬儀時に弔旗を使うことについてです。

突然の悲しい知らせや天寿を全うされたときなど、人の命ははかなく、いずれは必ずだれにでも最期は訪れます。

そこで現在、上富良野町に住まれた方が不幸にもお亡くなりになったとき、町長の交際費より支出基準が決められ、弔電、香典、生花などの対応をさせていただいている現状があります。

しかし、町長は公務等も忙しく、全部の葬儀（1月から12月までを1年とした数値において、平成20年111名、平成21年122名、平成22年

127名、平成23年100名）に出られるわけもなく、また代理としての副町長においても同じことが言えます。町民一人一人に対し上富良野町として弔意をあらわすことが公平な町政には大切なことであると考えているところです。

S市、T市など、町名を織り込んだ弔旗を祭壇の左に置き、町としての弔意をあらわし赴きを添えていたが、これから将来において続く深い悲しみの葬儀時に本町において町民に見える形での弔いの弔旗使用について町長に伺いたいと思います。

三つ目は、ふるさと納税についてです。

平成20年4月の地方税法の改正により始まったふるさと納税は、自分の育った地域、自分に大きな影響を与えた人や自然などの所在する地域、また将来的に住みたい地域など、地域を応援したいという熱い気持ちを納税という形で地域の活性化に思いをつなぐもので、2,000円以上の寄附金額に応じて翌年に一定額を個人住民税や所得税において軽減する制度であり、他市町村ではこの寄附者に対し一定の基準において心からのお礼とふるさとを身近に感じてくださるようにとさまざまな記念品をお送りしている例がございます。

上富良野町の対応と今後、この納税者への記念品も含め継続して寄附をお願いすることへの町長の考え方と寄附者をふやすための施策、今後、将来への見込み、どのように使われ納税者に報告しているのかなど伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの議場のライブ中継に関する御質問にお答えさせていただきます。

情報公開と情報の共有化は協働のまちづくりの基礎であり、特に町議会は町意思決定機関として予算や条例など、町政の重要な方向性を決定していただく場であり、その議論の内容、町民と共有することは極めて重要なことと考えております。

これまでも町議会において、議会広報の発行のほか、議会報告会の開催など、主体的な取り組みがなされておりまして敬意を表するところでございます。

また、議員御提言のとおり、議会の情報公開と情報の共有化の取り組みの一環として、議場のライブ中継につきましても、近年、導入される市町村が増加してきていると受けとめているところであります。

議場での活発な議論の様子が生で多くの町民に知らんをいただくことで、町民との情報の共有化ばかりではなく、開かれた議会づくりに向けても大いに

期待できるものであります。

議会審議をどのように町民の皆様へお伝えしていけばよいのか、これからも議会内部において議論が進められることと思っておりますので、私といたしましてもその推移を見守らせていただきたいと思いますところがございます。

次に、２項目めの弔旗に関する御質問にお答えいたします。

町民の方などがお亡くなりになられた場合は、慶弔に関する交際費の支出基準に基づき対応させていただいているところであります。基本的には、平成１８年度より香典を廃止し、弔電にて故人、御遺族の方に対し町としての弔意をあらわさせていただいております。

議員御提言にありますように、弔意のあらわし方の一つとして敬弔旗を祭壇に手向けておられる自治体があることは承知はしておりますが、弔意をどのようにあらわすかは形ではなく、内心の問題と理解しておりまして、町といたしましては現在、実施している弔電に心を込めて冥福をお祈りさせていただいておりますので、現時点において敬弔旗を用意する考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３点目のふるさと納税に関する御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度の導入の経緯及び制度の内容等については、議員の御発言のとおりでございます。また、一定額以上の寄附者に対して地元の特産品等を贈呈するなどの特典を設けている自治体も多数存在することも承知をしているところでございます。

ふるさと納税につきましては、本町におきましても多数の方々から上富良野を応援したいという思いから御寄附をいただいていることは大変、ありがたく感謝申し上げているところでございます。

しかしながら、このように本町を応援していただく好意とは別といたしまして、この制度は寄附金税制の拡大という制度とあわせて、寄附された金額はルールに基づき一定額が減税されるという観点で考えれば、厳密には形を変えた納税好意の一手段であると解釈することもできる制度だと考えております。

現実に、本町から他の市町村へ寄附される方もおり、結果として、本町への納税額が減少することにもなる得場合もあるわけでございます。

私の考えといたしましては、寄附を集めるため地方公共団体が寄附者に対して特産品の提供を約束したり、また高額所得者で過去に居住していた方に対して個別、直接的な勧誘活動を行うなど、ふるさと納税制度を乱用するおそれへの懸念について専門家

かの指摘もありますことから、議員御提言にあります寄附者に対する特典を設けることは現在のところ考えておりません。

なお、寄附者に対しましては、これまで町ホームページ上で一部その人について掲載しておりましたが、平成２４年度からは御寄附をいただいた浄財がどのように活用されているか、寄附者に対し直接お知らせをし、御理解を賜った上、継続的な寄附につながっていくように、さらに魅力ある町ホームページの作成やふるさと会などを通じて積極的に情報提供やＰＲに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君） 大変ありがたいことだなというふうに私は受けてよろしいのでしょうか。推移を見守るという言葉なのですが、それは議会から予算要求があったときは、責任を持って予算をつけてくださるという意味合いでとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １番佐川議員の議会の中継に関する情報公開の御質問の部分でございますが、議会の中でこういうツールを使って町民の皆さん方に情報公開しようということで議会の意思が決定されたときには、これは私といたしましては重く受けとめなければならないですし、それが町民の皆さん方が求める姿だとしたら、そのまま受けとめさせていただきたいと考えてございます。

○議長（西村昭教君） １番佐川典子君。

○１番（佐川典子君） ご存じだと思いますけれども、ユーストリームというのがインターネットの中にできまして、２００７年３月に設立されて、動画の共有サービスでライブキャスティングやライブビデオストリーミングなど、プラットフォームを共有するさまざまなチャンネルネットワークで構成されておりまして、ホームページに使い方とか、その活用法なども書いてあります。だれでも気軽にライブ配信と視聴が無料でできるというサイトなのです。ビデオカメラとインターネットの接続さえあれば、全世界の視聴者に向けて無料で放送できると、そういう動画中継サービスです。

先日ですが、議会運営委員会での視察の報告もございましたが、私たちも行かせていただきまして先進市町村の行政調査の中で、むかわ町議会を訪れました。むかわ町も議会中継をしております。これはやはり、ユーストリームという先ほど説明しましたけれども、それを活用して動画をやっております。今はまだ、オンデマンド方式は採用はしておりませ

んでした。あと、洞爺湖町の議会も議会中継をされておりました。これもやはり、同じくむかわ町と同じような状態でした。

ぜひ、私たちも報告でもございましたが、これから開かれた議会を示すということにおいて報告もしたと思いますが、それについてそれを今後は考えた上で、上富良野町の町運営改善プラン24というのがございます。そこに、地域協働の推進、情報共有の推進、内容は町と町民がさまざまな情報を共有し、より効果的に透明なまちづくりを目指しています。平成24年度、取り組み事項といたしまして、不断の見直し対応（収蔵データの点検整理、関連事項のリンク設定、各ページの統一化、そしてライブカメラのコーナー設置等）と書いてあるのです。この、ライブカメラコーナーの設置等というのはどういうことを意味して書かれているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 1番佐川議員の御質問でございますが、改善プラン24に掲載してございます町民との情報共有、一方、情報の公開、これらも最大限の町の責務だというふうに考えています。

今、議員の御発言のありましたライブカメラ等の部分でございますが、これにつきましては議会のライブ中継を指しているわけではございませんで、例えば町をPRするためによくあるのは、定点カメラをつけて、ラベンダーの開花状況はこうですよとか、紅葉状況はこうですよ、そういうものをインターネット上に載せて、町をよりPRするような仕組みを指して、そこにライブカメラと、このような意味合いで実は書かれているものでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） わかりました。

1階に閲覧コーナーがあります。議会の動き等とかも、そこで閲覧できるようになっておりますけれども、果たしてあそこで年間にどの程度の人数の方が利用されているかということ、私は余り見たことがないのです。

それは、少数の人数においても情報公開の名のもとに公開をしないといけないという、そういう責任がございますので、そういう法律にのっとってどうしても開設していきたいという、そういう意向だと思います。

少数の意見を尊重するということは、やはりこれから大事になっていくと思うのです。私もいろいろと調べましたが、議会中継をもしライブですとした場合に、何人の人が果たして見るのだろうか、そういうことを統計とっている人もいますけれども、上富良野町においては富良野5市町村の中

で私は議会改革を一生懸命やっているというのは、本当に抜きに出ているというふうに思っているのです。

ぜひとも、今後そのような行いというか、そのライブ中継を通して5市町村の中で初めてそのライブ中継をすると、そういうような形に持っていくという前向きな姿勢というのがとても大切になってくると思うのです。それはやはり、その情報公開のものと、そういう法的な部分だけではなくて、町長がどういう町政において、どういう気持ちでいるのかと、そういうことが議会だよりだけでは載らない、すごく意を感じることができるのがやはりライブだと思うのです。

それで、今後そのありのままの姿の議会というものをご町民の方々にお伝えするという点に関して、議会はもちろん議会の動向もでございますけれども、町長の思いをもう一度そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の情報公開についての御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、議員が今、お話ししていただきましたように、議会と私どもとが議論を交わす、こればかりがすべてでもございませぬし、またこれを町民の皆さん方にどういう形でお伝えすればいいのかということで、すべてを町民の皆さん方にお知らせすることは、私は一番願っていることでございませぬけれども、現実にはなかなかそれは幾つもハードルがありますから、かなわないにいたしましても、私といたしましてもかねてから町の情報をきめ細やかに、特にこの議論の過程というものはやはり町民の皆さん方に知っていただくことがやはり基本ではないかなというふうに今でも思っております。ぜひ、議会の皆さん方と私どもの思いが一致すれば、当然、コスト感覚も持たなければなりませんので、そのユーストリームとか、あるいはオンデマンドとか、さまざまなそういうことも想定もできますし、一方ではこれは私の私見でございませぬけれども、録画をしておいて、町内の要所だけでも見ていただけるような仕組みとか、そういうことも方法としてはあるのかなと思ったりはしております。

それと、大きな意味での情報公開ということから考えますと、私は実はこれだけ情報化のいろいろ技術革新が進んでいる中で、今、防災無線を通じて声で町の情報をお知らせして、ホームページは別として、これをゆくゆくは私は視覚で見て、町の情報を町民の皆さん方が知っていただくような仕組みがあればということも思っておりますので、もしそういう客観情勢が許すような状況がありましたら、

さらに情報公開については前向きに積極的に意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 議会の一員といたしまして、今の町長のお答えの中にすごく力強い気持ちも伝わりましたので、私たちもこれからみんなで検討して、その動きに対してその町長からのお答えのとおり、いずれは動くようなときが来ると思いますので、またそのときはお願いしたいなというふうに思っておりますけれども、それでは次に敬弔旗についての質問に移らせていただきたいと思います。

敬弔とは、謹んで弔うことというふうに辞典には出ています。生花や花輪、これは生花や花輪で輪の形につくり、敬弔の意をあらわすために捧げるものだというふうに書かれております。

敬弔旗を立てることの意味というのは、この見た目の気持ちを弔いの気持ちを見た目でわかるという形にしているということではないかなというふうに私は感じたのですけれども、町長はこの辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の敬弔に関する基本的な認識についてお答えさせていただきますが、冒頭のお答えの中にも申し述べさせていただきましたけれども、私といたしましては、その形をあらわすことも一つの弔いの気持ちをあらわす一つの方法だということは、これは否定するものではございません。多様なあらわし方があるなということで、それは個々人が、また公としてどういう形であらわすかということは、その時々により判断があつていいのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 本当に弔意をあらわすのにいろいろな表現の仕方があるというのは、本当に皆さんそれぞれですし、宗教も違いますし、いろいろな形があると思います。

弔電にこだわるという意味が、私はちょっとまだわからないのです。他の自治体、敬弔旗を掲げて、そしてその弔いの気持ちをお伝えしているという自治体が多々あります。それについては、町長はどういうふうにお考えですか。弔電でないとこだわる理由がちょっと私わからないのですが。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

慶弔旗をお葬式のときに掲げて弔意をあらわすと

いうことは、否定もするわけでもございません。それは一つのあらわし方だということで理解しておりますし、弔電につきましては、これは一般的に弔意をあらわすあらわし方として、これは広く国民の中に定着した弔意のあらわし方だというふうに現在もそういう理解がされているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 先ほども言いましたけれども、町民一人一人に弔意をあらわすということに関しまして、町長だとか副町長さんだとかが参列できる場合はよろしいのです。

ただ、この弔電もない場合とかがあります。今までに。できれば、私は見た目であらわしたほうが、もし弔電が届かなかったとしたら、これは弔辞という形でお渡しして、そして敬弔旗を掲げていただくと、そういう方向も考えられないかなというふうに思っております。

過去の平成20年度は、弔電の件数が68件だったのです。21年度は98件、22年度が82件、23年度が89件、これ町長になられてから数がふえてきているというふうに、弔電の数がふえてきているというふうに過去3年間で思っております。

合計で13万4,500円です。年にならしますと約4万5,000円、これ微々たる金額かもしれませんが、しかし、わざわざNTTの弔電を使わないといけないという理由が私はちょっとわからないのです。弔辞という形で、気持ちをあらわすということも他町村でやっておりますので、それでも十分でないかなというふうに思っております。

インターネットで調べましたけれども、敬弔旗の金額なのですが、物にもよりますけれどもたかが本当に何十万もしない価格で買えます。もう本当に何年かでペイ、それはできます。いろいろな物もありますので、今後、そういう形をもって目で見える形という弔意のあらわし方も考えるべきではないかなというふうに思っております。

以前に私は、上富良野町の中学校の吹奏楽部が全道大会だとか、全国大会で金賞を取ったときに、庁舎に懸垂幕を掲げてほしいということを議場で申しまして、実際にあれは尾岸町長のときでしたけれども、動いてくださいました。そういう大会にも優勝したときには、庁舎の前に懸垂幕を掲げてくださって、これはやはり町民のおじいちゃん、おばあちゃんたちがすごく喜びました。上富良野町がこうに目に見える形で動いてくれた、すごく喜んでおりました。私は、目で見えるという形もこれからは必要ではないかなというふうに思っております。

その電報を使うことも、それはもちろんあれです

。だけど私としては、実際にお線香を上げに行ったり、そういうことが本当は町長や副町長さんもしたいのだと思うのです。行ってお参りすると、だけでもできないときは上富良野町と書いた敬弔旗を掲げさせていただいて、そして弔辞を読んでいただくと、それでもう気持ちは伝わるのではないかなというふうに思っております。

今後、そういうこともあるということで、考えていただくことはできないものか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員の慶弔に対する考え方についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、町としての不幸に対しての弔意のあらわし方については、私はこれは定義されたものはあるというふうには理解をしております。佐川議員もおっしゃるとおりそれも弔意のあらわし方の一つであるということを私もそれは理解できます。

また、現在、町が対応させていただいております弔意のあらわし方も、これも一つの形としては理解していただけるものというふう考えております。

現に私もこの職に就任させていただいてから、前任の町長さんの対応をしていたものとは、やはり多少はニュアンスの違い、その弔意をあらわすという意味合いは全く同じでございますが、方法としては多少、違いもあるかなというふうに理解しております。それは先ほども申し上げましたように、その時々その任にある者が判断をして取り組むことは許されるものだというふうに考えておまして、私といたしましては最大限、町民の方々に弔意を表しているというふうに理解をしているところでございます。

弔旗云々につきましては、もう御案内のように最近、お葬式等の執り行い方に対しましては、非常に町民の中と言えども多様な価値観がございまして、これはなかなかこれを一つの形としてとらえることは非常に今、難しい状況でございますので、これからも今のような形で最大限、私として弔意を直接あらわさせることが一番望ましいことでわけございますが、かなわない場合には弔電等を通じて、弔意をあらわさせていただくことを続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、佐川議員から御質問にありました、お亡くなりになられた方々と実際、弔電を対応している差があるというふうに御質問がありました。若干の時間をいただいて、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 1 番佐川議員の御質問に私のほうからも若干、御説明申し上げます。

議員の質問内容にございました各年度の、それぞれの死亡者数と町の弔電の数が一部合わない部分がございますので、それにつきましてはまず 1 点、町の慶弔に関する交際費の支出基準にもありますように、特に公職者、あと自治功労者等含めまして、この基準に基づいて町長が公人として町の香典を用意する場合、町長が出席するような場合については、弔電は行っておりません。

また、町長からもございましたように、今、特に葬儀のやり方が非常に多様化しております。特に家族葬で、これら弔電、花輪等お断りされるケースがあります。また、葬儀を終了しましたという結果、上富良野以外で届け出をして、その 3 日、4 日後に上富良野町に死亡届が届くというようなケースも非常に多くございますので、これらの差がこの議員のつかんでおられる死亡数との差の部分になってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） はい、わかりました。

これから、決してなくなることはないことで、またある意味、別の意味で言いますと経費削減にもつながるかもしれないと、そういう意味合いにおいて、やはりいろいろな気持ちのあらわし方はあるのだということで進めていただきたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税についてなのですが、先ほど町長からのお答えの中に、ふるさと納税制度を乱用するおそれへの懸念について専門家への指摘があるというふうにお答えいただいたのですが、上富良野町でどのような指摘があったのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員のふるさと納税に関する御質問にお答えさせていただきます。

このふるさと納税の制度は、乱用されるおそれがあるというような見解を述べておりますのは、この制度は発足する過程の中におきまして、総務省の中においてそれを検討する有識者からなる研究会が当時、発足されておまして、その専門家の中から、このふるさと納税制度というものを国の施策として実施する段階において、それが今、議員からお話がありましたようないろいろなサービスを提供することによって、その納税につながるような、そういう乱用することが想定されるので、そういうことがないようにというような報告もその制度をつくる過程で、国の段階においてそういう専門家からの

指摘を受けているというふうに総務省から発表されているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） その考え方というか、そのある方からの発言があったからといって、それをあたかも懸念材料であるようなことを答弁でいただくのは何かちょっと、他町村の動きと比べてみますと何か違いがあるような気がするのです。

これは、ここにインターネットで私もそれを調べたのです。このふるさと納税は納税ではなく寄附であるため、一定以上の金額を寄附した場合に特典を設けている自治体もあると。特典の一例として、特産品などの贈呈、または地域にちなんだ著作品を贈呈する事例などがあると、やはりこれは納税ではなく寄附であるという考え方のもとに考えていくべきことではないかなというふうに思います。

もう一つ伺いたいと思います。本町から他の市町村へ寄附される方もおり、結果として本町への納税額が減少することもあると、それはどのぐらい減少したのかわかりますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

納税か寄附かというような、基本的な認識につきましては、私はやはりこれは広く一般的に社会の中で言われておりますいわゆる寄附という思い、そういう部分と、納税という部分、これは両方の部分がありまして、純粹に寄附のみというようなことだけでとらえるものではないというふうに理解しております、形を変えたある種、納税の手法だというふうに理解をしているところでございます。

それから、本町から他の町へどの程度ということ、これは数字として押さえているものはございませんので、お答えすることは少し無理かなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 納税の手法であるということも理解しています。もちろん、ふるさと納税というぐらいですから。

ただ、その物の考え方として、寄附をしてくださった方に対して、何かうちの町は納税していただいているのだから、それでいいのだというような考え方だけで済むのかなということで、先ほどこういう文書も載っていましたということでお伝えしたわけですね。

継続的な寄附につながっていくより、魅力ある町のホームページ作成やふるさと会などを通じて積極

的に情報提供やPRに努めていくというふうなお答えを先ほどいただきました。

これは、ふるさと会というのは、東京上富良野会だとか、今回25回目を迎えます札幌上富良野会とか、そういうものを言っているのでしょうか。それと、また他町村ではいろいろなふるさと納税の目標額というのを決めている町村もございます。これについては町長どういうふうにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、そのふるさと会なるものは何ぞやということでございますが、議員、御発言にあったようなものを指して言っております。そういう席上でもふるさと納税に関しますパンフレットをお配りしたり、あるいはPRをしたり、そういったことをさせていただいているところでございます。

それから、納税のふるさと納税で御協力いただく目標額というものをうちの町としては掲げておりませんが、やはり私は常々思っておりますのは、まず議員も多分、御案内だと思いますけれども平成20年度から我が町に寄せられておりますふるさと納税という形での御寄附は右肩上がりと申しましょうか、堅実な推移を経ている実績がございますので、私といたしましては常々、上富良野町がそういう温かい御厚志を賜った、御協力をいただいた方々に町の姿として見せていくことに尽きるというふうに考えておりますので、これからも現在のような形をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） ここに、22年度のラベンダーの里、上富良野ふるさと納税の件数が書いてあるものがございます。これは、総務課からいただきました。

上富良野町外から件数9件というふうになっているのですが、実際は1人の方が2件ずつ納めている方がいらっしゃるって、実際にはもっと人数少ないのです。

これで、上富良野会だとか、そのふるさと会に出た方で、この中に何人の方がふるさと納税をしてくださっているのかわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 恐れ入ります、わからないそうなので、後ほど調べた結果で後でお知らせできると思います。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） それと、ここの表に寄附という状況ということで載っているのですが、

これは振興公社のほうから２２年度は１，３５０万が入っているのですけれども、これはふるさと納税に対する寄附ではないですね。これはどういうふうに考えたらよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えいたしますが、うちの町の受け皿としてラベンダーの里ふるさと応援基金という受け皿がございます。その受け皿の中でくくったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） １番佐川典子君。

○１番（佐川典子君） ２１年度の上富良野町の決算特別委員会の審査意見書、平成２０年度分ですけれども、３、ふるさと通信、ふるさと納税の連携について、ふるさと通信制度の周知を活発化し、ふるさと納税制度の活用、促進を図られたいというふうに意見書として出させていただいております。

今度、２３年度にも２２年度会計分で歳入のところで、１町税の収納について、２ふるさと納税については、さらなる情報発信をして、納税者が魅力を感じられる対策を講じられたい、これは意見書として出しましたけれども、この魅力について町長は先ほど町の運営状況を見ていただくことだというふうにおっしゃったような気がしましたが、この魅力について、あとほかにどのようなことが考えられるでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えいたしますが、個々、具体的にどういう事象がその魅力があるかということは、なかなか説明がすることが困難でございますけれども、町全体として上富良野町、例えば他の町外の方々、あるいは他府県の方々の中で、まず上富良野町ということに、まず関心を持っていただくような、そういう発進力、これをやはりまず基本にあるべきだというふうに思っています。

このふるさと納税制度の魅力を高めていく手段として、さまざまな研究者の方々から、まずそのホームページ等を通じて、それぞれの自治体の姿を発信していくことが、そしてまずその中からいろいろなこういうさまざまな取り組みについて発信していくことがふるさと納税を活用する大きな一つの方法だということで、多方面からそういう見解が出ておりますので、私も全くそうだなというふうに考えております。

やはり、観光地であり、農業の町であり、豊かな活力ある町ということを一方向だけ、何か特色だけアピールするのではなくて、上富良野町全体を底上げしていくことが、強いては上富良野町の名声

を高めていくことになる、それがふるさと納税にやがては安定してつながっていくというふうに理解しておりますので、ここ具体的にはなかなか御説明が難しい部分がございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） １番佐川典子君。

○１番（佐川典子君） 考え方の違いがありますので、なかなか私も納得いかない部分がございます。もちろん、インターネットだとかそういうもの、それからパンフレット等とか、そういうものを利用するのもわかりますけれども、やはり魅力を感じられる対策を講じるというような意見書を出していますので、そのことに関してはやはり地元の特産品だとか、そういったものを送るという、例えば１００万円寄附している方が２名いらっしゃいました。それも、もちろんとってもありがたいことで、上富良野町を思ってくださっているのだと、本当にありがたいと思いますけれども、そういう気持ちをこちらからお礼の気持ちとして何か表現をするという、そういう形も大切ではないかなというふうに私は考えます。

私は、そういった意味において、上富良野町の小規模共通商品券、これは５００円がありますので、それを何枚か基準を決めて、商工会から購入をしまして、それは宿泊券だとか、地元の農産物だとか、そういうものを納税者の方にほんの少しの気持ちではございますが、ありがとうございましたという、その気持ちと上富良野にぜひまた来ていただいて、交流を深めていただく、そして食べ物を食べていただいて、おいしい気持ちだとか、そういう交流も深めるという意味において、とっても有効な考えではないかなというふうに思っているものですから、ぜひふるさと納税をふやしていくということで、我が町もそういうのに参加していただきたいなというふうに考えのもと、このような質問をしているわけです。

インターネットの中にふるさと納税の特産品一覧という項目があるのです。そこに、いろいろな町村が、いろいろな地元の産物を納税者に対してお礼の意味を込めてお送りしていると、そういうのもございます。近い町ですと、旭川だとか、滝川市だとか、旭川はお礼の気持ちを添えたいのだということで、旭川市のゆかりの品を５点の中からセレクトできるように、これは１万円の納税者に対してなのですが、滝川市も１万円以上の納税者に対してはお米を５キロ進呈しますとか、そうやって自治体も南富良野町もすごいのです。２０年度から２２年度でもう１，０００万です、あの少ない人口の町で。

だから、一生懸命やるということも、やはり自主

財源がこれだけ大変な世の中ですので、少しでもふやすということで、ぜひそういうものを取れ入れていく考えを深めるということも大切ではないかなと、美瑛町も1万円以上に対して記念品だとかというふうに送っております。やはり、気持ちをわかってはいますが、それはもちろん先ほどの敬弔旗の話もそうですけれども、やはり心をあらわすということが、やはりこれは日本人の今まで培ってきたそういう風習というか、そういう心も分かち合うということも大切だと思いますので、ぜひこれから地方の地域主権になってきますし、ぜひそういう気持ちを添えるという行政を行っていただけないかなというふうに思いますが、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員のふるさと納税についての御質問にお答えさせていただきます。

私は、御寄附をそれぞれ納税をされる方、あるいは町内においても御寄附をされる方々、思いは全く、根っこは同じだというふうに考えております。町内に居住されている方も大勢の方が町にそういう尊い御寄附をいただいている例もたくさんございます。あるいは、上富良野にゆかりのある方々が、ふるさと納税という形を通じて気持ちをあらわしてくれている姿もあります。

これはやはり、純粋な気持ちで私は何かそういう例えばプレゼントがいただけると、そういうようなことを全く想定しない、本当に純粋な気持ちで上富良野を思っている、それに誠実に町としておこたえしていくことが何よりの私は気持ちのあらわし方だというふうに理解をしておりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 先ほどの質問に答弁いただきます。

総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 佐川議員のふるさと会の寄附の実績の中で、ふるさと会が何人いるかという御質問にお答えをさせていただきます。

実は、ふるさと会につきましては、札幌上富良野会、東京上富良野会、あるいは東京富良野会というところもございますが、それぞれ町長が日程を調整して伺っていますが、実はふるさと会のそれぞれの名簿はもう日々変わってございまして、町で名簿を管理しているものではなくて、それぞれの事務局で名簿を管理してございますので、この例えば22年の9名の方の実名は私どもでわかってございますが、その方がどのふるさと会に加盟をしているのかとかを確認するすべは実はございません。

多々、今、調べますと、例えば札幌上富良野会、

いつも秋にやりますが、そこで町長がパンフレット等でぜひお願いをした直後に、札幌周辺の方から何件か寄附がいただいているという実績から考えますと、これらふるさと会のPRを今後も続けていくことが有効だなというような考えでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） やはり、そのPR等だけでなく、やはり広い見地から寄附増をぜひお願いしたいなというふうに思っておりますので、もう一度、町長にそのふるさと納税の納税者に対する思いは心だけではなくて、形で見るといふ形はどうなのだというので、もう1回、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、寄附という概念ばかりではなくて、ふるさと納税についてだけ申し上げますと、納税、両方相持ち合わせていると思ひまして、そういう理解をしております、やはり何度も申し上げますが、上富良野に期待を寄せてくれている思いにしっかりと町のまちづくりという形でおこたえさせていただくことが、これが安定してまちづくりに向かう姿だというふうに私は自覚しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

この後については、昼食休憩といたしまして、午後1時再開いたしたいと思ひます。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思ひます。

一般質問、次に7番中村有秀君の発言を許します。

○7番（中村有秀君） 私は、さきに一般行政について、2項目4点について質問通告をしておりました。したがって、順次、質問をさせていただきたいと思ひます。

1項目めは、住民活動の拠点となる住民会館のない地区の計画的建設促進と旭住民会館の早期建設をということで、上富良野町には25住民会と124町内会があり、それぞれの地域によって相違があるが、協働のまちづくりとして住民会、町内会が中心になって住民自治活動は活発に進められております。

自主防災組織の強化と、災害時要援護者対策、公園緑地等の維持管理、老人クラブの活動の活発化とふれあいサロン、地域見守りパトロール等々の町民主体で成り立つコミュニティづくりは郷土まちづくりの基本指針に基づき、積極的に取り組みが行われております。

住民活動の拠点となるべき、住民会館、公民館分館等がない住民会があります。住民会館のない住民会、町内会は近隣の公的施設や役員宅等を利用し、不便を耐えながら住民活動を行っております。

郡部12住民会は、公民館分館等が全部、設置されており、また年々、施設の改善整備が行われております。市街地13住民会は会館のない住民会、あっても老朽化と狭隘の会館もあります。

以上の状況から、町長に次について見解をお伺いいたします。

まず1点目、市街地の住民会活動の拠点としての住民会館の存在意義についてお尋ねをいたします。

2点目は、旭町住民会は平成23年9月30日現在の住民基本台帳によると、世帯数542世帯、人口1,293人で、上富良野町の最大の住民会組織であり、町内会数は9町内会で、特に旭町自衛隊官舎のある旭町2丁目町内会は137世帯で構成をされています。

旭町住民会の諸活動は、東明住民会とともに、本町の住民会活動の推進役となっていることは承知のことと思います。

旭町住民会及び町内会の会議、活動の拠点は東児童館だが、利用は平常は夜間のみ、日曜日は昼、夜間とも使われているということになっておりますけれども、制限をされており、いつでも利用できる会館のある住民会とは大きくかけ離れております。

また、老人クラブ活動は、社協センターを利用せざるを得ない状況になっており、住民会の地域内であれば参加もふえるとの声も聞かれ、住民会関係の書類、記憶等も保管する場所がなく、その都度、持ち運びをしている実態にあります。

ただいま申し上げた状況から、旭住民会館の早期建設について町長の決断を求めます。

3点目、市街地その他の住民会館の建設、改築等は計画的に進めていると考えるが、その具体的な方針を持ち合わせているかお伺いをいたしたい思います。

次に、2項目め、協働のまちづくりに町民と職員が一体となって推進する地域担当職員制度を導入すべきであるという考え方でお尋ねをいたしたいと思います。

自治基本条例の制度、協働のまちづく基本方針等を含め、協働のまちづくりが住民会、町内会や商業

、農業観光、自衛隊と町内の各分野で少しずつ「うねり」となっております。

地域住民の課題を地域住民が話し合い、協力し合い、身近な問題の解決、地域の活性化を図るため、町民と町との協働のまちづくりの一つの方法として、職員が地域担当職員制度の導入を図るべきと考えます。

一般町民は自己職業もしながら、高齢者は自分の余暇に生きがいを求めて協働のまちづくりに各分野で活動されております。

協働のまちづくりを進める上で、広く町民や地域の意見を聞き、地域と行政が密接な関係をつくるためのパイプ役となり、また、地域活動や各種行事との参加が必要と考えられます。

町政運営改善プラン24でも、町民参画の推進、機構改革の見直し等含めて、地域担当職員制度の導入を強く求めます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの住民会館の整備に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の住民会館の存在意義についてであります。さまざまな地域活動を支える拠点として、その役割を果たす機能として、大変、意義があるものと考えているところであります。

次に、2点目の旭住民会館の建設及び3点目の市街地、その他の住民会館の建設、改築等については、あわせてお答えさせていただきたいと思います。

現在、住民自治活動の拠点となります集会施設につきましては、近隣の既存会館や公共施設を有効利用していただくことを前提としているところでございます。

集会施設がすべての地区に設けられることは大変、望ましいことであることは申し上げるまでもありませんが、現実的には厳しい町財政状況の中で、それらをすべて満たすことは極めて難しいことと思われれます。

そのため、現段階におきましては、建設年次を明示することは困難な状況にあることを御理解賜りたいと存じます。

しかし、高齢者などの閉じこもりを防いだり、自立を促すための集いの場の確保は重要な課題と認識しているところでありまして、地域の要望も十分に踏まえながら、どのような対応策があるか、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの地域担当制度に関する御質問に

お答えさせていただきます。

地域担当職員制度につきましては、行政推進の一つの方法として理解をしております。その大きな役割として、議員御質問にもありますように、地域と行政とのパイプ役があると思われます。

そのことから、私も職員には日常業務の中はもちろん、私生活におきましてそれぞれ町内会の一員として地域活動や各種行事へ積極的に参加をし、町民とのコミュニケーションを図りながら、地域の課題やニーズを的確に把握し、速やかに施策に反映するよう指示をしているところであります。

特に、日々の業務の中でさまざまな事務事業を実施する上におきましては、住民に近いところであらゆる場面を通じて住民の意見をスピーディーに行政に反映できる体制としているところでございます。

さらに、行政内におきましては、町民生活課でこれらの情報を集中管理できるよう、内部体制を整えておりますことから、御提言いただいております地域担当職員制度的な機能は持ち合わせていると考えておりますので、現在、制度導入の予定をしているところでございせん。現在の仕組みを十分、機能させて、その役割を果たすことに取り組みを強めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） まず、1 点目の関係です。

今、町長の答弁の中で住民会館はさまざまな地域の活動を支える拠点として、その役割を果たす機能としての意義があるということでの答弁がございました。

現実の問題として、現在 25 住民会の活動の拠点としての住民会館、ふれあいセンター、それからある面で集会所等もございます。その関係と、またあわせて公的な施設を利用しているということでございますけれども、地域的に非常にアンバランスがあるのです。特に郡部のほうは着々と改善が進められているけれども、町の中では非常に進んでいない、それから不便を来している地域、これは実態であります。

そういう地域的なアンバランスをどう町長は今、考えているか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7 番中村議員の地域の集会施設に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員お話のように、現在、郡部におきましてはほぼ全地域、会館が整備されていると思います。

半面、市街地におきましては、旭住民会に代表されるように、大きな住民の皆さんがお住まいになり

ながら、地域の特定した施設がないという、そういう状況は実際にございます。

とりわけ御理解いただきたいなと思いますのは、郡部につきましては、これは距離的なそういうどうしても超えられない地域特性がありますので、これはやはり郡部においてそれぞれは地域に会館があることは、これは御理解いただけるのではないかなというふうに思っております。

市街地のように、他に代替できるような公共施設がない実態を考えますと、これは御理解を賜りたいとなということと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 私は、郡部の事情は十分、理解をしております。できるだけその地域から離れないように、その地域で何か長年住んでおられるという事情も拝啓をしながら、私は理解をしたいと思えます。

ただ、私は町長が従来、いつも言っている町民全体に光りを注ぐというようなことをキャッチフレーズとしてやっているのです。そうすると、市街地の中でも公的機関が身近にあるところと、それからそういう施設がないところと、もしくは旭町のようにちょっと言いますけれども東児童館のように、ある意味で使われているか、閉館されているか、そういう形にすると、光が当たるところと、極端に言うとも日陰になるような感じである面で見えます。

したがって、私も旭住民会長も含めていろいろ事情を聞きました。やはり、ぜひ必要だということ、それは後で数字的にどういう状況になっているかということでお尋ねをしたいのですけれども、町長は役割機能は十分、理解をしているということと、それから財政的には私もわかります。ただ、今すぐということではなくて、計画的な建設についてどう考えるかということでお尋ねをしているので、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問に再度、お答えさせていただきます。

地域郡部の会館整備については御理解いただいている、理解させていただきましてありがとうございます。

市街地におきますそういう集会施設につきましては、私も課題だということは、課題認識ということでは全く異論はないところでございます。一番、私が懸念しておりますのは、それぞれ市街の人口集中地域におきましては、公共施設等も点在していることから、それらを利活用していただくことも可能だというふうに、そういうことで協力をお願いしてい

る実態もございます。

ただ、私、議員がおっしゃっていただきましたことから、私も同じ認識だと思うのですけれども、昨今、非常に集会場を利用される方々の高齢化等が私は非常に懸念しているところでございまして、身体的に若いときとはまたちょっと違う苦勞をしながら、最寄りの公共施設等を利用されているというようになつらさを私も時々伺っております。それも実態でございます。

あるいは、特に人口密集地域におきます公共施設等のあり方の一つのあり方の押さえ方として、今後、防災上、そういったものがやはり必然性を帯びてくるのかどうか、というこは今まだ検討に着手したばかりですので、議員に具体的にお答えするような素材は持ち合わせておりませんけれども、そういうことで、そういった集会施設等をいろいろな角度の利用の角度から検討をしていくということは、これは私は大いにすべきだというふうに理解しておりますので、そういう中でまた違う展開が組み立てられていくかどうかわかりませんが、現実に関、近年の課題としては非常にハードルがあるということとは御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 1 項目の意義の関係については、余り論じても平行線のような気がいたします。

ただ、旭住民会の実態等を含めて、この2 番目の項目に移ってまいりたいと思います。旭町住民会は、先ほど申し上げたように、世帯数542、人口は1,239名ということでございます。世帯数から言えば旭町が1 番目、2 番目が本町の486、3 番目が宮町の466ということで、この1 番目と2 番目のところにはそういう施設がなくて、近々の公的施設を利用しているというような実態でございます。

それから、人口的に言えば旭住民会は1,239、本町住民会は1,150、3 番目の宮町は1,026と、こういうような状況になっております。

したがって私は、先ほど申し上げたように、この旭住民会にはぜひ必要な施設だろうという感じをしております。したがって、これらの関係で一つは旭住民会と、それから東明住民会の比較ということで、いかにそういう施設があることが、いかにその地域活動が活発化されるかということで、ちょっと視点を変えていかしたいと思います。

旭住民会、東児童館の利用回数、これは22年の事業報告をもとにして調べてみました。そうすると、旭住民会は東児童館を使うのは14回、かみんは3回、これはふれあいサロンです、それから社教センターが1回、そうすると東明住民会は28回とい

う形で、非常に倍の形で利用されて活発化されているなというような気がいたします。

特に、老人会の関係は申し上げますけれども、これだけの違いが活動の中である、特に旭住民会は東明住民会とともにうちの町内の25 住民会のやはり活動の先端に行くような形ということで私は理解をしています。こういうことで、自前の会館があるのとないのでは、このぐらいの違いがあるということでは町長はどう判断しておりますか、聞きたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7 番中村議員の集会施設についての御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ今、お示しいただきました地域によって、活動の頻度に差があるという実態はお聞きいたしました。

果たして、私の思いといたしましては、その施設があるないのみがそういう活動の回数等の差になってあらわれているのかどうかと、確かに要因の一つであることは否定しませんが、それがすべてかどうかということもちょうと私、そういうふうになかなかそこまで理解が深まらないことから、その要因の一つであるということは理解をできるところでございます。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 要因の一つということで、私はこれは大きな要因なのです。

それでは申し上げます。高齢者の実態調査ということで62歳の人口、旭住民会は310名、それから旭新あずま会これは85人です。そうすると、旭新あずま会で310人の高齢者がいて、老人クラブの旭新あずま会が85人が加入をしております。高齢化率で言えば25%なのです。

ところが、旭町2の住民会、言うなら旭町官舎です。これが135あって、325人、二、三日前に役場で調べました。そうすると、高齢化率25%であったのが、旭町の官舎を除くと33.9%になります。非常に高い高齢化率になります。

したがって、例えば本町住民会256人おりますけれども22.3%、それから西富住民会は233人で27.5%、郡部の東中住民会が65歳以上225人おまして37.3%、それに引き続くような33.9%という旭住民会の老人の高齢化率であります。

したがって、東明のひまわり会のほうを見ますと、やはりこれは193人いて23.9%、そのうち老人クラブに東明ひまわ会に入ったら60人でございます。

したがって、この中で見ていきますと、旭住民会の旭新あずま会この皆さん方のいろいろな行事への

参加率、これが旭新あずま会を見ますと、例えば例会で85名のうち35名参加、そうすると42.2%なのです。それから、東明の東明のひまわり会、これは会員が60名います。35名、総会と見ればなっております。そうすると58.3%という、非常に大きい17.1%ぐらい非常に多いと、多いということはその近辺にその東明会館があるから参加しやすいと、こういう実態が出てまいります。

したがって、一つの要因だとは言いながら、こういう差があるということでございます。旭住民会の会長さんに聞きますと、やはりあそこから社教センターに使う回数というのは、先ほど申し上げましたけれども、社教センター旭新あずま会は年間13回、保健福祉センター7回、東児童館2回ということで、特に老人の方は平常日の日中が活動の主体になってきます。

したがって、東児童館を使う回数が少なく、社教センターの回数が多いということです。そうすると、先ほど申し上げたように、会員の41.2%しか参加率がない、片や東明ひまわり会のほうは東明会館を利用するということで、58.3%という数字があります。これはやはり、場所が近くにあるのとなのも大きな違いだと思いますけれども、その点どう町長考えますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

その高齢者の偏在と申しましょうか、高齢者がそれぞれ地域によって高齢化率に差異があるという実態はそれとおっしゃるとおりだというふうに理解しております。

ただ、その活動の内容、頻度が先ほども申し上げましたが、その施設のあるなしが決定的な要因だというような私は必ずしも一概にそういうふうに言えるものではないと、むしろそのウエートがどの程度かということは数値を持って表現はできませんけれども、やはりそれぞれ地域において活動に参加しやすいような環境をハードだけではなくて、仕組みをどのように作るかというようなことも、私は大いに影響があるものだというふうに思いますし、ただ1点、これは現実の今、取り組みをさせていただこうとする、準備を進めている東児童館の利活用については、活用がしやすいような仕組みに改善すること、これは今、実現に向けて準備を進めております。

どの時点で申し上げればいいのかちょっとタイミングを逸しましたので今、申し上げますけれども、そういうことで先ほどのお答えの中でありました高齢化ばかりではなくて、私、冒頭のお答えで申し上げました高齢者などが閉じこもりになったり、民生

児童委員の皆さん方からも切実に訴えられておりますのは、デイサービスに行くまでの手前ぐらいの人もいっぱいいるのですと、いう人たちについて目を向けてほしいというようなこと、実情を訴えられておりますので、そういったことは会館という形で整備するしか方法がないのかというようなことも含めて、それらについては旭住民会のみならず、なるべく体に負担のかからないような形で、そういう閉じこもりを防ぐような、それはしっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今、町長の答弁がありましたけれども、東児童館の利活用ということになると、これ以上、利用する時間等は検討していくのか、それからあの施設についてももう少し手を加えるのかどうか、その点をちょっと明らかにしていただきたい。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 7番中村議員の御質問にお答えをしますが、東児童館の利活用の面で、今、午前中も使えないということではありますが、東児童館の利用実態からしまして、平常日におきましては午前から開館していても児童が学校等に通っていることから、当然、利用率が低いということで、開館時間を午前からではなく、午後に変更することによりまして、午前中の利用が可能になるということで、社教センターの利用されている旭新あずま会とも午前中の行事も結構あると思いますので、その部分での利活用の促進が図られるのではないかなと感じているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そうすると、平常日の午前中の利用ができないものをできるようにすると、しかし午後はだめだということですね。

そうすると、あそこに対する施設を改善するとか、何とかという考え方は今、持ちあわせていないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、新しい利用の形態をつくり上げようという段階でございまして、実際、御利用いただく中で不便があったり、いろいろ身体的な対応にこたえるような、現在も利用していただいておりますので、おおよその見当はつくかと思っておりますけれども、ぜひそこら辺は実際に利用していただく中から課題が見出せ

れば、それは私はしっかりと受けとめていくべきだ
というふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 一応、その東児童館を利用
できるということを午前中ということで今、恐らく
これは4月1日の段階かなという感じがします。

現実に、あそこの会員は85名おります。したが
って、実際にその方が多くできれば、言うなれば特
に私は月例会ということで、5月が35名出席、6
月が22名ということで、当然、この中にはフロア
ーカーリングをやったり、いろいろな器具を使って
やるケースがあります。そういうことになると、十
分、僕は対応ができないのかなという気がします。

実際に今度は東児童館でやるということになると
、従来の参加率より大幅にアップするのかなという
気がしますけれども、その点の対応も十分なのかど
うか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） どの集会施設もすべて同じ
ような利用ができるような形状を整えられるかど
うかということは、これは非常にハードルの高い話で
ございます。

しかし、最低限度、最低というその表現は適切で
はないかもしれませんが、日常、活動してい
ただくのに必要な用意を整えておかねばならな
いものは、これは満たしていかなければなら
ない。ただし、ある程度、面積を要して軽スポーツ等を行
えるような、それまでの条件を町内の集会施設に整
えられるかどうかということは、これは非常に困難
もあろうかと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） とりあえず今、町長とか担
当課長は、とりあえず東児童館を言うなれば旭住
民会の公的な施設を何とか活用してということでご
ざいます。

しかし、私は先ほど申し上げたように東明住民会
、それから東明の老人会のひまわり、それから旭新
あずま会という旭住民会との活動が大きな違いがあ
るというのは、もう明白なのです。施設がすぐそば
にあるというのと。それで、住民会長にしたら、や
はり東児童館で使えるなら行きやすいけれども、社
教センターまではというのは、多くの人たちの意見
が不参加した理由は何かと聞いたら、やはりそれが
大きな要素だというようなことを聞いております。

したがって、今、町長は冒頭、高齢者の閉じこも
り、それから自立を促すため、それからもう一つは
やはり同じ住民会の仲間同士がやはり触れ合いの場
が僕はある面で大きいのかなという気がいたします

。

そういう点で、私の先ほど申し上げた実態からい
くと、ある面で旭住民会に対する住民会館、それか
らもう一つは自衛隊の旭町官舎の皆さん方が何か集
会するにしても、制限されてあれなのだというこ
とで、ですからある面で僕は防衛施設の防衛省の関
係の予算の中で、何とかそういう手だてがないのか
なと、非常に地域の人たちは困っているし、これだ
け上富良野町の住民会の最大の世帯数、人口を持っ
ているということを考えれば、今後、そういう点でも
う少し検討する余地がないのかどうか、というのは
町長、一番最初の答弁の中で地域の要望も十分あれ
ば、それらも対応を検討していきたいということな
ので、そういう検討の余地があるのか、町長がいつ
も言う持ち合わせていないというような答弁ではな
くて、もうちょっと前向きな答弁をお聞きしたいと
思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7 番中村議員の御質問にお
答えさせていただきます。

自衛隊の官舎の利活用については、ちょっと今こ
こで即答できるような情報を持ち合わせておりませ
んので御理解いただきたいと思います。東児童館
の利活用につきましては、これはぜひ中村議員の御
質問の中でいろいろな団体が自分の住民会の方なん
かは、住民会で固有の書類だとか、そういったもの
をしっかりと備えておく、そういう機能も旭住民会
には少し欠如をしているというようなお尋ねもあり
ましたので、今、担当課が指示している中ではもし
可能であれば、町の状況が許す範囲内であれば、そ
ういったものを格納する、そういうようなことも考
慮してあげてほしいということは指示してあります
ので、まず東児童館を最大限利活用いただければな
と願っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 私、先ほど自衛隊官舎の利
用ではないのです。自衛隊であれだけの戸数と人員
が旭町にあるから、言うなればあの人たちのため
にもその住民会館が必要ではないかと、そうすると
もう一つは防衛省の予算でそういう措置ができない
かということ、その点はいかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そういう、今、議員がお尋
ねいただきましたような、そういう前提を持った検
討を残念ながら今までしてきておりませんので、今
、ちょっとお答えは無理かと思いますので御勘弁
いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 平行線ですけれども、私は

本当に町長が言う、いつも町民の皆様方に日の当たるところ光を当てるということであれば、このような状況の中である自治会、旭住民会に対してもうちょっと温かい手を差し伸べていきながら、もう一つは将来の展望ということで、計画的なものができないかということで再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ地域に本当に身近なところにそういう集える場所が備わっているということが冒頭申し上げましたように、私は望ましい姿だというふうに思っております。

もし、財政事情が許すことであれば、やはり町民の皆さん方が等しく御利用いただけるような、そういう整備をできるものであればしたいということは全くそのとおりでございます。

しかし、残念ながらもなかなか一足飛びにそういうところに届かないというのが実態でございまして、これはこれからのまちづくりの中でお答えの中で一部、申し上げましたけれども、防災上そういうものがまた必要だという観点も生まれてくることも想定されますので、ぜひそれは少し時間をいただいて、その中でしっかりと組み立てをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 防災上も含めて、しっかり組み立てをしていくということを検討したいということでございますので、何とかそれらについてただ単なる検討ということではなくて、前進する検討をお願いしたいと。

それで次に3番目の市街地その他の住民会館の建築、改築等を計画的に進めるということで質問をいたしましたけれども、2と3と繰り合わせて答弁がありました。

現実にはやはり施設の少ないところというのは、現実の問題として旭住民会と本町住民会ですね、本町住民会は先ほど申し上げたように、世帯数は旭住民会に続いて486、それから人口は1,150人ということです。たまたま日東会館、もしくはセントラルプラザを利用しています。しかし、以前は日東会館を日の出と供用していたのですけれども、いろいろな違いで完全にあそこから離れた形になっております。ですから、その都度、利用料金を払うというような形になっています。

したがって、こういう形での問題、それからもう一つは集会場の関係、あすなろ集会場、住吉集会場

、それからしらかば会館、宮町会館とありますけれども、やはり老朽化、特に今回、私は調べて住民会長さんがしらかば会館が狭隘だし、老朽化になっていると。あれはかつて営林署の建物を移設をしてやったということで、田中住民会長はお話をしておりました。

それと、玄関あがってもすぐ部屋ということで非常に狭いということと古いということで、何とかならないかということでございます。私は当然、公営住宅や公共の建物の少子化という対策からいけば、これらについても目を向けていかなければならないと思いますけれども、それらの計画的なものがあるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の集会施設についての御質問にお答えさせていただきます。

既存の集会施設、老朽化、あるいは狭隘だというような、それぞれやはり時代の変化とともに住民の方々の思いが変わってきていることは、それはもう理解しております。

さらに、その維持補修等につきましては、これは計画的に行っていくことを前提としております。ただ、この直近の3カ年の実施計画の中では具体的にそこにまだ及んでおりませんが、今後、そのような状況が生まれましたら、そういう長期計画の中に位置づけはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 特に集会場等の関係で、特に郡部のほうはいろいろな関係から着々と改善等が進められております。

したがって、市街地の関係についても、長寿化等も含めて現状を把握しながら、ぜひこれらについて対策をとっていただくよう強く要望をいたしたいと思っております。

次に、時間がないので、次に2番目の協働のまちづくりの関係の地域担当職員制度の関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

今、町長は職員には日常業務の中でももちろん私生活においてもそれぞれの町内会の一員として地域活動や各種行事の積極的な参加し、町民とのコミュニケーションを図りながら地域の課題、ニーズを的確に把握し、速やかに施策に反映するよう指示しているところであるということでございます。

しかし、このニーズをとらえて反映している事例というのはあるのかどうか、ちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の職員の対応につ

いての御質問にお答えさせていただきます。

私は日ごろ、職員に対しましてはとにかく常に申し上げておりますのは、住民の皆さん方がいろいろな諸課題、あるいは諸問題に対しまして、一番そのありふれた言葉ですけれども、私は現場がすべてだと思っております、いろいろな事務事業を進める中で必ず課題が起きたり、問題が起きるのは現場で起きているわけですから、そこで必ずしっかりと住民の皆さん方と対話をして、御理解をいただいて、そして事業を進めるようにということで申し上げておまして、これは自分で評価するわけにはいきませんが、そういう未解決の課題が積み重なってきているというような状況にはないのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 本当にある面で紋切り型の答弁、一般的な答弁に終始しているように私は感じを受けます。

それでは、一歩進みますけれども、それでは役場の職員で町内会、住民会、それから文化団体、スポーツ団体、いろいろなところで積極的に参加をしている、そういうような状況を把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

少なくとも私が参加させていただいたり、出席させていただいている中には、数の大小は別にしても相当の部分で職員の顔は見えますので、これはまだまだ隅々まではわかりませんが、そういうことに意は用いてくれているというふうに理解はしております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 町長、よく光を隅々まで当てる、それからもう一つは現場主義ということで常々言われております。

しかし現実の問題として、協働のまちづくりと言うけれども、町の職員も夜間でも一般市民はやはり住民会、町内会のいろいろな活動をやっているわけです。そうしたら、役場の職員も一市民として積極的に呼びかければ参加をする、そういう体制が必要だと思うのですが、現実の問題、私の見る限り、私の活動範囲の中ではやはり積極的な面が見えないという実態がありますので、その点、町長はどう判断しますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 先ほど申し上げましたように、私の目が届く、届いている範囲の中におきましては、職員の姿も見受けられるし、ある部分におい

ては本当に積極的にかかわっているなというふうに映っている部分もございます。

中村議員と見る角度、見る視点が違えば、これまた違うわけでございますけれども、ただ言えるのは常々そういうことに積極的にかかわるように、参加するようにということは、私も申し上げておりますそれぞれ所管の管理職の皆さん方からすべての職員の皆さんに私の思いを伝えてくれていると思いますので、100%かと言われますと、そうではないと思いますけれども、しかしそういうことを認識しているということは、私は認識してくれていると思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは町長、平成22年12月の定例会、ここに同僚議員、今、後ろにおりますけれども岩田議員が質問しているのです。

その答弁の中に、それは職員としてももちろん職場の中で教育をされたり、いろいろな勉強をすることはありますけれども、やはり住民から教えていただいて、住民が育てるというのは、もう私これは何度も申し上げておりますけれども、とにかく住民の中に入って仕事をしなさいということで申し上げておりますと。

それで、今、この担当職員制度を取り上げておりませんが、それも日常の仕事の中で立場を超えて、それぞれの住民のいろいろな課題の中で飛び込んでいって、そして直接、とにかく住民といろいろな声をいただかないと、どちらかという職員の気質というものは意識が高まっていかないというのは実感していると町長の答弁です。それに今、同じ気持ちですか、その点、伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 全く同じスタンスですし、同じ思いを続けております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、改善プランあります、22、23、24とその中に地域内の活動というのがそれぞれ載っております。

そうすると、職員の地域内活動の推進、町のイベント、集会等の行事、運営等の積極的な参加、それからもう一つはまちづくり協働参画の実践等に関する職員の意識調査の実施ということで、これは22年、23年、24年、同じ項目上がっているのです。何も進展していないのです。地域内の活動、何をやっているかといったら、町の広報を自分持ち回りの地域のときに配達をしているということが、この22年度改善プランの推進状況の中になっています。

職員の地域内活動の推進、職員である広報を届け

ボランティアの推進、これは124件中48件実施をしているということで、あとは22、23、24の改善プランの中で全く同じような項目しか載っていないのです。前進していないのです。町長がそういう認識を持っているということであれば、その点、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

大事な項目は継続して掲げていくということは、私は否定するものではありません。大変、重要なことだというふうに考えております。

職員に対する教育に及ぶ話かと思えますけれども、私といたしましては先ほど議員から以前の質問にお答えした内容も披瀝いただきましたけれども、今も全くそういうような気持ちでおりますし、職員の教育を通じてそういった項目がプランの中で掲げなくてもいいような、そういうことが究極の目的でございまして、これからも意を用いて、しっかりと職員教育も含めて取り組んでまいります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 22年のときに、同僚議員が職員の気質というのは意識が高まっていけないというのが実感しております。だから僕は、21年、22年、23年、24年同じ項目でもうちょっとレベルの高い町政運営改善プランが出てきてもいいのかなという認識はしております。

果たして、町長が言うように今後、進めるということであれば期待をしたいと思えますけれども、一つこの後半の町長と行政内では町民生活課、これらの情報を収集、関知できるようライブ体制を整えていくことから御提言いただいております地域担当職員制度的な機能は持ち合わせていると考えているというのは、今の状況でいいということでございます。

それでは、その情報の収集の内容を私、言います。町長と語る会、これは21年度は4件ありました。しかし、20年度、22年、23年はゼロです。それから、まちづくりトーク、特に平成20年は自治基本条例の関係がありましたけれども9件で、あとはないです。それから出前講座、35講座あるうち、14講座が実施し50回あります。しかし、その中で15講座を一切呼びかけを3年間ないのです。そうすると、一体どういう形でこの集中管理をしているかということを含めて、やはりこれは見直さなければならない、それから町民ポスト、これは20年度18件、21年度18件、22年度22件、23年度18件あります。確かに、町民の皆さん方、的確に町民ポストの中では出ております。

しかし、現実の問題として、これを速やかに取り入れているところと、全然その言うなればちょっと極端に言うのですけれども、小学校グラウンド内の犬の散歩を衛生上禁止とし、そうしたらこの答弁はどうですか、子供の成長、町民の健康増進のため、一般の方のグラウンド内に入ることを禁止していない、犬のことを書けばいいのです、立て看板をするとか何とかという、そういうような関係。それから社教センター正面に時計をつけてほしい、時計の設置、管理費用はかかるため予算的に困難、もうちょっと温かいものがあっていいのか、しかし温かいものがありました、23年度の町民ポスト、おむつの問題です。これは、4月8日に回収をして、6月23日、所管の回答です。そうすると、おむつのごみ袋については今後、検討しますという回答、しかし今度、24年度の予算の中に年間60、525万が予算化されているのです。

やはり、こうやって着実にやはり住民の声を聞いたものを実現する、そういうことをやっていかないとだめではないかと。それからもう一つは、宮町3丁目7番の道路の配水のトラフの凍上、しばれて出入り口の段差ができて、これは6月2日にこの投書を回収して、6月2日に所管で回答して、6月30日に工事完了ということで出ております。

したがって、できるもの、できないもの等も含めて、私はやはり速やかにやるような体制をぜひっていただきたい、それからもう一つはパブリックコメントです。この19年度から見ますと、20年度は自治基本条例、それから総合計画の関係であります。しかし、23年度は4件やって、パブリックコメントはゼロ、それから22年度も4件やったけれどもゼロ、21年は3件やったけれども1件、それから19年度は2件やったけれどもゼロ、20年は先ほど申し上げた自治基本条例や第5次総合計画、それから教育振興計画、地域福祉計画がありましたから、ある程度の件数があります。

そうすると、私は今言う町民生活課で情報を収集して、言うなれば職員の担当職員制度を持ち合わせていないということについては、こんな情報の収集の仕方では果たしていいのかということで、非常に疑問が思うのです。その点、町長いかがと考えておりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、前段の御質問をいただきました、いろいろな講座、あるいはトーク、そういったものに関しましては、町がそういう機会、あるいはそういう場を提供すること、提供させていただいて、そしてある

種、町民の皆さん方が能動的に行動を起こされるようなものもあると思います。

あるいは町の我々行政当局側が能動的に取り組まなければならないものもあると思います。それは、やはりそれぞれ使い分けとか、その軸足の置き方をやはり考えて行動すべきだと、対応すべきだというふうに思っておりますし、そういう中で町として果たしていかなければならない役割をしっかりと果たすように、それは不断にこれからも続けてまいりたいというふうに思います。

それから、町民ポスト、パブリックコメント等についての御質問ございました。これはどのようにそれを理解するかということで、また少しスタンスが違ふのかと思いますけれども、町民ポスト等については、そのお答えする文言、そういったものについては、これはもう親切さが感じられないものについては、これはもう改善すべき、率直に申し上げます。

また、できること、できないと、時間が要すること、それもしっかりとやはりわかりやすいように答えていくということは、当然、責任でございますので、それは改善しなければならぬものは改善していくことに努めさせていただきます。

ただ、その数が多い少ない、あるいはパブコメもコメントが多い、少ないということは、それが即その事業の評価に直結するものということは一概には言えないのではないかなというふうに思っております。これはそういうコメントがいただけるような条件を私どもが与えているかどうかということは、これは検証しなければなりませんけれども、そういうことで切り分けて整理していきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は、町民の皆さん方が個人的でも団体でも、地域的でも、そういうものがこういうことに寄せられたり、それから住民会長懇談会で出されたということは、僕は大きな要素になるのかなという気がいたします。

したがって、私は今回、2月3日、洞爺湖町へ議会運営委員会で行ってまいりました。洞爺湖町では、これを平成22年11月からやっているということでございます。

人口的にはうちが1万1,785だけれども、洞爺湖町は1万89人と、大体似通ったところでございます。それで、42自治会で18地区を42自治会を分けてやっていると、最大の受け持ち世帯が409、最小が23というような状況、これは地域的に洞爺湖村のところの地域だろうと思います。

そういう関係で、非常に目的としては行政情報の提供と住民議論、地域活動の参加、各種行事、懇談

会、親睦会などの参加、それから職員への自主活動の推進ということでやっております。

その中で、我々が行ったときに地域要望が16件、それから地域の要請53件、それから行政情報が3回というようなことになっております。

したがって、内容的にはリーダー1人、サブリーダーが2人、それから一般職員というような配置でやっております。きのうも担当者と電話して、やはりその職員、リーダーなり、サブリーダーなり、担当職員は非常に頼って、いい活用の仕方をされているということでございます。

ただ、一つは町長が22年、岩田議員質問の、御用聞き的な要素がなきにしもあらずだというような関係も言われておりました。私、それはそういう要望があるということで前向きにとらえていかないと、やはり郷土のまちづくりという関係からいくと、ぜひこれは上富良野さんも考えているのであれば、ぜひやれば絶対マイナスの要素はないというようなことを語ってくれました。

したがって、それらの関係でやはり今言ういろいろな情報供給で町長と語ろう町民ポスト、パブリックコメント、そういうものについて非常に出前講座も含めてそんなに成果がないような、特に出前講座については、今回、50件のうちの46件のうち23件が消防の防災関係なのです。それを除いたらどうなのかという気がします。

したがって、出前講座の見直しも当然やってもらわなければなりませんけれども、今言う洞爺湖町がやっている関係等含めて、今後、地域担当制度ということで、できれば検討課題として載せていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれどういう手法を持って住民との距離を縮めていくかということは、それぞれ地域のオリジナリティーがあっていると思います。私は、職員のまづ資質を高めて、そしてみずからまちづくりの中心になるのだというように資質を高めていけば、おのずとどういう方法であれ、地域住民に密着した行政運営ができるものというふうに考えておりますので、多様な幅を持ってこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部

終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

あす、3月15日は、本定例会の4日目で、本日に引き続き一般質問を行います。

開会は、午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時00分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年3月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 金 子 益 三

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

平成 2 4 年 3 月 1 5 日（木曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	一 色 美 秀 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
防災担当課長	伊 藤 芳 昭 君	産業振興課長	前 田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅 彦 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
町民生活課長	北 川 和 宏 君	建設水道課長	北 向 一 博 君
技術審査担当課長	松 本 隆 二 君	農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君
教育振興課長	服 部 久 和 君	ラベンダーハイツ所長	大 場 富 蔵 君
町立病院事務長	松 田 宏 二 君		

○議会事務局出席職員

局 長	野 崎 孝 信 君	主 査	深 山 悟 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

本日は、昨日に引き続き一般質問の2日目です。質問者は4番米沢義英議員から、順次、通告書のとおりに行います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 徳 武 良 弘 君

7番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長に答弁を求めます。

第1番目には、自衛隊演習場の騒音対策の点であります。

演習場周辺の住民、また家屋においてはたび重なる自衛隊演習場内での砲撃訓練、あるいは機関銃射撃訓練などなど等によって、騒音に悩まされているという現状が続いています。例えば、住宅が空振で揺れる、またテレビの画像が乱れるなどなどの障

いが出て、生活がしづらいという状況になってきております。

現在の騒音被害では、補償対象は限定されております。飛行訓練等の騒音のみであり、砲撃や戦車及び機関銃などの騒音被害に対しては補償の対象外となっているというのが実情であります。

また、近ごろにおいては近隣住民、また町とも協力しながら演習場周辺の住民から騒音に対する苦情も出され、何とかこの補償対象枠を広げてほしい、そういう中で多くの皆様からも要望が出され、行政も動かざるを得ないという状況になっております。

この間、町においては住民の要望などによって、この騒音対策に対する考えを防衛施設局に対して考えを改めるよう求めるなど対策を行ってきたかというふうに考えております。

この間、私の質問に対しても関係機関に働きかけ、早急に騒音に対する対策を講じる、こう答弁してきましたが、この間、行政として防衛施設局等においてどのような要望をされ、また今後、軽減策が図られようとしているのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、子育て応援手当交付金の問題であります。

町においては、子育て応援手当交付金、これを23年度において不納欠損処理という形で処理をしたという旨の報告がありました。この間、国においては子育て支援という形の交付金、1人当たり対象となる自治体にいた子供さん抱えている世帯に対して3万6,000円の子育て応援特別手当を交付、支給してきましたが、町においてどういうわけか総体的な支給額、支給人数のきっちりとした押さえがされていなかったのか、しかしされていたとしても道において、指示に基づいて交付申請をしたけれども、結局、その差額が39万6,000円戻ってこなかったという結果になり、結局、23年度において不納欠損処理するという形の報告がありました。

この点で私は納得いかないという点があります。この間、行政に至っても5万でも、2万でも節約をなさいという形の中で、財政をやりくりをしてきて、結局、事務手続の違いで39万6,000円の不納欠損、いわゆる入ってこないという、国から交付されていなかったという形の中で不納欠損処理しなければならないというのは、どうも納得できるような話ではありません。

ここでもう一度、確認したいのですが、なぜ不納欠損処理しなければならなかったのか、私はもう一度、引き続き国に対しても手続上問題がないとするのであれば、仮に出納の窓口が閉鎖されていたと

しても、引き続き交付するよう要望すべきだと思いますが、この点についての町長の見解を求めます。

次にお伺いしたいのは、介護保険制度についてであります。

今年度より、介護保険制度がまた新たに改定されようとしております。その背景には、税と社会保障の一体改革という名のもとで、またお金がなくなるという形の中で将来の社会保障を充実する、そういう形の中で介護保険制度やあらゆる制度の見直し、こういうものが国の中でうたわれています。

介護保険制度は3年に1回、見直される制度であり、今年度、その対象になる年度となりました。今、高齢者はいろいろな負担を求められていますし、求められようとしています。

例えば、介護保険料の利用者負担の引き上げ、年金給付の削減など、また今後あらうとされている実施されようとしている診療窓口、診療科目が変わるごとに、一定の負担を求めようという動きなど、数多くの負担が強いられようとしています。

そういう中で、介護保険料の引き上げが行われるという状況は、それだけ負担が当然、伴います。上富良野町の介護保険料の改定では、平均で約10%の改定が行われようとしております。その介護保険の前期の段階、4区分の2段階では3,600円でしたけれども、今回は3,950円となり、350円アップになるという状況になりました。町では負担を極力抑えたと述べておりますが、しかし所得が少ない世帯ほど介護保険料の負担率は上がるという逆進性は改善されておりません。

問題を解決するということであれば、一般会計からの繰り入れをふやす、町は事あるごとに行政では国の指示のもとで一般会計からの繰り入れを行うことはできないと、こう述べておりますが、しかし他の自治体では一般会計からも繰り入れを行い、国の指示をはねのけて堂々と住民の要望に立って介護保険料の引き下げ、また据え置きを行うという自治体もあります。

上富良野町においても、それだけの構えを持って住民の暮らし、医療の充実、介護保険料の据え置きや引き下げを行うことは、私は可能だと考えますが、町長はこの点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、予防接種についてお伺いいたします。

今、子供の予防接種、国の制度もあって負担の軽減されているもの、あるいは任意接種で自己負担があるものなど混雑しておりますが、子供の命を守るという点、これは子供だけではなく、お年寄りから大人、子供まですべて対象になることだと考えています。

そこで、子供たちに対する近年、ふえてきてるロタウイルスが感染して胃腸炎になるという状況が生まれ、ひどい子供さんに至っては重症化するという例も生まれてきております。ワクチンを接種することになりますと、約3万から4万、その医療病院によって若干異なりはありますが、最低でも2回接種しなければならない、こういう状況になっております。

上富良野町においても、ロタウイルスに感染する子供さんも一部見受けられるという状況の中で、この重症化を少しでも軽減する対策としても、ロタウイルスに対する感染、あるいは予防接種に対して補助を設ける制度をきっちりと設置する、これが今、必要だと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、子育て支援としてごみ袋の紙おむつを利用している世帯に対して、ごみ袋を支給するという案を町が提示いたしました。それは、対象年齢は2歳までという状況であります。

おむつを外し、1人で歩き、また用を足せるようになる、そういう年齢を基準としたとしています。しかし、まだ2歳、3歳まで、こういう子供たちの中ではおむつを外せないという、そういう子供さんもいらっしゃると思います。

またリハビリを兼ねた形の中でおむつをしている子供もいます。機械的に問題を見るのではなく、事実上において子供に対する支援という形の中で、ごみ袋の支給をするのであれば、実態に即した年齢拡大、3歳まで拡充すべきだと考えておりますが、なぜそうされないのか見解を求めます。

次に、商業振興についてお伺いいたします。

今、町においては元気を取り戻すまちづくり、また産業づくりというのが必要不可欠であり、求められている課題であります。この間、何度もこの点に対してまちづくりに対する振興策を早急に行うべきだという要求を行ってきましたが、いまだにその方向性が見えないというのは、まことに残念であります。

この間、町は空き店舗、空き地の実態調査もしました。調査倒れになるのではなく、その後の展開をどうするのかということ、これが今、必要だと考えております。商工業者に対する具体的な振興対策、これを図って元気な町を、そして関連する産業も、そして底上げする、こういうことが求められていると考えています。

そういう意味では、それによって人口がふえれば、交付税にもはね返り、また町の産業も潤うという循環型の産業や振興が求められていると考えています。そういう意味では、今後、商工振興、これに対

する振興策をどのように位置づけ、考えようとしているのか、町長の答弁を求めます。

次に、住宅のリフォーム制度の問題について伺います。

町では、昨年度から住宅における耐震化及び環境に対応した住宅の設備に対して助成を行ってきました。大変、喜ばれてもおります。

しかし、もう一方ではこの制度がなかなか利用しづらいという声が聞かれております。利用件数の伸び悩み50件に対して40件、環境整備に対しては60件に対して2件という状況の中で、利用する相手の方がいますから変動あるのは当然であります。

しかし、他の自治体では利用枠を超えて補正をするという状況にもなっているというのが実情であります。他の自治体と上富良野町の違いは何かということではありますが、それは簡易な改装などが対象になっていない、制度の利用を熟知していないということもあるでしょうが、簡易な設備、改装に対するこういうものが対象になっていないというところからはっきりしているわけでありますから、利用しやすいように制度を改める、これが当然ではないでしょうか。

この間、町はこういうリフォーム制度をやることに個人の資産をふやすことになるからだめだと言ってきましたが、結局、住民の世論に押されて、これをせざるを得なくなりました。しかし、またその蒸し返しを行うというのであれば、おかしい話であります。

住民が利用しやすい制度、地域が潤うような、そういう制度であればきっちりとそういう流れに即して改善を図るということ、これが今、求められていると思いますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、新規就農対策について伺います。

今、国においても、全国においても、この上富良野町においても、先行きの農業に対する見通しが立たない中で、高齢化及びまた離農せざるを得ないという、そういう就農者がふえる傾向にあります。

町においてもそういう対策として、新規就農に対する支援制度や貸し付け制度、また国に対して補助制度を活用した制度も講じておりますが、しかし一方で未耕作地がふえるという現状もあります。

そういう意味では、これから上富良野町の農業をきっちりこれからも支える、これは何よりも必要になってきています。今、国はTPPという形の中で、関税を撤廃しようという動きがあります。仮に、所得補償や価格保証制度があったとしても、TPPが導入されれば、それはもう補えなくなってしまう、こういう試算も出され、米農家では9割、ビート農

家でも9割以上の農家がこれを耕作を断念せざるを得なくなるという実態が明らかになっています。

そういう意味では、国の制度や自治体としても後継者や新規就農者に対する維持、またこの定着してもらって農業を続けてもらう、そういう対策を打ち出す、これが何よりも必要だと考えています。

今、国はそういう中で新たな制度として新規就農を目指す青年に対して助成金を給付する制度、創設するという形になりました。この間、私たちは国や道においてもフランス並みの新規就農青年育成をすべきだという要望を出してきました。その結果が一部、実現されてきたものだと思います。そういう制度を活用して、上富良野町においても他方からも多くの青年がこの上富良野町に来て就農できるような環境づくりをするということが必要だと考えています。

この制度は、就農から5年を限度に年間150万円給付する事業であり、また同時に先進農家の研修などを受け行う、また自治体では地域農業づくりの計画をきっちりつけて、青年の就農対策をきっちり位置づける、そういう計画をつくるということが求められています。

大規模化を一律に押しつけるのではなく、当然、小規模であったとしてもそれを生かせる制度でありますから、新設された制度を大いに活用して、就農に結びつける、若い青年を支援する、そういう環境づくりが必要だと考えておりますが、これらの点について町長の答弁を求めます。

予算編成について伺います。地方財政計画では、震災や復興対策に対して緊急の防災、減災事業による交付金の活用を行うべきだという自治体に対する指示も行われています。

地域経済や雇用対策という形の中でも数千万以上ものお金が交付され、その中でも住民に光り注ぐ事業費を活用する制度もあり、多くの制度、子供基金などの活用する制度もあります。

今、上富良野町においても、防災機能の強化や地域づくりの強化がうたわれているという状況の中で、このような対策、予算を使ってまちづくりに生かすということが求められていると考えています。

町の予算を見ますと、雇用対策に至っては町独自の対策はありません。行政は公共事業で補えるから、単独の予算はつけなかったという方針であります。

しかし、単独の補正予算をつけなかった、予算をつけなかった、従来の公共事業で雇用が促せることを考えているではありませんか。私は、この点で一定の業者に至っては雇用する枠が決まっていますから、仮に忙しいという状況になったとしても、そこ

でやりくりするという状況になりますから、これは町単独の予算をきっちり組む、そういう対策を行う、防災機能の面ではやはり防災備品等の充実を行う、地域の公共施設の整備や、あるいは庁舎に至っては震災に耐える状況でない庁舎でありますから、そういうものの将来性をきっちりうたうなど、予算編成に対する計画そのものがなかなかやはり見えてこないというのが実情であります。

そういう意味では、上富良野町においては地方財政に示された、こういう予算編成の活用をきっちり行う、こういうことが求められていると思いますので、これらの点についての見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

4番米沢議員の御質問に順次、お答えさせていただきます。

まず1項目めの演習場の騒音対策に関する御質問にお答えいたします。

演習場の騒音対策に関する要望につきましては、平成12年度より住宅防音対策を含めまして、騒音対策に関する要望を上富良野駐屯地、第2師団、北部方面総監部、防衛省並びに関係国会議員及び政府へ、上富良野町基地対策協議会、北海道基地協議会、全国基地協議会を通じて毎年、要望活動を行っているところであります。

このたび、このような長年の要望活動が反映されまして、これまで航空機騒音地区の住宅防音のみ国の補助対象となっていたものが、演習場での戦車や火砲の砲撃音の騒音につきましても、平成25年度より国庫補助の対象となることで法改正がなされる予定であります。

これら法改正のスケジュールとしましては、この3月末には国から全国の関係都道府県知事に対して、平成22年度に実施されました騒音調査をもとに、住宅防音区域の指定にかかわる考え方が示される予定で、これを受け北海道知事から4月上旬には関係自治体に対して意見照会が行われる予定と伺っているところであります。

なお、関係する自治体からは、4月末には北海道へ回答する予定となると思われます。

その後、国ではこれらの関係自治体の意見を参考に、7月ころには住宅防音区域の指定告示、平成24年度は住宅補償の設計積算等を行い、平成25年から補償工事が実施される予定と聞いております。

町といたしましては、今後におきましても防音対策等についてさまざまな機会を通じて要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの子育て応援特別手当交付金に関

する御質問にお答えいたします。

平成21年度決算におきまして、収入未済となっております子育て応援特別手当交付金の一部につきまして、このたび当該年度の不納欠損として処分整理する判断をいたしたところでありまして、その経過等につきましては、これまで御説明させていただき、御理解を賜ってきたところでございます。

このたび、このような整理をしようとする理由につきまして、当該事業について既に交付額の決定も終え、事業終了から2年の年限が経過し、国においても担当部署が解体され、今後の財政措置は困難であるとの回答があったことなどから、総合的な見地から考慮し、今回、整理することが妥当と判断したところであります。

私といたしましては、極めて不本意ではありますが、諸状況を考えますとこれ以降の要請も難しいものと判断したところであり、重ねて御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの介護保険制度に関する御質問にお答えいたします。

上富良野町の介護保険料の改定につきましては、介護保険財政運営の安定化を基本として、ここ3カ年の介護給付費の伸びを見た中で、介護保険料額を設定させていただきました。

また、介護保険料の1割アップの要因の中には、介護保険料の負担割合について、世代間の負担率が政令により改正されまして、1号被保険者の負担割合がこれまでの20%から21%となり、この1%の上昇分が今回の保険料改定分の約50%を占めております。

これらのことから、上富良野町介護保険事業基金の取り崩しと、さらに北海道財政安定化基金の取り崩しからの交付を受けまして、介護保険料の上昇を極力抑えた介護保険料額の設定とさせていただきまして、御理解賜りたいと存じます。

なお、介護保険制度は、介護保険法で定められた国、北海道、町の負担と1号被保険者、2号被保険者の保険料で運営されていることから、一般会計からの制度上の繰り入れはできないこととなっております。

次に、4項目めのロタウイルス予防ワクチンの接種に関する御質問にお答えいたします。

乳幼児に発熱、下痢や嘔吐などの症状を起こす感染症胃腸炎のうち、20%程度を占めるロタウイルスの予防ワクチンが国内でも昨年11月から販売され、希望者は接種が可能となりました。

ロタウイルスワクチンにつきましては、現在、厚労省における予防接種部会におきまして、経口生ワクチンであること、導入初期に腸重積の増加が指摘

された経緯があること。さらには、医療経済的な視点からの検討が必要であるとのことから、予防接種法の対象とするか否かの検討を開始したところでありまして、今後、部会の動向も注視しながら情報収集に努め、時期を見て町としての判断をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の紙おむつ用ごみ袋の支給に関する御質問にお答えいたします。

子育て支援ごみ袋交付事業は、2歳未満のお子さんを養育する家庭に紙おむつごみ相当量の可燃ごみ指定容器を交付するものでありますが、事業実施に当たりましては、経済的支援のほかに、子育てに関する親への支援として、情報提供や学習、交流等のきっかけづくりをねらいとしております。

子供の一般的な発達過程から見た場合、排泄の自立を促す時期としては2歳をめぐりにおむつを外す動き、働きかけが必要と言われ、乳幼児検診や保育所の対応でも、この時期に排泄の自立を指導しており、保護者に対する養育指導としての意味を含め、2歳未満の児童を対象とすることは適当と考え、実施するものであり、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目目の商業振興に関する御質問にお答えいたします。

空き店舗調査後における今後の商業振興策につきましては、さきに村上議員にもお答えさせていただきましたが、商店街の活性化を図る上からも空き店舗、空き地の活用も大切であります、何よりも空き店舗、空き地にならないことが重要であることから、これらの活用や対策について引き続き商工会と連携を図り、商業振興策と一体的に取り組むことが必要であると考えており、今後、商工会と協議を進める中で、具体的な対応を見出してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、7項目目のリフォーム制度に関する御質問にお答えいたします。

現在、平成23年4月から平成26年3月までの3カ年の期間について、地球温暖化防止対策、またはバリアフリー化にみずから取り組もうとする町民に対しまして、住宅リフォーム及び住宅設備機器等の導入に要する費用の一部を助成する制度を運用しております。

この制度は、国が進めるエネルギー対策と高齢化社会に即した快適な住まいづくりを促進し、あわせて町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とするものであります。

住宅リフォーム分については、住宅のエネルギー効率やバリアフリー性能を高める改修と別途、制度を運用している住宅耐震改修補助の併用も対象とし

ておりますが、住宅を維持するための修繕は対象とはしておりません。

屋根や外壁の塗装、張りかえに対する助成要望もあることは推測するところでございますが、公費助成による制度効果が個人財産の維持にのみ特化するという結果になり、大変、難しいものと考えております。

しかし、住宅リフォーム等不可分の修繕、特に内装などについては対象となるよう柔軟に運用しておりますので、建設水道課建設班、または町内の建設業者にお気軽に御相談願えればと思っております。

なお、助成の条件が町内に本社を持つ建設業者により施工されること、また工事費が20万円以上であることなど、制度の内容が町民の方々に十分に酌み取られていない部分もありますので、引き続き広報かみふらのや、町内事業者を通じまして一層の制度普及と相談体制の充実を図ってまいります。

また、他の町村などにおきましては、維持のための住宅修繕も助成対象とする制度を持っているところもありますが、この場合は人口減少や住宅関連施工業者が極端に少なくなるなどの地域事情に対応して政策的に業者を保護育成し、業者不在による生活不便や地域衰退を回避するという、政策目的を持ったものとなっております、当町の助成制度内容においては、これらの政策目的を持っておらないことで御理解を賜りたいと存じます。

次に、8項目目の新規就農対策に対する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国は平成24年度から担い手の就農意欲の喚起と就農後の経営安定化を支援し、持続可能な力強い農業の実現を目指すため、新規就農総合支援事業の一環として新規就農者確保事業が実施されることとなりました。

事業の内容といたしましては、準備型として研修が終了してから1年以内に農業経営をすることを目的に都道府県が認める研修機関や先進農家等でおおむね1年以上、研修する者に対する給付と、営農開始型として研修が終了してから1年以内に農業経営をする者に対する給付を行う制度となっております。

町といたしましても、今後の上富良野町農業の安定的な持続につなげるため、人、農地プランの策定と必要な手続きを経まして、本制度の活用が図られるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、9項目目の予算編成に関する御質問にお答えいたします。

国は平成24年度の地方財政計画におきまして、歴史的円高等を踏まえ、地域経済の活性化や雇用機

会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、地域経済基盤強化雇用対策費として普通交付税に1兆4,950億円の財政措置が行われた結果、地方交付税につきましては総額においては前年対比811億円、0.5%の増額となったところであります。

しかし、本町におきましては、人口の減少などの影響もあり、普通交付税におきましては前年対比1億6,700万円、5.4%減と大幅な減額となったところであります。

議員御質問のこれらの財源の活用について主な点を申し上げますと、まず投資的事業につきましては、前年対比約1億1,400万円、14.1%増の9億2,400万円を確保し、地域経済の活性化及び雇用の促進につながるよう、防災対策といたしましては、近年の大雨災害に対する恒久的な復旧対策、また地域防災力の向上を図るため、防災士取得講習費補助事業の実施、救急救命士の育成、さらに子育て支援については、従来の子育て支援策に加えて、子育て家庭に対する経済的な支援として子育て支援ごみ袋交付事業の実施や一貫した子育て支援の充実を図るため、「スクラム」かみふの作成、妊婦健康診査助成の拡充など、限られた財源の中で必要性、緊急性を十分、検討の上、さまざまな地域課題の対応に向けた経費を計上したところとありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ありますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 演習場の騒音対策について伺いますが、町としてはこの演習場の騒音対策という形で、住民からも意見を聞かれているかと思えます。相変わらずやはり機銃の発射による騒音だと、戦車騒音という形で、また電波騒音という形の中で、かなり強い電源が走ってくるのだと思いますので、そういう中で関係する住民の方にとっては相当な苦渋を強いられているという状況にあります。

そこで、町として4月上旬に道から関係自治体に対する意見等の照会等があるという形ですが、町としてはどういう改めて要望等をきっちりされようとしているのか、この点、明確にさせていただきたいというふうに思いますが、わかる範囲でよろしいですからお伺いたします。

また、同時にこの点では国としてはまだこれからその案を示して、大枠では示されている部分があるのかどうなのか、その点もお伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の演習場の騒

音対策に関する御質問にお答えさせていただきますが、現在、北海道防衛局、あるいは防衛省本省のほうから、具体的な説明の手続きの手順については説明をいただいておりますけれども、中身については一切、何ら示されていない実態でございます。

ですから、私どもとしてはどういうものが私どもの前に示されるのかというのが、今、全く推測もできませんし、できない状況、さらには情報もいただけない実態でございますので、どういう対応をというような考えを今、一切情報がない実態でございますので、示された後ということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 住民からの聞き取りもされていて、大体、大枠ではどういう要望があるのかということは、それは御存じかというふうに思います。

近年、演習の中身も変わってきてまして、機動的な訓練、即応体制ですぐ敵陣に入って打ち込めるような、そういう訓練が上富良野演習場でも盛んにやられているというのが実態であります。飛行訓練なんかも相当入ってきていますので、そういう訓練がされて、騒音や従来と違う環境の中で騒音が発生しているというような実態であります。

町としてもう一度確認したいのですが、これは今まで住民と話されて必要最小限、この点は訴えておきたいというような改善してもらいたいというような、そういう項目等はもう押さえられているかと思いますが、この点について伺いたいします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、要望の都度、住民の皆さん方から日ごろ寄せられておりますそういう騒音に対する苦情、あるいは改善要望等については、個々具体的に申し上げられるものについては、申し上げておりますし、あるいはヘリコプター、あるいはそういうものについての騒音等もあわせて、具体的にそういうことで軽減を願いたいと、あるいは対応を願いたいということで申し上げております。

ただ、どのような国が基準を持って測定なり、押さええているかということの、そういうことは一切、情報としていただけない実態にございまして、どういうものが示されるかということで今、注視しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いずれにしても、やはり近隣、周辺の民家等に至っても遠くでも空振がひどいという状況ありますので、やはり必要最小限、

やはり限定する範囲を恐らく区切ってくるというふうに思いますので、そこら辺との恐らくせめぎ合いになるかというふうに思います。

そういう意味で、町としてもやはりすべてを対象にできるような、そういう対策をやはり要求してやる必要があるというふうに思います。窓が揺れて物が落ちるということがありますから、そういうことも含めてもう一度、町長の考え方についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の演習場におきます騒音対策についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、今までの答弁と重複するかもしれませんが、個々具体的に要望を申し上げられるものについては、もう毎年、申し上げてきております。

それで、どういうもので示されてくるのかという情報がないこととあわせて、今回、恵庭市も私どもの町と同じような対応、あるいは鹿追も一部、そういうところがあるというふうに聞いておりますが、そういったところと情報交換をするようにということで申しておりますけれども、どちらもそういう具体的な情報をいただけないということですので、町としてどういうことを防衛省に対してやりとりができるのかという、そういうことも現在、知り得ない状況でございまして、想像で申し上げるわけにもいきませんので、ただ忠実に実際の周辺地域の皆さん方の要望はお伝えしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） いずれにしても、25 年度からという形の中でやっておりますので、やはりその準備期間をうまくというか、きちっと資料も提出してもらって、やはり住民の意見をそこにどんどん盛り込むような、そういう形にしないと、国はこれで大枠示したから形としては話し合ったから終わりという形にしない、そういう対策というのが今、必要だと思いますので、この点、きっちりと要望されるかどうか、もう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町、住民の皆さん方の思いを受けて、町が要望させていただいた経過等が今回、示されるものの中でどのように反映されてくるのかということも知り得ませんが、最大限、地域の住民の皆さん方の生活が安定的に営まれるようなことに町としての責務を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 次に、介護保険制度の問題についてお伺いいたします。

介護保険制度は、国のいわゆる制度として安心して介護が受けられるようにという形になっております。

しかし、今年度からまた介護保険制度が改善でよい方向に変わるのではなくて、給付を引き上げたり、あるいは家事援助を引き下げたり、利用時間を引き下げりなどなど実施されます。

そこで、何よりも訴えたいのは、介護保険料の問題であります。国が介護保険制度の国庫負担率を下げている分、これを解決しない限りは地方自治体の負担はさらにふえるというふうに考えております。

ここで、上富良野町の今回の介護制度の改正の中で、負担率はどうなのかということでもちょっと見てみましたら、第8段階で500万ぐらいの世帯として、単純にですから負担率は1.7%です。その110万ぐらいの世帯で、第3段階見ましたら2.9%です。こういったところをただけでも、所得の少ない人ほど負担率がふえるという状況になっているのです。

町長は、一般会計からの繰り入れはだめだと言われている。基金と道が崩したその基金で何とかやりくりして、軽減したと言っているのだけれども、しかし実際、負担率等で見たら軽減どころが負担がふえているというのが実態であります。

そういうことを考えたときに、国からがどんなことが言われようが、やはり町長として、この自治体の住んでいる住民の方の命と健康を守る立場からすれば、当然、一般会計から繰り入れを行って軽減すべきだというふうに思います。これは、なぜできないのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の介護保険料に関します御質問にお答えさせていただきます。時間も押しているようでございますので、要点だけお答えさせていただきます。

一般会計からの繰り入れ等についての判断につきましては、私は町全体の、町民全体の生活を守るという観点からすべての分野に公平、公正に予算の使途がなされるということが絶対崩してはならない基本だというふうに考えております。

そういうような観点から考えて、やはり介護保険料については、その介護保険制度という趣旨も押さえた中で、一般会計から必要以上の繰り入れをすることは、これは町民が求めている姿ではないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私は、町民の人がやはり介護制度や医療で予防医療などで暮らしを守れるのであれば、必要な部分であればそれは一般会計からの繰り入れも納得できる、そういうことであれば私は認められる範囲の、範疇のところだったと私は考えているのです。

そういうことを考えた場合に、町長のその理屈というか、何というかわかりませんが、理由は成り立たないと私、思いますが、そういうことも含めて、今、私先ほど述べましたけれども、所得の低い人ほど負担率が高くなるということは認められますか。そうすれば、ここを軽減したいという形で行うべきだと思いますし、全体で負担がいろいろな形で求められてくるときに、据え置きすることが僕は可能だと思いますので、この点をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ階層ごとの負担率の幅につきましては、それはその都度、第3期、4期、その期の計画を立てるごとに一番、望ましい負担率になるように設定をさせていただいておりまして、前期と比べて次期がどうだということで、一概に私は判断するものでなくて、その都度、当然そういう継続性は絶対、必要でございますけれども、負担をしていただける公平感を損ねてないというふうに理解をして、設定を予定しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 負担率の面で公平感も絶対あるわけです。所得の少ない人ほど負担が多いわけですから、そういうことを考えたら町長の言っていること自体がおかしな論理になるわけで、やはり私は一般会計からの繰り入れを行って、やはり十分、その財源も基金などの取り崩しを行えば、十分、可能だというふうに思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

私といたしましては、先ほど申し上げましたように、すべての町民の皆さん方にすべての安定した暮らしができるような仕組みをトータルで構築していく責任があるわけでございまして、そういう観点からそれぞれ、他にも保険事業がありますけれども、介護保険につきまして、一般会計から繰り入れをして、そして負担を軽減していくということ、その部分にだけ配慮をするということは、多くの町民がよしとするところではないというふうに私は理解しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういう理由でいけば、いろいろな問題、今回の予算編成の中でもいろいろな問題あります。自治推進費という形の中でいわゆる戦車道路だとか、その近辺の多田弾薬庫近辺だとか、自治体に住民会、期成会に対して補助を出すといっても、それも公平感があるのかという問題です。それだったら、こちらのほうがよっぽど理解される、そういう予算づけをしたほうが私は納得できるものだというふうに思います。

不公平感は認めないですか、もう一度確認しますが。負担率の不公平感は認めないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えをいたしますが、そういう不公平感を生じているというふうに理解はしておりません。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 全く町長として負担率も示したのですけれども、理解されない町長だと、私は非常に残念だというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは商工振興の商工振興策です。この間、何度ともなく将来に対する振興策を示さないという形で述べてきましたが、いまだにその方向性というのは示されておりません。他方では、いろいろな取り組みもされています。ここで言うまでもなく、技術支援に対する補助だとか、町全体の産業の底上げをするための商工振興策をどうするかということも実際、行われています。何が障がいになっているのですか。

町長はよくスピード感を持って対応すべきだということをみずから発しておられるわけですから、今、そのスピード感が非常に求められているというふうに思いますが、町長、この点では町長自信、このスピード感が私はないと思うのですけれども、町長自信どうお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の商業の振興策についてのお尋ねにお答えをさせていただきますが、商工振興策につきましては、きのうの一般質問の中でもお答えしたかと思っておりますけれども、私といたしましては行政が果たさなければならない役割、商工業者みずから果たす役割、それらの団体が果たす役割、そういったそれぞれの分野の役割があるものというふうに理解しております。

そういう意味におきまして、これら力が合わさって、力強く進むことが、これは常に目指している姿でございます。

しかし、町といたしましては、さまざまな商工業振興にまつわるインフラ整備等は、予算は経済状況

が許す範囲内で着実に私は実施しているというふうに理解しております。それをどのようにお互いが組み立てて生かしていくかということは、これから大いに課題でございますけれども、でき得るものから私は推進していると、そのスピード感、どういう状況を持ってスピード感があるないの判断を下すかということは、それぞれの主観でございますのでコメントはできませんが、私は着実に改善に向けた取り組みはさせていただいているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今、いろいろな経営努力もあるでしょう、だけど社会的要因もあるのだと思います。

だけど、それを持ってしてそれで解決するという、何者もないわけで、やはり行政として将来、このよく言われているように1次産業も2次産業も循環型で行わなければ産業というのはお金は守らないのだと、町長みずからも言っているわけですから、明確にさせていただきたいのは、それではいつまでにどういう方法でこれを振興策をつくろうとされるのか、目標をお持ちですか、それでは。お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 商業振興策についての米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

目標も含めまして、これはエンドレスだと、永久に活性化はこれでもいいという終着点はないというふうに考えております。着実に一歩ずつ、前に進めることが最善の策だというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 求めているのはそこではなくて、エンドレス、エンドレスとよくわからないことを言うのですけれども、そういったのはそんなのは前からの話で、今始まった話ではなくて、求めるのは長い話なのですけれども、だけど当面どうするのかということを持ち合わせないと、そんなの済むはずないわけです。計画というのは、そういうためにいつまでにどこまで到達するのかということですから、そのための観光計画や農業振興計画やいろいろつくっているわけですから、そこをはっきりしなさいと言っているの、何が無理あるのですか、もう一度、答弁願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 具体的にどういう姿、どういう形に到達すればいいのかという、私はそういう目先で判断するものではないと、これはどういう仕掛けをすれば、どういうものが生まれてくるかとい

うことにつながってきますので、私は例えば米沢議員流に言えば、どういうふうになればいいのかという目標を求める夢はありますよ、求める夢はありますけれども、例えば具体的に商店の閉店する人が、では少なくなることが目的なのか、あるいは空き店舗が何店解消されることが目標なのかと、そういうような私は示し方をして振興するものではないというふうに考えておりますので、そこは商工業のみならず、多くの業種の方が関連してまいりますので、町全体としての活力が生まれることを私は追いつめていくべきものだというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私が聞いているのと全然、的はずれの答弁をされているわけで、町長自信の中に残念ながらそういったものに対する方向性持っていないということが明らかになったというふうに思っています。

これは、町全体雇用させるという点で結びつきますので、やはりこういったところに対するきちっとした対策を早急に持つべきだと、何度も重ねてお願いしますが、もう一度確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の商工振興策について再度、お答えさせていただきます。

町全体が商工振興のみならず、農業振興も、あるいは他の振興策も含めまして、相乗的に上富良野町の活性化につながるような一つの商工振興策あわせて進めていくことが私の責任だというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、8番谷忠君の発言を許します。

○8番（谷 忠君） 私はさきに通告させていただいております2項目について、何点かの御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1項目めでありますけれども、今、求められているシカ柵の設置と、それから捕獲対策についてということで、町長に御答弁を求めたいというふうに思います。

さきの米沢議員の重厚な質問の後でありますから、私はさらっとやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

有害鳥獣による農作物被害は、既に御案内のとおり全道的に広がり、特にエゾシカによる食害は我が町も例外ではございません。繁殖力が強くて、極めて強いわけでありまして、年々頭数も爆発的な増加状況にあるというふうに思っております。

農業者から設置に向けた要望が多くなり、設置に

向け取り組むべきと思われます。行政が主体となつての取り組みにはいろいろな課題も多いと思いますけれども、行政とのかかわりについてどうお考えか、お伺いをさせていただきます。

大規模な捕獲事業が2月11日から13日までの間、自衛隊の協力を受けて3日間で92頭、去年は28頭ということでありますけれども、3倍以上の実績が報告をされてございます。道は、記者会見で、ことしに向けて各市町村から希望を募ることを表明、希望をしたいというふうに述べてございます。

抜本的な駆除対策として希望を提出すべきだと思いますけれども、その点についての見解を伺わせたいと思います。あわせて、食としての見解についても町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

次に、2項目め、小売店街のなすべきことと、購買力の食いとめ対策ということについても町長の見解をお伺いしたいというふうに存じます。

提出には、「昨年」というふうになってはいますが、これは間違いでございまして、私、「近年」というふうに書いたつもりなのでありますけど、「近年」ということで御訂正をいただければというふうに思います。

品物が売れないということが、町内小売業者のぼやく声を耳にすることが多いわけでありますが、私が見たところ、品物もたくさんあって、多くの店もある半面、国民の可処分所得が伸びずにいるということが現実かというふうに存じております。

単純に計算しましても、1商店の売上げが停滞していることになりませんが、順調に伸びた業種も業績格差が出、二極化し、売れる店とそうでない店との差が著しくあらわれているというのが現実かというふうに思います。

本町の小売店が生き抜くには要は何をなすべきなのかと、地域活性化とよく言われておりますけれども、購買が都市部に、特に旭川近辺に流れているのが実態かというふうに思っております。

本町の顔であります中心街が衰退し、町全体の活力が失うことは、このままでは明らかに思われます。品物が売れないのではなくて、今までと同じ売り方では売れないのではないかというふうに思われます。

町は商工団体と連携を密にし、基礎調査、意識調査を行い、総合診断を実施し問題は何かと、これを解決する長期計画を樹立し、将来ビジョンを示し指導すべきと思われますが、見解を伺わせたいと思います。

あわせて、町外に流出している購買力の具体的な

食いとめ策についてもあれば、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのシカ柵設置と捕獲対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

最初に、1点目のシカ柵の設置についてであります。年々増加傾向にあります農業被害を食いとめするための有効な手段の一つであると私も認識しているところであります。

富良野管内におきましても、他の市町でシカ柵の設置が既に完了、もしくは現在、進められておりまして、それによって行き場を失ったシカが本町など、未設置地区へ流れ込んでくることに懸念を抱いているところであります。

現在、シカ柵の設置につきましては、農協上富良野支所と継続的に協議をしてきておりますが、このたび農協支所が中心となり、各農村地域の代表者や農業関係機関からなる有害鳥獣対策協議会を立ち上げ、駆除対策全般にわたって協議を行うこととなりました。

町といたしましても、本協議会に参加する中で、協議の経過を踏まえまして、その結果が極力、施策へ反映できるよう努めるとともに、鳥獣被害の軽減が図られるよう協力してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の捕獲対策についてであります。議員からお話がありましたように、自衛隊の協力によりますシカの捕獲事業が実験的に白糠町で実施され、一定の成果が得られたと報告をされております。北海道におきましては、新年度、4月以降におきまして、この実験事業の要望調査を道内市町村に対して行う予定であると聞き及んでおりますので、地区選定に当たっての要件等については定まっておりますが、北海道の新年度予算にも盛り込まれていないことから、年度内に行われる道東での捕獲実験事業を経まして、これから対応が図られてくるものと考えております。

本実験事業につきましては、まだ事業として確立されておらず、今後の北海道の対応を見きわめてまいりたいと考えておりますが、捕獲事業の希望取りまとめがあった場合には、内容を見て、当町も対象となり得る場合は検討をさせていただきたいと考えております。

次に、食として活用についての御質問かと思いますが、現在、駆除したシカは一部が食用として利用されておりますが、ほとんどは駆除現場におきまし

て、そのまま埋設処分されている状況にあります。

食材としての活用につきましては、さまざまな提案がなされておりますが、町としては十分な情報や知見を持っておられないことから、今後、町内におきますシカ対策協議を進める中で、情報収集を含めて研究をしてまいりたいと考えております。

次に、２項目めの小売店のなすべきことと、購買力の食いとめ対策に関する御質問にお答えいたします。

本町の各商店等における売り上げにつきましては、具体的なデータを持ち合わせておりませんが、毎年、店を閉めるところが出てきている実態から、小売店の売上高、利益率ともに伸び悩んでいる状況にあることは、私も推察できるところであります。

また、町民の消費動向につきましても、一般日常生活用品につきましては、町内で購入されていると思われますが、それも大型店やコンビニエンスストアへシフトしており、家電や衣料品等耐久消費財につきましては、旭川など、町外での購入が主体となってきているものと思われます。

これらの状況から、町内小売店での販売力は低下しており、このことが町全体の活力が低下する大きな要因ともなっております。大変、懸念をしているところでございます。

私といたしましても、商工業の活性化は喫緊の課題であると認識しておりますが、これらの解決にはまず商業者、商工会、行政が心一つにして認識を共有し、それぞれが各自の分野における機能と役割を十分に果たしていくことが大事であると思います。

それらの取り組みの一環として議員から御提言をいただきましたような調査や診断を行い、将来ビジョンをしっかり持ち、活性化を目指すことはぜひ必要であり、その中で行政としては指導というより、支援策を講じながらともに歩むことが大切であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、現在、購買の町外流出を食いとめる有効な手段を行政としては持ち合わせておりませんので、申し上げられるものがないというのが実態でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

８番谷忠君。

○８番（谷 忠君） まず、１項目から質問させていただきますけれども、今、御答弁をいただきましたけれども、町長も私と同じ町長の立場はないから農業者の１人でありますから、当然、中身は御存じかと思っておりますけれども、今、御答弁いただいた上富良野が未設置というふうな判断はどこで処理されているのかちょっとお伺いしたいのですけれども。認

識の問題は別で、これは実は上富良野も平成１０年、それから１１年だったと思いますけれども、２年間で実は電牧柵設置されています。これは総面積、総キロ数で大体１８０キロぐらいだったと私、記憶しているのですけれども、もう既に耐用年数は５年ですから、もう既に倍以上経過しているというようなことで、実際には一部機能していて、全体的にはもう機能していない部分があると、使い物にならないところもありますけれども、個人で修理をしながら経費もかけてやっておられるのが実態であります。その辺は町長、認識どういうふうに考えているのかお答えください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ８番谷議員のシカ柵についての御質問にお答えさせていただきます。

私も当時、電牧を設置していた事業、存じておりますし、どういう状況でそれが利活用されているかという実態も私なりに、私も結構、畑地帯で歩く機会もありますので見ておりますけれども、非常に設置した当時は多分、いいものだとということで設置をして、しかも設置するその早さがあつという間にできてしまうというようなことで期待感があつたわけですが、非常に特に草が下から伸びてきたようなときに、またそれが線に絡んで壊れてしまう、あるいは冬、雪の、本来は雪が降る前に下におろせばいいのかどうかわかりませんが、そういうことで非常に結果的には耐久性がなかったということで、ごく一部しか利用されていない実態だなというふうに大半は機能していないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） ８番谷忠君。

○８番（谷 忠君） 町長、金額ベースで上富良野の被害はどの程度に押さえているのか、その点ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） ８番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

被害額等につきましては、ちょっと２１、２２、２３程度で御理解いただきたいのですけれども、平成２１年度においては１，２６４万８，０００円、平成２２年度においては５，８１５万１，０００円、それから平成２３年度においては、現在のところ掌握しているところでありますけれども５，２７４万６，０００円ということで、それぞれこの２１年、それから２２年との大きな差については、それぞれ農業者の方々に調査を実施しているわけでございますけれども、なかなか実態的にとらえられていない部分があつたという点も含めて、２２年度に大きくふえたというふうに我々のほうでは推察しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） その中で、上富良野の農作物の被害で一般畑作もその中で何が一番、被害を受けているのか、その点の調査もお済みですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 8 番谷議員の御質問にお答えします。

品目等々については、ちょっと調査の中での結果ではちょっととらえていない部分がございます。

ただ、私がいろいろ畑や何かも回らせていただいている状況の中ではビートですとか、ビートの植えた直後ですとか、あとは特にスイートコーンの植えた直後ですとか、そういう部分が多いというふうに推察しております。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） この富良野管内で一番被害が多いのは富良野なのです。金額ベースで2億4,700万ぐらい、全然上富良野と被害状況が違うのですけれども、今言われたとおり21年度から23年度まで、昨年まで報告していただきました。私の押さえている数字とたいした変わらないのですけれども、実はそのとらえ方なのです、被害の。

富良野は主体的に牧草、これが一番大きいのだらうと思いますけれども、上富良野の6,000万という被害は、これは牧草を押さえていないのです。一般畑作物としての金額ベースということですから、この牧草入れますともっともっと出ます。その辺の調査というのは、どこから仕入れたか知らないのですけれども、恐らく農協から仕入れてきた情報だろうと思うのですけれども、行政として緩慢なのだ、これだけ農作物の被害がある、町長これははっきり申し上げて、今、近々の23年度で6,000万近い被害があったという報告ですけれども、このベースが町長、農業者の1人としてお答えいただきたいのですけれども、この金額ベースの被害が少ないと思っているのか、当然このぐらいの被害があってしかるべきだと思っているのか、そんなことを考えていないのでしょうか、どういうふうに押さえていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8 番谷議員のシカの食害による被害についての見解についてお答えさせていただきます。

被害の多い、少ないについてはもう、議員がお話ししていただきましたように、私は被害はゼロであるべきだというふうに、基本的にはそういうふうに思っております。

私もその被害の金額をどのように押さえるかとい

うこと、農業者の方々に直接、聞いたりもしておりますけれども、その富良野市の被害の押さえ方、あるいは上富良野町、私が理解している限りのお話で申し上げますと、農協さんあたりが被害の取りまとめをしてくれておりますけれども、例えばシカが侵入して食害をしている、例えばビートについて申し上げますとビートで食害、移植後シカが入って食べていったというような面積はどれぐらいありますかというような、そういう面積で直接、苗が抜かれてなくなったところを押さえるのではなくて、その筆という表現がどうかわかりませんが、その圃場の面積は幾らだというようなことを積み上げてカウントしているような動きもありますので、これはしっかりとその被害を特定する調査の仕方のルールもやはり共通したものをやはりこれから持って、正確に、極力正確に被害額というものを押さえていく必要があるということは、私も認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） わかりました。

今、御答弁いただいた中で、行政が主体となって取り組むことはいろいろな課題があると、私も質問させていただきます。しかし、この有害鳥獣の問題については、現実にはこれは主体的に行政が主体になって誘導したいのだと、取り組むべきものだ、私はそう思っているのです。主体はやはり行政だと、ただエゾシカに関しては違うのだということにならない。

今、言っている組合員さんの言っていること、農家の方が言っていることは行政、あるいはJAが主体でなくて、生産者の協議会をつくって、立ち上げて、そこが主体になってやるのだというような話があります。

先ほど御答弁いただきましたけれども、行政もそこに参画をさせていただいて協力をしたいと、こういう御答弁でありました。全く、主体性のない答弁だったと私は思っているのですけれども、実は郡部に12の住民会組織がございます。この中で1名ずつ委員が選出いただいて、今月の26日に正式にこの協議会が立ち上がるようであります。

実際には、今回の計画については目標は25年度、来年度という予定でありますけれども、なかなかその段階で立ち上げるかどうかと、実行に移せるかどうかということが不透明な部分がありますけれども、今回の計画については上富良野全体を網羅したいということでありまして、私も平地におりますから、実際にシカを目視するということはないのです、ですけれども全町の生産者が協力して、その理解をいただくということが、もう第1課題で

あると、これは大変な作業になるということであり
ますから、現実には被害を受けている方は今はたく
さんおられます。そして、中富も富良野も柵囲って
きていますから、シカも生き物ですから、どこか行
けと言われたらどこかに行かなくなりますが、上
富良野に流れてくる、上富良野が今設置をすると、
こういう話になっていますから、当然、お隣の美瑛
町は上富良野の動向を注目している、上富良野で
設置されたら美瑛に行くのですから。

ことは、総体的に西のほうが芦別の方から流
れてきて、相当の被害が予想されます。そういった
中で、この緊急な対策が必要だと私は思っているの
ですけれども、生産者が主体にして協議を立ち上げ
て、そこで生産者を説得して全体が参加できるとい
う体制をつくらなければならないということですが
、なかなか難しい問題もあるのだと思いますけれ
ども、やはり町が主体になって、積極的にこれに関
与していくという姿勢が大事だと思うのですけれ
ども、その辺の町長の考え方について伺いをさせ
ていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8 番谷議員の御質問にお
答えさせていただきます。

当然、こういう大きなプロジェクト、事業にな
ることが予想されますので、私といたしましては町が
そういう事業の実施に当たりまして、積極的にわか
わっていくということには何ら異論もございませ
んし、当然そういう責務を果たしていくべきだとい
うふうに考えております。

ただ、この協議会に期待するところは、非常に
技術的に負担の仕方、これらについて関係するす
そ野に張りついたところの農家の方々だけが負担
するのか、あるいは全農業者の方々が一定程度、
負担をしようのか、そういった利害関係に、「利」
「害」ということではないでしょうか、そういう農
業者同士のそういうこの事業に対する押さえ方、
そういったものについて、やはりそれは行政がこ
うしなさい、ああしなさいという口を挟むべき
ではないかと思っておりますので、そういう部分
はみずからの知恵を出し合って、組み立てを
していただきたいという意味で協議会にそうい
う部分はゆだねるべきだということに考えてい
るところでございます、事業全体の推進に当たり
まして、町が積極的に発信していくことはやぶ
さかではございません。

それからもう 1 点、お隣の美瑛町に今度、及
んでいく可能性があるというようなことは、既に
美瑛町のほうからも表明を受けておりまして、
上富良野だけがこそつとやらないでくれとい
うようなこととお話を承っておりますので、こ
れは有機的に結びつき

を持ちながら進めていくべきだというふうに理
解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） 実際は、各自治体とも全
道的にこのいろいろな対策を打っています。だけ
ども、決定的な劇薬といいますか、特効薬はな
いということで、いろいろな決め手に欠いてい
るというのが実態だと思います。

実は、ちょっと新聞の切り抜き、きのう私、
道新を取っていないものですから新聞社の方、
道新の方おられたら申しわけないのですけれ
ども、きのうの新聞に職員の方が切り抜いて
くれたのですけれども、仕切柵をもって効果が
やや発揮されたと、知床の自然遺産のところで
やった捕獲事業です。環境省が主体になって
やったようなのですけれども、これは 1 日に
131 頭捕獲したと、大変、有力な手段だ
ったと思うのですけれども、巻狩方式とい
って、柵をつくって、そこへ追い込んで、入
ったやつを一網打尽にしていく、マックスの
特効薬です。

こういうことを先ほど質問の中でもさせて
いただきましたけれども白糠町でも実施した
というように、自衛隊さんの第 2 師団とい
うのか、あそこの協力をいただいて実行し
たということを実は新聞報道でも前に載
っていました。

こういったこと上富良野町も実は私は表
明の中で事業化されていないということは、
これは町長御答弁のとおりなのです。私も
上川振興局にお電話させていただきました。
ぜひ、そういうことを申し込んでくれと、
担当の方の名前覚えていますが、私も名
乗ってお電話させていただきました。

その中で、こういうお話がございました。
上富良野町さんは自衛隊も駐屯している
ということで、優先順位といったらおか
しいのですが、そういったことで配慮の
目も多少あるのではないのでしょうか
というようなニュアンスの御答弁を
いただきました。そういったことで、
ぜひこれは事業化になる前に、優先
的にといいますか、先駆けて町として
手を挙げて、こういったことを取り
組みたいということ、被害状況も
詳細に報告をして、そして農水省の
ほうにも電話をさせていただきました。
ぜひ、その方の言うには近隣町村と
共同でこういう事業をやる、捕獲
実験をやるということについては推
奨していますということですから、
ぜひ私は町長にトップリーダー
として、そういったことを希望を
先駆けて申し込むというお考えは
いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8 番谷議員の御質問にお
答えさせていただきます。

その囲い込みの取りまとめと申しま
しょうか、取

りまとめがあるないにかかわらず、そういうようなことが事業として、北海道の事業として持ち合わすような予定があれば、ぜひ上富良野もその一つにしたいということはどうも申し上げることは全然やぶさかでございます。

ただ、私がこれはもう私が聞き及んでいる範疇のお話ししかできませんが、その囲い込みについても白糠町で既に実験事業が行われております。非常にシカの習性として学習効果が高いということで、1回切りは非常に効果があるそうでございます。

これはもう狩猟されている方からの話を伺いますと、メスシカは1頭も来ないということで、大体、今北海道で生息しているシカが六十四、五万頭というようなことも聞いておりますけれども、これがふえていかないためにはやはり20%、約十二、三万頭を駆除していかなければ恐らくふえていくだろうというふうに聞いておりますけれども、そういうことから言うと非常にシカは学習効果が高くて、日中、狩猟は夜はできませんので、日中出てくるのは雄シカばかりだと、そして夜、撃てなくなったときに雌シカが今、道東のほうでは木の皮を食べて、そっちは深刻なようでございます。

今度、上富良野のお話をしますと、実は前段、谷議員のほうから牧草のことでもお話がありましたけれども、牧草地の中で雄シカがシカの角を落としていって、コンディショナーだとか、そういったモアだとか、器械に損傷を与えるということも実は非常に今、深刻になっておりまして、そういうことで一時とはいえ、囲い込みで成果が上がるものであれば、それは積極的に発信してまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 今、町長のほうから御答弁いただきましたけれども、全道で約65万頭ぐらい今現在、生息しているというような状況であります。

年間、大体11万頭ぐらい年間ベースで捕獲をしているようであります。捕獲の頭数です。この繁殖率の今、話をされましたけれども、非常に繁殖率が強くて、雌シカは大体2歳になったら毎年、死ぬまで子供を産むのだそうです。人間と違うんですね。私調べさせてもらったら、シカというのはハーレムをつくっていますから、集団で動いている。

この仕切柵も毎年同じところに設置するのではなくて、シカが集団的に移動していく場所、そういったところを目がけて移動して張っていくというような体制をとれば、そういう問題も解決できるというふうに私は思っているのです。

そのようなことから、大体、繁殖率の話に戻りますけれども、大体、最低で15から20%ぐらい、

2割ぐらいふえていくそうであります。大体、シカは群れに1頭しかいませんけれども、これはこの11万頭ぐらいではまず年間の頭数の減は考えられない、微増ずつしてどんどんふえていくような状況になるのだと思うのです。

ですから、そのシカ柵を張るということについて私は、シカを捕獲するものではありませんから、その農作物を守るということでもありますから、抜本的な対策には私はならないと、どうすれば抜本的な対策になるのかというと、やはり全体の個体数を減らしていくということになるのだと思うのです。ですから、捕獲をして射殺をするなり、しなければならぬということでもありますから、やはりふえる率よりも減らしていく、どこまで減らせればいいのか、みんな取ってしまったらいろいろな問題もありますから、人間との共存の関係もありますから、適正な規模というのはどの程度なのかというのは私わかりませんけれども、実際の適正規模まで押さえようという方向だと思うのですけれども。

実は、もう一つお尋ねをしたいのですけれども、上富良野でも近隣町村と歩調を合わせているか合わせていないかは別として、猟友会の方に補助、狩猟免許の補助させています。実際、狩猟免許を取った方に助成しているのか、狩猟免許というのは銃を持たなければ、猟銃許可持たなければ話になりません、狩猟免許を取った方というのは皆さん、昨年も5名ぐらいおられるようでありますけれども、全体として20名ぐらいというふうに押さえていますけれども、必ずこの銃持たれているのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 8番谷議員の狩猟免許の補助についてでありますけれども、基本的には免許を取っただけでは補助の対象としておりません。基本的に、猟友会に入っていて、逆に趣味のハンターですとか、そういう方々にも逆に言えば補助をしていなくて、基本的には猟友会に入って有害駆除を行うという前提の中でももちろん、補助している方についてはすべて銃を所持して更新をしているということで、私どものほうでは押さえております。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） ということは、警察のほうに狩猟許可を登録していることを確認してから助成していると、こういうことですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） はい、そのとおりであります。

基本的には、そういう警察への届け出も確認して

、それから今、ちょっと余談になりますけれども、当然、免許の更新というより、銃の更新がございます。そういう部分への助成も猟友会を通して行うということで今、進めております。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 何回も質問させて申しわけないのですが、今回、計画しているのは農水事業での計画というふうに伺っています。防衛事業では当然、防衛庁のほうから無理ですと、今後はそれはあり得ませんと、富良野では防衛事業でやった経過がありますけれども、そういう形になっています。

こうなると、補助率が約半分、上富良野は過疎指定されていませんよね。こういったことで、補助率の上積みは考えられないというふうに押さえているのですが、この上積みするためには中山間事業の中で取り込むということは可能なかどうか、その辺ちょっと。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、今、谷議員おっしゃるように農水事業で、2分の1が原則となっております。

ただ、中山間事業の中で、例えば事業者負担分を中山間事業のほうから出している町村もございまして、それぞれさまざまな体系をとりながら進めております。

そういうことでいけば可能性はなきにしもあらずというふうに我々のほうでは押さえております。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） わかりました。

関連してもう1点ほど質問させていただきたいと思います。

実は、上富良野には自衛隊さんが駐屯して退職者の方もたくさんおられます。銃を撃つことには訓練としてなれているのだらうと思うのですが、こういう退職をされた方に実は取得免許を持っていたいて、自衛隊さんは白糠町でもやったけれども、シカを撃つということについては禁じられていますから、追い込みするだけだというふうに思っていますけれども、こういう方に奨励をして何か協力をいただいて、免許を取っていただいて猟友会に加入していただくと、こういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もそういうようなことがいいのではないかなということで、猟友会さんの皆さん方にもお話しし

げたこともあります。

ただ、猟友会の方々がそういうような人手を確保することは可能だと、実際、その有害駆除に出向いて畑で狩猟をした後、その始末が地元の方々が農業者の方々が協力をしていただくような仕組みがなかったら、全部ハンターの方が始末をしなければならないのだそうです。

そうなると、その場所には埋めてくれるなということになりますと、到底、二の足踏んでしまうということで、谷議員からお話ありましたこと、実は私も申し上げた経過にありまして、いろいろな条件が整えばそういったことは強くお願いしていくことだというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） いろいろな課題もあるのだらうと思いますから、その点については極力、御協力をいただけるような方向で今後とも強力に推進をしていただきたいというふうに思います。

それから、食の関係についてちょっとお尋ねをしたいのですが、お聞きしますと食になる部分というのは1割程度、年間11万トン強の捕獲をしているようですが、大体1割程度だそうです。聞きますと、ヨーロッパに行きますとシカ肉というのは高級食材という位置づけされていますけれども、日本の場合は、シカ肉の場合は食材でないのです、家畜ではないのです、そういう意識があって動物だという意識がまだ抜けきれないという部分があって、なかなか食材として用いることに抵抗感も結構あるのだというふうに思います。

シカというのは体温が非常に高いそうでありまして。ですから、シカを走っているやつを撃ったりすると、大体、首から上を目がけて撃った以外は食材に向かないのだそうでありまして。内臓、腹を撃ったりすると、内容物が体中に回ってしまったり、まず食材としては適さないと、こういうような状況のようであります。

お聞きしますとそんなことで、そういったものについては一切だめだと、首から撃ったものでも15分以内に血抜きをするというのが第一条件、1時間以内に加工施設に運んでくれと、それ以外は食材として扱いませんと、厳しい条件があるようでありますから、なかなかそれに向かないのだらうというふうに思いますので、この点についても町として食材に向けていく方法、この近くで言えば南富良野ぐらいいしか施設がないかなというふうに思っていますから、では実際、現場でとらまえて、そして南富良野まで血抜きをして持っていくことは不可能かなと思っていますので、その辺についてはこれからの研究課題であるというふうに思っていますし、そういう

ふうな屠殺をして、捕獲をしても、シカを積み上げて、例えば車に積んで何頭も取って処置をしても、重ねて積んで行ったらだめだそうです、肉がむれる、体温が高いですから肉がむれてしまうというようなことで、食材としては、施設としては絶対、まず不可能、こんなふうな話も聞きましたので、その辺については今、申し上げましたとおり、これからの研究課題ということで押さえていただければというふうに思います。

次に、2項目めに入らせていただきますけれども……。

○議長（西村昭教君） 谷議員、まことに申しわけありませんけれども、休憩時間にしたいと思いますので、まだ大分、時間があると思いますので、よろしいですか。

それでは、暫時休憩といたします。再開は55分といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） それでは、2項目について再質問をさせていただきます。

この答弁を見ますと、私は第一に感じるのは国も、政府も、それから各地方自治体も農業だとか、畜産だとか、第一次産業についてきめ細かな振興策が図られて、それなりの成果が上がってきたのかなと、こんなふうに理解をしているのですけれども、事商工業に関しては、なかなか私的活動部門というふうなとらえ方をしているのかどうかわかりませんが、放任主義、各事業体に任せ切るというような形の中で、放任されてきたと、私はそんなふうに思っているのですけれども、その点についての町長の見解をまず聞きたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の商工業についての基本的な認識かなというふうに思っておりますが、商工業の振興につきましては、国としては国、道としては大きな意味の方向性は当然、持って政策が進められていると思います。

しかし、この業そのものについてのことに関しては、これは全く自由にする業をできるわけでございまして、それらについては大きな体系的な事業は用意されているでしょうけれども、個々の部分についてはちょっと温度差といいましょうか、政策の展開に少し違いはあるのかなというふうな理解はしてお

ります。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） これは自由経済のもとでは、やはり消費者とか選択権を持ってる王様ですから、そういった部分も理解できるというふうに思っています。

ただ、私どもどこの町でもそうですけれども、町の中心街というのはやはり、その町の顔ですから、やはり消費者の方々が我が町の自分の店だと、そういったやはり意識は持ってもらって、持たすためには各商店街の方々がどういう努力をするかということに尽きるのだと思うのですけれども、お店の方々も、また消費者の方々もやはり一定程度の飾りつけがあったり、自称専門店ではなくて本当の専門店、そういったところを目指して楽しんでお買い物ができるというような形の中で振興を図るべきだというような意見たくさんあります。

そういった部分で、私はちょっと資料あるのですけれども、商工会の資料、取りまとめた資料でございます。平成8年の商工会の買い物調査による現況と問題点、私はこれ西暦の2008年かと思ったのですけれども、これは平成8年の話ですね。それ以後の資料を私は求めたのですけれども、それ以後がないのだと、こういうことなのです。

現状を見たときに、先ほど何人かのきのうも含めて何人かの議員さんの方が商工振興について問題を指摘をされましたけれども、重複は避けたいと思いますけれども、商工会自体が小売店の方々が加入している商工団体、こういったことが平成8年度にこういう調査をして、その後、一切やっていない。危機管理というか、危機意識が全くないのです。どうですか、思いませんか。

あわせて、町にこういった独自で調査したものがあるのか尋ねました、所管に。ないと。どう思いますか、これはまず。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

商工会が独自で調査したというものは、近年、そういったものがないということ、先ほどの米沢議員の多分答弁だったと思いますけれども、直近のデータはないということでも申し上げましたけれども、そういう調査が行われてきていないということは私も聞いております。

町におきましても、統計調査、商業統計というのか、統計調査は近年まで行っておりましたけれども、最近、そういう求めがないからしないのかどうかわかりませんが、現在は行っていないという、ことし町としては調査をする予定、24年度で多分、経

済センサスということで調査をする予定を持っております。

ですけれども、直近では持っていないということで、やはり常にそういう情報収集、データ分析を実情分析をしていくという心構えは持ち合わせるべきだと、そういう部分で足りていない部分があれば、それは改善するような方向でしっかりと対応をするべきだというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） まず、その危機意識の状況は、全く自分の問題としてとらえていないということをやまず指摘をしておきたいと思います。

今、町長、統計調査の話もしましたけれども、これは資料持っています。これは商業統計調査ですから国の調査ですね。これは16年度までの国の統計調査出るので、これを見ていきますと何年か置きにやっているのですけれども、実はそのときに上富良野でこうしていろいろな店もたくさんあるのですけれども、812店舗ありました。これは、その後の資料はないのです。

今、御答弁にあられましたとおり、経済センサス、その中で21年度にやっているという報告は受けています。ただ、集計はしていないのだと、こんな話です。

そこで16年までを見ますと812件があったのですけれども、そのときの年間の販売額、これは全然経済状況違いますから、貨幣価値も違いますから、今とあわせて一概にということとはできないという理解はしていますけれども110億9,000万、小売業と言われる方は店舗数が116店舗、91億9,000万、現在わかりません私は。所管のところちょっとお電話させて調べさせていただいたのですけれども、所得ベースで載っているというようなことですが、所得は全然違いますから統計にならないと、そんなふうに思っていますけれども、この間、税務課のほうに調べたら大体のことはわかりますけれども、それは所得税で載っているのであって、販売金額とは全然違うということで統計にならないと、こういうデータ一つをとっても今、町長が答弁があったとおり、私の質問したとおりなのです。先ほどから何回も申し上げますけれども、危機意識が欠如していると言わざるを得ないというふうに思っています。

先ほど申し上げたこの資料、この中で平成8年度に商工会はこういう調査をやっていますけれども、このときに大変な危機感を持ったこういう調査報告です。いわゆる品目別、生鮮食品だとか、そういったものについては、日常の雑貨品だとかについてはおおむねこの地元で買い物されている、衣料品なん

かはほとんど確かです。平成8年の時点ですよ、現在はこれは逆転していると思うのです、このパーセンテージ。いちいち申し上げませんけれども、このときのデータ出ているのは買い物割合が町内64%、そのうち大型店、上富良野で33.1%、こんな統計です。商店街、このときのパーセンテージ17.1%、ずっと今になったらもっと開いていると思います。

こういう状況になっても薄いと、私は行政にも指摘をしますけれども、まず商工団体、商工会はもっと指導すべきだと、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8 番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に危機意識をもう少し持つべきだということに對しましては、これは率直にそのように今後も自分をしっかりと奮い立たせていかなければならないと、そしてたとえ行政のみならず、これは商工団体等にもそういう思いを共有していかなければならないということは、まず基本にお答えさせていただきたいと思います。

その上富良野の消費動向が年々、都市部、さらには大型店へシフトしていつているということは、先ほど冒頭の御答弁でもお答えさせていただいたとおりでございます、非常にそういう傾向が改善されているような方向には至っていないという認識を持っておりまして、それらの思いを商工団体の皆さん方どのようにそれを、その危機感を持ちながら消費が町内に戻るかというようなことを多いにこれから研究をしてみなければなりませんし、町がどういう部分を担うべきかについては、私なりに先ほどから種々申し上げておりますが、行政が担う役割、それぞれの分野が担う役割をしっかりと認識して、そして消費がやはり、平成8年ですらそういう数字ですから、それがさらに悪いほうへ向かっているということは事実だというふうに思いますので、改善できるように町が行政として果たすことをしっかりと果たさなければならないということを常に考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） 行政も商工会に一定程度の補助をしていますから、そういう役割というのをただ黙って傍観しているということではなくて、強い姿勢で臨むということをこれからも続けてほしいというふうに思っております。

関連して御質問させていただきますけれども、今、空き店舗の調査の報告もありました。22年度にされたのだと思いますけれども、店舗数の数ですか

、空き地の数、去年の決算委員会のときには同僚議員の質問の中に副町長こういう答弁をしているのです。

少なくとも来年度の予算に何かの形で施策が展開できるよう努力しなければならないと、関係の方々と議論をして町が役割として新しい補助制度を設定するのも一つ、共同で何かを取り組むのも一つ、具体化できるよう努力をして、来年度の予算に向けていきたいと、こういうふうに答えています。

新年度の予算の中で具体的に新しい予算づけをされたのはどの部分でありますか、お答えください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もそういう気持ちで、姿勢で次年度に向けて取り組みをするということは、私がそういう思いでおりましたので、この間、もちろん商工団体も含めて関係する団体のところに空き店舗を活用しての事業展開が図られるような考えなり、アイデアを持ち合わせることができれば、それについて町が応援することなどを常に発信はしております。

ただ、御理解いただきたいのは、町が主体的に上富良野町営で何かを事業展開、空き店舗を活用して事業展開すると、そういうようなアプローチはしておりませんが、それぞれ関係団体の皆さん方から御意見なり、知恵をいただいた中で事業展開ができるものがあれば、常にそれは取り組もうという姿勢は一向に変わっておりません。

ただ、今、24年度の中で、ではどういうふうに反映させているのだということのお尋ねに対しましては、これは具体的にそういう事業として成案を得るまでのものができなかったということで理解していただきたいと思いますので、考え方はずっとそれは持ち続けているということでございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 食いとめ対策のことでちょっと私のほうから御提案をさせていただきたいのですが、一例として、本町の消費経済を活性化するという意味合いにおいて、共同店舗、こういったことも必要でしょうし、あるいは大型店と共存共営していけるように大型店に対抗できる品揃え、そういったものを当然、空き店舗だとか空き地を利用して、皆さん方に商工会の方々、それから商店主の方々、そういった方々と提携をして、町として提案をしながら、そういう方向性に持っていく、これも一例でしょうから、一つ参考にさせていただきたい。

それから、こう言われたのはもちろん資金面もありますから、こういった第三セクター方式もよろしいでしょうし、あるいは商店主の方々、それから一

般の方々から私費を募るという方法の手法もありますから、そういったことでできるだけ我が町のものは、我が町で買っていただくというような方向でぜひ持っていただきたいと思うものですから、町長の考え方、ひとつお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の商工振興策についての、手法についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

ただいま議員のほうから御提案ございましたような手法は、私もそういうような取り組みにチャレンジする行動が起これば、これはもう望ましいことでありますし、町として行政として、果たしていく役割、そういうところで果たせるものはしっかりと果たしていく気持ちは十分、持ち合わせております。

基本的なことを申し上げて恐縮ですが、上富良野1万2,000人に近い町民の皆さんはどこかで買い物するわけですから、それを上富良野でどうやって買っていただくような仕組みにするかということで、何度も申し上げておりますけれども、町が応援してできる部分は応援させていただきます。

ですから、それぞれの主体が主体的に取り組むをすることの合わせ技ですることが大事だと思います。

谷議員から今、お話がありましたような御提言が、あるいはそういう発案がありました、それは町として果たせることはもう十二分に果たしていくべきものだというふうに考えておまして、そういう声がどんどん届くことを期待しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 余りしつこいのはやめにしたと思うのですが、最後、一つだけ申し上げておきますけれども、町長こういう皮肉ったことを御存じですか。会して議せず、議して決せず、決して行わず、御存じですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今、その言葉そのものは私の頭の中には在しておりませんが、述べられようしている意味は理解をさせていただいたところでございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番谷忠君の一般質問を終了いたします。

次に、12番岡本康裕君の発言を許します。

○12番（岡本康裕君） 私は、さきに通告しました3点についてお伺いをいたしたいと思います。

一つ目、まちづくりについて。平成21年4月に町の最高規範である自治基本条例が施行され、情報の共有、協働と参画、自助・共助・公助のもとまち

づくりが行われ、次第に町民の中に根づいてきている。

特に、住民会活動や自主防災組織、協働のまちづくり活動など、地縁型のまちづくりには目を見張るものがある。

一方、長引く経済的不況や先行きの見えない閉塞感から町に活気がないように感じられる。さきに挙げた地縁型も大切だが、町に住まう多くの町民、特に若い世代やこの町のこれからの次代を担う人々や、また趣味などを通じての交流からまちづくりができないかと考えるが、そこで町長に次の点について伺う。

①、第5次総合計画でうたわれている楽しく便利な地域生活の実現の中にある気心の知れた人間関係のある地域づくりの施策の中の方向性の中の身近でだれでも気軽に集い、交流できる場を拡充するとあるが、施策として何か具体策は考えているか。

②、趣味などを通じた活発なコミュニケーションづくりに対する側面、支援の充実に対して何か具体策はありますでしょうか。

次、2番目、防災についてということでお伺いたします。

我が町上富良野町は、過去に幾度となく噴火を繰り返している活火山十勝岳を有している。また、近年、我が町上富良野町においても豪雨災害が続いて起こっていると。

執行方針において、平成24年度に地域防災計画の見直しをしようとしているが、防災に対しての次の点について町長にお伺いしたいと思います。

①、消防の広域化による上富良野防災力が高まったと考えられる点はどこか、また今後、期待される防災、減災に対してのメリットは何か。

②、さきの第4定例会時において、同僚議員の災害の質問に関する町長の答弁の中で、避難所に関して實際を想定したあり方を考慮するとの答弁がありましたが、避難所になっている31カ所において、厳冬期の噴火に対して防寒、暖房、毛布、マットなどの備蓄に対して見直し作業ではどのような考えを持って臨むものでしょうか。

③、3・11以降、総合防災訓練が平成24年2月23日、24日に行われましたが、22年度の訓練と比較して工夫された点、また新しく取り入れた訓練はありましたでしょうか。

次に、3項目め、観光についてということでお伺いたします。

秀峰十勝岳の峰々を空に見上げながら、ラベンダーを初め、火山の恵みである温泉とすばらしい景観に彩られている我が町の観光ではあるが、近年の情報通信の技術進歩によりパソコンを初め、携帯電話

、タブレット等により、どこからでも個人が情報発信ができる時代になった。

観光に訪れた方々がリアルタイムにその情報をフェイスブックやツイッター、ブログ等により発信することで、これがPRにつながることになる。

そこで、観光地及び公的観光施設からも情報発信ができるようなWi-Fiのフリースポットを設けるなどのインフラ整備が必要だと考えるが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのまちづくりに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の身近でだれでも気軽に集い、交流できる場を拡充施策の具体策についてでございますが、各世代におきます青年団体、女性団体、あるいは高齢者団体などの活動とあわせて、地域や職域を超えての活動などがより一層活発に展開されていくよう、町として積極的に応援していくことが大切であると考えているところでございます。

特に、次代を担う若者たちの交流活動をさらに広げて、まちづくりに参画していただくことが大変、大きな力になると思われますので、町といたしましては、これらの交流の促進につながる機会やきっかけづくりなどを講じながら支援をしてみたいと考えております。

その一環として、町職員もみずからさまざまな機会でご参画して、情報や皆さんの思いを感じ取ることでも大切であり、職員指導の中で生かしてみたいと考えております。

次に、2点目の趣味などを通じた活発なコミュニケーションづくりに対する側面支援の充実策についてでございますが、町内にはさまざまな趣味などを通じてのサークルも多数ありまして、活発に交流活動がされているところであります。

町といたしましては、それらの交流活動が地域の活性化や潤いのあるまちづくりにつながると期待しているところであり、個々のサークルのPRや活動内容の紹介など、町民に情報提供の支援などに具体的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの防災対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の消防の広域化により、広域化による防災力についてでございますが、組織を広域化することで、保有する部隊数がふえるため、初動出動台数が充実するとともに、統一的な指揮のもと、効果的な災害対応や重複する出動にもスムーズな対応が

可能となったところであります。

また、人員配備の効率化と充実化を進める体制が確立されたことによりまして、消防隊員の資質の向上と高度化している救急や救助業務のレベルを上げ、専門性を高める、より質の高いサービスの提供が可能になったと思われます。

さらに、特種車両等を含め、消防用資機材の共同利用によりまして、防災力の向上にも効果が期待できるところであります。

次に、2点目の避難所における備蓄のあり方等についてでございますが、現在の地域防災計画は、平成19年の改定から5年近く経過しておりますことから、現計画で指定している31カ所の避難所につきまして、再度、検証を行い、改めて避難所の指定を整備したいと考えております。

再検証を行う中で、これからも避難所としての確実であると判断された避難所につきましては、厳寒期も想定しながら、防災必需品などの備蓄のあり方について、一次避難、二次避難など、その避難所が果たすべき機能等を踏まえまして、国、北海道町村会及び各関係機関との防災協定による供給体系をゆだねる部分と、町が独自に準備しておくべきものなどを整理いたしまして、平成24年度に予定しております防災計画への見直しの中で反映してまいりたいと考えております。

次に、3点目の本年度の総合防災訓練についてありますが、議員御発言のように未曾有の大災害となった東日本大震災以降、初の総合防災訓練であり、この大災害の教訓を生かすためにも初めての試みとして災害発生想定図上訓練を実施いたしました。

シナリオがない中で、災害時の対応力を鍛える訓練、災害時の想像力を養う訓練など、素早い対応、判断をしていくことについて学ぶ機会となりました。この検証作業をしっかりと行い、今後においても災害時の対応力を鍛えることに力点を置いた防災訓練を実施していくことが重要と考えております。

また、関係機関により、例年実施していただいております救助救出訓練では、島津球場を会場に警察の救助犬による被災者の発見、救出訓練を初めて実施させていただいたところであります。

次に、3項目目の観光情報の発信に関する御質問にお答えいたします。

近年、情報通信技術の発達とともに家庭でのインターネットが広く普及したことや、携帯電話など、とりわけスマートフォンなどの携帯端末の急速な普及が図られるなど、大きく情報通信技術も変わろうとしております。

今後に向けて町民の方を初め、来町する観光客、ビジネスマンなど幅広い方へどこでもインターネッ

ト接続ができるよう無料の無線通信環境を提供することは、観光情報の発信はもとより、観光客等へのさらなる利便性の向上と町全体の情報化を進めることができるものと考えております。

現在、本町におきましても、民間通信事業者によるW i - F iに対応したサービスが利用でき、観光施設や宿泊施設、個人事業者などが無線による高速インターネットを利用できる公衆無線LANサービスを提供していると聞いております。

議員御質問の観光地及び公的観光施設からも情報発信ができるような公衆無線LANサービススポットを設けるなどのインフラ整備についてであります。私は十分な知識を持っておりませんが、これらの情報ツールの有用性は大きいと評価するものであります。

この公衆無線LANの通信環境につきましては、今後さらに各民間通信事業者の参入などが見込まれることや、通信アナログ回線、電話アナログ回線を使用することによる通信障がいへの解消など、高速通信網の整備などの課題もあると伺っております。

このようなことから、公衆無線LAN通信環境はまだまだ成長、進化するものと思われますことから、町といたしましても将来に向けての設置に対する効果の検証も行いながら方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） まず、まちづくりについて何点か御質問させていただきます。

今、町長からの答弁にあったように、各団体がそれぞれの立場において活動を行われております。特に、次世代を担う若者に対しましては、今後、まちづくりに強い影響力、牽引者となっていただけるような立場になると思いますが、お隣のお隣といえますか、富良野市さんあたりでは青年塾ということで、アンケート調査を行って、そういった意味で若い人たちを集めて、今後のまちづくりについてなどということをして23年度やられているわけです。

こちらの美瑛町に関しましても、若者が集う場の設定も支援などをやられているようでありますが、そういったきっかけづくりとか、働きかけというような支援、具体的にどうだということはまだないかもしれませんが、そういったところは町長、お考えになっていますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の若者の集える環境づくりについての御質問にお答えさせていただきます。

富良野市の取り組み、あるいは最近では美瑛町が行われました取り組み等についてはお聞きしているところでございます。

私も、ずっとこの町で生まれ育って、青年活動等にも一生懸命没頭していた時期もありますので、岡本議員の思いの中にあるものはよく伝わってきます。

町にもさまざまな、特に若い人たちの活動する機会が私は非常に最近、少なくなっているなどというように、機会が少ないから参加しないのか、参加しないから少なくなってきたのか、これはちょっとわかりませんが、いずれにしてもこれではだめだという感じは私も共通の認識でございます。

とりわけ青少年団体の組織もありまして、そういったところ、ことし40周年か50周年迎えるということも聞いておりまして、そういうことをきっかけにすそ野を広げるように、くどいぐらいに私は言っております。町も支えるから、ぜひそういうことに力を尽くしてほしいということで申しておりますので、私といたしましてはあらゆる機会を通じて若い人たちが集える場をこれからも持てるように努力をしてみたいと思います。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 昨日の一般質問、同僚議員の中の話題でもありましたが、町長と語ろうとか、まちづくりトークとかという制度が今現在あるわけですが、そういった制度をうまく活用して、今後、若者の意見だとか、町民の意見を吸い上げるような、そういった努力といいますか、行いは今後、多分、考えてはいると、今の答弁でいただいたのですが、と思いますが、ぜひ活用していただきたいと思いますが考えとしてどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、この職に就任させていただきましてから、幾度か町民トーク、町長と語ろう等の経験もさせていただきました。意識的にそういう若い人たちと交流できるようなことを意識して取り組みをさせていただきました。数は少ないのですが、非常に率直な意見をいただいたり、後々の施策に反映できたりというようなことで、私といたしましても非常にエネルギーをいただきますので、これからもそういう機会を多く持ちたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 変な話、一杯やりながらということをやると、会議形式だとやはりがちがちの部分も出て言えなくなるという部分もありますが

、少し柔らかくなるかなということで、ぜひ有効に活用して意見の聴取など図っていただきたいと思います。

まちづくりは人づくりだと僕は考えています。町は人がつくるということで、人づくりにも積極的に支援、働きかけを行っていただきたいと思います。

次、2点目のまちづくりの2点目の部分なのですが、今現在、広報やホームページを活用して行政として支援していくことも現段階では行われていると思いますが、ほかの町では例えば、こころ辺、上川でいうと比布町だとか、ちょっと遠いけれども小樽あたり、フェイスブックとなるもの、今ホームページありますけれども、そういったところで立ち上げて情報発信しているという取り組みも行われているみたいです。

ちょっとフェイスブックとホームページの違いということで、即時性、それから公開性、そして双方向ということで、情報がすぐに伝わるということで、ブログにあるように炎上といいますか、匿名でやるわけではなく、実名で名前をさらけ出して情報発信したり、受け取ったりということで、余りいい加減なことは書けないし、書いたら自分に全部帰ってくるというようなシステムなのですが、そういったところで少し情報の収集だとか、発信だとか、その行政がつくってしまえば、あとはその中で例えばサークル員募集といった、それを見た第三者が入りたい人はその中で、行政を通さなくて、その間だけでPRできたり、人の動きやつながりができるといようなものもあると、それは設定の仕方なのですけれども、というようなことを取り組むか取り組まないか、今後、考えるか考えないかという、ちょっと今、取り組んでいないので今後どういふような考えを持っているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変、恥ずかしい話ですけれども、そういう専門的な知識はなかなかついていけないのが実態でございますが、そういう有効な方法が取り組みやすいようなツールがあるとすれば、それはもう町として取り組めることが可能であれば、何らちゅうちょするものありませんので、ぜひ機会を通じて、そういう技術的なフォローも町のほうでしていただきまして、いろいろ情報をいただければ可能なものから取り組みは検討できるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今、町長から前向きな御

答弁をいただきましたが、引けを取らず僕もそろそろおくれ出して、最新技術、少しずつおくれ出してはいるのですが、フェイスブックに関しましてはお聞きますところ、町の職員の方なんかフェイスブックを活用して、みずからの情報を発信したり、友達をふやしたりというような活動もなされているということをお聞きしておりますので、そういったところはもう若い職員、技術を持った職員ということで、ぜひ検討をしてみてもどうかということを申し添えておきます。

それと、若者に対する働きかけ、きっかけづくりというのは、支援は惜しまないという発言でしたが、理想としては若者たちがみずから活動し、まちづくりに積極的に参加してくれるということで理想なのですが、そういった場合、町長ももちろんこころよく対応していただけるものと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

前段のサークル等の支援については、また若い職員の人たちはそういうことに十分、熟知していると思いますので、また伝えておきたいと思います。

それから、若い人たちの交流の場、これらにつきましては、私もそれこそ数十年前、自分を振り返ってみますと、当時、社会教育の一環として教育委員会は本当にさまざまなきっかけづくりをしていました。そういうことは大事ではないかなというふうに思っておりますので、それは日々の社会教育の事業の中で、常にそういう若い人たちが交流できるような場を提供できるような、その発信は、知恵は出していくようにこれからも言い続けますし、私、身を持ってそういうことを体験しておりますので、議員おっしゃるとおりだというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） よく上がっている執行方針にも出てきます農商工連携だとか、6次産業化とかというの、若い世代からの仲間づくりから始まっていくものもあるのではないかとということで、若いうちから顔を見合わせて、たまには喧嘩してというのもあると思いますが、やっていくと強力なまちづくりのスタッフになるかと、そのように考えております。

続きまして、防災の点について幾つかお伺いしたいと思います。

先ほど答弁をいただきましたけれども、広域化のメリットということですが、統一的な指揮、隊員の資質向上、消防防災の共同利用等の防災力がメリッ

トとしてあったとお伺いしましたが、昨夜も大きい地震が、本州のほうで青森、東北、関東ありましたけれども、広域でそういう大きな震災や地震があったとしても対応できるという広域化の力を持っているということですのでよろしいかどうか、これは確認なのですが。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

広域消防の中で、危機のときの対応につきましては、それは今、仕組みとして整っているかといいますと、途上と言ったほうがいいかと思います。

さまざまなそういう、まだその市町村間でなかなか統一化されていない部分があるのも実態でございまして、今、岡本議員が述べられたような部分もまず、大変、重要な部分でございます。これは、連合長も含めて、私もその消防をあくまで立場として、大きな重点課題ということで前進するように努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 余り深く入り込みますと、広域連合の話になってしまいますので、広域の部分についてはこれぐらいでお聞きとめておきたいと思います。

続きまして、備蓄のところなのですが、きょうも道新さん来ていらっしゃいますが、北海道新聞の3月6日火曜日のトップ記事で道内市町村に対する調査ということで、防災に関するアンケート調査を行いましたということで、すごく紙面を割いてたくさん書かれていたのですが、記事の中で備蓄品の見直しが最も多かったという、数で99自治体ぐらいあったと思うのですが、その中でも食料、飲料水の備蓄ということで多かった、次に大震災で指摘された毛布や暖房器具が多かったというのです。3・11で大震災は今時期ちょっと寒い、まだ雪も降るし、しばれもある、北海道は特にもっとしばれがきついと考えておりますが、食料、飲料水については前回、同僚議員が備蓄について質問したので割愛させていただきますが、その毛布、暖房器具ということで、少しこちら見させていただきましたら、こんな厚い中でいろいろ書いてあるのですが、火山災害対策編、これは風水災害対策編とかであったのですけれども、ちなみに季節の特性や災害要援護者に配慮と記されていて、すごく大ざっぱに書かれているのです。

それで、少し読み上げさせていただきますと、暖房器具、仮設トイレ、公衆電話、給湯施設、掲示板、間仕切り、食器、調理器具、清掃器具という、暖房器具ということで、余り細かく書くとは実行すると

きにこれがベースになるので、のっとなってやらなければならないと、融通が利かないというところもあるのですが、実際、今現在、厳寒期の対応のものとしてどういったものが備蓄されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の備蓄の実態につきましては、4定だったかと思いますが、一般質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、胸を張って備蓄をしているというような避難所は現在ないというのが実態でございます。

食料備蓄につきましても、訓練用の物が備えさせていただいているようなだけの状態でございます。胸を張ってこれだけの物が用意されていると、ゼロではありませんけれども、そういう実態でございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今後、24年計画の見直しということもありますし、大震災の後ということもありますので、その辺はしっかりと見直しをするということで了解してよろしいかどうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えで申し上げましたように、24年の新しい防災計画、前段、議員がお示しいただきました防災計画、19年だったと思いますが、それについては非常に大きくくり過ぎてなかなか読み取れない部分がありますので、今回の見直しは上富良野に実際に即した実践的な防災計画に見直しするということを中心として掲げておりますので、その中で先ほどお答えさせていただきましたように、一次避難所、二次避難所、あるいはその災害を想定する時期等によって、さまざまな備えが必要でございます。

そして、その中でさらにその場に常に備えておかなければならないもの、さらには一次避難所、二次避難所それぞれの役割を果たすために備えておかなければならないもの、そしてその後には防災協定を結んでおります各機関、各組織等からの支援等に対応できる部分、そういうものをしっかりとこの機会に押さえて、できるだけ文字としてきちっと定義できるようにしたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 避難所の件について見直しということでのほかに、ほかの上川管内の自治体なのですが、避難所の耐震性ということで、避難所にはなっているけれどもどうも耐震性が低いのでは

ないかと、逆に避難したことによって災害に遭われてしまう、被災されてしまうという懸念だと思うのですが、そういったのは計画とは別に今後、考えられる検討の余地があるところだと思うのですが、そういった面はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初のお答えの中にそういう意味も実は込めてお答えさせていただいたつもりでございますが、現在、31カ所、避難場所を指定させていただいておりますが、そこを的確かどうか、まずその見直しからスタートしたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） その備蓄に関してですが、例えば何がしか今年度、24年度見直しをかけて、何がしかを備蓄するとなった場合、仮定の話でまだ始まっていないから言えないと思いますが、備蓄する物品をどこかにやはり買いそろえたりしますと、備蓄庫みたいな、保管する場所って必要になるかなという考えもあるのですけれども、こういった今現在の考えをお持ちかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今、きょう現在、申し上げられる範囲で申し上げますが、私といたしましては平成24年の4年中に防災計画の見直しをしっかりと終えたいというふうに考えております。と申しますのは、今、議員がお話ありましたような備蓄等につきまして、あるいはその避難場所の選定も含めまして、平成25年度の予算に反映させていく部分が生じてくるとすれば、やはりことしの12月までにそれらを整理しておかないと、次年度予算に反映できませんので、その中で一遍にすべてを備えるということは、これは不可能でございますけれども、まずでき得るところは何かというような順序を経て、25年度、来年度に反映できるようにということは想定しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 先ほどの報道にもありましたけれども、民間と防災協定ということで、そういったところも今後、考えていくのではないかなと思います。それにつきましては通告外なので、今回、質問をしないことにさせていただきますが、次に防災訓練について何点か。

2月に行われました訓練なのですが、私は消防団員として現場で誘導訓練に当たっておりまして、本部にはちょっと見学に行けなかったのですが、非常に同僚議員何名か見学されていて、非常にすばらしいと、新規の取り組みもあったということ、最初、戸惑いもあったようだがすごくいい訓練だったという感想を聞かされました。

今、答弁にありましたように、図上訓練、CPX、それから指揮所演習とか、ブラインド訓練、その前例がないということで、全く筋書きがない中でやられたということでありましたが、3月に行われた全員協議会の中で町長ごあいさつの中で課題もあったと申されていたのですが、いい訓練だとは言われていた中でもやはり課題はあるということで、課題となった点は何だったのでしょうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の防災訓練に対します御質問にお答えさせていただきます。

本当にたくさん課題が生まれました。すべてを申し上げられませんが、ブラインドのトレーニングをすることによって、本当に今まで認識していなかった、即、緊急時に対応するというようなトレーニングはいかに欠如していたかということがひとくくりで申し上げますと、多方面で見受けました。

それらをすべて想定するということは、これは不可能だと思いますけれども、しかし可能な限りそのようなトレーニングを繰り返し行うことによって、やはり備えができるのだなということで、これからそういうことを大きな訓練テーマとして押さえて訓練を続けていくことが大事だということで、ひとくくりで申し上げますと、そういうことでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 訓練途中でハプニングといますか、我々も訓練途中だったのですけれども、避難誘導の訓練の最中だったのですけれども、停電が起こってしまったというか、これは多分、これも訓練のうちと言えば訓練のうちなのでしょうが、停電を起こそうと思って起こしたわけではないと思うのです。ある意味、見方を変えるとそれも訓練だったのかなというところな考え方ですが、原因究明されましたでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現実には訓練の途中で停電が起きたのは事実でございます。これは想定はしておりませんでしたし、訓練に入れてはおりませんでした。私も、一瞬青ざめま

したけれども、その後の対応につきましては担当課長のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

○防災担当課長（伊藤芳昭君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

状況としましては、2月24日の防災訓練のときに消防の大会議室で訓練を行いましたけれども、そこで通信司令部と消防署、また詰所等にこれは異常なかったのです。ただ、消防本部と会場で停電が起きました。これはなぜかと言うと原因を探りましたら、年々防災訓練についてもいろいろな機種が多種多様になっております。

それで、プロジェクターですとかパソコンの台数が近年、ふえてきていますので、容量がオーバーしたことが原因の一つでございます。

それで、本部といたしましては、コンセント抜いてブレーカーを上げたのですけれども、そのコンセントを抜けば作動したということでございます。

今後につきましては、容量不足の部分を検証して、ほかのところから電源を求めて訓練をしていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今後の対応、善後策ということについても考えられているということなので、ぜひ本番があつては困るのですが、そういった場合にはちゃんと機能する一部停電がないようにと考えております。

最後の講評のところ、少し私、消防団員という立場で出させていただきましたが、警察のほうから警察犬を使って今、答弁もいただきましたけれども、犬を使って発見、要救助者を発見したということですから、警察の上の方の指摘で駐車場にも今後、もし何かがあった場合は非常にスペースをとるのだというようなことを言われたと思うのですけれども、すべてを一遍に全部、解決するということではできないでしょうが、今後、そういった点も考慮に入れて考えていくとも思われますが、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

講評のところ、警察署長のほうから駐車場、緊急時の動員がなされたときの駐車対応する駐車場の確保云々についても講評をいただいたところでございます。

それのみならず、やはりいろいろな反省点が今回、ございますので、取り組める部分から対応することが必要というか、もう対応をするしか方法ありれ

ませんので、可能な部分から改善をできるように、先ほどの電源確保もそのとおりでございますので、しっかり対応をするように取り組んでまいります。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） テレビやメディア等で、ほかの自治体の取り組みということで、ネーミングはふさわしいかどうかちょっとわからないのですが、避難所運営ゲームだとか、そういった避難所を実際に設置した状態にして、中で避難された方が役割分担をしてというような、というシミュレーションだったり、皆さんテレビでやられていたからわかりますけれども、東京では地下歩行空間における簡易宿泊の訓練でありますとか、近いところでは旭川市で避難所に実際に寝泊まりするシミュレーションということで、どれも真冬、東京は多分、帰宅困難者の対応だとは思いますが、そういった訓練もほかの自治体ではやられているとお聞きしております。

今後の訓練につきましては、また関係各機関と防災担当核心にやられると思いますので、こんなこともやっていたというようなところでとめておきたいと思います。

今回、防災に関する質問のことにしまして調べさせていただいたのですけれども、非常に幅が広くて奥が深いという部分、そしてこれで全部、完璧だということは、これはあり得ないのだなということを改めて感想として認識させていただいたところでございます。

3・11以降、すごく防災に対する意識が高まってきた、町民の方も意識があると思いますので、できるだけ皆さん一緒に自主防災組織だったり、我々だったら行政だったり、各団体だったりということで、総力を挙げて計画をつくったり、訓練に参加したいということを申し添えておきたいと思います。

次、観光です。観光につきましては、町長、余り十分な知識は持っておりませんがということで言われていましたが、私も先ほど言いましたがだんだん、少しずつおうちに3Gとは何か、4Gとは何かというふうな状態になってはきているのですが、町長、今回、美瑛と上富良野と中富で組んでキャンペーン、PR活動ということで、美瑛さんは特に海外に強いなんていうこともお聞きしております。

誘致活動をして、来てくれ来てくれと言って来ていただいた方がいいが、そういったホスピタリティーの心といいますか、来い来いと言ったから来たけれども、こんなのかよというの、こちらとしてはしゃくなので、Wi-Fiに関してはもうレストランですとか、宿泊施設、答弁いただきましたけれども、そういったところでは個人でフリースポットを設けてやられているということで、そこはいいとして

、その間を埋める部分、公的な部分ですとか、人気のある観光スポットに民間の協力を得ながら、またはそばで事業をされている方と協力しながらということで、できるだけ早急に外国人はやはりWi-Fiを使うとお聞きしておりますので、電話の通信回線ではなくて、Wi-Fiということでやられているということで、官民上げて補い合う相互間ということで、できるだけ早い時期に、今そうやってプロモーションもかけていますので、ぜひ考えて検討していただきたいと思いますが。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の情報発信の件に関しまして、お答えさせていただきます。

情報発信をしていくと、特に上富良野に足を運んでいただいた方々が十分な情報を得て、そして上富良野を満喫していただくと、そしてまたリピートしていただけるような、そういうことにつなげるということは、もう当然でございますし、民間の方々が既にそういうことで動きをされているということ伺っております。

そういう中で、町が公的機関としてそういう隙間と申しましょか、間と申しましょか、そういうところで役割を果たすことによって、面として、線としてつながっていくというような機能が果たされて、しかもそれが町の活性化の一助になるとすれば、それは多いに検討する課題でありますし、検討したいというふうに考えております。

ただ、残念ながら、私個人的にそこら辺の評価ができるような知識は持ち合わせおりませんので、それは行政の力を持ってそういう研究をして、それがどういう対応が望ましいのかということを少し、お時間をいただいて、研究させてください。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問をすべて終了いたします。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月16日から22日までの7日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月16日から22日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部

終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告させていただきます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす３月１６日から２２日までの７日間は休会いたします。

３月２３日は、本定例会の最終日で、開会は、午前９時でございます。なお、休会中の３月１６日、１９日、２１日、２２日の４日間は、予算特別委員会を、いずれも午前９時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を御持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前１１時５９分 散会

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

平成 2 4 年 3 月 2 3 日（金曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第18号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第19号 上富良野町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第20号 上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第21号 上富良野町公民館条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第25号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第26号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第22号 上富良野町子どもセンター条例
- 第 9 議案第23号 上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第24号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第27号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第28号 富良野広域連合規約の変更について
- 第13 議案第29号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
- 第14 議案第30号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
- 第15 議案第31号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件
- 第16 予算特別委員会付託
- 議案第 1号 平成24年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成24年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成24年度上富良野町病院事業会計予算
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第18 発議案第1号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
- 第19 閉会中の継続調査申出の件
- 追加日程
- 第 1 会期延長の件

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	一 色 美 秀 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君

防災担当課長 伊藤 芳昭 君
保健福祉課長 坂 弥雅彦 君
町民生活課長 北 川 和宏 君
技術審査担当課長 松 本 隆二 君
教育振興課長 服 部 久和 君
町立病院事務長 松 田 宏二 君

産業振興課長 前 田 満 君
健康づくり担当課長 岡 崎 智子 君
建設水道課長 北 向 一博 君
農業委員会事務局長 菊 池 哲雄 君
ラベンダーハイツ所長 大 場 富蔵 君

○議会事務局出席職員

局 長 野 崎 孝信 君
主 事 新 井 沙季 君

主 査 深 山 悟 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

予算特別委員会、長谷川委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から第9号までの議案について、審査報告書の提出がありました。

町長から追加提案の議事日程について、3月22日議会運営委員会を開催し、その内容の審議を行いました。

なお、人事案件の諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件は、後ほど議案を配付しますので御了承願います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 谷 忠 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名します。

◎日程第2 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第18号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただき

ました議案第18号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今般、北海道後期高齢者医療広域連合からの職員派遣の依頼を受け、平成24年度から2年間の予定で当町の職員を派遣し、知見を積むとともに、広域連合の構成員として事業運営に貢献することとしたところであります。このため、派遣職員が札幌市での勤務となることから、通勤困難など、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身での生活が常態となる職員に対し、単身赴任手当を支給できるよう、同条例の改正をしようとするものであります。

同手当は、国や北海道の規定を参考に、月額2万3,000円とし、一定の距離に応じて上限を4万5,000円とする加算額を設定するもので、当該加算額については、規則にゆだねるよう規定するところであります。

ちなみに、勤務地が札幌市となる場合においては、6,000円を加算し、月額2万9,000円となるところであります。

以下、議案につきましては、要点のみ申し上げます。

上富良野町職員の給与に関する条例の第10条の次に、第10条の2を追加するもので、冒頭申し上げました単身赴任手当のルールについて規定するものであります。

また、附則につきましては、この条例は、平成24年4月1日施行する旨規定をするものであります。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第19号上富良野町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

国における平成23年度の税制改正法案について、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充及び税負担軽減措置等について分離され、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案として、昨年6月10日新たに国会に提出され、6月22日同法律案が成立し、6月30日交付されたところであります。

まちにおいても、同日、上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をし、7月29日の町議会臨時会において報告をしたところであります。

この分離により、存置された法案については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案として、引き続き国会において審議され、10月28日及び11月22日修正案が国会に提出され、11月30日、同法律案が成立し、12月2日に公布されたところです。

あわせて、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律案が10月28日国会に提出され、11月22日修正案が提出され、11月30日同法律案が成立し、12月2日公布されたところです。

また、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組み推進を図るため、地方税法の一部を改正する法律案が11月4日国会に提出され、12月7日同法律案が成立し、12月14日公布されたところです。

これら三つの法律が公布されたことによりまして、上富良野町税条例の一部を改正するものであります。

今回の上富良野町税条例の一部改正につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第1点目としまして、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増収減を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に委譲するものであります。

第2点目としまして、入湯税の特別徴収義務者にかかる帳簿記載の義務違反等に関する罪の罰則の強化であります。

第3点目としまして、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例であります。

第4点目としまして、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、臨時の措置として個人町民税の均等割の標準税率を引き上げるものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第19号上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきまして、条例の朗読は省略させていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

第95条は、町たばこ税の税率を1,000本につき「4,618円」から「5,262円」に引き上げるものであります。

第151条は、入湯税の特別徴収義務者にかかる帳簿記載の義務違反等に関する罪の罰金を「3万円」から「10万円」に引き上げるものであります。

附則第9条は、地方税法改正による条文の整理であります。

附則第16条は、旧3級品のたばこにかかる町たばこ税を1,000本につき「2,190円」から「2,495円」に引き上げるものであります。

附則第22条は、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例にかかる地方税法改正による条文の整理であります。

附則第24条は、平成26年から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税率を「3,000円」から「3,500円」に引き上げるものであります。

附則第1条は、改正後の条例の施行期日を公布の日から施行するものでありますが、同条第1号から第3号までに掲げる規定は、それぞれの項目について施行期日を定める条文であります。

附則第2条は、町民税に関する経過措置。

次のページの附則第3条は、町たばこ税に関する経過措置及び附則第4条は、罰則に関する経過措置を定める条文であります。

以上で、議案第19号上富良野町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4 番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点かお伺いしたいと思います。

今回の震災にかかわる税体系の会計という形になっているかと思います。たばこ税等については、増収、また、その均等税においても加算されるという形の中で、均等税においては、35年度までという形になっているかと思いますが、この35年を過ぎますと、たばこ税等に至っても、また制度の改正があつて逆戻りするのかですね、単純な質問なのですが、その関係についてちょっとわからないので、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、たばこ税の税率の改正につきましては、冒頭御説明申し上げましたとおり、法人実効税率の引き下げに伴いまして、都道府県と市町村間の増収源の調整のためということで、都道府県たばこ税を市町村たばこ税に移譲するもので、東日本大震災絡みの改正とは異なっております。たばこ税の税率の改正につきましては、一たん、地方税法改正で提案されたところでありますが、修正によりまして、たばこ税の東日本に係る増税はなくなったところであります。

また、町民税の部分につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げるものでありますが、これとたばこ税との連動はないところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 一部報道によりますと、法人税率についても、引き下げについても、限定的な話もちょっと一部聞こえてきているのですが、そこら辺はまだわからないということですね。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の御質問にお答えします。

法人税率のほうにつきましては、地方税法改正に基づいて変わってくるものと考えておりまして、私のほうは、まだその情報は得ていないところでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第20号

◎日程第5 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第20号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第21号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（服部久和君） ただいま一括上程いただきました議案第20号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年度、地域主権戦略大綱などを踏まえ、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの見直し、条例制定権の拡大を目的とし、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法が改正されたことから、両条例の一部を改正するものです。

社会教育委員に関する条例につきましては、社会教育委員の設置及び委員の構成が社会教育法に定められたことから、条例から関係条文を削除し、引用条文を追加し、条文見出しを変更するものです。

公民館条例につきましては、社会教育法の改正により、政令で定める基準を参酌し、公民館運営審議会委員の任命基準及び会則引用条文を改正するものです。

なお、今回の改正により、任命基準に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が追加されております。

また、両条例とも施行日を平成24年4月1日としていただいております。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第20号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町社会教育委員に関する条例（昭和47年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置及び目的）」に改め、同条中「第18条」を「第15条及び第18条」に改める。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
次の議案をごらんください。

議案第21号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例。

上富良野町公民館条例（昭和42年上富良野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「法第30条第1項に規定する者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中」に改め、同条第4項中「法第30条第1項」を「第2項」に改める。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今の社会教育にかかわってなのですが、その中に、家庭教育の資質の向上につながるものということが追加されたということなのですが、具体的にどういう、よく、こういう条例というのは非常にわかりづらくて、その対象がわかりづらいのでお伺いいたします。どういう方というか、どういう職種の方を想定されるのかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、家庭教育の向上に資する活動を行う者という表現でございます。非常に、家庭教育ということで、幅広い表現になっておりまして、解釈の仕方によっては、一般的な家庭にいて、非常に立派なお子さんをお育てになった方も含まれると。特に役職云々というより、広範囲な中から、周知の、大勢の人がすばらしい方だとお認めになった場合は、この方も含まれるというような解釈をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 従来は、設置された枠の中で選んでいたけれども、一般の方も認められれば、その委員に、選考の基準となるという形の方になるのかなというふうに思うのですが、その点確認して

おきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えします。

非常に広範囲な解釈が可能になったのかなと、そういうふうに思っております。ただ、皆さんが、多くの方がそういうふうに思われるということが非常に重要なことだと思っておりますので、その辺はお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより、採決いたします。

初めに、議案第20号上富良野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第25号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第25号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

地域の主権性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年5月2日に公布されたことにより、公営住宅法の一部改正がされ、入居者の資格要件とされていた同居親族要件が廃止されたところであります。

これまで、住宅の困窮する低額所得者を対象とする公営住宅においては、同居親族を有する世帯への供給を基本とする考え方に基つき、同居親族が入居

の資格要件とされていたところではありますが、今回の法改正において廃止扱いとされているものの、住宅困窮要件は引き続き存続することとなり、同族親族の有無や人数の多寡は、その世帯の住宅の困窮度を推しはかる上においては、基礎的かつ重要な要件であることに変わりはないことから、必要な要件を規定するため、上富良野町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第25号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富良野町営住宅管理条例（平成9年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令第6条第1項」を「規則」に、「第2号及び第3号」を「第2号、第3号及び第4号」に、「あつては第3号」を「あつては第3号及び第4号」に改め、同条第2号イ中「令第6条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改め、同号ロ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ハ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で議案第25号上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

住宅の、いわゆる地方自治体における裁量権が一定程度認められてきているということの話ですが、そこでお伺いしたいのは、今回の改正に当たって、同居家族等は、条例等においては、従前どおりという形にするということでもあります。改正の中では、単身者もこういった住宅の困窮するという状況であれば入居できるという改正点の中身もあるかというふうに思います。上富良野町では、この点は改正しないで、従前の同居親族等を生かすということになった背景等はどういうものがあるのか、お伺いしておきたいと思います。そのほかにもいろいろと、給与、いわゆる上限の設定の改正などもあるのですが、その点お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

同居親族要件につきましては、法改正によりまして廃止されたところでありますが、町で行っております住宅の困窮度というところで、今、点数化しているところでもあります。その部分において、やっぱり資格要件につきましては、同居親族のある、ない、もしくはその人数によって、当然、優先順位等がかかわってきますので、その部分につきましては、高齢者とか障害者等につきましては、その要件から外れておりますので、本当に住宅の困窮度の高い人から入居させるということを要件としておりますので、引き続き、その部分を規定させていただいたところでもあります。

年収等の部分については、規定したものについては、政令で規定しているものが条例のほうに委任されたということでの改正でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第26号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（前田 満君） ただいま上程いただきました議案第26号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

地域主権の第2次一括法として、平成23年11月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、土地改良法の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容としましては、土地改良法においては、

これまで市町村の土地改良事業の実施等については、都道府県知事への同意を要する協議から、事後報告へ改められたことから、本条例における賦課金及び特別徴収金の徴収に関することを規定した第1条と、急施の場合の特例に関することを規定した第4条に、それぞれ引用する土地改良法の条項を変更するものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第26号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和56年上富良野町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第4条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49条第1項」を「第88条第1項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第26号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第22号上富良野町子どもセンター条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ただいま上程されました議案第22号上富良野町子どもセンター条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、法の引用条項の改正が

必要となるほか、発達支援センターの事業名などが改正となるため、所要の改正を図るものであります。

現行条例は、施設の設置及び管理に関する事項のほか、子育て支援センター及び発達支援センターの事業運営に関しても規定してございますが、条例事項である公の施設の設置及び管理に関する規定及び費用負担に関する規定など、現行条例の全般に及ぶことから全部改正し、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第22号上富良野町子どもセンター条例。

上富良野町子どもセンター条例（平成17年上富良野町条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、上富良野町子どもセンター（以下「子どもセンター」という）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）。

第2条、地域の子育て家庭等が安心して子育てでできる環境を整え、児童福祉の向上に資するため子どもセンターを設置する。

（名称及び位置）。

第3条、子どもセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、上富良野町子どもセンター。位置、空知郡上富良野町大町3丁目2番22号。

（職員）。

第4条、子どもセンターに上富良野町職員定数条例（平成22年上富良野町条例第13号）に定める定数の範囲内において、必要な職員を置く。

（事業及び組織）。

第5条、子どもセンターの事業は、次に掲げるとおりとする。

(1)、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業。

(2)、法第6条の2第6項の規定する障害児相談支援事業。

(3)、法第21条の9に規定する子育て支援事業。

(4)、前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、町長が必要と認める業務。

2、前項に規定する事業を実施するため、子どもセンター内に「上富良野町発達支援センター」及び「上富良野町子育て支援センター」を設置する。

（施設使用料及び利用者負担）。

第6条、子どもセンターの施設使用料は無料とする。ただし、使用目的が第2条に規定する目的に該当しない場合においては、上富良野町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年上富良野町条例第29号）に基づき施設使用料を徴することができる。

2、前条第1項第1号の障害児通所支援事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する方法により算出した額から、当該通所支援にかかる通所給付決定をした市町村が負担すべき額を除いた額を負担するものとする。

裏面をごらんください。

（使用の制限）。

第7条、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、子どもセンターを使用させないものとする。

(1)、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)、施設、設備、備品等を破損し、または滅失するおそれがあるとき。

(3)、その他子どもセンターの管理運営上支障があると認めるとき。

（開館時間等）。

第8条、子どもセンターの開館時間は、子どもセンターに配置する職員の勤務時間（上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年上富良野町条例第2号）に基づく勤務時間）とする。

2、前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、開館時間を変更し、または開館時間に開館しないことができる。

（損害賠償）。

第9条、子どもセンターの利用者は、故意または重大な過失により施設または設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、町長はその損害を減額し、または免除することができる。

（委任）。

第10条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、議案第22号上富良野町子どもセンター条例の説明といたします。御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 一つ確認したいと思います

。障害者の自立支援法が廃止されて、それに伴って公の施設の設置条例を改正ということで、今改正するわけですが、今ここでも、発達支援センター、子育て支援センター、そういった事業をそれぞれやっております、私は、条例だけ改正されても、一体何が変わるのかなと、こう思うので、すね。これらを改正するに当たっても、ここで仕事をしていらっしゃる方とかの意思疎通とか、この条例改正に当たっての、そういうことは知っているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

この児童福祉法の改正につきましては、障害者自立支援法の改正部分から、18歳までの児童の、障害児ですとか、発達障害だとかがあるお子さんの方の分野を児童福祉法のほうで位置づけされることとなったわけです。そういった中で、従来あります発達支援センターの中で行う業務につきましても、そういった障害児ですとか発達障害のある方の事業を展開するようなことで位置づけられたことから、今回このような条例改正となっており、障害者と同じように、相談ですとか、そういった業務や何かも担うようなことになってございまして、改正の内容だとかそういったことにつきましては、子どもセンターの職員におきましても、上川振興局ですとか、そういったところの研修も受けながら対応を図って、理解をしながら、この4月1日から臨むというような体制となつてございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 質問させていただきます。児童福祉法が、こういう設置条例ができまして、いわゆる障害の利用などにおいて、利用計画を立てるということもこちらのところでやられるのかどうか、この点。

さらにお伺いしたいのは、子育てサークル等が利用しておりますが、これは通常、無料という形で利用しているかと思いますが、そういった部分は従前と変わらないという形で理解してよろしいでしょうか。

そのほかに、宅老所等も使用されておりますので、そういったものは一定程度、公のものに入るのかなというふうに、別途、町長の規定に基づいた形の中で、そこで使用等の判断がされるかと思いますが、その点についてもお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御

質問にお答えいたします。

障害者の障害計画の関係につきましては、この発達支援センターだとかで計画を練るような形になってまいります。そういった相談支援の資格を取って、児童福祉法の経過措置期間が1年ございますので、その間で相談員を養成して、平成25年4月からは、そういう計画を策定するというようなことで、24年度はそういった相談員を養成する計画をしてございます。

それから、子育てサークルの子どもセンターの使用の関係については、本来目的で御使用いただいておりますので、無料というようなことでございます。

あと、子どもセンターを利用されている団体ですとか、そういった関係につきましては、条例の中にも位置づけがございますように、行政財産の目的外使用ということで、総務課のほうで対応してございまして、現状的には全額免除の扱いになっているというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ただいま上程されました議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例は、高度経済成長時代の昭和42年に、敬老年金条例として、満80歳以上の高齢者へ現金2,000円を支給する内容でスタートしたところであります。

その後、右肩上がりの経済成長のもと、対象年齢の引き下げや年金額の引き上げ、節目の記念品の支給など、その拡大を続けてまいりました。しかし、

その後バブルの崩壊、日本経済の低迷のもと、また、地方分権一括法による市町村合併問題や、国の三位一体改革による地方交付税の総額抑制などによる自主財源の縮小など、まちとして合併の道を選ぶのか、行財政改革によって自主・自立の道を選ぶのかという地方自治体にとって厳しい選択を強いられる時代背景と、高齢化の進展によって対象者が増加するなどの要因により、本条例を敬老祝い金支給条例に改め、平成15年からは、敬老年金と古希記念品を廃止し、さらに平成17年からは、喜寿、米寿、白寿の方々へ金品、商品券を支給するよう条例改正して現在に至っております。

この敬老祝い金は、多年にわたり社会の発展に寄与されてこられた高齢者に対して、敬老の意をあらわすとともに、長寿を祝福し、町民の敬老思想の高揚と高齢者福祉の向上に寄与することを目的に制定してまいっておりますが、この間、まちにおいては健康づくりに意を注ぎ、町民の皆様とともに学習し、健康増進に努めてまいったこともあり、高齢化の進展がさらに進み、まちの65歳以上の高齢者は、既に3,000人を超え、平成22年度には、後期高齢者が前期高齢者数を上回るという段階を迎えたところであります。

昨今は、経済の低迷や核家族化の進展などもあり、高齢者は日々の日常生活を送るために、多様な福祉や医療サービスの提供や、支援を必要とされている方々が大勢おられる実態にございます。

このような課題を解決するため、高齢者を支えるさまざまな福祉・医療などの施策の展開や仕組みづくりが急務であること。さらには、高齢者人口増加に伴う、現在実施しております高齢者福祉・医療の費用も増加してまいっていることなどから、現在の敬老祝い金制度を改め、これらに対応してまいらるため、条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで喜寿77歳の2万円と、米寿88歳の3万円を、平成24年度には半額に、平成25年度には廃止し、白寿99歳の5万円のみに変更しようとするものであります。

なお、敬老祝い金制度の見直しに当たりましては、昨日までの予算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ちょうだいしました審査意見を重く受けとめ、その対応を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例。

上富良野町敬老祝い金支給条例（平成14年上富良野町条例第28号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表中、満77歳の者の項及び満88歳の者の項を削る。

附則。

(施行期日)。

1、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)。

2、この条例による改正後の第2条の規定による平成24年9月15日を基準とする祝い金の支給については、同条の表を次の表として適用する。

対象者、種類及び金額。満77歳の者、喜寿祝い金1万円相当の金品。満88歳の者、米寿祝い金1万5,000円相当の金品。満99歳の者、白寿祝い金5万円相当の金品。

以上、議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第24号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第24号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(坂弥雅彦君) ただいま上程されました議案第24号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業期間におけます、介護保険事業計画のもとに、第1号被保険者の保険料を算定いたしました。その結果、基準額で、これまでの年間4万3,200円を4,200円引き上げ4万7,400円とし、月額にして、3,600円から3,950円に改めよう

とするものであります。

この約1割の引き上げの要因としましては、高齢化を背景とする65歳以上の第1号被保険者の増加と、1号2号被保険者の世代間負担の均衡を図るために、国において、従来20%と設定されていた第1号被保険者の負担割合を21%に引き上げ、逆に2号被保険者の負担割合を30%から29%へ引き下げた結果、今回の引き上げの約半分を占め、残りにつきましては、給付費の伸びによるような引き上げとなっております。

まちとしましては、国における年金引き下げ議論なども考慮し、また、低所得者階層が多いことから、第1号被保険者の方々の保険料負担を圧縮するよう、道の財政調整基金や、まちの介護保険事業基金を取り崩すことで、引き上げ幅の圧縮に努めたところでございます。

また、所得階層の区分につきましては、本町では7階層、実質8階層としてきたところでありますが、国の政令改正により、第5期計画において、第3段階の細分化設定と、第7段階以上に多段階設定ができるよう見直されたことから、8階層、実質10階層に改正することとしたものでございます。

このことから、第3段階のうち、合計所得と年金収入が120万円以下の非課税の方の保険料を軽減するため、第3段階を二分化することとし、第7段階の上に、合計所得が500万円以上の方の第8段階を設け、さらに基準額に対する割合の見直しなど、所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には、第1段階は基準額に対する割合が0.5のままで、2万1,600円を2万3,700円に、第2段階につきましては、0.6の割合を0.55に引き下げ、2万5,920円を2万6,000円に、第3段階は0.75の割合で、3万2,400円を、新設のその1は0.65に引き下げて3万800円と、その2は0.75の割合のままで3万5,500円に、第4の1段階は0.88の割合を0.8に引き下げ、3万8,000円を3万7,900円に、基準となる第4の2段階は1.0の割合のままで、4万3,200円を4万7,400円に、第5段階は1.25の割合のまま、5万4,000円を5万9,200円に、第6段階は1.4の割合のままで、6万480円を6万6,300円に、第7段階は1.5の割合のままで、6万4,800円を7万1,100円に、新設の第8段階は1.7の割合とし、8万5,300円に、それぞれ平成24年4月1日から施行するよう改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第24号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成１２年上富良野町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から２６年度まで」に改め、同条第１号中「２万１,６００円」を「２万３,７００円」に改め、同条第２号中「２万５,９２０円」を「２万６,０００円」に改め、同条第３号中「３万２,４００円」を「３万５,５００円」に改め、同条第４号中「４万３,２００円」を「４万７,４００円」に改め、同条第５号中「５万４,０００円」を「５万９,２００円」に改め、同号ア中「２００万円」を「１９０万円」に改め、同号イ中「次号ロまたは第７号ロ」を「次号イまたは第７号イ」に改め、同条第６号中「６万４８０円」を「６万６,３００円」に改め、同号ア中「２００万円」を「１９０万円」に改め、同号イ中「次号ロ」を「次号イ」に改め、同条第７号中「６万４,８００円」を「８万５,３００円」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号の次に、次の１号を加える。

（７）、次のいずれかに該当する者、年額７万１,１００円。

ア、合計所得金額が３００万円以上５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者。

イ、要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

附則。

（施行期日）。

１、この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）。

２、改正後の上富良野町介護保険条例第３条の規定は、平成２４年度分の介護保険料から適用し、平成２３年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）。

３、介護保険法施行令附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、第３条第１項の規定にかかわらず、年額３万８００円とする。

４、介護保険法施行令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、第３条第１項の規定にかかわらず、年額３万７,９００円とする

。

以上、議案第２４号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） 何点か質問をさせていただきます。

この間も一般質問等、また、予算委員会等なんかも質問をさせていただきました。今回の制度の改正は、お互いに受益者が負担をし合うというような制度になっているかというふうに思います。国のほうでは、こういった部分は、地域主権といいながらも、財源の厚い手当てがなされないという、矛盾に満ちた問題点がたくさん出てきています。

例えば、第１段階、第２段階においても、生活保護世帯の受給者については、生活保護という認定になっている世帯は、そこから支給、保険料が払われるという形になっていますが、生活保護世帯以外の方の市町村民税非課税の世帯に至っては、本人負担という矛盾です。これは、当初できたときから、第２段階においてもそうなのですが、多くの問題が投げかけられている制度だというふうに思います。仮に段階的な軽減があったとしても、そういう、十分でない制度が今まかり通るという状況は絶対許すことはできないと思いますが、そういった点をとらえてみても、この制度の大きな問題があるかというふうに思います。この点、どうお考えなのか、お伺いいたします。

また、負担軽減という点では、所得の少ない人ほど負担率が多いという状況は、これは当然だと思いますが、この点、どう見ているのかという点であります。軽減されているから、それはいいのだという解釈は、私は成り立たないというふうに考えております。

３点目には、当然そういった意味では、やはり国がだめだと言っている一般会計からの繰り入れを行って、こういった部分に対する保険料率を必要最小限、現行の、旧第４期の保険料で十分対応できる、そういった仕組みをつくるべきだというふうに考えております。今、年金等の給付等の減額等、また、医療費の窓口負担の見直し等があつて、さらに生活が大変な状況に今なりつつあります。今でもなっています。そういう意味では、行政という立場からすれば、やはりこの点をしっかり踏まえた、地域の福祉の向上につながる、そういった全般的な福祉のを

やっているからいいというのではなくて、きっちりとこういったものに対しては負担軽減策をとるということが望まれていると思いますが、この点伺っておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、介護保険制度の矛盾だとか、第1段階、第2段階の階層の関係の矛盾点だとか、そういったお話でございますが、やはり制度の中では、国で定められた制度の中で、我々地方自治体としては制度を運用していかなければならないといった中で、細かな部分での矛盾だとか感じる場面は確かにございます。ただ、我々としましては、この、ある制度の中で、いかにこの制度を活用した中で住民の皆さんが理解していただける制度とできるかといったようなことに腐心しながら、今回の介護保険料の設定に当たりましても、そういったことで、できるだけ所得階層の少ない方の御負担にならないようなことに腐心をしまして、改定をさせていただくようなこととさせていただいているところでございます。

また、2点目の、低所得者の軽減に対します考え方についてでございますが、私どもにつきましては、ある介護保険制度の中で、相互扶助といった中で動かなければなりません。そういった意味から、我々でできる範囲のものにつきましては、そういったことの対応というようなことで、極力負担が大きくなならないようなことの介護保険料に腐心してまいるということで御理解を賜りたいというふうに思います。

また、3点目の、一般会計からの繰り入れの考え方につきましても、予算特別委員会の中でも申し上げていますように、あくまでも、この介護保険制度の中でやらなければならないという制度となつてございますので、その点につきましては御理解を賜りたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今、自治体がなすべき制度として、そういった、国が一般会計からの繰り入れを行うなという指導を行っている自体が、地方分権という言葉に当たっては、問題がやっぱりあります。そういう意味では、大いにやっぱりこういった部分を、国に対しても地方自治体は要請すべきだと思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのか。

また、今私が述べた、いわゆる受益者負担という形の中で、軽減制度はあるけれども、結局、町民税

の非課税世帯等においても負担せざるを得ないという、本当に問題が数多い制度であつて、そういった問題等が私はあるというふうに思います。国の制度だから仕方がないというのでやれば、ますます受益者という形の中で負担がふえるという形になりますので、この点、町長の見解、一般会計からの繰り入れは何回も聞きましたけれども、できないということで、それをやはり超えてやるべきだと思いますので、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、根本については、今、担当課長のほうから申し上げましたとおりであります。

従前、医療制度の中でこういう諸問題に対応してきたわけでありましたが、平成12年から、こういう新しい社会保障制度を、法律の規定をもって今運用されているわけでありましたが、議員がおっしゃられるように、我々自治体としても、この制度の保険者として、なかなか思うようにいかない点があるのは事実でございますし、ただ、制度の議論をここで何回していても、なかなか思うことを達成することができないわけでありまして、特に医療制度も含めて、地方自治体こぞって、この介護保険も保険者として運営するに当たっては、財政基盤をしっかりしなければならぬということを前提に、この間も町村会組織で中央に、国に要望してまいっていますので、今後ともそういう運動展開はしなければならぬと思います。

特に今、国は、社会保障と税の一体改革の中で、こういう諸問題も、どういう形になるかわかりませんが、今いろいろと議論がされているというふうに認識してございますので、一定程度しっかりした制度となつて、恒久的に、安定的に、将来にわたって事業として運営できるようなことを期待しつつ、その動向を見守りたいというふうに思います。

繰り返しになって申しわけございませんが、地方団体として国に対して引き続き要望してまいることを申し添えて、答弁とさせていただきたいと思ます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより、議案第24号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 2 7 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 1 議案第 2 7 号
北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件
を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただき
ました議案第 2 7 号北海道市町村総合事務組合規約
の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます
。

本件は、当組合の構成団体であります上砂川町が
砂川地区広域消防組合へ加入することにより、消防
関係の共同処理をする事務に係る団体から、上砂川
町を削るよう別表を改めるものでありまして、地方
自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、当組合から
の協議に基づき、規約の変更をお願いするものであ
ります。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていた
だきます。

議案第 2 7 号北海道市町村総合事務組合規約の変
更について。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6
条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組
合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する
規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7
日市町村第 1 9 7 3 号指令）の一部を次のように変
更する。

別表第 2 の 1 から 7 の項中「上砂川町」を削る。
附則。

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可
の日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第 2 7 号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩といたします。
再開は、1 0 時 4 0 分といたします。

午前 1 0 時 1 3 分 休憩
午前 1 0 時 4 0 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を
再開いたします。

◎日程第 1 2 議案第 2 8 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 2 議案第 2 8 号
富良野広域連合規約の変更についての件を議題とし
ます。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただき
ました議案第 2 8 号富良野広域連合規約の変更につ
いて、提案の要旨を御説明申し上げます。

富良野広域連合につきましては、平成 2 1 年 4 月
1 日より業務を開始し、この 3 月で 3 年間を経過す
るところであります。

各市町村の負担割合につきましては、設立当初に
おいて、同連合規約附則第 5 項及び第 6 項に、平成
2 3 年度末までに負担割合の見直しを行い、平成 2
4 年度から変更することが規定されておりますこと
から、昨年 8 月より、これまで 8 回の連絡調整会議
において協議を重ね、2 月 8 日に開催されました富
良野地区広域市町村圏振興協議会において、関係市
町村の同意を得たところであります。

このような経緯の中で、富良野広域連合規約の変
更につきましては、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 3
項の規定により、連合構成団体の議会の議決が必要
なことから、本議案を提案するものであります。

変更内容につきましては、各市町村の負担割合に
ついて、これまで構成団体の財政規模に応じた負担
割として設定していた標準財政規模割を廃止するよ
う変更するものであります。

また、あわせて負担割合の見直しについては、平
成 2 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間は、激変緩和措置
を設けるよう、規約の変更をするものであります。

それでは、以下議案を朗読しながら説明してまい
ります。

議案第 2 8 号富良野広域連合規約の変更について
。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1
条の 3 第 3 項の規定により、富良野広域連合規約を

次のとおり変更する。

富良野広域連合規約の一部を変更する規約。

富良野広域連合規約（平成20年9月1日上地政第1789号指令）の一部を次のように変更する。

以下、別表につきましては、変更点のみ申し上げます。

富良野広域連合経費のうち、管理費、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ処理並びに、その処理施設に関する事務、公共串内牧場に関する事務、消防に関する事務、学校給食共同調理場の設置、運営及び管理並びに学校給食の配送に関する事務の経費のうち、総務管理費及び運営経費についての負担割合を、これまでの均等割10%、標準財政規模割10%、重量割80%を、均等割20%、重量割80%と変更するものであります。

なお、附則には、平成27年3月31日までの3年間については、均等割15%、標準財政規模割5%、重量割80%として、激変緩和措置を講ずる内容となっております。

以上で、議案第28号富良野広域連合規約の変更につきまして説明といたします。御審議いただき、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 第1番にお伺いいたしますが、それぞれの議会では、これは議決されたかどうか、ちょっとよくわからないのでお伺いいたします。

それで、今回の均等割等の変更によって、小さな自治体ほど負担がふえるという形になっておりますが、そういった部分では、広域連合において急激な負担は避けるということで、段階的な緩和措置はとられているものの、最終的には小さな自治体ほど負担がふえるということになっております。そういう意味で、その部分は、一定程度、力の持った自治体ということになれば、力があるかどうかわかりませんが、ある程度、標準財政割の中でのカウントということで、従来の措置のほうが、より地方自治体には負担がなかったのかなと、公平だったのではないかなというふうに思いますが、そこら辺の審議経過等がよくわからないので、そういった審議経過も、恐らく審議されていると思いますので、その経過等についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、それぞれ構成市町村の議会での議

決の状況でございますが、上富良野町を除く4市町村の議会においては、既に議決がされているという情報になってございます。

次に、二つ目の、市町村間の負担の額が増減することでございますが、8回にわたる連絡調整会議等の審議の経過も若干お知らせしたいかというふうに思いますが、当初、3年前の連合のスタート時点では、それぞれ一部事務組合も持ってございましたので、それらの一部事務組合時代のそれぞれ負担していた額を余り大きく変えないように、そういう配慮の中で、この5市町村が全員スムーズに参加できるような配慮の中で、いろいろ議論があった中で均等割と、いわゆる財政規模割を1割ずつ導入した中でスタートをしたということであります。ただ、それについてはある程度の妥協が入っていた中でスタートということは、当初の規約の中にも、3年たったら見直しをしましょうという規定を盛り込んだ、それは、それぞれの首長が納得の上で合意をしたということでありますので、この24年に向けては、まず規定を、負担の割合を見直ししようというこの経過でございます。ただ、それを、いわゆる均等割を20%にするというところのやりとりは相当ありました。どうして20%なのかという議論でございますが、例えば、この富良野地区の市町村振興協議会の負担、あるいは上川総合期成会の負担は3割になっています。3割がいいのか2割がいいのかという議論も相当ありましたが、最終的には、いわゆる標準財政規模割ですので、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、弱い市町村が大きな市町村に寄りかかるという負担のあり方はいかななものかと、これから先、ずっと連合を維持するためには、だれかがだれかを助けているなんていう仕組みは、やはり今後、遺恨を残すだろうということもありまして、最終的に、この標準財政割を除くことがいいのではないかと。そのような議論が8回にわたってあったわけでございます。

いずれにいたしましても、ふえる市町村と減る市町村が、金額を見ますと明らかにありますが、今申し上げましたような経緯の中で、それぞれの首長がこの案で納得したという状況にございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号

◎日程第14 議案第30号

◎日程第15 議案第31号

○議長(西村昭教君) 日程第13 議案第29号
上富良野町財政調整基金の一部支消の件、日程第14 議案第30号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件、日程第15 議案第31号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件、これらを一括して議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田中利幸君) ただいま一括上程いただきました議案第29号上富良野町財政調整基金の一部支消の件、議案第30号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件及び議案第31号上富良野町十勝岳振興基金の一部支消の件につきまして、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成24年度の一般会計予算におきましては、町税及び地方交付税等の減少により、一般財源総額が減少した中で予算編成を行ったところでございますが、本年度は懸案であります、上富良野小学校の実施設等関連予算を初め、近年の大雨災害に対する恒久的な対策、また、現段階で継続的に進めております道路などの公共施設整備、さらには厳しい地域経済、雇用情勢や急速な少子高齢化への対応など、喫緊の行政課題に引き続き多額の財源を必要としております。

これらの行政課題を具現化するために、まちが裁量をもって使うことができる財政調整基金及び公共施設整備基金の一部を取り崩すことで、最終的な財源確保を図るため、各基金条例の規定に基づきまして議会の議決を経ようとするものでございます。

また、十勝岳振興基金につきましては、吹上温泉保養センター改修費の財源に充てるために基金の一部を使用するため、議会の議決を経ようとするものであります。

それでは、以下議案を順次朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第29号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を、次による使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、9,000万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費(厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応、喫緊な地域課題に向けた財政需要)の財源に充てるため。

3、使用年度、平成24年度。

次の議案に移ります。

議案第30号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を、次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、使用金額、4,300万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成24年度。

次の議案に移ります。

議案第31号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件。

上富良野町十勝岳地区振興基金の一部を次により使用するため、上富良野町十勝岳地区振興基金条例第6条第5号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1,700万円。

2、使用目的、十勝岳地区の公共施設の維持、修繕に関する事業に充てるため。

3、使用年度、平成24年度。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。ございませんか。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 何点かお伺いいたします。

財政の運用上、地方公共施設、あるいは各種の政策の充実という形で予算が組まれ、基金の支消という形になっているかというふうに思います。

この公共施設、30号の整備基金に至っては、上富良野小学校等に充てるという形になります。今後、この財政、25年、26年、この部分に対しては、この財政計画見ましたら、4,400万円と8,300万円が、今後この公共整備資金を崩しながら充てるというふうな目標の設定になっていると思います。

取り崩した後、これ必要最小限、また積み戻し等があるかというふうに思いますが、一定程度、今後の上富良野中学校等の改築等があるし、また、子どもセンター等至っても、老朽化の激しいという状

況になってきている部分があるかというふうに思いますが、どのぐらいまでまた積み戻しをされようとしているのか、この点、また伺っておきたいと思えます。

また、子どもセンターに至っては、一定程度、こととして施設整備にかかわる財源充当は、これで打ち切りたいというような予算の中では、話でありましたが、今後子供たちが利用する施設でもあり、耐震化においても、かなり耐えられないような状況も見受けられますので、こういった将来的な大きな整備等は、どういうふうに今後展開されるのかという点と、これから繰り上げ償還等によって大分利率だとか、償還の財源も減ってきているという形があります。今後、上富良野小学校や中学校が、一定程度また建設費がかかるということになりますと、この財政計画等を見ましたら、26年度においては公債費負担率が14.8%という形の中で低くなってきておりますが、また、そういった財源の償還が始まるということになれば、この負担率も上がるかというふうに思いますが、そういった見通し等について、わかる範囲でよろしいですが、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公共施設整備基金の取り崩しを含めた今後の見通しでございますが、まず大きなプロジェクトで今動いてございます、上富良野小学校の改築を含めた、いわゆる学校の耐震改修につきましては、今実施計画等で盛り込んだところであります。公共施設整備基金を計画的に投入する計画にしておりますが、委員おっしゃられるように、今後の中学校の改修も大きな投資額になりますし、また、懸案でございます耐震診断に伴います、いわゆる消防庁舎とこの役場庁舎の改築計画も、ぜひこれらの学校を終わった後、どこかの段階で計画もしていきたい、いかなければならない、そういう状況でございますのでできる限り、これからの財政状況がまだ見えてきませんが、できる限りそれらの事業を組み立てるべく、できる限りこの公共整備基金に積み立てをするような方法にしていきたいと思いますというふうに考えています。

また、御発言にありました子どもセンターの改修ですが、これについては、この間相当、一定程度の改修を計画的に進めてございますので、まずはこの10年間は、延命が図れたものだというふうに理解をしておりますが、ただその老朽化が激しくなった段階で、どのように考えていくかは、今後の課題かなというふうに考えてございます。

また、これらの大きなプロジェクトに伴います償還の状況になりますが、まず25年度において、クリーンセンターの建設費と、あわせてしろがね地区の土地改良事業等にかかわります償還が25年度で終了いたします。

一方、上小の改修が26年、27年ごろから一部償還が始まりますので、その差し引きを考えますと、一定程度公債費率等には大きな、国で定めている上限を超えることはないなというような計画を持っております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第29号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第16 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成24年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

、議案第8号平成24年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成24年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

○**予算特別委員長（長谷川德行君）** ただいま上程いただきました予算特別委員会審査結果報告を朗読をもって説明といたします。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

平成24年3月23日。

予算特別委員長、長谷川德行。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、平成24年第1回定例会（第2日目）が開かれた3月9日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月16日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から3款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月19日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出4款から予算調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月21日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月22日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った。結果、平成24年度上富良野町一般会計予算及び平成24年度上富良野町介護保険特別会計予算について、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

別紙、審査意見は御高覧いただいたものと、省略させていただきます。お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（西村昭教君）** これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付してすべて原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第17 諮問第1号

○**議長（西村昭教君）** 日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

議案をただいまお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（向山富夫君）** ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして御説明申し上げます。

本町には、4名の人権擁護委員の方々が、それぞれ御活躍いただいているところでございます。そのうち、本年、平成24年7月31日をもって任期満了を迎えます方につきまして、候補者を推薦させていただきたいということで御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員をなさっていただいております、佐々木幸子さんを引き続きその任に当たっていただく御推薦、御同意をお願い申し上げますところでございます。

佐々木幸子さんの人格、識見につきましては、申し上げるまでもなく、大変その任に当たるにふさわしい人格を備えた方でございまして、最適任者と考えているところでございます。

以下、議案を朗読させていただきます。佐々木さんに推薦の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●。

氏名、佐々木幸子。

以上でございます。御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第１８ 発議案第１号

○議長（西村昭教君） 日程第１８ 発議案第１号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君） ただいま上程いただきました発議案第１号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

現在、参議院で審議中の平成２４年度地方税法の一部改正に伴います住宅土地税制の見直しなど、所要の改訂を行うため、町長において専決処分をすることができるよう指定しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第１号町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２４年３月８日提出。上富良野議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成２４年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を改正すること。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 閉会中の継続調査の件

○議長（西村昭教君） 日程第１９ 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎追加日程の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題にしたいと思います。

◎追加日程第１ 会期延長の件

○議長（西村昭教君） 本定例会の会期は、３月２３日までと議決されていますが、議事の追加の都合によって、３月２６日までの３日間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は３月２３日までと議決されていますが、議事の追加の都合によって、３月２６日までの３日間延長することに決しました。

◎退任・退職あいさつ

○議長（西村昭教君） ここで、今月３月３１日をもって定年退職されます管理職の方々からごあいさ

つをいただきたいと思います。

最初に、ラベンダーハイツ所長大場富蔵君。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま西村議長の温かい御配慮によりまして御指名をいただき、定年退職のごあいさつをさせていただく機会をいただきましたこと、まことにありがたく感謝申し上げます。

昭和45年4月に町職員として採用され、当時の建設課管理係に配置されてから、今月末で丸42年となります。この間、仕事上で楽しかったこと、つらかったこと、たくさんのが浮かんできています。大きな失敗をし、皆様方に変な御心配、御迷惑をおかけしたこともございますが、皆様方スタッフに支えられながら今日を迎えました。そんな私が、ラベンダーハイツ所長として町職員を終えることができるのは、議員の皆様方の温かい御理解と町理事者、職員の皆様方の御指導、御支援があればこそと感謝しております。

これからは、一町民として、皆様方の御恩にこたえるため、微力ではございますが、町政発展に少しでも役に立っていきたいと思っております。

最後に、議員の皆様方、町理事者、職員の皆様方の一層の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課技術審査担当課長松本隆二君。

○技術審査担当課長（松本隆二君） 議長のおはからいにより、この場を設けていただき、お礼を申し上げます。

昭和45年からきょうまで、42年間をフルマラソンの42.195キロメートルに例えますと、今はゴール手前の20メートルぐらいで今走っていると言うより、歩いている状態でございます。

この間いろいろなことがございました。一時はコースを外れそうになったり、シューズが脱げたり、補給の水をとり忘れて、失敗が多々ありました。そのたびに、私は走るのをやめようかなと考えたこともあります。沿道の人たちの応援、支援、また、先輩ランナーの御支援もありまして、やっとゴールが今見えてきた状態でございます。タイムは平凡な記録かもしれませんが、無事完走できたのは、ひとえに沿道の人たち、先輩ランナーの心温かい応援のおかげと思っております。心より感謝申し上げます。

ゴール後は、もう走ることはありませんが、これからは後輩ランナーの支援、応援を行っていきたいと思っております。よろしく願います。

議員の皆様には、本当に長い間お世話になりました。

た。ありがとうございます。皆様方の今後の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、退職のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、富良野広域連合上富良野消防署長西川秋雄君。

○上富良野消防署長（西川秋雄君） このたび、3月31日をもって定年退職となりますので、一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、貴重な時間を割いていただき、この場を設けていただきましたことに、感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

私は、昭和45年4月、上富良野町消防本部消防士を拝命以来、42年間地域住民の生命、身体、安全・安心の確保のために努めてまいりました。その間、昭和46年には、上富良野町、中富良野町で構成する上川南部消防事務組合となり、さらに平成21年4月には、富良野沿線5市町村を管轄する富良野広域連合に再編成となるなどの三つの組織を継続勤務させていただきました。

私と議員各位とのかかわりについて、今さらではございますが、平成4年の4月、消防本部に異動となり、議会事務を担当してからでございます。議員数は、当時上富良野町4名、中富良野町4名の8名でございました。

また、平成9年からは、控室に詰めて質問に対する準備をしておりましたが、いつも議場内での答弁で質問終了していたということで、私の出ることはありませんでした。

また、当日は議会終了後の懇親会を設定しておまして、その都度同席させていただき、議会の延長のような熱い話をそばで聞いたことを思い出します。

富良野広域連合に再編成2年目の平成22年4月から2年間、上富良野消防署長として、富良野広域連合に、議会においても大変お世話になりました。

本日は、上富良野町議会議員各位、町長、副町長を初め、諸先輩方よりいただきました御指導、御鞭撻のおかげをもちまして、悔いのない消防人生を終了することができますことに、重ねてお礼申し上げたいと存じます。

最後になりますが、本日ここに御出席の皆さん方の御健勝と、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、退職のあいさつにかえさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、同じく広域連合消防本部総務課長谷口繁君。

○消防本部総務課長（谷口繁君） 定例町議会、御

苦労さまです。

議長より、退職に伴う発言の機会をいただき、まことにありがとうございます。

私は、昭和45年4月拝命で上富良野町消防本部1年、上川南部消防本部38年、富良野広域連合消防本部3年、42年間にわたり大変お世話になりました。皆様のおかげで無事定年退職を迎えることができました。ありがとうございました。

富良野広域連合消防本部が発足し、3年を経過しますが、まだまだ諸問題が山積しております。平成26年度には、全道から2,200人規模の消防職員、消防団員、地元の幼年消防クラブ等が参加し、上富良野町で開催予定になっております第66回北海道消防大会が成功裏に開催できますよう、皆様の特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

全国的に少子高齢化、人口の減少となっておりますので、我がふるさと上富良野町の人口減少化の歯どめ対策、自然エネルギー等の活用等の政策実現をぜひともお願い申し上げます。

私は、4月から毎日が休日となりますが、94歳の母の老老介護しながら、日課の散歩、野菜づくり等をしながら、また、自分でできる範囲でボランティア活動もしていきたいと思っております。

西村議長を初め、議員各位並びに向山町長を初め町の幹部職員の皆様、健康には十分注意されまして、上富良野町のさらなる発展に御尽力をいただければ幸いと存じます。

退職に当たり、お礼のあいさつとします。42年間大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 大変ありがとうございました。

まだほかに1名の方がおられますが、仕事上どうしてもここに出られないということで、きょうは欠席ということになっております。

何はともあれ、42年間、本当に長い間御苦労さまでございました。第2のこれからの人生に、まちづくりの発展のために御尽力いただければ幸いかと思います。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

議事の都合により、会期が3月26日まで延長と

なりました。あす3月24日と25日は、休会いたします。

3月26日は、午前9時より全員協議会を開催し、本会議の開会は、午前11時を予定しておりますので御参集願います。

あわせまして、3月26日開催の全員協議会の資料であります。先ほど見晴台整備の資料を議員控室に配付しておりますので、お持ち帰りいただきまして、当日御持参願います。

以上であります。

午前11時29分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 3 月 23 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 谷 忠

署 名 議 員 岩 崎 治 男

平成 2 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 6 号）

平成 2 4 年 3 月 2 6 日（月曜日）

○議事日程（第6号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

追加日程第1 報告第 3号 専決処分報告の件（和解及び損害賠償の額を定める件）

追加日程第2 議案第35号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（13名）

2番	小 野 忠 君	3番	村 上 和 子 君
4番	米 沢 義 英 君	5番	金 子 益 三 君
6番	徳 武 良 弘 君	7番	中 村 有 秀 君
8番	谷 忠 君	9番	岩 崎 治 男 君
10番	一 色 美 秀 君	11番	今 村 辰 義 君
12番	岡 本 康 裕 君	13番	長谷川 徳 行 君
14番	西 村 昭 教 君		

○欠席議員（1名）

1番 佐 川 典 子 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君
総 務 課 長	田 中 利 幸 君	防 災 担 当 課 長	伊 藤 芳 昭 君
産 業 振 興 課 長	前 田 満 君	保 健 福 祉 課 長	坂 弥 雅 彦 君
健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君	町 民 生 活 課 長	北 川 和 宏 君
建 設 水 道 課 長	北 向 一 博 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松 本 隆 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 池 哲 雄 君	教 育 振 興 課 長	服 部 久 和 君
ラベンダーハイツ所長	大 場 富 蔵 君	町 立 病 院 事 務 長	松 田 宏 二 君

○議会事務局出席職員

局 長	野 崎 孝 信 君	主 査	深 山 悟 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 11 時 00 分 開会
(出席議員 13 名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は 13 名でございます。

これより、平成 24 年第 1 回上富良野町議会定例会 6 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

報告第 3 号専決処分報告の件並びに議案第 35 号平成 23 年度上富良野町一般会計補正予算(第 11 号)の件については、本日、お手元に議案を配付いたしました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、

10 番 一 色 美 秀 君

11 番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

ただいま町長から、報告第 3 号専決処分報告の件(和解及び損害賠償の額を定める件)、議案第 35 号平成 23 年度上富良野町一般会計補正予算(第 11 号)の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第 3 号専決処分報告の件(和解及び損害賠償の額を定める件)、議案第 35 号平成 23

年度上富良野町一般会計補正予算(第 11 号)の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 報告第 3 号

○議長(西村昭教君) 初めに、追加日程第 1 報告第 3 号専決処分報告の件(和解及び損害賠償の額を定める件)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました、報告第 3 号専決処分報告の件(和解及び損害賠償の額を定める件)につきまして、その報告要旨の説明を申し上げます。

本件の発生状況につきましては、平成 24 年 2 月 14 日、午後 2 時ころ、花園道路の排雪作業に伴ってグレーダーによる車道の雪削作業を行っていた際に、地先の上富良野町●町●丁目●番●号●●宅敷地から、●●●●氏の運転する乗用車がバックにより歩道を介して車道へ出ようとしたところ、歩道と車道間に 30 センチ程度の段差があることに気づかず、車両全部のバンパーを歩道の雪面にこすって破損したものであります。

原因としては、段差解消の成形作業までの数分の合間の出来事として、運転者は排雪作業中であることは認識しながらも、雪削によって生じた段差の大きさに気づかず、それを運転したことにありますが、道路管理者としてはわずかの間ながらも危険防止の方策をとらなかったという瑕疵を免れず、過失割合は双方 50%として、賠償額 9,655 円の金額で平成 24 年 3 月 7 日、和解について専決処分をいたしましたので、深くおわびを申し上げますとともに、報告するものでございます。

今後につきましては、安全かつ迅速な除排雪作業の実施のため、委託業務、直轄業務に限らず、細心の確認行動を徹底し、再発防止を図ってまいります。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第 3 号専決処分報告の件。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定める件。裏面をごらんください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月9日。

記。

1、和解の相手方。上富良野町●町●丁目●番●号、●●●●。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方、●●●●に対し、金9,655円を支払う。

(2) 相手方、●●●●は、上富良野町に対して、本件に関し今後、上記の金員を除き、一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎追加日程第2 議案第35号

○議長（西村昭教君） 次に、追加日程第2 議案第35号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま追加上程いただきました、議案第35号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の提案要旨について、御説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費補正であります。見晴台公園改修事業につきましては、本年1月から開催されました町民ワークショップでの見晴台公園の利活用に関する町民意見書を踏まえた中で、展望の丘の眺望点としての利便性を図るための階段歩道の新設や地域住民への障がい軽減のための防音、暴風対策として住宅側への植林、また既存の情報ステーションを国道側へ移設して、移設効果を検証するための移設費の計上など、当初予定の事業見直しにより、当初予算から39万7,000円を減額するとともに、年度内での完了が困難なことから、繰越明許費の追加補正をお願いするものであります。

2点目は、地方債の補正であります。昨年9月2日、3日に発生いたしました大雨災害に伴います災害復旧費については、さきの補正予算第10号において、それぞれ地方債への補正の議決を賜ったところですが、当初、上川総合振興局との協議におい

ては、国庫補助対象分の実施設設計費につきましては、単独災害復旧事業債として借入れを予定していたところですが、このたび国への起債申請を行ったところ、補助災害復旧事業債の対象となることが判明いたしましたことから、それぞれ限度額の変更をお願いするものであります。

3点目は、地方消費税交付金及び特別交付税について、それぞれ交付額が確定いたしましたので、補正をお願いするものであります。

4点目は、東日本大震災に伴います石巻市への職員派遣費用のほか、避難者に対する応急住宅や生活必需品の提供費用など、災害救助法第35条に基づく求償金579万9,000円の受け入れが確定いたしましたので、補正をお願いするものであります。

5点目は、さきの補正予算第10号後において、1件の寄附採納を受けましたことから、寄附者の意向に沿いまして、同額を地域福祉基金に積み立てるものでございます。

以上、申しあげましたことを主要要素として調整した結果、予備費を含めた財源余剰額につきましては、今後、予定しております小中学校の大規模改修事業及び大雨災害に伴います恒久的対応等の財源とするため、公共施設整備基金に一定額を積み立てることで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承お願いいたします。

議案第35号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,283万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,306万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款地方消費税交付金、952万9,000円の減。

10款地方交付税、1億4,920万7,000円の減。

17款寄附金、10万円。

20款諸収入、579万9,000円。

歳入合計は、1億5,283万7,000円の減であります。

2、歳出。

2款総務費、2,500万円。

3款民生費、10万円。

8款土木費、39万7,000円の減。

12款予備費、1億7,754万円の減。

歳出合計は、1億5,283万7,000円の減であります。

2ページへ移ります。

第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正につきましては、冒頭、説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第35号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 補正に当たりまして、何点かちょっと質問させていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、今回、地方交付税、特別交付税におきまして1億5,000万弱ほど足りなかったという、これはある意味においても不可抗力的な町にとってはどうしてもできないところということについては、もう御理解をさせていただきますし、また、台風や大雪の被害等々、全道、また全国的に交付金がばらまかれたということも理解させていただきます。

それを踏まえてなのですが、昨日、23日に新年度の予算が我々審議をして、可決したところでございますが、24年度以降についてもあらゆる災害であるとか、その不慮のお金が出ていくということも想定されると思いますが、一点質問したいのが24年度にある程度の今までの計算の上で交付税額というものも積み上げた経過があると思いますが、今回のその影響というものが新年度にどのような影響を波及していくかということ、まず1点伺いたいということでございます。

もう1点、繰越明許費にかかわるところでございます。この間、建設水道課長からいろいろな説明も受けましたし、昨年の9月の補正を組むときに当たりましてもる御説明がありまして、年度末に至るにさまざまな工事ができなかったということが執行者の部分から御説明もありました。過ぎたこととなりますので、その経過について私はとやかく言及するつもりはないのでございますが、これからの部分についてちょっと質問させていただきたいと思っております。

3回にわたりますワークショップを踏まえて、大きく住民の意見、また関係者の意見等々も把握できて、それに付随した繰り越し明許になっているのかなというふうに考えますが、根本に当たるところでございます。今、運営は十勝岳観光協会がいわゆる指定管理ということで3年間の期限で運営をしているところでございますが、私が一番懸念しているのは、やはりこの間、平成18年から運営をしているのですが、いわゆる予算の出るところ、出口といひましようか、それが建設水道課のところから出ている、これは防衛の補助をもらいながら、行いながら、いわゆる都市公園の一つであるという位置づけからにそういうルールであるところになるのかなと思いますが、実際、管理運営をしていきながら、またこの町の観光を引き込む大きな拠点となるのであれば、これから先、また24年度以降、観光振興計画を組んで、それに基づいていくというのであれば、よりその産業振興課とのかかわり合いが深いものになっていくというふうに考えます。

既に、3年間の枠の中で指定管理を結んでいるところではございますが、これからよりソフトの内容については、本当にフロントサイドで運営を図っていく観光協会というものの、やはりその窓口というのは建設水道課ではなく、産業振興課が一番のメインに立つべきことになると思いますが、その辺が今後、その繰り越し明許をしていくに当たってどのように町が運営をしているのか、またもう1点、付随するところではございますが、観光協会が運営をしているところではありますが、一方で見晴台の中の規約の中にいわゆる公園部分の芝の管理等々においては観光協会が受ける、イベント等々においては、今、名称がかわりましたがシーニックバイウェイ大雪富良野ルートが、そこが所管をしてさまざまな企画運営のイベントを行うというふうになっておりますが、それらの把握状況等々も踏まえて、その組織体制のあり方を今後どのように構築していく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 5番金子議員の、まず

1点目の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

さきの議会の米沢議員の質問にも一部お答えをさせていただきましたが、今後、町で予定をしてございます、特に上富良野小学校の改築にはおおむね20億程度と、その後、上富良野中学校の耐震改修も控えてございますし、またこの大雨災害に伴います雨災害に伴います恒久的な対応策、これについても今後、8億6,000万ほど費用が要する見積もりをしてございますが、この交付税が予想のほか少なかった状況でいいますと、24年度以降の影響としましては、今、申し上げましたような大型プロジェクトを抱えている中で、少しでも多く公共整備基金等に積み立てを予想してございましたが、何分、今、議員のおっしゃるように予想を大きく下回ってしまいました。

したがって、24年以降からの財政運営についても影響は大きいかなというふうに考えています。

いずれにいたしましても、これからの財政計画も先ほどお出ししました実施計画等で明らかにしていくところですが、何とか財政運営をしっかり今後もしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子議員の2点目の御質問、見晴台公園についての予算の置き方、その他についての御質問にお答えいたします。

まず、現在、公園自体が都市公園という位置づけである関係で、私どもの所管する建設水道課においてすべての予算組みを行ってございます。

ただ、実質的に観光協会のほうに指定管理をお願いすると同時に、観光的な要素をこの施設の目的の一つにおいて御苦労いただいているところでございます。

同様な施設はほかに日の出公園もございますけれども、日の出公園につきましても結果的に私どものほうですべての予算を持つというような形で進んでおります。

なかなか効果的に動きにくいという部分がございますけれども、この経過につきましては組織の見直しの中で技術職員を一部署に集中して管理体制を整える、そしてできるだけ少ない職員の数で従来の仕事をこなしていこうという形を進めてきた経過がございます。

現在の形はこのまま継続されるということはないかもしれませんが、今後の組織の見直しの中で、現在より効率的な手法が見つければ、そちらのほうに移行すべきものかもしれないと考えてござい

ます。

現在、なかなか担当していてもかなり調整の機会がたくさん持っているのですけれども、それでも漏れてしまうという部分があることは事実でございます。今後の課題として対応したいと思っております。

次に、運営に関することですけれども、この19年にオープンして以来、この立地場所が非常に効果的な場所、いわゆる商業経営の場所としては人がすぐそばを通るといことで、非常に有利な場所であるという認識が結構、多くの方に持たれます。

この関係で過度の商行為がここで行われることを制御するために、当初、富良野大雪ルートの組織、上富良野町で言えば花クラブという組織が中心になりまして、できるだけ地域の経済振興に広く益するもの、そしてまた同時に市街地に誘導して、あの見晴台公園の1カ所で物事が完結するような運営形態は排除しようという動きがあって、当然、その中で行政もかかわってルールづくりを行います。このルールづくりが結果として、果たしてうまく作用したかという視点については、大いに関係者一同、反省しなければならない点もあるのかなと、ただしみんなで運営にかかわっていこうという意気込みがその時点でつくられたという、大変な要素もあります。

ただ、現実的にこの3カ年、4カ年を過ぎて、なかなかその活用面でしにくかったという結果がございます。やはり、この結果を受けてこのルールについては、やはりもう一度見直しを図らなければならないと考えておりまして、この24年度中に関係者一同で検討は進めたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 今、課長のほうから、その組織的な障がいというか、そういった弊害があることによって、なかなかその実を担当しているところと、それからその都市計画で予算を出しているところの違いがあって、その情報のやりとりをするという機会が、あることはあってもその部分が難しいというふうになっておりますが、町長にお聞きしたいのですが、やはりその町長の思いもあって、あそこの地域、あの公園というかをこれから人が集う場所、またそれには住民の意見を大きく拾って協働のまちづくりに生かすということで、あそこの提言をされていらっしゃる。

このことについて、その組織の改革云々ということも含めて、その実の担当の部分と、そのお金を出す担当の部分のギャップをどのように解消していくのかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番金子議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、担当課長のほうから申し上げましたように、19年の開設以来、なかなか実が上らないというようなこともありました。そういう点につきましては、このたびのワークショップを通じまして、施設のありようについて種々御意見をいただきましたので、それに沿いべく町長も決断したところでございますが、いかんせん今、議員のほうから申し上げられますように、行政内部の連携につきましてもなかなか我々も言いにくい役目はありますが、いずれにしても課を超えた連携が十分でないのも事実でございますので、これらにつきましては私どももこの施設機能が十分果たされるような、実行が上がるような、そういう方向でしっかり連携して取り組んでまいりたいと思いますし、いずれにしましてもこの施設につきましては今まで御説明申し上げていますように、地域の方々から大きな期待も寄せられていますし、私どもも公共施設としての機能はありますが、その場を生かして広域につながるようなことも当然、戦略として持っていますので、そういうことが十分、実行上がるように人の取り込み、それから関係団体とのそういう連携については、今までに経験のないような議論もしながら、そのハードルを越えるような、そういう取り組みをすることで、いずれにしましても施設機能の実行上がるような対応をしまっていることが町長としての、この機能不全になっていることをしっかり果たそうという思いでもございますので、そういうことに意を用いて実行上げていきたいという、これが町のスタンスでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 2ページの見晴台公園の改修事業の繰越明許費のところでございます。

3回のワークショップを経て、住民の声を取り込むと、こういう見直し案になるということで5点の改修案が示されました。

この中で、2点目のこの展望台の丘の存置というところに、一部ちょっと不安要素が残っておりまして、一部除伐するという、ここの項目でございますけれども、ここのところはクリアできるのかどうか、そしてこの案で実施できるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員の見晴台公園に関する見直し内容のうちの1点についての御質問にお答えをいたします。

この展望の丘の存置につきましては、3回開いた

ワークショップの中で、皆さんのいろいろな多様な意見をそれぞれの分野として整理したうちの一つになっています。この展望の丘については現在、上に林が残っておりまして、30本程度の木が生えております。これは、古くから実生で自然に生えた木が現在まで残っている木でございますけれども、この木の中には既に雷が落ちたのか、それとも厳しい寒さでひび割れたのか、凍裂と形で縦に裂け目が入った木とか、あとはナラ茸類、これは木を腐らせる菌類ですけれども、菌が入っている部分、枝の一部が枯れて風が吹くたびにぼろぼろ、ぼきぼきと折れて下に落下するというような状況が見受けられております。

これらの木の状況については、樹木を観察できる専門家の方にもちょっと御意見をお伺いしたところ、枯損が進行しているものがあるので、中には風が吹けば倒れて危険なものが混じっていると、これらの意見も受けまして、基本的な形としては丘を存置して現在のまま残すつもりですけれども、この丘の活用として眺望点、山を眺める、周辺の風景を眺めるポイントとして、ここに上るための階段、それからスロープを現在の計画では3方向からつけることになっております。

当然、人がそこの林の中に上がることになりますので、その場合、上から風が吹いて落ちてきた木が体に当たってけがをしたりという心配がある部分については除伐、切って除くということを考えてございます。

現時点では、急な道ですので、特別元気な方以外はあそこに上れませんので、現時点までは特段の手をつけてはこなかったのですが、ワークショップの中であそこに上れるようにして、ぜひそのメリットを生かしたほうが良いという意見が出ましたので、それに対応するものとして今回の見直し計画となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかに。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 見晴台公園の改修で、繰越明許費という形の補正予算が載っております。

そこでお伺いしたいのですが、この地域における情報案内施設が設置されたのが19年からという形になっておりますが、こういう中で地域の人たちの設置時点での合意から始まって、また今回、改修するという形の合意の中で、住民の意見がなかなかやはり取り入れられなかったというのが大きな問題になっております。

ワークショップ等においては、そういった問題も踏まえて改善するというような言葉も述べられてお

りますが、改めて私、原点に立ち返って、やはりもう一度これは予算は未執行という形の中で、繰越明許は辞めるべきだという私はこの立場です。

なぜそういうのかというと、果たしてこれが設置されたからといって、根本的にその町の観光客の入り込み数が何倍もふえる可能性があるのかという点で、非常に疑問だという点であります。であるならば、現状のまま推移しながら今後で上がる観光振興計画とあわせながら、魅力ある観光をどうつくっていくのかという、この立場に立った根本的な論議を積み重ねる必要があると思いますが、この点お伺いいたします。

もう一つは地域の方がよく述べられている、この駐車帯があることによって、夏、冬問わず、やはり大型のトレーラー等、乗用車から含めてなのですが駐車することによる騒音問題があります。

今回のこのワークショップの結果を踏まえて、それを軽減するという形の中で駐車帯、あるいは道路において、民家側においては樹木を植栽してその騒音を避けるという、そういう形の表現がされております。

しかし、根本的には仮にその樹木を植栽しても変わるものではないというふうに私は考えていますが、この点どのようにお考えなのか、それとあわせて本来であれば騒音等の問題があるということですから、環境アセスメントを行って、やはり住民の疑問に答えるべきだと思いますが、この点、騒音、あるいはそういった風等の問題について、環境アセスメント等は実施されたのかどうなのか、この点お伺いいたします。

協働の町ということであって、よく町では使われます。協働の町という言葉を使う前提は、お互いの信頼関係が成り立って初めて、その協働の町という言葉が生かされます。

しかし、今回の場合はどちらかが片方、住民側がそういう疑問を持って言っているにもかかわらず、引き続きこういうワークショップを開きながら結局、何をやったかという繰越明許という形の中で工事を進めるという、そういう形をとっているというところに私は大きな問題があるというふうに考えております。

そういう意味では、今回の一連のこの論議を深めて見た内容等においても、数々の課題が残ると考えております。仮に、この報告書で書かれているように、道の中期的な検討課題としてはワークショップで参加したグループの皆さんが述べられた、これも貴重な意見だと私、否定するものではありませんが、国道トイレにおける駐車帯の抜本的な改修の問題という点で、これは開発局等において改善しなければ

ならない中期的な課題という形ではありますが、しかし北海道開発局においては、これを簡単に直すというような話にもなりません。当然、1回、19年度あたりからつくられた形の中で、費用対効果でそう簡単にこれを見直すという形にはならないと思いますが、そういった疑問等については今後どのように対処されるのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の見晴台に関する3点ほどの御意見にお答えしたいと思います。

まず、振興計画がこの今回、提出された住民側からの意見書の中にも振興計画の中にきちっと位置づけて運用してください、運用すべきだという意見をちょうだいしています。

この振興計画自体がいかにな形になっていくのかということで、まずちょっと若干の説明しなければならぬかと思いますけれども、これらは各施設がいかに民間の施設も含めて有機的に結合していくかというような要素がソフト的に書かれるものと予想しているところですけれども、この中で各施設が現在の持っている機能がきちっと発揮されて、初めて計画の中に組み込まれていくという性格を持ってございます。

兼ねてから説明しておりますとおり、現在の施設が当初求めた多くの人たちが立ち寄ってきていただいているかという点、過去4年間の指定管理者側から利用状況を報告いただいておりますけれども、1日当たり50人から60人、情報ステーションにおいでいただいている、この数字が私は決して多いものとは思っておりません。少なくとも、情報ステーションの機能の一面から見ただけでも、ぜひ1日100人、200人の方が立ち寄って、上富良野町に関する情報提供できるパンフレットなり、リーフレット、そして食べ物を、買い物できる場所を御案内できたらなど、そういう条件整備が私どもの部署の仕事かなと思っております。

それを運用、活用されるのは観光事業側が中心となります。観光協会、そしてまた商工会の方がいかに情報ステーションを活用して、自分の商売、地域の町内会の発展に役立てていくかということに活用していただくのが役割だと思っています。

このようなことから、1日も早く現在、機能不全を起こしているものについては、今期の観光シーズンが5月から6月、5月末ぐらいから徐々に入り込みが始まると思いますけれども、今期のうちに手をかけたいと思っております。

なお、この際に国の管理する国道用地が若干この

活用に絡んでまいりまして、その活用については管理する北海道開発局の旭川開発建設部のほうと事前に打ち合わせを行いました。この中で、効果がどれだけ出るかわからない部分に余り大きな手をかけるべきではないというような助言もいただきました。

なお、町民の意見からも大きな声でさまざまな提案が出てきております。これらを受けての今回、できるものについてはすぐ改善したいという、そういう趣旨で住民の方々に御迷惑をずっとかけてきた騒音、そして風の点についての対策を講じるもので、その中でアセスメント、いわゆる環境評価調査を行うかどうかという点を御質問ですけれども、実はこのアセスメントにつきましては、非常にいろいろなシチュエーションがありまして難しい面がございます。できる範囲でノウハウをお持ちの開発局側に御相談申し上げて、その事前の周知、効果、被害状況、数値化できるものかどうか早々に相談を図りたいと思っております。

あともう1点、国道の現在、駐車帯、それから駐車帯に布設している展望駐車場、それからトイレ、この三つの施設については、国が管理する施設となっておりまして、住民のこの間の検討会の中では、これらの形状、それから配置も含めてになりますけれども、なかなか使いにくい状況にあるということで、改善のプランが幾つか出ております。

これは、旭川開発建設部のほうにも現時点でこういう住民からの意見が出ていますということでお知らせしておりますけれども、これらの改善に手をつけるかどうかについては、今回、行う情報ステーションの仮の移設、その評価を行う社会実験としての位置づけで、その結果を受けて今後の対応が決まるでしょう、町側としては今後も車の走り方が一方通行であると同時に、道道側から進入禁止になっているという、非常に使い勝手の悪い面もありますので、そこら辺を含めて要望を継続してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 環境アセスについて、私、やはりこういう工事等が始まる以前に当然、行われてしかるべきであって、そこの手順自体が間違っていると言わざるを得ません。この点、もう一度認められるのか、そういうふうに感じておられるのか伺います。

もう一つは、もしも観光計画に沿ってワークショップで出されて、多くの方々の意見をまとめて、ある程度、観光ことしの計画に基づいて、振興計画の中に一定程度盛り込みたいということであれば、せめてその今回、ごり押しという形ではなくて、繰越

明許でなくて、せめて予算を未執行にして白紙に戻して1年間あげましょと、その中でもう一度協議しましょという余裕があってもいいと思うのですが、今回はそれが全く見られません。

昨年からは何回も言っておりますが、こういう住民とのかかわりの中で、住民の皆さん方が納得いかないということであれば、そういった余裕も含めてもう一度予算も白紙に戻して、改めて原点に立ち止まって、やはりそのここの開発のあり方を見直すべきだということを主張してきましたが、なかなかそういった部分は取り入れようとしませんが、なぜ繰越明許までして着手しようというのか、私わかりません。

答弁の中では、これからの観光開発や入り込み数にふやすための努力をすると、その一環でこういう予算を前から要望もあつたので計上したいというのですが、しかしやはり何とってそこの地域に住んでいる人たちの意見を聞くということを前提にしないで、これは迎合でも何でもありません。住民がこの中で住んでいる以上、そういったやはり対話を重ねながらこの問題や課題を共有しながら進めるということは、町も言っているわけですから、この点の姿勢が全く見られないという点で非常に私、残念であります。

こういった予算をもう一度、取り消すべきだと思います。これらの点について、町長どのようにお考えなのか伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

この見晴台公園の関係については、いろいろと課題等があるというようなことを前提で9月に150万円の予算を追加しまして、この間、ワークショップ等でいろいろと御意見をいただきながら、そのあるべき方向、あるべき姿を探ってまいりました。

そういう姿を今回、23年度の当初予算でお認めいただいた、この機能不全を改善するということにつながっておりますので、私ども行政当局としては、そういう議員の皆さんにお認めいただいた、そういう方向で本来のあるべき姿、本来の行政目的を果たしたいということが町の考え方でございますので、それにどういう手続きをこの時期にとればいいのかについては、御提案のとおりでございますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長答えられないということで、まことに恥ずかしい話です。私は町長にどうなのだというのを聞いているのです、考え方。そ

れについて副町長がわざわざ出てきて答えるというのは、全くもってのほかです。町長の見解としてどうなのだと、町民の皆さんも聞いているわけですから、ここで町長がどういうふうに感じているのかということをはっきり述べてください。環境アセスもない、そういう手順も逆だという状況の中で、ワークショップの中にも掲げられておりますが、カタクリの花を植えて、その自然を生かして蝦夷山桜植えて、自然を生かしたほうがいいのではないかと。今、この上富良野の雄大な各種のアンケートを見てもこの自然を生かした町をやってほしいということで言っているわけですから、そういう生かし方をしながら、やはり見晴台を生かすというのも一つです。そういう工夫をしながら、住民との対話を重ねて、それではもう1年、余裕を見て進めましょうかというところをなぜできないのかという点で疑問ですし、また今回のこの予算のつけ方というのは問題だと思いますが、町長、この点についてお伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

昨年のごころから計画を持たさせていただきました、その実施に向けて取り組んできたところでございます。

その間、先ほどからいろいろ御説明申し上げてきたような経過をたどってきていることは、御案内のとおりでございます。

そういう中で、最大限、私といたしましては町の諸般の経済活動、あるいはそういったことから起因する雇用、さまざまな部分を総合的に判断し、しかもやはりこれは住民の皆さん方が思いを共有することからスタートしなければならないということで、今日まで時間を費やしてきたことになるわけでございます。

そういう中で、議員から御質問にありました住民の皆さん方としっかりとその認識を共有することは、議員の御質問の中にリセットするべきではないかというような趣旨の御意見もございましたが、私はそういう真摯に住民の皆さん方と向き合って、そして思いを共有する、そういうプロセスもしっかりとらせてきていただいたというふうに考えております。

これは、本当に上富良野町民が一つの方向に民主的に向かった一つの大きな成果だというふうに理解しておりまして、24年度に向けてしっかりとこれを果たしていくことが多くの町民の皆さんが望まれている、待たれていることだというふうに確信しているところでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 一つ、先ほど同僚議員の質問の関係で、環境アセスメントの関係で先ほど全員協議会の中で私申し上げましたけれども、一応、開発局と協議をすると、そうすると開発局の持つデータが当然あるのです。それをもとにして、対象にして比較、検討するというようなことをぜひやっていただきたいのが1点。

それから、もう一つは展望の丘に30本ほどの樹木があるということで、そのうち10本ほどは枯れたり、折れたりというようなことがあるということですけれども、あの展望の丘に木があることが一つの大きなシンボルになっています。

したがって、10本ほど切るということであれば、その後の補植の関係をあの展望の丘にまたその樹木をひとつ維持していくというような関係で、それらのものが、考え方がないかどうかということが2点目。

それから、3点目は昨年の3月に897万5,000円、予算を通し、そして昨年の9月に一応、これらの調査設計で150万しました。そのときの文書の中身は、調査設計は9月下旬から24年2月中旬まで行くと、それから施工期間は24年3月から24年6月まで行くと、そしてその中で平成24年度の行楽シーズンにはもう供用ができると、その中の工事費の関係で3月定例議会に補正し、3月契約、発注による繰越明許事業とする方法、または平成24年度当初予算に送るとともに、平成23年、24年度の債務負担行為ということで、どちらかですということによっております。

私は、3回のワークショップに参加しました。その中で、今回の事業費の中に多く反映されているし、それからもう一つは地域的な要素で、観光振興計画の中で包含してやらなければならないということもなっておりますので、とりあえず私は今、補正で繰越明許ということで857万8,000円の中でやっていくということで、進めていくべきだということ考え方をしております。

したがって、切る木もやはり地域住民の皆さん方とも、結局あそこに見える木があったのにどうなのだというとも言われますので、できれば立ち会いといったらおかしいですけども、こういう状況だから切るのですよということをあわせて理解してもらったほうが、ワークショップ、それから地域の皆さん方、いろいろな意見の反映ができると思いますので、その点お聞きをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 7番中村議員の御

質問にお答えいたします。

まず、1点目の開発局との調整の関係ですけれども、当然に開発局につきましては、道路の通行車両とかいろいろなデータをお持ちだとは思いますが、ただ、上富良野町ポイントをお持ちかどうかわかりませんが、そのお互いといいますか、向こうがデータすべて持っている状況だと思いますので、活用した上で影響度、植林の前後で推しはかかってその効果を見てみたいとは思っております。

二つ目の危険樹木の除伐の後の補植についてですけれども、議員御承知のとおり、あそこの林については過去、何年か、もと畑だったのですけれども、今、切り土になっているバイパスのところはずっと向こう側まで対岸までつながった大きな林の中として、実生で生えた木だと聞いております。過去の航空写真なんかを見ても、そういうようにあそこの一帯が実生の林であると、植林されたものではないようだという事で考えております。

そのため、切った後にする補植の樹種が果たして大きなものは大きい、かなり大きい木ですので、日陰で育てられるものがあるかどうか、そこら辺も研究して補植の方法も考えたいとは思っております。

ただ、あそこの地点、地域の方もおっしゃるとおり、風が強いというものもありますので、植樹できる木がごく限られるという点がありまして、果たして植林効果がどれだけ出るかというのは図りながら、そういう手法も検討したいと思っております。

住民に対する立ち会いの確認につきましては、恐らく地元の人たちは大分見ていると思っておりますけれども、その機会はぜひ持って合意を必要とする案件とは思っておりませんけれども、確認をしてもらって納得はいただかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 補植をするということですが、樹種は限られるということですが、ただ私、年々あれしていくと、今30本が10本切ったら20本しか残らない、そしてまた年々切るような状況が出てくる可能性があるのでは、その展望の丘の樹木というのは非常に景観的にもシンボリックになっているので、できればそういうことも視野に入れて補植を、樹種は限定されるとは言いますが、十分な配慮をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第35号を起立によ

り採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（西村昭教君） ここで、本年最初の定例会でありますので、町長からごあいさつをいただきますと思います。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、第1回定例会の終了に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

3月8日から始まりました、平成24年第1回定例会、本日19日目を迎え、最終日を迎えさせていただいたところでございます。

この間、さまざまな御意見をいただいたり、あるいは予算委員会を通じてさまざまな皆さん方と御議論をさせていただいた経過にございます。

皆さん方が町を思う気持ちが私のほうにしっかりと伝わってきたところでございます。私も、町を、行政を預かる立場として、それら皆さん方の声をしっかりと受けとめ、そして予算委員会等通じていただいた御意見等を常に胸に置きながら、上富良野町民がこれからも活力を取り戻し、しかも安心・安全で暮らせる、そういうまちづくりに一層意を用いなければならないなということで思いを新たにしたいところでございます。

今後、今まで同様、皆さん方から御意見、御指導賜りながら、町政推進を進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げ、さらにこの第1回定例会、大変御協力、御理解をいただきましたことを改めて感謝申し上げまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。

大変、長い間ありがとうございました。

◎議 長 あ い さ つ

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言お礼を申し上げたいと思います。

第1回定例会ということで、平成24年度の全予算がいろいろな意見をいただきながら無事議決いただきましたことに、大変厚く御礼申し上げる次第であります。あわせて、副議長にはその労をとって大変な御苦勞をされたことに、心からお礼を申し上げたいと思います。

私も議会活動長いのですが、このように延長になったのは初めての経験でございまして、なぜこうい

う状況になったのかなと、いろいろ自分なりに考えていたところでもありますけれども、やはりもっともっと理事者側と議会との議論の場が足りなかったのかなというような気がするところでもあります。

いろいろな意見を、いろいろな考え方を持ちながら、なかなか理事者は一生懸命考えて通してくるわけでもありますけれども、そこに議会の意見をしっかりと反映するためには、やはり議会もしっかりとした考え方を持っていかなければならないのかなと思ったところでもあります。

いよいよ24年度の予算もスタートするわけですが、車の両輪として町と議会とがいよいよスタートするわけでもありますけれども、この両輪の軸を動かしているのは1本の軸であります。お互い一つになってまちづくりの発展のために、それぞれの立場で御尽力をいただければありがたいかなと思います。

24年度も、もう4月1日がすぐ間もなく始まるうとしておりますけれども、どうぞ1年皆様方、鋭意一生懸命まちづくりに取り組んでいただきますことをお願い、御期待申し上げますとともに、町長初め職員の皆様方もまたえりを正して一生懸命、まちづくり発展のために御尽力をいただきたいと思います。

本当に、この3月の定例議会につきましては大変、御苦労さまでございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成24年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 0時03分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年3月26日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 一 色 美 秀

署 名 議 員 今 村 辰 義